

タテマエとホンネの狭間で——日本文化の一側面を観察する
ROMAHOPEA (ローマ法便覧) 第四部

目次

序論

- (A) はじめに
 - (1) 「タテマエ」と「ホンネ」という言葉を巡って
 - (2) 「タテマエ」と「ホンネ」の交錯を示す用例
- (B) 「タテマエ・ホンネ」イメージの群像
- (C) 日本の法文化における「タテマエ」と「ホンネ」
- (D) 古代ローマにおける「タテマエ」と「ホンネ」

第一章 「タテマエ・ホンネ論」の背景

- (A) 筆者の個人的事情
- (B) 「京のぶぶ漬け」の話
- (C) 「ウィキペディア」の「建前と本音」論

第二章 「タテマエ」と「ホンネ」の位置関係

第三章 本論

- (A) はじめに
- (B) 「表」と「裏」・「外」と「内」
- (C) 「形・形式・型」としての「法」
- (D) 「タテマエ」と「ホンネ」の対比図式

- (1) 法の周辺
- (2) 法の種別
- (3) 支配関係・力関係
- (4) 法・規範・ルールへのスタンス
- (5) 対人関係
- (6) 人の法
- (7) 民法
- (8) 刑法
- (9) 裁判関係
- (1 0) 経済
- (1 1) 政治
- (1 2) 自然科学
- (1 3) 理論的な言い回し
- (1 4) 通俗的な言い回し
- (1 5) 外来語系の対比例

第四章 「隣人訴訟」を巡る「タテマエ」と「ホンネ」一事例分析

序論

- (A) 「隣人訴訟」の概念
- (B) 「タテマエ・ホンネ論」の効用

本論 三重県津市における「隣人訴訟」について

- (A) はじめに
- (B) 判決の分析
- (C) 両当事者の主張

業」に属するものなのですが、しかし、それ以外にも、もう何十年も前から、わが「日本」という国家の、諸々の営みの中にも、「タテマエ」と「ホンネ」の視角・視点・視座から、その営みを二元的に考察してみれば、理解しやすい部分があるのではないかと、という直感に素直に従い、いわば「副業」のかたちで、極く広い意味における、日本の「法文化」を分析・解析する研究に、長らく携わってきました。ところで、以下の記述に見えるような、今回の仕事は、実を言えば、この「副業」系統の、これまでの、いくつかの仕事の「総集編」といったような、立派な位置付けができる性質のものではなくて、依然として、研究者としての最終的な段階における「一作品」の域を、出ません。筆者のような、一人の研究者が、一生の間に取り扱うことができるのは、申し訳ないことに、これぐらいのものでしょう。それでも、これは、「悲しい現実」などというものではなくて、「幸せに満ち溢れた現実」というように、筆者個人は、前向きに、受け止めております。それでは、各方面から、筆者の発言＝記述に対して、御異論や御異議が、多数、沸き起こることは十分に覚悟した上で、平成な心で、以下に筆を進めてまいりましょう。今般の仕事が、これまでの「ロマホペディア（ローマ法便覧）」の三部門と併せて、「ジュリスト（極く広い意味での法律関係者）」だけではなく、歴史や文化一般に興味をお持ちの方々の御目に留まれば、幸いです。

（B）「タテマエ・ホンネ」イメージの群像

（1）「タテマエ」と「ホンネ」という言葉を巡って

「タテマエ」と「ホンネ」という、一対の言葉のそれぞれにつきましては、国語辞典に、次のような記述があります。まず、「タテマエ」については、『広辞苑』の「立前・建前」の項目においては、その項目の②の

ところに、「表向きの方針」とあり、それから、「建前」の項目においては、「むねあげ。上棟式。」とあります。他方で、『日本国語大辞典』の「立前・建前」の項目においては、その項目の①のところに、「本来的なこととして決まっている方針、原則など。表向きの方針。」とあり、そして、「建前」の項目においては、「家屋の建築で、柱、棟（むね）、梁（はり）などの主な骨組を組み立てること。また、そのあとの祝い。むねあげ。上棟式。」とあります。一方で、日常会話用の表現や学問用語の場合になりますと、ここに示された意味よりも、もう少し、広く、深く、含みのある表現として、これらが登場してくることが多いように思われるのですが、その意味するところを的確に捉えるのは、かなり難しいことに属します。

次に、「ホンネ」については、『広辞苑』では、「まことの音色、本心から出たことば」とあり、最後に、「たてまえを取り除いた本当の気持」というように、「対比」をしっかりと意識した説明も、付けられています。こういった説明の付け方は、筆者の基本的な分析姿勢に、最も近いものです。また、『日本国語大辞典』には、「本音」の項目の②のところに、「本心、また、本心から言うことば。本当の気持ちを言うことば。」とあります。ところで、「タテマエ」と「ホンネ」というカナ表記は、現代日本語の世界では、まだ、十分に市民権を得るまでには、到っておりません。「建前」と「本音」と表記されるのが、通例だからです。それでも、法学系の学術論文や著書などの中に、「建前（タテマエ）」と「本音（ホンネ）」というように、カナ表記も登場するケースも、最近では、散見するようになり、変わってきました。いずれ、カナ書きだけの表記法が、登場することでしょう。こちらの方が、一層強いインパクトを備えていますね。

ところで、筆者は、二〇〇〇年前後の時期に、名古屋市の、ある大学に

において毎年行なっていた「法学」講義の中で、法学部新入生の諸君に、「あなたにとって、タテマエとホンネとは、どのようなものですか」という、筆者の設問に関して、「ミニ・レポート」を提出して貰う機会を作った経験が、数回ありましたが、東海地方出身者が圧倒的に多い、この大学の、今時の新入生諸君の頭脳の中には、このような一対の概念は、殆んど組み込まれていないことが、判明しました（風土の違う、京都の各大学の学生諸君の場合なら、間違いなく、これとは違った結果が出てきたことでしょうが）。しかし、週二回で半年間の講義を通じて、彼らは、これらの用語＝概念について、十分な理解を示すようになるのと同時に、それを体感して、これらを自身の文章表現の中で使いこなすレベルにまで到達してくれる現象が、しばしば見られました。筆者は、半年の間に、総計一〇回分のレポートを、講義への出席を証明するものとして（もちろん、これは、学生諸君に、その時々ホットなテーマについて、考え付いたことをその場で直ぐに文章に仕上げた貰う訓練も、兼ねてのことです）、学生諸君に書いて貰っていましたので、その辺りの事情が、経験上、とてもよく判っているのです。そのような訳で、筆者としては、「タテマエ」も「ホンネ」も、今や、現代の日本人一般にそれなりに親しめる理論枠組となってきたのではないかと、感じています。もっとも、地域別、個人別、TPO（時と場所と状況）別などで、データの差がかなり違ってくることは、十分に予想されます。

（２）「タテマエ」と「ホンネ」の交錯を示す用例

次に、本論に入る前に、まず、以下のような、説明が足りない、大雑把な言い回しを、試しに示してみることを通して、筆者の意のあるところを、とりあえず、読者の方々に、少しでも読み取って頂くことに、致しましよ

う。これは、一種の「イントロダクション」の役割を兼ねている部門、という位置付けに、なりますね。

① 「常識というものには、実は、『法の常識』と『世間の常識』というように、二つあるんだ。前者は、タテマエ的（理論的な）側面などに注目しながら、机の上で勉強するだけでも、かなりマスターできるけれども、しかし、後者は、世間というものに身を置く中で、ホンネに十二分目配りをしていく経験を、自らしっかり積んでいかないと、とても身に付かないよ。この日本では、よい、『ホンネ流常識人』になれば、社会人としては、一流の扱いをして貰えるだろう。ついでに言うと、『法の常識（論理）』と『経済の常識（論理）』との間にも、タテマエとホンネの対比の構図が描けるね。もっとも、昨今では、例えば、事業会社の買収・吸収・支配のプロセスにおいて、攻め手の側が、「フェアプレー」の精神など、全く気に掛けずに、『法律が明白に禁止していないことなら、何でも自分の好きにできるのだ。』といったかたちで、社会的なタブーも平気で破りながら、「ホンネ丸出し」の経済活動を展開してくることがあるのに対して、法（司法）の側が、どうしても後追いにはなるけれども、その類の所業に規制を掛けようとしたり、時には、それに対して、処罰の手段を取るような動きを示したりして、タテマエの次元で、積極的に事態を処理していく傾向が強くなったから、これら二つの「常識」の間の、相反しがちな位置関係が、多少とも修正されるようになってきてはいるけれども。」

② 「お父さんは、家の中で、いつもタテマエ（キレイゴト）ばかり言い立て、そして、お母さんは、ホンネばかり口走るのよ、僕としては、扱いにくいよ。二人とも、もう少し視野を広めて、世の中の勉強をして欲しいな。家庭も、社会の一部なのだから。それはそれとして、お母さんは、

いつも、タテマエでは、お父さんに従うようなスタイルを採っているけれども、ホンネでは、お父さんをちゃんとリードしているところが、凄いね。飛び切りの男性天国であった古代ローマでも、そういったところが見られると、言われているから、これは、古今東西にまたがる真理なのかな。女性というのは、本当に凄い。」

③ 「君は『名』を取りたまえ。僕は『実』の方を取る。これで、タテマエ（名）とホンネ（実）で、あいこ（相子）だね。『名実共に』なんていう線を求めるのは、あまりにも厚かまし過ぎるので、止めておこう。僕は、リアリストで、どうしても実利の方に眼が行くから、ホンネ側だ。」

④ 「『総論賛成、各論反対』になるなんて、総論に当たるタテマエと各論に当たるホンネを、汚く使い分ける手で、僕はあまり好きになれないね。総論には賛成しておきながら、その論理の末端に位置する各論に反対するのなら、結局は、大本に当たる総論に反対することと、同じことになるんじゃないか。各論あつての総論だろう。上辺だけのごまかしをやるのは、止めて貰いたいものだ。これは、日本の政治家がよく使う手だけれども、もう私たちは騙されないよ。」

⑤ 「中央（官庁）は、タテマエ路線で、ゴリゴリ押ししながら、あれこれ指図してくるけれども、私たち地方（官庁）の者は、ホンネ（現場処理）のこともよく考えていかなければ、末端の行政をやっていけないですよ。法規のタテマエ通りにやっていくには、人手も足りないし、また、そもそも、タテマエというものには、昔から、実情に合わないことを平気で押し通そうとする、厚かましいところがかかなりあって、私たちとしても、現場で匙加減をする必要が、どうしても、出てくるんですよ。そうでもしないと、国民の不満を現場で抑えきれません。」

⑥ 「最近人気の出ている電動アシスト自転車というのは、タテマエでは、自転車だけれど、ホンネでは、「クルマもどき」のようなものだよ。電気のパワーが人間の漕ぐ力よりも圧倒的に優位に立つタイプの、強力な電動アシスト自転車の登場も、夢ではないので、尚更のことだ。考えてみれば、原動機付き自転車（原付）というのも、「タテマエ倒れ」の妙な命名だね。あれは、どう見ても自動車の仲間だよ。大きな顔をして、バイク並に、車道の真ん中でも、すいすいと走っているからね。」

⑦ 「『靖国神社へ、内閣総理大臣が、私人として、参拝する』という、昔にあり、今も目に付く、例の論理構成は、ホンネとタテマエを巧く使い分けるいつもの手口であって、そこに合祀されているA級戦犯のことを、一貫して問題視している中国や韓国の当局者には、とても見過ごせない振舞いだろう。中国と韓国は、その歴史的な御国柄もあって、日本人流の、タテマエとホンネの巧妙な使い分けに対して、常に、冷ややかな眼差しを投げ掛けているから、『公人（タテマエ人）としてなら駄目だけれど、唯一私人（ホンネ人）としてなら構わないのでは。』などといった弁解は、とても認めてくれないのだ。その流れは、今も続いているね。あの小泉首相は、在任中に、あの手この手で、靖国参拝の実績（ホンネ）を巧みに積み重ねてきたけれども、その挙動は、いかにも苦しそうだったし、見苦しいところもあったね。『死』とか、『死後の世界』とか、『責任の取り方』とかについての考えかたが、日本と、中国・韓国とで、全く違っている以上、この対立は、永遠に交わることのない平行線みたいな姿になっているのではないだろうか。」

⑧ 「あの小泉首相は、タテマエをしっかりと表に出すタイプの人だが、それを懸命に護持する、という姿勢が、結構、国民に受けていた。あの人

には、ホンネなんか、なかったのだろうか。それでも、小泉政権のかつての長期安定化の過程で、彼の言動には、ほんの少しだけけれども、ホンネ寄りの動きの芽のようなものが、見えていたような気もするね。『タテマエに始まり、ホンネで終わる。』という流れは、日本人の感覚では、『賢人の道』なのかもしれないよ。」

⑨ 「中央官庁の、例の『行政指導』には、本当に苦勞させられたよ。何しろ、中央官庁は、タテマエでは、助言・勸告をしているだけだ、というように、涼しい顔をしているけれども、ホンネでは、指示・指令を、ちゃっかりと、上から、私たち下の方へ、降ろしてくるので、嫌でも、私たちがそれに従わなければ、後になって、別のところで、ひどい目に遭わされる、とか言われていたからね。『ツナミ』なんかと同じように、そのままの発音で、英語にもなっている『ギョーセイシドー』は、日本人の賢さ（悪知恵？）の好例だよ。最近になって、文部科学省が、複数合格を果たした結果として、本命ではない大学への入学を辞退することになってしまった受験生に、その人物が、合格時に払い込んでいた、その大学の前払授業料を返金させるよう、日本の大学全体に圧力を掛けた事例があるので、この手の陰湿なテクニックは、まだまだ健在らしい。古代ローマにも似たような仕組みがあるから、結局、摩擦を少なくし、社会的コストを下げるために、人間が考え付くアイディアには、似たところがある、ということになってくるのだろうか。」

⑩ 「『あなたがあなた御本人であること（ホンネ）は、あなたが一番よく知っていらっしゃるのですが、しかし、この窓口では、タテマエ（制度）上、あなたが間違いなくあなたであることを、公けに証明してくれる物が、何か、必要です。パスポートとか免許証とか学生証とかを、お持ち

になっていませんか。ホンネをいくら言われても、当窓口としては、受け止めようがありませんね。』 自分が他人の名をかたる偽者でないかと、窓口で疑われたことに腹を立てるような人は、さすがに、最近では見かけなくなったね。官庁や金融機関の窓口での、冷たい、手間の掛かるタテマエ的な措置が、結局のところ、人々を守ってくれている、ということが、世間の人々に理解されてきたせいだろう。日本国民の中には、パスポートも免許証も学生証も持っていない人は、圧倒的な数になるけれども、そういう人は、顔写真の付いていない公的書類（たとえば健康保険証、年金証書）で、本人確認をして貰うことになるんだろう。しかし、これは怖いね。他人が自分になりすますことは、不可能ではないからだ。だから、タテマエも、決して完璧ではない。それでも、各種の窓口における、近年の身分確認重視の動きは、確かに、一つの進歩だよ。」

⑩ 「『陪審員の皆さん、論理（タテマエ）ではなくて、あなた方の心（ホンネ）で、私（弁護士のことです）の最終弁論を受け止めて下さい。そして、被告人に無罪の評決を与えて下さい！』 これは、『評決のとき』という、アメリカの第一級裁判映画のラストシーンの、決定的な場面の話なんだけれども、娘をレイプされて、復讐のために犯人（白人）を法廷で射殺した、被告人である父親（黒人）を救うために、弁護人が、最終の弁論において、通り一遍のタテマエ論ではなくて、なりふり構わない、一か八かのホンネ論に、勝負を賭けた様子を描写しているのだ。無罪判決が出てしまえば、敗訴側に回った検察官が、上級審の再判断を仰ぐことができない、というシステムになっているアメリカの陪審制の下では（日本の「裁判員制度」では、そのようになってはいません）、こういう一発勝負の仕方も、あるんだよ。精密司法であることを誇っている、『タテマエ

一辺倒』の日本の制度下では、とても考えられないような、甘さ・ルースさが、ここには見られるんだけど、それが、よくも悪くも、正にアメリカのやり方なのだ。」

⑫ 「関西のある大手私鉄では、一九九九年に、これまで各車輛の端に設置されていた、いくつかの優先座席を全廃して、『すべての座席を優先座席とする。』という御触れを出したことがあるのだが、それは、『優先座席』というものがなくなってしまうようにすることと、殆んど同じじゃないのかな。結局のところ、このような高尚なやり方は、『タテマエ倒れ』になり、誰も席を譲ってくれない事態が発生して、遂に、二〇〇七年になり、廃止されて、また元に戻ってしまったんだ。関西（特に大阪圏）では、キレイゴトのタテマエなど、通用するはずもないからね。それよりも、『座る資格（さらに言うなら、着席する権利）がある。』というタテマエと、『誰でも、現実の問題として、ちゃんと座れる。』というホンネとが、幸せにマッチするような『絶対的』優先席を、仮に少数であっても、弱者のために確保しておいてあげる方が、ベターだよ。もっとも、優先席と表示してあっても、席を譲らない人はずいぶんと多いので、実際には、『優先席には、特別の人しか、座れません！』といったように、強く、明確に表示しておかなければならないのだが、漏れ聞くところによると、横浜市の地下鉄には、この手のものに近い掲示が、あるらしい。とうとうここまで来たか、という感じだね。それでよいのだ。」

⑬ 「『結果オーライ』とか、『終わりよければ、すべてよし。』とかいうスローガン（標語）が、この日本では、結構、力を持っているように思えるのだけれども、これは、ホンネ（実質・実益）重視の発想だと、思うよ。欧米では、目的を達成するための手段や、それへの道筋がちゃんと

したものでないと、結果がどれほどよくても、あまり評価しない傾向が、あるように、感じられる。これは、タテマエ（枠組・手続・プロセス）を重視する発想では、ないだろうか。例えば、どれほど問題のある（ときには、酷い）評決を陪審員団が出しても、陪審員制度という仕組に絶対的信頼が置かれているところでは（アメリカでは、そうらしい）、タテマエ（制度）が、きちんと法律に則って、動いた結果として、生み出された評決は、そのまま、是認されることになっているんだ。つまり、誰も、ホンネの部分—素人陪審員の評決の正当性・妥当性・適切さ—については、問題にしない。『手続こそ命。』というアメリカ的センスは、アメリカという国の成り立ちや国情にしっかりと根ざしているんだ。実際のところ、ホンネ（事実関係）を基準として、正しい最終判断をやり遂げる、などというのは、現実問題として、とても難しいことだからだ。」

⑭ 「警察によって逮捕され、検察によって起訴された人でも、判決が、例えば最高裁で確定するまでは、『無罪』と推定される、というのが、堂々たる『法治国家』日本のタテマエなんだけれども、しかし、ホンネ（実態）では、早い段階から、むしろ、逆に、『有罪』の見方のようなものが力を持っていることを、君は知っているだろう。日本では、自首する犯人もそれなりに居る上に、各段階で自白に到る被疑者・被告人も、かなりの高率で存在するので、また、日本の裁判官は、世界基準からしても、とても優秀で、手堅い判決をするから、有罪率は、実に九九パーセント以上になっている。このような『高打率』を誇る国は、世界にはないんだよ。それで、人が司法当局にマークされた時点で、既に、マス・メディアにも、世間の意識にも、その被疑者・被告人を『犯人』扱いにしてしまう傾向が、とても強い。つまり、ホンネのレヴェルで犯人と見てしまうのが、当たり前の

ようになっているんだ。少し前までは、例えば、テロの黒幕として名高かった、あの人物を、『ビン・ラディン』と呼び捨てにしていたけれども、その後には、『ビン・ラディン氏（容疑者）』というように普通の表記に変わってきたのは、『無罪推定』というタテマエのことが、世間で、ようやく、少しは、意識された結果なのではないだろうか。実のところ、誤認逮捕されたりして、冤罪に巻き込まれた人は、本当に大変だね。ホンネのどろどろした世界で揉みくちやにされ、そこから脱出して、この世に無傷で生還するのは、容易なことではないからだ。再審段階における検察の「無罪」の論告（普通は、もちろん、有罪の論告なのです）により、タテマエ的には、当局のミスはきれいに拭い去られたりすることもあるが（有名な「東電OL殺人事件」の再審事案で、東京高検が、異例にも、有罪主張を撤回し、無罪の論告をした事件が、目立っています）、それでも、一旦、不当にも、有罪扱いされて、徹底的に痛めつけられた人のホンネの部分は、大きなダメージ（トラウマ）として、その被害者に残るからだ。酷い話だろう。」

⑮ 「あなたは『ルール』という言葉・概念というものと、『マナー』という言葉・概念というものが、どういう間柄になると、お考えですか。端的にお尋ねしましょう。『あなたはルール派ですか、それともマナー派ですか』 正直なところ、誰かに、『社会のルールをマナーと呼ぶのだ。』と言い切ってしまうと、筆者としては、お手上げなのですが、我田引水を特にお許し頂くことにして、ルールをタテマエと、そして、マナーをホンネと、仮に見立てることに致しましょう。ルールの中で最も硬度の高いものは、法律です（『強行法規』と総称されるものが、その代表です）。その下のゾーンには、軟らかいルールが、限りなく展開しています。あの

恐ろしい税務署でさえも、実際のところは、下位の法規範である「通達」によって、動いています（これは、外部には隠されていて、私たち納税者には見えない仕組みになっているのでは、ないでしょうか）。一方、マナーは、社会的な行儀作法・身のこなし（頭のこなし？）のことで、はっきりとした形を取っている訳では、ありません。これは、人の器量や置かれている状況などに合わせて伸縮したりしますから、マナーは、人それぞれに違ったものとなってくることも、多いのです。『君がいつもやっていることは、ルール違反という訳ではないけれども、マナー違反なんじゃないか。』と評されると、それを言われた人は、反省しなければ、その先、社会人としては、ちゃんとやっていけないかもしれません（もっとも、厳しい経済社会に生きる人の中には、『ルール違反でなければ、マナー違反など、気にすることはない。』と豪語する向きも、確かに、ありますが）。ルールというものは、定型的で可視的な規範でして、どちらかと言えば、『外向き』の枠組であり、違反に制裁が伴うことが、普通です。他方で、マナーというものは、不定型で、はっきりと眼には見えない約束事で、どちらかと言えば、『内向き』の姿をしていて、マナー違反は、冷ややかに見られますが、人にストレートに不利益が降りかかってくるようなことは、あまりない、というように対比してみることも、許して頂けるのではないのでしょうか。そのような訳で、ルールを『タテマエの規範』と、マナーを『ホンネの規範』ということに、させていただきます。法治国家である現代の日本が、ルール優位の体制になっていることは、認めなければなりません、様々なニュアンスにおけるマナーが、今も、なお、実社会では、健在です。それが保持している底力を軽く見たりすると、酷いしっぺ返しを受けますね。例えば、野球で、ピッチャーが「危険球」とまでは言えないけれども、

バッターに恐怖やダメージを与えるようなボールを意識的に（あるいは、無意識に）に投げたりすると、バッター（特に外人選手）は、『眼には眼を！』もどきに、ピッチャーに襲い掛かり、それをきっかけにして、チーム同士の大乱闘が始まるシーンのことを、思い浮かべてみて下さい。乱闘行為は、野球界のルール（法）に従って、罰金何十万円というかたちで、処罰されますが、それでも、選手が、マナーの悪いピッチャーに、直ぐさま実力で報復する行動に出ても、一向に構わないのではないか、というホンネの方が、今のところ、優勢です。これで、全体としては、結構、巧くバランスが取れているんですよ。」

⑩ 「日本の道路交通法は、それ自体、よくできていて、立派なタテマエ（システム・装置）なんだけれども、現実には（ホンネでは）、ドライバーや、自転車に乗る人や、歩行者などによって、それぞれ、それがちゃんと守られているとは、とても言えないね。違反を摘発して、お灸を据える警察も、違反件数があまりに多くて、とても手が回らない上に、取締りをあまり強化すると、国民の経済生活に影響が出ること（例えば、駐停車違反の車を、すべて、検挙したりすれば、交通反則金の額は、全国では何百億円規模になるはずです）などを考え合わせて、交通安全週間とか、特別の日（それも新聞に取締りの場所・対象が公示されるほど、当局は親切なのだ）とかにだけ、タテマエ（法規）通りの取締りをやるけれども、それ以外の日には、見て見ぬ振りをするのが、多いんだ。タテマエとホンネのギャップは、交通法規のケースで、最も大きいのではないだろうか。ところで、日本の自衛隊は、軍隊のようなものが全く存在しない、かつての状況（つまり、憲法第九条が元々想定していたかたち＝タテマエ）から、少しずつ、ホンネ（実績）を、バウムクーヘン・ケーキを作る場合のよ

うに、塗りたくって、今や、どう見ても、堂々たる軍隊へと、見事に成長を遂げているんだけど（最高度の重武装をしていないことと、国外で正規の戦闘活動はしないことなどが、正規の軍隊の場合とは、違うのです）、この現象を歴史的に眺めてみると、やはり、タテマエとホンネが不幸にも大きく食い違ってきている、と総括しておいた方がいいと思うよ。憲法改正論がこのところ俄かに活性化してきたのは、自衛隊を巡るタテマエ（法規定上の位置付け）と、ホンネ（強力な軍隊としての実質）とのギャップを、少しでも埋めようとする、自然の動きの表われだろう。」

⑰ 「日本では、『無罪』と言うと、直ぐ、無実（潔白なこと）と受け取られがちだけれども、言ってみれば、「無罪」という答えは、タテマエ（形式）の世界での話であって、これは、消極的な方向で、『有罪とは認められない。』ことを意味しているだけの、いわば軽いものなんだ。ホンネ（実体）においては、そこには、真白な無罪の人（無実・潔白な人）もいれば、有罪と断定されるには少し疑いが残る、といった類の「怪しい」人物も、いるんだよ。最近では、マスコミ報道でも、無罪の判決に到る裁判官の判断の流れ（つまり、裁判官の心＝判断の迷い）を、きちんと紙面などでフォローしてくれるようになったので、『無罪イコール無実』というように速断する人が、少なくなったことも事実だけれども、裁判上の判断と実体的な判断との落差を、しっかりと認識しておくことも、必要だと思うね。ついでに、『無罪』問題について、もう一つ、話題を提供しておこう。二〇一一年一月に、時の法務大臣は、「『冤罪』というのは、有罪判決を受けた人にだけ当てはまる概念で、有罪になどならないで、無罪判決を確定的に獲得した人には、関係がない。」と発言したようだ。これは、タテマエ（理屈）としては、確かにそうなのだが、しかし、無罪判決

に到るまでのかなりの期間、肉体的にも、精神的にも、痛め付けられ、苦しんだ被疑者・被告人の悲しみを考えると、ホンネ（実質）的には、その人も『冤罪被害者』の一員と扱ってあげるのが、道理・条理・人の道に適った行ないなのではないだろうか。」

⑱ 「少し難しい話になってしまうのですが、『証拠能力』と『証拠力』の間にも、前者が『タテマエ』であり、後者が『ホンネ』である、という対比ができることを、説明しておきましょう。前者は、刑事裁判の公判廷へと持ち出されたものが、正式の『証拠』であると、裁判官に認定させるだけの、『事実』の力であり、一方、後者は、正式に『証拠』として採用された『事実』それ自体の中味・内容を裁判官に信用させるだけの、『事実』の力です。聞くところによりますと、これまで、一般に、裁判官は、精神的拷問や脅迫や利益誘導などを悪用して、被疑者に圧力を掛けるかたちで、捜査当局が作成した『供述調書』に、色々と問題があることは、それなりに承知の上で、その調書を、一応、法廷に受け入れておき（つまり、タテマエとしては、＜OK＞としておき）、そして、その証拠に示されている中身の方は信用できない（つまり、ホンネとして、＜NO＞と言う）とする、ソフトな対応を、していたようです。その方が波風が立たないからでしょう。しかし、最近になって、恐らく裁判員制度の導入をきっかけとしてでしょうが（これは、筆者の単なる推測です）、第一段に相当するタテマエのラインで、怪しい証拠を食い止め、法廷に上げさせないスタイルを堂々と貫く裁判官が、現われてきたように思います。これは、ホンネ（取扱い面）のゾーンでごまかさないで、タテマエ（法ルール）の命ずるところに素直に従う扱いかたです。ここには、『密室で搾り取られた被疑者の発言が、真実を示す訳がない!』という世間の常識に適った、プロの動

きも、見えてきますね。」

(C) 日本の法文化における「タテマエ」と「ホンネ」

(1) ところで、後の解説の個所で示すことになるように、かなり怪しいものを含めると、相当な数の意味や用法を見付けることができる、というような、「タテマエ」と「ホンネ」という一対の用語は、むしろ「お化け語」と言ってよいでしょう。学問的にこれを利用することが、憚られる類のものかもしれませんが、それでも、筆者としては、概念（一種のタテマエ）にあまりこだわりを見せなかった、偉大な古代ローマ人（古代ギリシア人は、その逆の動きをしています）のひそみに倣って、とにかく、この「タテマエ」と「ホンネ」という一対の言葉を用いて、可能な限り学問的な分析一端的に示すならば、「日本とは一体どういう国なのか」を見極める仕事一に挑戦してみたいと、考えています。さて、次に、とりあえず「法」の分野に限って見てみた場合、これらの言葉や概念でどのようなものが把握できるか、という点について、少しだけ、予備的な考察を試みてみましょう。

① 例えば、六法全書において具体的に見えるような、見事に編み上げられた欧米風の巨大な制定法規群が、タテマエならば、それらが日本社会で、現実に運用されている実態の総体は、ホンネです。墮胎罪はちゃんと刑法に明記されているのに、検察が墮胎に関して起訴に踏み切らないのが普通なので、この規定が実際に適用されることは、殆んどありません（もっともらしい理屈によって、合法的なスタイルの装いを整えた、怪しい妊娠中絶は、年間数万件も、存在するらしいのですが）。

② 法規範をタテマエとするならば、習慣・慣行・慣習・習俗・しきたり、掟、矩、道徳（モラル）・倫理・宗教、義理・人情・仁義、マナー、

世間体は、ホンネに相当します。飲み屋のツケは、法のルールでは、状況によっては、一年の時効に掛かり、払わなくてよいのですが（間もなく、この一年条項は、改正されるでしょう）、しかし、馴染みの店でそんなことを大っぴらにやったりすれば、それは、社会的には、破廉恥行為と、みなされます。ホンネ風に、「今は払えないので、支払を待って下さい。」と言いつけて、債権者を諦めさせる、という手なら、まだ許されるでしょうが。

③ 欧米から継受された、裁判所を始めとする国家機関の支配圏内で絶大な勢力を誇る法システムが、タテマエならば、国家の力が及ばないところで、今もなお、したたかにはびこっている土着・土俗・固有の、「法的な」物の考え方は、ホンネです。家庭裁判所における家事調停などは、言ってみれば、このような、タテマエとホンネがドッキングしたり、交錯したりする場です。一般的に見ると、私たち日本人は、法的に有効とされない行為—例えば、相続開始前の相続放棄や、貸主側の都合だけを考えて、「当方（貸主）の好きなときに、いつでも、出て行って貰う。」式の借家契約の条項—に関して、裁判所の門の外では、堂々と、そういった約束事の有効性を主張しますが、しかし、事が一旦お上の裁判所の舞台上に上げられますと、とたんに、人は、法的人間＝ホモ・ユリディクス（これは、筆者の造語と言ってよいように、思えますが）に変身して、それなりに法的に物事を考えるようになれる、という特殊な変身の才能も、持っています。

④ 法的な決着の付け方が、タテマエならば、政治的な決着の付け方は、ホンネです。元々の構造からしますと、まず、政治が法を規定し—例えば、占領軍の圧力下での、日本政府による新憲法の制定—、その後、法が政治

を規定する一憲法第九条による戦力の放棄—というコースが想定しやすいのですが、どうやら、日本では、政治の方が法を圧倒している気配が、見えますね。

⑤ 形式に則って、外部に表示された、公的なものを、もっぱら行動の準拠とし、一般的・原則的・理論的な思考経路を辿りつつ、多少の摩擦は物ともせず、きちんと筋（スジ）を通して理想に辿りつく、というスタイルが、「タテマエ重視型」ならば、形式よりも実質を探り当て、私的で特殊で例外的な状況や、人情の機微にも十分に配慮した上で、現実路線を取り、現実に入手できるものを、手堅く、手早く、掴み取る、というスタイルが、「ホンネ重視型」です。仮に、政党に当てはめてみるなら、自民党、かつての民社党、公明党などは、後者型に属し、かつての社会党、共産党などは、前者型に属するでしょう。ざっとこんなところですが、この二元的発想といったモデルは、いわば頭の中だけで想定された「理念型」のような代物でして、生身の人間が絡んでくる場合には、両者が混じり合って、複雑な様相に、なってきます。いずれにしても、日本人のメンタリティーの中には、名実、和洋、知情、内外、南北、東西、表裏、公私、上下、硬軟、新旧、保革、聖俗、単複などの、文化論的見地からも含みの多い組み合わせの語の存在が、如実に物語っているように、とても一筋縄ではいかない何かが、あるような気がしてなりません。タテマエとホンネをそれなりに観念的に区分けすると共に、現実の動きにそれらを反映させる術を私たちが一ひよっとすると、生まれつき一知っているのも、多分、こういう風俗・文化・風土と繋がっている深い根に由来するように、思われるのです。筆者としては、この三〇年以上の間、少なくとも、法・法文化の面における「タテマエ・ホン

ネの二元性」についてだけの話であります。どうしてこのようになっているのかを、常々考えているのですけれども、まだ、明快な解答には到達できていません。それでも、今考えている若干の点を、ひとまず挙げてみることを、お許し頂きましょう。

(2) 歴史的に見てみますと、この日本では、「法」という名称に値するものの多くが、外来・異質の産物であり、しかも、それが、国家権力を媒体として、上から下へと圧倒的な力で押し被さってきていたために、受け手としての国民は、法に対して、受動的・消極的・逃避的・敬遠的・嫌悪的な姿勢を、取りがちでした。元々、ホンネ（しきたり）の命ずるままに、牧歌的・まあまあ主義的な、ルースで、アバウトな、甘い生活を送ってきた人々は、突然、タテマエ（とりわけ、強行法規）の存在に気付かされ、自身の周りに広がる古いホンネ世界との距離や断絶を、思い知らされます。もし、世界の他の個々の国で見られるように、ホンネの中から、じっくりとタテマエが純粹培養されたり、精製されたり、抽出されたりしていれば、必ずしもそういう風にはなっていないはずなのですが。

第一の波は、大化改新（六四六年）をきっかけとして、やってきました。当時、世界レヴェルで見ても、素晴らしい先進的文化を誇っていた、隋唐時代の中国から、「律令格式」が、わが国に導入されます。「律」と「令」は、人民を導いて儒教の理想に到達させることを主眼としており、そして、そのために人民を教令するのが「令」で、教令違反の者を罰するのが「律」です。それから、法典である「律令」を改廃補充する臨時の単行法令が「格」で、法令の施行細則が「式」です。これらは、形式の上からは、人民を教化する任務を帯びた官吏に宛てたもの、ということになっていますが、実際には、その官吏のところを通り越して、人民は、その生活の場で、律令

格式の重々しい権威に直面し、圧倒されることにもなったと、思われます。律令格式が当時の日本の社会にどこまで本当に食い込んだのか、どれほど日本人の心情や行動様式を変えていったのか、という点については、色々な解釈もあるようですが、いずれにしても、これが、壮大なタテマエ（制度）として、古い日本の政治社会・法社会に大きな楔を打ち込んだことは、確かです。その外来の衝撃波の影響をいくらか脱することができるまでには、何世紀も掛かっています。それを実証する一つのデータとして、日本人のホンネの集積でもある慣習法が、社会規範としての重要性を取り戻したのが、ようやく平安中期（一一世紀頃）であったことが、挙げられるでしょう。

第二の波は、周知のように、明治期に押し寄せてきます。フランス法、ドイツ法を中心とするヨーロッパの法（大陸法）が、順次、日本に受け入れられ、法典に結実し、そして、このような国法は、近代化を至上命令とする明治政府によって、強力に実施されました。中央権力の強固さの度合を考えますと、第一の波の場合とは、比較にならないほどのパワーを持って、です。泰平の江戸期に積み上げられた、日本古来の法文化の殆んどは、今や、封建遺制として切り捨てられ、日本という国の頭の部分は、ヨーロッパ風に、メッキで塗り立てられます。しかし、地面に付いている足や内奥にあるハートの部分まで、洋化してしまった訳では、なかったでしょう。世界でも珍しく、既に一〇〇〇年を遥かに超えている、一直線の長い歴史を誇る「長寿の国・日本」というボディー全体が、そう簡単に変えられてしまうはずも、ないからです。人々は、実際のところは、身近にまで張り巡らされた法の網目を、潜ったり、破ったり、かわしたり、融かしたり、塞いだり、超えたりなどしながら、様々な状況において、それなりの抵抗

も、密かに、粘り強く、やっていたと、思われます。

最後に、第三の波は、第二次世界大戦の敗戦の後に、大津波のかたちで日本を飲み込みます。ここでは、勝者・アメリカの法思想・法制度が、ヨーロッパ的なそれにとって代わろうとしました。憲法や刑事訴訟法において、その試みはまず成功しましたが、日本人にとっては、旧いヨーロッパ諸国の法も、比較的新しいアメリカの法も、しょせんは「アチラ風」の法でしかなく、二一世紀初めの現在に到るまでの過程を辿ってみますと、日本人は、決して、新来のアメリカの法制を、消化し切ってはいません。それどころか、戦後七〇年以上も経った今日では、むしろ、時計の振り子の揺り戻しのような現象さえあって、いくつかの局面において、日本的なものへのひたすらな回帰の前兆さえも、筆者個人には感じられてならないのです。

(3) 東アジアのモンスーン地帯にある、比較的温暖で、食料も安定して獲得できる風土のせいでしょうか、この日本におけるタテマエ（掟）は、厳しきや迫りに欠けます。それには、人々を何が何でも引き寄せてしまうほどの魔力や磁力など、あまり、ないのです。このことは、ユダヤ教やイスラム教が、諸々のタテマエに従わなければ、とても生きていけない厳しい自然環境や政治環境の中で生まれ、育っててきたのと、ある点では対照的でしょう。仏教は、どことなく優しく、また、神道は、やや近寄り難いところも持っています。人々を束縛するほど粘っこくなく、それから、儒教的な考え方も、中国・韓国の場合ほど、日本人の心をしっかりと捉えることは、できませんでした。あれだけ世界に沁み渡っていったキリスト教も、日本布教に成功したとは、思えません。宗教と付かず離れず、また、宗教心がない訳でもなく、無神論者でなくて、無神論者でもあるような平

均的日本人像は、宗教の面からすると、とても捉えにくい対象です。私たちは、絶対者・絶対的なものへの帰依というものを、それほど高く評価していないのではないのでしょうか。これと関連するかもしれませんが、私たちの心の中には、一定の距離を置いて、少し冷淡に、目前に存在するものを眺める姿勢、また、原則的・理論的・正統的・当為的・合理的・抽象的・理想的などの、諸々の属性を備えたものを尊重する構えは、一応のところは示しますが、それでも、例外的・異端的・非合理的・具体的・現実的・心情的・情緒的などの諸々の属性を備えたものを、そう簡単には捨て切れない、といった優柔不断なところもあって、これが、タテマエ・ホンネ二元化現象のベースになっているようにも、思われるのです。

先の（２）で指摘した点は、いわば人為的な「法」の引き込み作業の結果生じた現象ですから、時が経つにつれて、外来のものも、やはり、土着のものに吸収されたり、両者の融合体が育っていったりして、いずれは両者の境目もぼやけてきますし、今後、第四の波など、最早、訪れそうにもないので、あまり気にすることもないでしょうが、先の（３）で取り上げたファクターは、日本人の深いところの問題にも関わり、容易なことで変化するとは思えませんので、かなり厄介です。日本が、近代化一〇〇年の歴史の中で、科学技術の発達、国際化、生活の向上などの点で、既に相当な水準に達し、その結果として、日本の成長航路が、急上昇から水平飛行へと切り換えられた今日、私たちの許で変わることのできるような事柄は、これまでに、既に、ちゃんと変わっているはずですし、今でもまだ変わっていない事柄が、これから変わっていく可能性は、薄いように思えるのですが、いかがでしょうか。一つの文明・文化が、何世紀にもわたって一直線に上昇し続けるのは、世界歴史上でも、そうあるものではありません。

しかも、日本の場合、私たちは、欧米の場合とは比較にならないほどの凄いスピードで、これまで駆け上がってきましたから、その反動も、ずっしりと重いはずです。そのような訳で、二一世紀前半の近未来社会においても、私たちは、法を含む文化全般において、やはり、タテマエとホンネを、それぞれ、縦（タテマエ）・横（ホンネ）の糸として、肌ざわり・手ざわりのよい織物（つまり、文化・文明）をこれまで通り生み出していくことになるだろうと、今のところ、筆者は推測しています。

（４）ところで、日本人がタテマエ的なものを護持しやすい民族的体質を持っているのではないか、という筆者の憶測にいくらか参考になる、と思われるデータがあります。それは、「天皇制」の構造です。試しに、筆者の用語で説明させて頂きますと、天皇制というものは、タテマエ（象徴）であり、そして、そのようにタテマエであるからこそ、今日まで、絶えることなく、万世一系を謳歌できたのです。もし、この天皇制がホンネ（実存）の世界に足を踏み入れ、天皇というものが、真の意味での実力・権力・武力を身に帯びた存在となっていたなら、これは、とうの昔に、各種の勢力により、邪魔者・危険勢力と目されたりして、どこかの時点で、誰かによって制圧されていたはずです。大体において、歴史上、天皇は、その時々の実力者・権力者に担がれ、利用され、引き回され、冷遇されはした—もちろん、例外も、いくつかはありますが—けれども、権威の根元＝巨大な家元としての地位は、ちゃんと保ち続けました。第二次大戦における決定的敗戦、という史上初の体験さえも、天皇在位六〇年の内の、ほんの一コマに押し込める、この天皇家の歴史感覚の凄さに、筆者個人は驚嘆してしまいます。あの占領軍が、天皇を、戦争責任者として、処分の対象としたり、退位させたり、さらに、天皇制それ自体を廃止したりしなかったのは、

確かに賢明であったと、思います。歴史上、絶対的支配者を持つことがなかった、若い国・アメリカの当局者に、どうして、そういうトータルな歴史的省察が働いたのでしょうか、思えば、不思議なことですね。要するに、象徴天皇制は、日本を象徴するシステムの一つなのです。中国の天子は、天の命によって（正確に言えば、そう称して）、誰かにその位を奪われてしまう宿命に耐えなければなりません。しかし、日本の天皇制は、そういった「君主放伐」の革命思想を、恐らく、意識的にカットしたかたちにおいて、「万世一系」の世襲制を守り続けてきました。天皇制が不変不動の制度・体系である以上、天皇制には、タテマエ（形式・観念）の枠内に自制して踏み止まって貰わなければ、バランスが取れないことに、なりますね。「出る杭は打たれる。」のですが、しかし、出ない杭は打たれることはなく、敢えて杭の在りかを探ってそれを打つほどの必要も、ないはず。私たちは、きっと、これからも、天皇制を抱えて進んでいき、国の根本＝国体が大きな変革を蒙るようなことは、ないでしょうが、こういった国家のあり方に、古いタイプの日本人はもちろんのこと、新型の日本人も、それほどの違和感を抱かないところに、タテマエ・ホンネの二元性が温存される地盤があるように、思えるのです。

（D）古代ローマにおける「タテマエ」と「ホンネ」

（1）一般に、タテマエ（制度上の仕組）とホンネ（現実の運用実態）のギャップ・食い違い・ズレ・ブレなどというものは、常に、どこでも、生じてくる現象なのですが、ローマ法には、そのギャップが際立ったかたちで現われてくるケースが、多くあります。とりあえず、試しに、私法の「人の法」の分野について、そのいくつかを、見てみることにしましょう。ローマ法の全領域についての「タテマエ・ホンネ」論の試論的分析は、京

都大学のデータベースである「紅（くれない）」の中に収録された「ロマホペディア」本編（第一部）の〔K〕部門のところに、置かれています。

（２）生物学的には、人（ヒト）は、ホモ・サピエンスであり、すべて同じものですが、しかし、法的な見地からしますと、この「人」というものは、自由人と非自由人（奴隷など）、ローマ市民と外人（非ローマ市民である自由人＝他共同体の正規市民）、男と女、大人と子供、家長（大ファミリーのボス）としての人とその家長の権力下に服属している市民としての人、などの種別があります。一方、社会的な見地からの人の種別は、特にホンネの視点から、様々に立てることが可能です。

それで、ローマ法上、最強・最大・最上・最高の人一つまり、いわば「理念型」としてのローマ市民一とは、成年に達した状態の、完全市民権を保有する家長（男）、ということに、なります。この人物以外の圧倒的多数のローマ人は、タテマエ（ローマ法の構造）からしますと、ある意味では劣格のステイタスしか保有していない者として、ローマの法社会においては、冷遇されています。しかし、ホンネ（現実の姿）をよく観察してみますと、この者たちは、逞しく、ダイナミックに、ローマ社会に広く展開し、そこに、それなりに、定位置を確保していますので、彼らが「法的弱者」と位置付けられることになっても、必ずしも「社会的弱者」になるとは、限りません。以下に、外人（非市民）、奴隷、家子、婦女の四者について、それぞれの状況を、個別的に、少しだけ、見てみましょう。

（３）ローマ法は、一古い時代には、よく見られる現象なのですが一属人主義のシステムを採っていますので、このローマ法は、「ローマ市民法」であって、ローマ市民権保持者にしか、適用されません。これがタテマエです（このタテマエには、早くから、綻びも見られ、ローマ法上有効な取

引の相手方となることを可能にする「通商権」、有効な婚姻の相手方となることを可能にする「通婚権」を、特に付与されている、近隣の他共同体の市民が、ある時期には、存在していました）。従って、タテマエ論からしますと、ローマ市民は、広いローマ国家のどこに居ても、ローマ法（公法・私法）の適用を受ける権利を保有しているのです。あの使徒パウロは、ユダヤ属州（現：イスラエル）において、キリスト教の布教活動をしている過程で、ローマの出先官憲により、違法行為を追及され、外人並みに厳しく処断されかけましたが、「私は、れっきとしたローマ市民である！」と、当局にプロテストした結果、彼の身柄は、市民を裁く、首都ローマの刑事法廷へと送られました（因みに、このことが、キリスト教が首都ローマで根付くきっかけになった、という見方も、あります）。しかし、実情においては、遠い属州（植民地のようなもの）に身を置いていたローマ市民すべてを、ローマ法が、しっかりと保護し、コントロールできたとは、考えにくいのです。特に、民事法としてのローマ法の力は、そういった属州の地域では、相対的に弱かったと、思われます。ところで、ローマ市民権を保有していない外人（自由人で、他共同体の正規市民）は、ローマ法の適用を受けることはできなかったとしても、ホンネでは（実際上は）、彼らが、ローマのテリトリー内で、法の保護の外に完全に置かれて、酷い扱いを受ける、などといったようなことはなく、彼らは、ローマ法のルールにある程度は準ずるかたちのルールによって守られ、広い意味におけるローマ法社会の中に、それなりにしっかりと、組み込まれるようになっていました。その状態がさらに進んで、ローマ市民も、外人も、いわば対等の立場で用いるルール（とりわけ、市民と外人が交錯する商取引に関するもの）が出来上がるようにも、なります。これは、後の時代では、「万

民法（ユース・ゲンティウム）」と総称されることになる規範のことです。このようにして、ローマ法は、外人との交渉、外国の法・法文化との接触を通じて、磨かれ、世界法・普遍法へと、見事に成長していくのです。そのような意味で、ローマ法のタテマエから疎外された格好になっている外人の存在は、ローマ法の発展の上で、特別の意味を持ちます（このような外人のローマへの間接的な貢献は、日本の古代において、渡来人・帰化人が日本文化に与えた影響の大きさにも、匹敵するでしょう）。なお、市民権問題は、紀元後二一二年に、カラカッラ帝が、その勅法により、初めて、市民権を、ローマ領内の住民の殆んどすべてに付与する恩典を与えたことによって、解消されました。これで、市民のステイタスを決定するタテマエ（制度）が、すっきりしたものになった訳です。

（４）「奴隷は物—有体物—である。」というのが、ローマ法のタテマエです（ローマにも存在していた、自然法の考え方では、そのような扱いには、なっていませんでしたが）。しかし、彼らは、紛れもなく、立派な人間（ホモ・サピエンス）なので、そのことは、ホンネ（実態）面に、様々に反映してきます。学問上「古代奴隷制社会」と規定されているような時代の局面では、典型的な奴隷の姿が、明快に描き出されるのが、常ですが、ローマの長い歴史の中で、その基準に当てはまるような時期は、紀元前後の数百年間に限られるように、思われます。そこでは、確かに、奴隷の「物」性が、眼に見えるかたちで、貫かれていました。しかし、奴隷制の歴史全般を通観すれば、以下の諸点が、とりわけ重要な側面として、現われてきます。

① 極く古い時代には、同系の種族出身の奴隷が、いわば家族の一員、という待遇を受けることもあり、また、債務を返済できなかった、立派な

市民が、奴隷の身分に転落してしまうことも珍しくなかった関係で、自由人と奴隷の間には、極端な、身分上の断絶は、ありませんでした。② 比較的後の時代には、「ローマの平和」の確立によって、殆んど戦争がなくなり、その結果、戦争奴隷という最大の供給ルートが弱まったために、奴隷は、貴重な存在（資源）として、大切に扱われるように、変わっていききました。③ ローマが興隆していく時代には、東方（特にギリシア世界）から、敗戦により、戦勝国ローマへ、捕虜などとして連れてこられた奴隷（元は、立派な市民でした）は、ローマ人よりも文化的素養が高く、彼らがローマで優遇される傾向も、見られました。彼らの中には、奴隷身分から解放されて、半自由人にまで、昇格した人も、多く居たことでしょう。④ 奴隷は、とりわけ商業や工業の現場で、欠かせない人材であったので、有能な奴隷は、皮肉なことに、都市遊民や、後代の農奴のような者となった、超下層のローマ市民よりも、むしろ、それなりに安定した日常生活を送っていた、と言えなくも、ありません。⑤ 奴隷は、一生努力して小金を貯めれば、それで、自由というステイタスを、主人から自力で買いとり、半自由人としてのローマ市民に昇格することができました（古代ギリシアのアテーナイでは、奴隷は、仮に解放されても、市民にはなれず、外人止まりとなります）から、社会的には（ホンネに着目すれば）、彼らを、比喩的に、「自由人市民予備軍」と位置付けることも、それなりに、できる訳です。

ここで、ローマ独特のものとも思われる特有財産（ペクーリウム）という制度について、解説することにしましょう。権利能力も行為能力も持たない奴隷でも、例えば、その主人から特に与えられた家畜の世話を熱心に行って、その数をうまく増やしたとき、その増加分＝成果を、主人から、

いつでも、気が向いたときに、召し上げられてしまう（これがタテマエと
なっています）のではなくて、主人の心次第では、自身の固有財産のよう
にして、事実（ホンネ）上、それを運用・管理させて貰えるのです。この、
いわば「ヘソクリ」のようなものを元手にして、さらに商売に乗り出して
儲けた金も、少なくとも一部は、同じようにその奴隷の手元に残されたこ
とでしょう。主人が、奴隷の保有している特有財産の価値の限度額におい
てではありますが、その奴隷の、法律行為のような行為に対して、対外的
に責任を負ってくれるようなシステムも、やがて、編み出されるようにな
ってきた関係で、奴隷のビジネスの相手方となった者（市民である債権者）
は、安心して、奴隷との取引関係を継続することができましたから、奴隷
にも、立派に商売がやっていくことが、事実上、可能であったのです。こ
のように、奴隷の、権利主体のような事実上の地位（ホンネ）は、社会・
経済の面での役割との絡みで、ローマ法上、それなりに評価され、同時に、
法のタテマエ（制度）の上でも、一定の限度においてだけではありますが、
評価を受けることになりました。奴隷には、ホンネの世界（社会的実態）
においては、かなり自由に動き回るだけでなく、とりわけ日常的なビジネ
スの分野で、働き手の中心となっている人物、また、限られた枠の中にお
いてですが、それなりに安定した生活を営んでいる人物、という側面が部
分的に認められる以上、彼らが、人間として、苦境に置かれていながらも、
それなりに、立派に逞しく生きていたことを、私たちは認めなければなら
ないでしょう。「奴隷は物である。」といった、硬直したタテマエを振り
かざすだけでは、何も私たちには見えてこないのです。こういった状況は、
一筆流に表現すれば一ホンネのパワーがタテマエを少し掘り崩した事例
に属します。様々な生活の場で努力し、能力を発揮して、上昇することに

成功した奴隷の数は、それほど多くなかったかもしれませんが、彼らの存在は、ローマが、ホンネの次元だけではなく、タテマエの次元においても、ある程度「開かれた社会」の側面を示す国となっていたことを、物語ってくれます。

(5) ところで、これら「外人」と「奴隷」は、ローマ法が本来取り仕切っているテリトリーの構造の面から考察してみますと、共に、一種の「アウトサイダー」と位置付けられるのですが、その一方で、以下に扱う、「家子」と、次に扱う「婦女」とは、緩やかな意味において家長の人格に絡んだかたちで存在する者として、明らかに「インサイダー」です。アウトサイダーが不利な扱いを受けてしまうのは、やむをえないことですが、しかし、インサイダーでさえも、低いレベルのステイタスに押し込められているところに、ローマ法の特徴と問題性が、存在する訳です。さて、家子（家長権に服する者）は、終身（つまり、成人となっても）、家長の絶対的な権力に服し、もちろん、然るべき理由があつてのことでは、家長の手で殺害されてしまうことまでも含めて、あらゆる不利益処分を家長から受ける危険に、常に晒されているだけでなく、行為能力（特に財産を動かす能力）に欠けるところが、あります（権利能力の方は、ちゃんと保有していますが）。これが、家子のタテマエ上の地位です。このタテマエが最もうっとうしいと考えられるのは、成年（一四歳ぐらい）に達した男子が、家長の死亡がない限り、時には何十年もの間（ローマ人の平均寿命は短かったので、このようなことは、極く例外的にしか、生じなかつたでしょうが）、ずっと、家長の権力の傘の下に囲い込まれたままになる、というケースです。その男子がそのタテマエの呪縛から逃れる有力な方法は、家長が死亡するとき以外では、家長から、特別に、「家長権免除」の措置

を取って貰うことです。一方、ホンネでは、男の家子は、多くの場合、高齢となってしまった家長に成り代わって、タテマエ（法理）上では、家長の「伸びた手」としての役割を果たしながら、家を切り盛りする一方で、立派な成人として、奴隷の場合と同じようなかたちで、家長から特に与えられた、相当な額の特有財産を保有し、その範囲において、家長から独立しながら、一人前に経済活動も展開していました。実際のところ、外見では、自ら家長となっている者と、家子の資格しか持たない者との、それほどの違いはないようなケースもあったと、思われます。いずれにしても、立派な家男は、「取引人」なのでした。なお、家長権の制約を受けるのは、私法上のことであって、公法上は、家子であっても、成人であれば、国家の政務官として、政治＝行政の重要ポストに、就くことができます。

（6）婦女は、一二歳で成人し、しかも、家長の死亡により、男女均分制を採る法定相続、あるいは、自由な内容を盛り込める、家長の遺言のお陰で、それなりの相続財産を取得し、その結果、堂々たる自権者として一家を構えるようになっても（家長には、なれません）、行為能力は認められていません（権利能力の方は、ちゃんと保有していますが）。この状態は、終身、続き、彼女は、自身の財産を処分したりする際には、後見人のお世話にならなければなりません。これが、厳しいタテマエです。しかし、ホンネでは、同じように婦女がタテマエ上冷遇されていた古代ギリシアの場合とは全く異なって、ローマの家長の妻の方は、家では、家政を取り仕切る「家母」として、社交の舞台にも立ち現れます。他方で、家から出て他家に嫁いだ婦女は、その父方から受け継いだ、相当な額の嫁資（持参財産）を、婚姻存続中に、夫の家に預けておくかたちになっている関係で、婚家に対して事実上の発言力を持ち続け、また、ローマの婚姻が、形式婚

(タテマエ婚)ではなくて、事実婚(ホンネ婚)であって、妻の側から離婚することも簡単にできましたので、タテマエ(法制)上はともかくとして、ホンネ(社会的実態)においては、妻の座にある女性は、相当に強い存在でした。因みに、ドイツの大法学者であるサヴィニーは、「古代諸民族の許で、ローマの場合ほど、婦女が尊敬されたことは、ない。」と、そして、同じドイツの大法学者であるイェーリングは、「現代文明世界においても、古代ローマの場合ほど、婦女が尊敬と信望を受けた場合が他にあることを、疑うものである。」と、述べていますが、これらは、いずれも、主として婦女のホンネ上の地位に着目して、発言されたものでしょう。

(7) もちろん、「タテマエ」と「ホンネ」という対概念を用いた二元的説明がなければ、ローマ法が理解できない、というようなことなど、全くなく、こういった対比の枠組は、あくまでも、ローマ法を解析するためのアプローチの一つに過ぎません。この他、私法のあらゆる分野において、タテマエとホンネの二元論一つまり、二つのプリズムを用いながら事象を解析していけば(例えば、「行為・行動におけるタテマエとホンネ」や「訴訟におけるタテマエとホンネ」などを探ってみれば)、ローマ私法の本質に関して、一層鮮明な像が得られるのではないか、と思われるところもあります。

(8) 他方で、公法・政治の分野にも、タテマエとホンネで説明すると判りやすいように思われる事象が、いくつか、存在します。ここでは、その内、二つだけを、例として、挙げることにしましょう。まず、「市民は政治的に平等な扱いを受ける。」というタテマエが、あります(もっとも、ローマの場合、古代ギリシアのアテーナイ民主政下で展開された「市民平等原理」とは、かなり違った展開が見られ、「ローマにはそのような平等

のタテマエなど、元々、存在しない。」と、断定するような立場も、十分ありえるでしょうが）。しかし、ホンネ（現実）の部分で、政治的な立身出世の可能性や、個人が行なう投票の実質的な意味や価値などを取り上げてみると、とても、市民間に平等性原理が行き渡っているようには、思えません。つまり、こういうことです。ローマの政務官（公職者）のポストには、執政官（コンスル）をトップとして、一年任期制の下に、四つくらいの段階が設けられていますが、人（政治人）がそれを一つずつ駆け上がっていくには、いくつかの選挙で、当選を果たさなければなりません。選挙には資金や地盤が不可欠であり、しかも、政務官という職務は、報酬が直接的な人たちでは与えられない、いわゆる「名誉職」なので、その職責を果たすことができるのは、土地などの資産を保有する上流市民だけです。もっとも、貴族と平民という、生まれながらの身分によって、市民が類別・差別されてしまう、というような状況は、共和政の過程で克服され、そして、有能な者には、たとえ彼が少しくらい低い層の出身であっても、出世の道が開かれていましたから、その点で、ローマは、なかなかモダンなところを持っていました。ところで、先の選挙の際の投票方式についてですが、重要な政務官の選挙では、有産層に圧倒的に有利なシステムが採られており、市民全員（もちろん、これはタテマエであって、実際には市民の一部が参加するだけです）が投票に参加する、といっても、各自の投票が平等にカウントされる、という訳ではありません。こういった社会的不平等の実態を把握することこそが、初期のローマ政治社会を読み解く鍵の一つとなるはずです。なお、以上の話は、前六世紀に王政が打倒されて、共和政に移行してから、前一世紀末に共和政が終わりを告げるまでの約五〇〇年の間の時期に関係するだけです。後代の元首政も、専主政も、

共に、実力者である元首・皇帝が、ただ一人、市民＝国民を支配する体制なので、そこでは、平等性の伝統は、もちろん、失なわれてしまいます。

次に、あの有名なカエサル（シーザー）の死後に、その後継者となったアウグストゥスが編み出した、前一世紀末からの「元首政（プリーンキパートゥス）」という、帝政初期の政体の本質について、見ておきましょう。これを、「タテマエの上では、共和政が堅持されているように見えても、ホンネにおいては、個人支配が巧みに貫徹されている政治システム」と規定しておくのが適切ではないかと、筆者個人は考えています。どうしてこのような区別に意味があるのか、とえば、それは、以下のように説明することができます。カエサルは、ローマ共和政のシステム（タテマエ）が、数百年にわたるローマ拡大の歴史の流れの中で、制度疲労のようなものを起こすなどして、形骸化してしまったことを鋭く見抜き（彼は、計一〇年近くもヨーロッパ各地を転戦していたために、外から、客観的に、ローマという国を眺めることもできたせいでしょう）、ホンネ（軍事的実力＝ゲバルト）をストレートに前面に押し出して、自身の地位を確立し、合わせて、時代のホンネ（実情）にマッチした新しいタテマエ（例えば、かつての王政に近い個人支配の体制のようなもの）を打ち立てようとする動きに出ます。その結果、共和政というタテマエを護持する元老院の保守派という「抵抗勢力」によって暗殺されたのですが、この事件は、ローマ人の上層部が、依然として、共和政というものを、ローマ国家の本質的な「国体」である、と考えていることを示すものと、なりました。しかし、カエサルの身内のアウグストゥスは、カエサルの挫折を貴重な教訓として、自らを「市民の内の第一人者（プリーンケプス）」に過ぎない、というように、「タテマエ」上、控えめな位置付けをし、しかも、権力・権能・権勢・実

力によってローマを統治するのではなく、権威（アウクトーリタース＝オーソリティー）によって、事実上、人の上に立っているに過ぎない、という巧妙な論理（レトリック）を駆使し、ホンネ面には眼をつぶって、その地位のタテマエ面を強調した、元首政のシステムを創設したのです。このように考えていくと、ホンネを見事に覆い隠した元首政の後を受けて、二八四年から始まった、帝政後期に当たる専主政（ドミナートゥス）が、「タテマエの次元においても、共和政をきっぱりと捨て去った、ホンネ丸出しの政治システム」と規定できることになり、ローマ帝政それ自体の変遷に関するイメージが、いっそう明瞭になってきます。

以上のスケッチだけからは、必ずしも「ローマ人がタテマエとホンネを使い分けた」という結論は引き出せないかもしれませんが、目下のところ、この視点を一つの重要な仮説として立て、その有効性を、できる限り、これからも検証していく積りです。

以上の記述は、先の「ロマホペディア」の[K]部門で展開されたものの一つです。この、「タテマエ」と「ホンネ」の位置関係の問題全般については、その個所の記述を御参照して頂ければ、幸いです。

さて、古代のローマ人と日本人との間柄についてですが、なぜ、時代的にも、地理的にも、大きく離れた位置にある両者が、共に、タテマエとホンネをうまく使い分ける術を心得ているのかについて、筆者は、残念ながら、明快な答えを十分に引き出せるところまでは、到達していません。

第一章 「タテマエ・ホンネ論」の背景

（A）筆者の個人的事情

「タテマエ」というものと、「ホンネ」というものとの関係を巡って、筆者に、いくらか学問的な興味を抱き始めるようにさせた、個人的な事情

について、記しておきます。古代ローマの事情と、現代日本の事情との間に、何やら接点があるのではないかと、感じたことが、その原点です。以下に、まず、古代ローマの話題について、解説していきましょう。

先のカエサルが活躍していた、紀元前一世紀の「ローマ共和政末期」に、大劇場などで、風刺劇の人気タレントして、一世を風靡した「プーブリウス・シュルス」という人物（筆者個人の見るところ、彼は、あの「ビート・たけし氏」のような、ユニークなパーソナリティーです）は、その有名な「金言録」の中に、*< Invitum quum retineas , exire incites . >* [君は、自身が [ある人をその人の] 意思に反して引き止めるときには、 [その人が] 立ち去ることを促すのである。] という命題を、残しています。ここで、筆者個人にとっても気になる、このシュルス氏の作品命題の意味するところを、考えてみることにします。

この命題は、タテマエ（表・外見・現実行動）においては、立ち去ろうとする（立ち去りたい）人物を引き止めるような動きをする人（主人など）が、実は、ホンネ（裏・内心・心情）においては、相手方（客人など）が、さっさと立ち去ってくれることを望んでいる、という、矛盾した、表裏（裏表）のある振舞いをしていることを、クールに描写している、とも読めますね（別の、全く違った解釈も、もちろん、あることでしょう）。筆者は、兼ねてから、ローマと日本には、共に、タテマエとホンネを巧みに使い分けるノウ・ハウが生まれ育ってきている、と感じているのですが、もし幸いにも筆者の読みが大きくは誤まっていないとすれば、ローマの劇場世界に生きた、シュルスほどの「ホンネ重視論者」が、このようにタテマエにも目配りをしたことは、注目に値するように、思えます。シュルスの作品

につきましては、「ロマホペディア」の本編 [C] 部門の記述を御参照下さい。

(B) 「京のぶぶ漬け」の話

(1) さて、ここから後は、全くの余談に属する「京都物語」です。世に「京のぶぶ漬け（お茶漬け）」として、もてはやされている（？）、京の都人（女主人）の「人あしらい」のスタイルは、最早、「京都神話」・「都市伝説」の代表として、全国レベルで、確固たる地位を占めるところにまで、来ておりまして、毎年、次々に刊行される京都特集でも、一失礼ながら、京の都のことをあまり御存じない書き手によって—これでもか、これでもかと、強調されている類のものです。筆者は、一応のところ、京都人ですから（もっとも、筆者は、ルーツを辿ると、奈良時代の奈良人と、遠く縄文時代から、姿を現わしている伝説の出雲族の末裔、という二つの歴史的な素性に関わりのある人間ですが）、この「神話」の実像について解説を施す、「（京都）市民的」義務を感じています。以下に、その点を、少し突っ込んで、考えてみることにさせて頂きましょう。

このストーリーの原産地は、多分、花のお江戸です。江戸「こぼなし」に、原典めいたものがある、とのこと。「タテマエ倒れ」の江戸っ子は、その部分だけを取り上げてみれば、タテマエを殊のほか重視する京都人にも似た特質を、備えています。こここのところで、東西二つの「都」が繋がってくるのかもしれませんがね。ここ京都では、タテマエの向う側・裏側・奥・中・下に控えているホンネにも、常に目配りを欠かさず、両者のバランスを巧く取ることが、都風の生き方・付き合い方・身のこなし方となっています。ここが、ホンネのことなど、知らない、知らない振りをする、知りたくもない、といったように、どちらかと言えば、マイナスの方

向でしか、ホンネというものを受け止めない(?)傾向のある江戸っ子と違うところでしょう(このような、筆者の、断定的なものの言い方には、きっと猛反発があるに違いありません)。問題の「ぶぶ漬け」のストーリーは、各書物によって色々と伝えられているのですが、大体のところ、次のようなシチュエーションの許で、生まれるものと、されています。

正午とか夕方とかの食事の時間に差し掛かるころまで、やたら長居をしているお客がいる、とします。まず、そのお客が主人側にとって本当に大切なお方については、接客の流れは、違ったものになることを、申し上げておきましょう。「御食事でも。」と前もって言われていることが、普通なので、このジャンルの人は、ここから除外されます。「ぶぶ漬け」神話なるものの洗礼を受ける典型的なお客は、アポなしで、突然に人の家に入り込んできて、常識外れの長い時間、無駄口を叩いている、あまり好まれていないタイプの人物です。この手の方々は、大抵の場合、奥のお座敷までは、上げて貰えていないでしょう(玄関の沓脱ぎ場や土間の辺りが、舞台であることが、多いのです)。その家の奥にある座敷まで入れた人には、時間が来れば、ホスト側からは、何も言わずに、洒落たお弁当のようなものが、時を見計らって、供されることが多いでしょう(仕出し屋は京の中心部にはとても多いので、その気になれば、そこそこのお食事は、電話一本で、届くはずです)。お客になったとき、何も頂いてはいけない、という訳では、ないのです。この点は、ちゃんと理解して頂ければ、と思います。さて、家の女主人は、もうそろそろお引取り頂きたい、と思うような時間・状況になってきますと、何やらそわそわする仕草をし始めます。それには色々ありますが、ストレートに「お引取り願いたいのですが。」などといった、生の気持ちをぶつけないのが、京女の気配りであり、しきた

りであり、マナーです。聞くところによりますと、問題のお客用の食事を注文するのに、歩いて近くの店へ行かずに、わざわざ、大きな声で電話してお客に聞こえるようにする、「間接型」のものもある、とのこと。気の利いたお客なら、その電話のやりとりを、直ぐさまキャッチして、さっさと席を立つことでしょう。それ位の気遣いのできない人は、その後は、居留守を使われたりして、二度と家の中に入れて貰えないのではないのでしょうか。もっとも、女主人の動きや、その他、諸々の周辺の状況全般に鈍感な人々には、高級な「ぶぶ漬け」戦術など、全くお役に立ちません。「馬の耳に念仏。」だからです。普通なら、件のお客は、自身の置かれている、微妙な状況をそれなりに察知して、席を立とうとするでしょうが（聞くところによりますと、大阪の人の場合には、このような回りくどい手順によるよりも、もっとストレートにホンネ＝本心を口に出して、客人にお引取り願うスタイルの方が、普通の成り行きらしいのです—これも神話かもしれませんが）。そのとき、女主人は、「ぶぶ漬け（お茶漬け）でも、どうぞ（これは、京言葉で、「どうでしょうか」といった意味の言葉です）。」と、のたまいます。ここが、世にも恐ろしい「ぶぶ漬け」神話の展開される場面なのです。要するに、「ぶぶ漬けでも」というのは、タテマエ上は、「極くささやかな食事への御招待」ですが、ホンネでは、「お引取り願えませんでしょうか。」というサイン、ということになっているのです。これを文字通り受けとって、「それでは、お言葉に甘えて、御馳走になります。」などと言ったり、それを態度で示したりしますと、家の人には、慌てます。今時の京都人は、お茶漬けなど、殆んど食しませんし、また、そのような、失礼な簡易食では場が持ちませんから、食事（それも、それなりに立派で、高価なもの）を大急ぎで外注して、急場を凌がなければならな

いからです。

それでは、筆者だったらどうするか、と聞かれたりすれば、多分、以下のようにするでしょう。① そもそも、話が弾んで、食事時に差し掛かってしまうような時間帯には、訪問したりは、しません。② アポを取ると、先方がもてなしの用意をされるので、むしろ、「近くまで来ましたので。」とか、さりげなく言って、軽い動きをしている振り（タテマエ）をします。③ 家の中に招き入れられるような雰囲気になっても、できれば、戸口での、また、中に入っても、玄関口での、立ち話くらいで、何とか話を収めます。座ってしまうと、少し面倒なことになるかもしれません。④ 手土産の立派なものを持参しますと、先方が恐縮され、先方に負担を掛けてしまいますので、ある程度親しい仲でなら、手ぶらで、というのも、反って、妙手とも、言えますね。⑤ 万一、奥にまで通されても、「直ぐに失礼します。」という前置きを、ちゃんとしておきます。それも、二度三度、しておくのが、お勧めです。⑥ いよいよ「お食事でも。」と言われたら、御好意に心から感謝しながら、「また、改めまして。」と行って軽くかわします。「食事をしてきたばかりです。」とか、「この後、食事の予定があります。」とか、「この後、用があります。」とか言うのは、妙に生々しいところがある上に、失礼な言い方にもなり兼ねないので、必ずしも、お勧めできません。このように、京都では、「親しい中にも、礼儀あり。」という古習がなおも健在であり、他所からやってきて、京都に住み付いた人々は、日常の、無数の付き合いの場で、しばしば大失敗や挫折も経験しながら、何代（最低でも三代！）も掛けて、ようやく、京都人のノウハウのようなものを、その身に蓄積していくのです。もっとも、「京風」と言っても、京都市全域がこれ一色に染まっている訳では、ありません。かつ

ての天皇の居所であった京都御所を取り巻いている旧地区（とりわけ上京区）と、虚実の入り混じった客商売の中心街（そういった花街の典型例は、祇園です）の辺りで、これが典型的に見られるだけです。タテマエに大きく傾斜した生き方を、完璧に実践していた、天皇周辺の「お公家衆」の生活スタイルが、恐らく、タテマエ・ホンネの使い分けを生み出す基盤の一つとなっていたことを考えてみますと、この神話が何やら実在感を持って、京内外の人々に受け止められるのも、納得できる訳ですね。

（２）話は飛びますが、二〇一四年版の、最新の話題をお届けしましょう。この年に、筆者は、興味深い、テレビのワン・シーンを、たまたま見たことが、あります。京随一の花町（かがい）である祇園のど真ん中を通っている道で、何と、頭は祇園風の立派な日本髪、妙齢の女性が、御首から下は、自転車競技のレーサーが身にまとう、原色バリバリの、色鮮やかなシャツ・スパッツに身を包んで、スポーツ用の自転車に乗っているではありませんか。これをテレビ局のレポーターが目ざとく見つけて（まさか、ヤラセではないでしょうが）、「ユニークなお姿ですね。」と声を掛けたところ、件の祇園女性は、間髪を入れず、「タテマエとホンネどすやる（「どすやる」は、「ですよね」辺りのニュアンスを持った「祇園弁」ということに、しておきます）。」と、のたまいました。頭部だけは「超和装」、他のパーツは「超モダン」、といったアンバランスな「美（？）」は、タテマエとホンネが並立する珍しい光景ですね。普通は、表（タテマエ）とホンネ（裏）の絡み合いが面白いのですが、こういうタイプの、二つの概念のコントラストは、何とも、ユーモラスです。頭の固い「タテマエ・ホンネ論者」である筆者は、見事に一本取られた格好に、なりました。それにしても、「タテマエ」と「ホンネ」という一連の言葉を、さらりと

した受け流しのかたちで、切り返しのセリフとして駆使したその御方には、敬意を表したいと、思います。よく考えてみれば、花街というところは、タテマエとホンネとが入り乱れる、奥深い世界（筆者など、全く御縁のないところなので、勝手にそのように想像しているだけです）ですから、これくらいの受け答えなど、「御茶の子さいさい」でしょう。いずれにしましても、「タテマエ」と「ホンネ」という関連語の利用例を、この耳で採集できたことは、大収穫でした。

（3）古くから京都で店を開いていた人々の流れを汲む人物の中には、「文化人」も多いのですが、「ぶぶ漬け」という京言葉の歴史を言い伝えて聞き知っている、そのような方々や、専門家などの話では、「ぶぶ漬け」という表現そのものが、現代の京都で「生きた言葉」として飛び交っていることはない、とのことですが、しかし、京都人の中には、少なくとも、そういった言い回しがあることを、どこかで小耳には挟んだことのある人が、かなり存在することでしょう。実は、「ぶぶ漬け」問題の場合と同じようなシチュエーションで、二面性のある言い回しが、他にも、あります（これは、「京都現象」という訳ではなくて、日本のどこでも存在する風景のようにも、思われますので、殊更に、強調するのには、問題もありますが）。例えば、「それはお断わりします。」とか、「結構です。」とかいうように、ぴしゃりと言うと、角が立ちますので、「考えさせて貰います。」とか、「主人が居りませんので、今は、何とも申し上げられません。」とか、言って、婉曲に「お断り」をするスタイルの、言葉の遣り取りが、あります。また、あまり好感が持てない人から、何かお誘いがあったとしても、ストレートに拒絶の意向を表わしたりしますと、しこりが残ることも、ない訳ではありませんので、「またの機会に・・・。」とか言って、

軽くかわすのも、賢いやり方でしょう。それから、相手様が何かサーヴィスをして下さる、というとき、一度目は、丁寧に固辞し、その後、二度、もしくは、三度、同じ申し出があったときに、初めてそれをお受けすることにするのがよい、といった作法もあると、聞いています。もちろん、親しい人や、気心の知れた人に対して、そこまで、気を遣う必要も、ありませんが、それでも、「親しい中にも、礼儀あり。」とか言われてもいますから、用心するに越したことはありませんね。とにかく、「京のお付き合い」には、気が疲れます。もう一つ、京都でしばしば耳にする表現が、ありません（他所でも、きっとあるでしょうが）。「知らんふりをする。」が、これです。タテマエでは「知らない」で、ホンネでは「知っている」、ということに、なりますね。これは、隣近所のお付き合いのエチケットに、属します。世界のどこの国にも、広い意味での「社交界」が、ちゃんと成り立っていますが、伝統やしきたりの支配力が今なお強い、古都・京都では、生活の場のあちこちで、それぞれの人のサークルが織りなす、各種の「作法」に基づいて、多様な「社交の場」が、あちこちに、生み出されているのではないのでしょうか。筆者は、それほど人付き合いの上手な人間ではありませんが、それでも、そのような世界がいくつもあることを、外から眺めて、知っています。

（４）古いデータの引用で、誠に申し訳ありませんが、一九八五年一月に朝日新聞社が実施した、京都府民意識調査の結果が、あります。これによって、私たち「京都人」が、自ら心に思い描いている自画像が、以下に示すように、はっきりと、姿を現わしてきました（それは、二一世紀初頭の京都人にも、恐らく、かなり、当てはまることでしょう）。まず、「ひと口に言って、京都人の特徴で良い点はどんなことですか？」の設問に対し

ては、「伝統を尊ぶ」二七%、「芯が強い」一七%、「つつましい」一二%、「庶民的」一二%などの分布に、なっています。次に、「では、悪い点はどこなところですか？」の設問に対しては、「本音を言わない」三八%、「見栄っ張り」一四%、「積極性がない」一三%、「排他的」七%、「口先だけ」七%、「いけず」（これは、いかにも京都的な言い回しでして、「意地の悪いこと・意地の悪い人」などを、指します）六%などと、なっています。それで、京都市域—これは、京都府の領域の極く一部に過ぎませんが—の中に在住する回答者のデータに絞って見てみますと、ほぼ半数の人が、「本音を言わない」というポイントを、欠点の第一位に置いていますから、これは、もう、相当に確立した意識と見て、間違いないでしょう。しかも、男女ほぼ同数で、そうなのです。その一方で、外部の人の「京都人評」も、ほぼ定着しており、「京都人は、排他的で、冷たく、裏がある。」というレッテルが、全日本的に貼られています。こういったことは、今に始まったことでは、ありません。土居健朗氏（「表と裏」）の御紹介によりますと、一四世紀前半に書かれたとされる「徒然草」の中に、「関東の人間のもとではイエス・ノーがはっきりしているのにくらべると、京都の人間は、あたりはいいが、実はない、という非難をしたとき、他のある人物が、『京都の人間がきれいごとを言うのは、建前を言うだけのことであって、偽善に値する、と考えるのはまちがっており、むしろ、京都人がなんとか建前を立てようとするところに彼らの誠実さを見るべきである。』」といった趣旨のことを述べて、京都人に理解を示してくれた人がいた、というエピソードが、伝えられている、とのこと。昔の人の眼力は、相当なものですね。

次に、先の意識調査の結果の読み込みについて、です。「本音を言わな

い」という項目の意味するところには、二つのニュアンスが、含まれています。一つは、京都人が、なかなかホンネを明かしてくれない、という消極的な対応ぶりに、関係します。ここでは、沈黙状態が、出現しているでしょう。もう一つは、ホンネを隠したままで、タテマエを言い立てるといふ、積極的な対応ぶりに関係します。後者は、「口先だけ」という調査項目とも繋がってしまっていて、口先で言うことは、多くの場合、タテマエに属するものになってくるでしょう。

ところで、京都人が、「人前では、ホンネを言ったりせずに一本心を明かさずに一、色々な言葉の飾りを付けて、当たり障りのないタテマエを並べ立て、聞き手の側に、その意味を解釈させることにより、ひょっとして自身に降り掛かってくるかもしれない責任を逃れる手段を講じておき、そして、陰では、聞くに耐えないようなホンネをさらけ出す、という処世術を、自ら欠点として挙げていることの裏には、微妙な、心の揺らぎも、あります。つまり、京都人は、こういった性格を、タテマエとしては（上辺では）、あまりよくないことだ、と思っているとしても、ホンネ（本心）では、それほど悪いこととも思っておらず、むしろ、欠点と美点は、運命共同体で、一心同体だ、というように、開き直っている節も、ない訳ではないので、他府県の方々が、こういう統計の数値を知って、鬼の首でも取ったようにはしゃいでも、京都人には一向にこたえないところも、見受けられるのです。もし、「京都人は、常々、ホンネを言わないと、世間から非難されていますが、そういった性質は悪いことだと思いますか？」という風に、別角度から、京都人に鋭い質問がなされたとき、多分、「悪い」という立場と並んで、「どちらとも言えない」説も、相当な支持を集めるものと、筆者は推測しますが、他方で、「よい＝構わない」説を取る人は、きっと

少ないでしょう。京都人は、「それでよいのだ。」という本音など、たかがアンケートなどでは、滅多に反映させてくれないからです。さて、京都人の同志、あるいは、京都通・京都党の方々は、筆者の見方を、どのように受け止められるでしょうか。

(5) 以下のことも、昔の話です。一九九三年に、洒落たコマーシャルを、いつも、テレビに登場させることで世に名高い「サントリー」が、その当時、「外向き」の「京女」として高名であった、服飾評論家の「市田ひろみ」氏を主人公にした、意味深長なコマーシャルを放映したことが、あります。彼女は、自身の家の玄関先で（つまり、お客人を中までお通しせずに）、帰る素振りをするその人に、「今、おいしいお茶入れますさかいに（これは、「お入れしますから」という意味の京言葉です）。新幹線？（その人が、「新幹線に乗る時間が来ましたので、そろそろ失礼します。」という言葉が発したことが、前提になっています） そんなの待たしておいたらよろしいがな（あの、見事に時間通りに走る新幹線を、京都駅で待たせる、などという発想は、悪い冗談ですが、反って、凄みがありますね）。」と、言っただけなのです。実は、このセリフの背後には、ちゃんと仕掛けが、してありました。彼女の後ろに、「座敷箒」が、逆さまに立て掛けてあるのです。これは、「はよ帰って（これは「さっさとお帰りください。」という意味の京言葉です）」という、女主人の気持を代弁してくれる道具となっています（そのような深いニュアンスが、この箒にまわりついていることなど、その時まで、筆者は知りませんでした）。ホンネとタテマエの間の微妙な関係を、飛び切りユーモラスに描いたこのコマーシャルは、全国的に話題になったそうです。京都人の場合は別にして、他の地域の方々には、製作者の意図するところが巧く伝わったかどうか、疑問です

が、それでも、「京都というところは、そういう怪しい（妖しい）ところなのだ。」という印象は、各方面に十分に植付けられたことでしょう。いすれにしても、「京のぶぶ漬け」のようなローカルな話題よりも、この、全国ネットの情報発信の方が、「裏表のある、京都人流の言葉遣い」のユニークさを、いっそう世に広めてくれたのではないのでしょうか。

（C）「ウィキペディア」の「建前と本音」論

（I）まず、便宜上、「フリー百科事典」という位置付けになっている「ウィキペディア」の記述に即して、筆者個人の見方を、少しだけ、展開させて頂きましょう。一般的に、この記述の主は誰か（正確に言うなら、誰が、どの部分を執筆したか）、記述の出典＝ベースは何か、などの「書き物」についての来歴＝データが、意識的に伏せられているようなので、その権威や信頼度を巡っては、常に微妙なところが、確かにありますが、それはそれとして、これは、現代にあっては、有力な情報源の一つとしての地位を、立派に獲得していますね。巷の「百科事典」にはない「フレッシュさ」や「手軽さ」が、売り物になっているからです。以下の記述では、まず、公開されているその記述に「私的コメント」を添える形式を、「イントロダクション」の部門とした上で、その後、本論で、筆者流の展開をさせて頂くことにします。

（II）『本音と建前（ほんねとたてまえ）は、何がしかに対する人の感情と態度との違いを示す言葉である。しばしば日本人論に見出される言葉でもある。』（この命題部分の、カッコ内の文章は、「ウィキペディア」本体のもので）・・・・（以下の<・・・・>のところに、筆者のコメントが盛り込まれていきます）「建前」には、「立前」や「点前」という類義語も、あります。「立前」とは、商売上の「宣伝文句」のことです。

二〇一四年秋に、ある女性週刊誌に、カナ表記の「タテマエ」が、その「ホンネ」と共に、タイトル（「タテマエとホンネ」）の一部として、堂々と登場する記事が、掲載されました。ここには、「タテマエ風の言葉や説明には、気を付けましょう！」という警告が、いくつも、現実の例に即して、並べられています。「ウソに御用心！」といった、そのものズバリの言い回しに比べると、何やら奥深いところもあって、味がありますね。何十年も「タテマエとホンネ」を追いつけてきた筆者は、正直なところ、この、一対の言葉が世間で立派に市民権を獲得するところまで、成長（？）してくれたことを、とても喜んでおります。それから、「点前」は、「御点前（おてまえ）」のことで、茶の「作法」を、指します。これは、単なる「形」というよりも、厳密な「型」を指すものでしょう。

『概要』—『「ホンネ」は、何がしかの事柄に対して、個人や団体に共有される意識に内在する感情や欲求を含む価値観に照らして心に抱かれるものであり、これは全く自由な心の働きによって形作られる。同義語には「本心」が挙げられ、自身に対する偽り（嘘）を含まない。』……『個人や集団に共有される』というのは、「各個人の許で、また、各団体の許で、共有される」ことを指すものと、見ておきましょう。「個人と団体との間で共有される」という読みにはならないと、思いますが。「本当の気持」、「本当の望み」、「内心」などの言葉の場合と同じようなニュアンスが、「本音＝ホンネ」に含まれています。原始社会では、人は、殆んどホンネ（自然の成り行き）に従って行動するような、牧歌的な生活を送っていたことでしょう。つまり、これは、至って自然な振舞いなのです。諸々のタテマエ（恐らく、最初のものとしては、いわゆる「タブー」があります）が、人の行動を律するものとして、多くはホンネに寄り添うかたちで、

立ち現われるのは、社会が複雑になってきた、後代の現象です。つまり、各時代のタテマエというのは、その時々文化・文明のレベルを反映するものの一つなのです。

『ただこういった本音は、その人や集団が社会から期待されていたり求められるものとは食い違うこともある。そういった対外的な要素を加味して形作られるのが「建前」である。建前では、本音のうちあまり他に知られることが芳しくない事柄が語られない一方、例え本音では自身が望まない事柄であろうとも、それを肯定することで結果的に自身の望む結果が期待されるなら、敢えて認めるなどされる。建前は「表向きの方針」とも解され、実際の方向性はともあれ、対外的に表明される。』、『なお建前という語は「建物の主だった骨組み」を作ることや、あるいはその骨組みが出来上がった時点で行われる儀式も指しているが、特に、「本音と建前」で言うところの建前は、実際の意味として「立前」とも表記されるほうの語で、こちらは、棒手売や大道商人の商品を売る際の口上を指している。調子のいい商人ともなると、この売り口上であることないことをさももっともらしく吹聴する訳だが、結果的に耳朶に心地よく他を不快にさせないような表現や内容が選ばれ、また商品の欠陥や瑕疵を口にしないなど、ある意味での嘘を含まれる。)』・・・タテマエは、「スッキリとした、外向き（表向き）の論理・論法・理屈」で、ホンネは、「ドロドロした、内向き（内裏の）の感情・想念」という対比が、ここに成立つでしょう。

『だが建前というのは世界では嘘と判断されている。この本音と建前という文化が存在している事から2013年3月15日に放送されたネプ&イモトの世界番付で日本は世界4位アジア1位の嘘つきな国にランクインした。』・・・タテマエが「嘘」なら、「まこと」はホンネ、という位

置関係になります。ひょっとすると、世界のどこの国でも同じことが当てはまるかもしれませんが、わが日本では、嘘とまことの間には、何やら親しい関係も、潜んでいるようです。マルとペケ、白と黒の場合のように、きっぱりとした対立関係が常に成り立つ、という訳でも、ないのです。「嘘も方便（これは、仏教用語でして、深いニュアンスを帯びていますが）」は、「事を円満に運ぶための手段として、嘘を言わなければならない。嘘も、目的のためには許されていることがある。」という微妙な状況を指し示すことわざで、「嘘イコール悪」といった単純な図式は、ここには、成り立ちません。また、「嘘言え（嘘おっしゃい）。」は、原義では、「嘘を言え。」ですが、実は、「嘘を付くな。」とか、「嘘を付いていることは判っている。言っていることが嘘だと判っているから、信用など、していない。」という、含みのある表現です。

『日本人論における「本音と建前」—「前述の通り日本的価値観に固有で日本人論の上で使われることから、英語をはじめとする諸言語でもしばしば「honne and tatemae」と表現される。』……このような、一対の表現にきれいに対応するような言葉は、欧米には、恐らく、はっきりしたかたちでは、存在していないでしょう。そういった、「二つの面を統合する文化」など、そこにはないように、思えるからです。しかし、それら二つの言葉を別々にして、それぞれに意味を探っていきますと、ホンネについても、タテマエについても、日本語の場合とパラレルな表現が、存在しているはずですが、因みに、筆者がヨーロッパの文化の比較研究の過程で感じたことなのですが、大雑把な掴み方をしてみるなら、ゲルマン系の国家（その代表はドイツです）が、タテマエに依拠して成り立っているのに対して、ラテン系の国家（その代表は、おそらくイタリア

でしょう) が、ホンネにかなり傾いたポジションに、位置しているようです。どちらの場合でも、タテマエのゾーンと、ホンネのゾーンを巧く渡り歩く、といった芸当など、とてもできないでしょう。その点、私たち日本人は、とても器用な国民なのです。

『欧米圏では交渉に際して、往々にして自身の要求を直接的に突き付けたり、そこまでいかないまでもまず最大限に要求を示し、そこから互いの要求の中で重要度の低い箇所を削るなどして相互の妥協点を探っていくが、日本人相手の交渉では、まずは互いに建前から入って交渉の余地を残し、次いで相互の妥協点まで埋めていく事が行われる。ことこの双方の様式が交錯すると、混乱が発生する。』、『最初に最大限の要求を突きつけた側はもっと要求できるのではないかと戸惑いながら前進するも、いつの間にか前進させた箇所を侵食され、結果的に要求どおりにならない。一方の建前から入ったほうは、自身のほうは予め譲れる箇所を明示したところ、一方的に要求が増やされるため不公平だと考え、更には不当とみなす。こういった混乱は貿易摩擦のような極大な現象にもしばしば発生し、商取引の場においても、あるいは至極個人的な対人関係においても混乱を引き起こす。』・・・日本人同士の、様々な交渉・折衝は、同じような文化を持っている当事者の間での出来事なので、「以心伝心」とか、「阿吽の呼吸」とかのフェジーな遣り取りの中で展開されていく、と見ておくのが、一応のところ、適切と言えるでしょう。もっとも、業種相互で事情がかなり異なっていたり、地方別の偏差もあつたり、「私と公」と「私と私」と「公と公」という三タイプの、交渉当事者の組み合わせ次第で、成り行きが異なったものになったりして、事態は、千差万別ですが、大枠の中では、そのように言えると、筆者は見ています。しかし、欧米の国々の当事者が、

日本の交渉の相手方となる時（筆者の見るところでは、旧ヨーロッパの国々とアメリカを一体として捉えるのには、少し不適切などころも、あります）、日本人側は、日本流の物指しでは巧く物事が計れないことを、なるべく弁えておかなければなりません。つまり、あちらの人は、実質的に勝ちとろうとする獲物を、掛値なしに要求してくる場合が、少なくないからです。日本人のように「鯖（サバ）をを読む。」ことは、あまりしないはずで、そのために、彼らのガードは固くて、融通を利かせるようなテクニックが発揮される局面など、あまり、ないでしょう。彼らが妥協や譲歩に追い込まれる際には、彼らは、表に諸に出ているホンネ（実質的要求）を「削る」ことで対応しなければなりません。日本人の場合には、タテマエ（形式上の要求）を「崩して」いけば、それでよいのです。ここには、車のハンドルの「遊び」のような融通性が、ありますね。

『いわゆる「アルカイク・スマイル（元はアルカイク美術にみられる微笑みの表情のこと）と呼ばれる日本人に特有の曖昧な微笑」は、表情における建前である。この微笑みは、内心では相手に対して反感や怒りを感じていたとしても、崩されることはない。このためにそれとは知らずマナーを侵した側が、相手がこの微笑みをたやしていないため、許してもらっていると誤解して、後で軋轢を引き起こすこともある。』・・・私たちの身近でも、日本人が、「いいえ。」とか、「嫌だ。」とか、「それは困ります。」とか、キッパリと、あるいはハッキリと、言い切ることがないケースが、しばしば見られます。もっとも、若い世代の人々の許では、反感・反発や怒りや拒絶といった感情を、欧米人並みに、顔の表にあからさまに出していくスタイル採る人物が、今や、主流となっているのではないのでしょうか。それでも、微笑んでいるとも、困っているとも、受けとれるよう

な「ファジーな」顔つきは、その顔の主にとって、リスクがある反面、メリットをもたらすものかもしれません。表に浮かぶ「イエス」もどきのタテマエと、心に秘められた「ノー」というホンネの狭間で浮遊するのは、巧みな身のこなし方とも、言えますね。客商売（特に水商売）の世界では、それが、むしろ、常識なのかもしれません。その辺りは、社会経験の乏しい筆者が、ただ想像しているだけのことです。因みに、「タイ」という国は、「微笑みの国」として世に知られていますが、このような「柔らかさ・優しさ」は、アジア特有の雰囲気と見られなくも、ないですね。もっとも、私たちの国の隣人である、いくつかの国々では、「微笑みの文化」など、あまり根付いていないように見受けられます。現代の日本人の中でも、確かに、微笑みとは無縁な人が、次第に増えてきたような気がしますが、いかがでしょうか。

（Ⅲ）この「ウィキペディア」の解説の末尾には、参考文献が、四点、示されています。ルース・ベネディクト『菊と刀』（1946年）；土居健郎『表と裏』（1985年）；『甘えの構造』（1971年）；『続「甘えの構造」』（1976年）　この他に、筆者が知りえた限りでは、以下の四点が、あります。仁戸田六三郎『タテマエとホンネ』（1973年）；増原良彦『タテマエとホンネ』（1984年）；『日本の名句・名言』（1988年）；本名信行、ベイツ・ホッフア『日本人の考え方を英語で説明する辞典』（1988年）　ところで、筆者の感じたところを率直に言わせて頂くなら、共に「哲学者」の作品である、仁戸田氏の著書も、増原氏の著書も、「タテマエとホンネの対比構造」と言うことに関して、哲学的な「理論構成」を、明確なかたちで展開することを、避けているようです。そのために、読後感が、どうも、すっきりしないのです。それほど、この

一組の概念は、難物であると、言えるのかもしれませんが。もちろん、筆者の場合でも、事情は、同じです。

第二章 「タテマエ」と「ホンネ」の位置関係

(1) 「タテマエ」と「ホンネ」という、意味深長な二項対比の形態以外にも、「単なる対比の形を取った格言的命題」は、無数にあります。この手の言い回しは、古今東西、どこにでも存在すると言っても、過言ではないでしょう。ここでは、先のシュルスの『金言録』に収められている対比例を纏めた筆者の仕事を、指示させて頂きましょう。「ロマホペディア」(本編)の[C]部門の第二章(4)「対比論タイプの格言命題」の部分が、それです。

(2) これら二つの概念は、日本において、「知る人ぞ知る」クラスの対句ということで、既に、それなりに、知られているものですが、筆者は、基本的に、それぞれの言葉の意味するところも、また、それらの間にある絡みあいや溝のありようも、まだ、学問的にきっちりと捉えきれるまでには、到っていません。今のところは、全く個人的な感性・感触を頼りにしながら、何とか、両者の、それぞれの座標軸や、両者間の距離や、役割分担を見出そうとしている段階に、あります。本編の記述では、とりあえず、多義的な概念としての、これら二つの「カタカナ語」を、様々な事物の説明に利用することに、させて頂きます。

(3) 私たちが、人の各種の行動や社会の織りなす事象を観察する際、色々なアプローチが、ありえます。そのとき、意識して、タテマエとホンネという二つの視角・視点・視座を設定しながら、対象を見分けることができれば、事象の本質がよりよく見えてくるかもしれません。実のところ、私たちは、タテマエだけを頼り・抛りどころ・行動原理として、人生を組

み立てていくことも、また、ホンネだけに従い、いわば自然体で、人生を過していくことも、全く不可能という訳では、ありません。それでも、人の行動や社会の動きを、「タテマエを見抜く眼」と「ホンネを感じとる眼」という複眼で観察してみれば、私たちは、物事の本質を見極め、それに適切な対処をすることが、できるでしょう。そうすれば、人間生活における摩擦を少なくすることも、具体的に実利を手に入れることも、可能になってきますね。例えば、以下のようにしてです。まず、タテマエ論で勝負に出たり、防衛陣を張ったりして、メリハリを付けた後で、柔軟なホンネ論の世界に退いて、そのフィールドで勝機を探る、という手法を駆使する場合です。これは、弁護士が得意とするスタイルなのですが、一般人でも、世馴れた人物なら、これくらいの知恵は、間違いなく、身に付けていることでしょう。それ以外に、表でタテマエ論を展開しながら、裏でホンネ論をさりげなく、ちらつかせる、という高級なスタイルも、あるでしょう。これが、「タテマエとホンネの使い分け」方式です。前者では、事の性質上、決着までに時間や手間が掛かってしまいますが、後者では、現場で、直ぐに決着が付くことになるでしょう。

(4) 現代の私たちには、個人関係においても、また、ビジネスの場においても、外国人と接触する機会が増えてきているのですが、彼ら「ガイジンさん」の心情・スタンス・行動パターンが、日本人のそれとはかなり異なっている点は、現在では、私たちにはかなり鋭く感じとられているところではないでしょうか。そもそも、国際交流というのは、相手方と自身が、それぞれ、異なった意識基盤の上に立っている、ということをしつかりと認識することから、始まります。「人類は、皆、兄弟。」というスローガンは、タテマエとしては、立派で、素晴らしいものですが、これにホンネ

(適切な現場対応) が伴いますと、精度が高まりますね。筆者が外国での居住経験を持っているのは、イタリアだけなので(もともと、ヨーロッパ諸国を巡る「現場研究」の旅は、数回、あります)、「欧米事情」については、殆んど体験データを持ち合わせていない状態にある筆者が、総括めたことをここで書き記す資格など、あろうはずもありませんが、それでも、外から観察したところを、敢えて申し述べてみましょう。

アメリカは、ゲルマン人の一派であるアングロ・サクソン人の末裔が、国を実際に動かしている勢力の重要な部分を構成している国ですが、この国を、世界的にもトップクラスの「多民族国家」と規定してみても、差し支えないでしょう。ユダヤ系、南米系、アフリカ系、アイルランド系、イタリア系、アジア系などの人々は、それぞれ、民族・人種固有のホンネ(生活様式)を護持しながら、「アメリカ人」として、立派に生きています(このところは、国民が、ほぼ一色で塗り潰されるような、わが日本国の場合と、根本的に違う点です)。そのために、国家を纏め上げ、統括し、統治していくには、国民に共通のタテマエ(理論性=観念性の強い制度)を何とかして設定し、堅持していかない限り、アメリカという国は成り立ってはいきません。筆者の見るところ、アメリカには、アメリカなりの「ホンネ」のようなものも、ちゃんと存在しているようですが、それは、日本の「ホンネ」とは、何やら、質的に違ったもののようです。

これに対して、ゲルマン民族の直系であり、しかも、その「元祖」という色合いを、今も頑固に守り続けているドイツという国(他方で、紀元後の比較的早い時期に、数世紀にわたって、ヨーロッパ東部の祖地から、順々に西進していったゲルマン系の部族の国々は、ローマ以来の、土着の先進文化を持つ人々と混じり合ったために、ゲルマン人本来の色を薄めてしまっ

ています)は、色々な意味でのタテマエを、大切にする国のように、筆者個人には、思われます。それは、頭が固くて、融通が利かず、几帳面で、勤勉で、質実剛健で、堅実・堅固を尊び、個人よりも全体が前面に出るなど、かなりの特徴を示していることと、関わりがあるのではないのでしょうか。余談ですが、このような彼らの民族的特質と、私たち日本人のそれとの間には、何やら共通点もあるようですね。日本人で、このように言う人は、それほど多くないかもしれませんが、ドイツ人からは、そのような分析がなされることも、あります。因みに、筆者は、なぜか、子供のときから、「ドイツびいき」でして、高校時代に独学でドイツを学び、大学受験では、英語ではなくて、ドイツ語を選択した変わり者ですが、実を言えば、筆者は、「半分ドイツ人」のような体質の人間です(後の半分は、ひょっとすると、「ホンネ」族の「イタリア人」なのかもしれません)。

一方、イタリアは、その支配層にゲルマン人の血統が入り込んでいますが、古代ローマ人の血の伝統が色濃く残っている国でして、ホンネに重きを置いて行動する人々が住んでいる国です。タテマエの象徴である「国家」の威厳など、それ程のものでもない、といった受け止め方が、筆者の知る限りでは、彼らイタリア人には、かなり強いのではないのでしょうか。彼らの多くは、ナポリ人、シチリア人、ローマ人、ミラノ人などというように、それぞれの地域の住人であることに、強い誇りを持っていて、「イタリア人」というような意識は、あまり見られないようです。もっとも、わが日本でも、長州人、大阪人、東北人、出雲人などの、比較的キャラの濃い人々のことが、よく話題になりますが、「日本人」という上位概念の優位は、不動のものとなっていますね。

ヨーロッパの他の国々、及び、アジア諸国(とりわけ、隣国の中国や韓

国)の「タテマエ・ホンネ」事情は、これから、機会がある毎に、調査してみたいと、考えています。時間は掛かりますが、調べてみると、面白いことや、意外なことが、きっと、炙り出されてくることでしょう。

(5)ところで、タテマエとホンネの間柄には、色々と微妙なところが、あります。その一端を、以下に示してみることにします。

① 「旧」はタテマエで、「新」はホンネ、という位置関係が成り立つように思われることが、あります。それは、一旦タテマエとして設定された立派なシステム・制度が、時代の変化に伴って、崩れていき、使い勝手が悪くなり、しかも、その旧・タテマエの修復がなされないようなときに、ホンネが、必要上、生み出されてくる場合です。それは、後から現われるものの方が、時代の要請に応える力を備えているからです。その一方で、日本の明治時代にヨーロッパの法制が導入され、それに、政策的に、新しいタテマエの地位が与えられることになった状況の下では、日本古来の法制は、やむをえず、ホンネとして、新しいものの背後に引き下がりました。それでも、これは、日本固有のものとして、しぶとく生き残ります。このように、タテマエとホンネの位置関係が、常に固定的とは、限らないのです。

② 質一質・・・私見では、「質」は、抽象性の高い性質を意味する言葉なので、タテマエです。しかし、「量」は、単なる数なので、ホンネです。もし、ある性質を共通に持った「量」が増大してきて、これが殆んど全体を覆い尽くしますと、上位概念としての「質」は、変質してしまいます。例えば、人間の性が元々「善」である、と言われる場合に、「悪」の要素を持った人が、比較的少数ならば、その命題は維持できますが、しかし、そのような人物が、過半数を遥かに超える数になりますと、人間の

性は元々「悪」である、というように、表現を変えていかなければなりません。今後も、「人間性善説」と「人間性悪説」の、「質」問題を巡る綱引きは、なかなか勝負が付かないのではないのでしょうか。

③ 朝廷・公家を取り仕切っている世界は、抽象化・純粹化された權威＝正統性によって支えられていますので、これには、「タテマエの世界」としての資格が、与えられるでしょう。それから、先の「お上」に楯突く存在として勢力を高めた武士の世界は、単純に武力（ゲバルト）によって支えられていますので、「ホンネの世界」ということになるでしょう。他方で、視点を変えてみて、武士の世界と商人の世界を対比してみますと、「武士道」という、かなり精度の高いタテマエを誇っている武士の世界には、タテマエ色が濃厚です。これに対して、「金がすべて」という倫理＝論理がはびこっている商人の世界は、ホンネの世界です。このように、視点をずらしていくと、タテマエとホンネの位置関係が変わることも、理解して頂けるでしょう。

④ ここで、事のついでに、タテマエがホンネによって食い破られる、身近な状況を、見てみましょう。テレビの画面で、広い意味における「大阪芸人」（キャスター、司会者、レポーター、また、番組出演者を始めとして、漫才に到るまでの、幅広いパーソナリティー）が、筆者のような一関西人の眼からしても、恥ずかしげもなくホンネをさらけ出して、笑いを取りまくっています。この現象は、いわゆる「関西圏」だけのものかもしれませんが、関東事情に暗い筆者にも、大阪の芸能文化が日本全体の芸能界にかなりのインパクトを与えるようになったと、思われます。筆者の理解では、比喩的に言えば、「タテマエの東京」と「ホンネの大阪」が対峙しており、これまでは、前者の優位が保たれていましたが、最近になって、

「大阪の逆襲」のようなものが、始まったようです。誰にとっても、タテマエに縛られず、ホンネに従って、ナチュラルに日を過ごしていく方が、楽なのですが、これは、ひよっとすると、「原日本人」の姿を引き継ぐ現象と、受け取れるかもしれません。そして、全般的な予測をしてみますと、明治期に確立されたタテマエ世界は、軟化し始め、ホンネ世界に接近する傾向が、強まっていくでしょう。

⑤ 一般論として申しますと、ホンネというものが幅を利かせる事態になりますと、国家権力（「お上」）に連なる者、リッチな者、押しの強い者、前向きの姿勢を好む者、腕力の強い者などが、有利なポジションを占める事態に、なってきます。そうすると、社会の各所において深刻な摩擦が産み出され、人間関係が過熱し、冷酷な人の動きが支配的となり、社会の統制が取れなくなる危険に、晒されることになるでしょう。そこでは、「そんなことはタテマエに過ぎない。」とか、「タテマエばかり言い立てても、仕方がない。」とか、「タテマエなんてきれいごとであって、本当の勝負はホンネの場で付けるものだ。」とかいった言い回しが、横行するに違いありません。一般的に見た場合、ホンネには、「プラス効果」が目に見えるものとして、私たちに感じとられるものですが、しかし、その背後には、各種の「マイナス効果」が、潜んでいます。これらの両効果を見極め、それらを調整する技術が工夫されれば、人個人の生き方も、社会の動きも、リーズナブルなものとなることでしょう。

⑥ このように、タテマエとホンネの間には、「タテマエがホンネに対して優位を主張できる」局面が出現したり、また、その逆に、「ホンネがタテマエに対して優位を主張できる」局面が出現したりする「凹凸現象」が、発生します。それだけに、両者を操る能力が私たちに養成される訳で

すね。この日本では、「よきタテマエ人」にも、「よきホンネ人」にもなれる人物が、賢人なのでしょう。

⑦ しかし、日本が、今後、安定し、バランスの取れた国家に成長していくためには、「人間は、すべて、平等である。」、「男女は平等に扱われなければならない。」、「主権は国民の許にある。」、「自衛隊は軍隊ではない。」、「裁判は神聖である。」、「金がすべてではない。」などの立派なタテマエを、全力を挙げて護持していく必要があるでしょう。確かに、タテマエは、理想像でありまして、現実からかけ離れたところに、鎮座しているだけのものとも、言えます。それでも、混沌として、変幻自在なホンネの座標軸を定める際の「原点」として、これを守り育てていかなければ、私たちに未来はないでしょう。

第三章 本論

(A) はじめに

(1) 私たちを取り巻く人間関係・社会現象や、様々な物事を理解し、それに対応しようとするとき、単純明快な「一元的な」分析視角や、その性質上、雑然とした「多元的な」分析視角の中間のところに、例えば、マルかペケかのどちらかに答えを絞るように求められる場合のように、「二元的な」分析視角を設定してみるスタイルが、存在するでしょう。そうすれば、物事の識別が、容易になり、それが、簡明・簡便で、心に響くものになるのではないのでしょうか。使い勝手も、よくなるはずです。もっとも、この方式には、欠陥も、あります。なぜならば、渾然としたもの、雑然としたもの、曖昧なものなどを、マルかペケかのどちらかに吸い寄せてしまう荒業さえも、しばしば用いられるからです。その結果として、この作業

は、単純化や図式化には成功しますが、何とも味気ないものに、なってしまいますね。物事の事実関係を捻じ曲げてしまうことさえも、あるでしょう。ところで、この「二元的な」アプローチによって得られるものの中に、「タテマエ」と「ホンネ」が、微妙に、しかも、複雑に絡み合っている情況が、あります。それが、「タテマエとホンネの使い分け」が行なわれる場合です。

(2) 私見によれば、人の動きや社会の姿を見抜くには、そのタテマエ的な要素・契機と、ホンネ的な要素・契機を区分した上で、対象に立ち向かうことにすれば、リーズナブルな流れに、なります。例えて言えば、「タテマエがよく見える眼(これは、遠くを、広角的に捉えることを可能にする眼、ということにも、なるでしょう)」と、「ホンネがよく見える眼」(これは、近くにをピントを合わせた眼、ということにも、なるでしょう)」との複眼性を、開発して頂きたいのです。「タテマエ」だけを直視して、筋の通った、すっきり人生を貫くのも、また、逆に、「ホンネ」に眼を向けて、それを頼りに、手探り人生を、流れ流れていくのも、それぞれ立派な生き方になります。しかし、人が、タテマエとホンネを総合し、それを自在に使いこなす能力をマスターして、社会の中で動いていくことの方が、遥かに理に適っているのではないのでしょうか。「所変われば、品変わる。」ですし、「十人十色。」ですから、とにかく、マルチな処世術が、役に立つ訳です。

(3) なぜかよく判りませんが、筆者と言う人間は、生れつき、「二元論者」であるように、思われます。そのような性格の筆者でも、私たち日本人に馴染みがあり、理解の容易な「二項対比」の各項目に直面したとき、これに「タテマエ」と「ホンネ」という、ダブルの概念を上塗りする必要

が必ずしもないことを、自覚している積りです。

(4) 話は変わりますが、その昔、「基礎法学」の一翼を構成する「法制史学(法史学)」の研究者によって構成されている、ある研究会において、筆者が、「タテマエとホンネで、ローマ法を分析する」というテーマで、原理論(タテマエ論)と具体論(ホンネ論)をセットにして、研究報告をした際、長老格のある研究者から、「なぜ、ここで、タテマエとホンネという二つの概念を、持ち出すのか? それにどのような学問的意味があるのか?」という基本的・原理的な質問が、筆者に、鋭く、投げ掛けられたことが、あります。そのとき、筆者は、そういった特別の「二項対比」の手法は、単なる「仮説」に属するものであって、学問分析の一手段に過ぎない、というように、お答えしました。言ってみれば、これは、至って「タテマエ(原理論)風の受け答え」ということに、なるでしょう。それに、ホンネ(実践論)風のコメントを付けるようにして、筆者は、「ある学問的な切り込みの正当性・適切性は、それが生み出す成果の価値によって、自ずと定まる。」と、発言しました。筆者は、このような「原則論」を持ち出すことで、何とか、その場を何とか切り抜けられた格好に、なりました。そのとき、別の長老格のある研究者が、「二元的なものの考え方に注目したければ、それで、よいのでは。」というように、温かみのある御意見を示して下さいましたので、若年の研究者に過ぎない筆者には、そのとき、その御言葉は、本当に助け舟となりました。その当時の法制史学会の主流に属する考えは、「歴史的事実を虚心坦懐に読み解くことこそが、法制史学の使命である。」という立場で固まっていたから、その当時の筆者のような若輩研究者が、原理論・方法論とかを、一個人のレベルで持ち出すことには、冷ややかな眼差しが投げ掛けられていたように、思

えます。もっとも、ウエーバー先生やマルクス先生の御高説に従って研究に励むことは、立派なことだ、という雰囲気、確かにありました。先の「法制史学会近畿部会」における報告の際に筆者が感じたことは、それより前の、筆者が二九歳のとき、「法制史学会」において初めて報告の機会を与えられた際に、会場に存在していた「冷ややかな」雰囲気から、はっきりと感じていたことでありました。結局のところ、筆者は、一生の間、「過去にすべての関心を集める」という、学界の主流から遥かに離れたところで、いわば「異端の法史学者」としての道を歩んできたことに、なりますね。その意味からすれば、このような、「紅（くれない）」に収録された、筆者の、四部門からなる一連のデータは、「異端の書（記述）」と決め付けられるかもしれません。それでも、現代日本に生き、古代ローマと現代日本の間の「往還」を繰り返しながら、現代に対して発言を重ねることを自身の使命としてきた、現代における「ローマ法の語り部」である筆者には、何らの悔いもありません。歴史というものは、現代の視点に基づいて、新たに書かれるものだからです。「歴史家は、すべて、現代史家である。」という考えに筆者が同調していることにも、なりますね。

(5) それから数十年が経過し、老いた研究者となっても、筆者は、自身の研究方法の妥当性・正当性を証明することも、成果を提示することも、実は、まだ、できてはいません。これまでに、古代ローマ法と現代日本法の二分野について、問題の「二項対比論」によって析出されるような現象を追う仕事を重ねてきましたが、法原理論や法思想の分野で、十分な知識も見識も持ち合わせていない筆者には、宿題が、今でも、重々しく、覆い被さってきます。今回の仕事で、多少は前進できたようにも思えますが、さて、いかがでしょうか。

(6) 当然のことですが、タテマエとホンネの二項対比を試みるというとき、問題となったそれぞれの「概念」が明確なものとなっていなければなりません。しかし、申し訳ないことに、本編では、必ずしも正確に区別がなされないままに、「タテマエもどき」や「ホンネもどき」までもが、持ち出される部分が、非常に多くあります。「タテマエ」の概念の中に持ち込まれるものが流動的であったり、漠然としたものであったりすると同時に、それと対峙する位置関係にある「ホンネ」の概念も、「タテマエ」の意味内容に応じて姿を変えることが、普通です。そのような訳で、筆者の試みる「二項対比」の手法が、学問的に見てあまり生産的でないと、指摘されることがあっても、これに十分な論拠を持って反論できないことについては、筆者も、十分に自覚しているつもりです。このような老年になっても、なお、そのような状態であって、「試論」ぐらいしか提示できないのは、お恥しい限りです。

(7) それでも、とりわけ、私たちが、日常世界において、「法」というものと向き合わなければならない情況に追い込まれたとき、「法」を巡る「タテマエとホンネの二元性」を念頭に置いて対処して頂ければ、あるいは、程よい結果が得られるかもしれません。およそ、法というものは、「タテマエの権化」ですから、そのタテマエが取り仕切るフィールドに私たちが巻き込まれますと、向うのペースで事態が進行していきますので、一層の注意が、必要となってきますね。

さて、強行法として最大の力を誇っているのは、感覚的には、刑法であることに、まず異論はないでしょう。市民が刑法と触れ合うような行動を当局から問題にされますと、警察と検察という二枚看板が乗り出してきて、市民は「お上」に向き合わなければなりませんし、それに、刑罰も、最大

のものとして、死刑が待ち受けているからです。

(8) 以下に、具体例に即して、タテマエとホンネが絡み合う事象＝現象を見てみましょう。ホンネ（厳然たる事実）としては、電車内で「痴漢行為」など絶対にやっていないにもかかわらず、運悪く、被害者から現場で「犯人」呼ばわりされ、現行犯逮捕されて、警察・検察の支配下（タテマエ世界）に取り込まれてしまった人物がいた、としましょう（そういったお気の毒な人の数は、現在でも、少なくありませんので、実のところ、このような成り行きは、善良な市民にも、全く無縁のもの、という訳ではないのです）。実は、私たちの国では、人が、一旦逮捕されてしまいますと、ほぼ間違いなく、その人が痴漢の犯人である、というレッテルが貼られるかたちで、事態が、どんどん、進行していきます。被疑者が犯行を否認していれば、彼は、まず、最長では、三日プラス二〇日、当局に勾留される状態に置かれます。それから、さらに事態が進行して、その人が、単なる被疑者から、正式の被告人の地位に据えられますと、何カ月もの間、身柄を拘束されることさえも、あります。潔白な人は、当然のことながら、釈放を求めますが、事は、そう簡単には、運びません。

ここで、二〇一四年十一月一七日に決着した、注目すべき「被疑者釈放事件」のことを、御紹介しておきましょう。市民の方々には、新聞がしばしば報道している関係で、極めて身近なものとなっている「痴漢事案」について、刑事事件の最前線における第一次の法の動きを頭に叩き込んでおいて頂きたいと、思います。そうすれば、最悪の「冤罪地獄」に巻き込まれずに、社会へと帰還するチャンスが、巧く見出せるかもしれません。

京都市の地下鉄の車内で、女子中学生の身体を触ったとして、会社員が、「迷惑防止条例違反」の容疑で、現行犯逮捕されてしまいます。身に覚え

のないその人は、当然のように、釈放を求めます。極めて例外的なことですが（つまり、データによれば、最近少し率が下がりましたが、検察の勾留請求が裁判所によって認められる率は、二〇一三年分で、九八パーセントを超えているからです）、京都地裁のある裁判官は、検察側の勾留請求を、却下してしまいます。この措置により、彼は、幸いにも、勾留されないことに、なりました。それなのに、この措置に対しては、検察側からの「準抗告」が、ありまして、これを受けて、同じ地裁の別の裁判官は、「犯人が、被害者の中学生に、何らかの働きかけをする恐れがある。」との理由で、一転して、被疑者の勾留を認めてしまいます。これに対して、被疑者から、最高裁へ「特別抗告」が試みられた結果、最高裁は、「勾留が著しく正義に反する」という決定を、全員一致で行ない、勾留を取消しました。その被疑者は、もちろん、釈放となり、しかも、さらに進んで、不起訴処分が、勝ち取られました。これで、無実・潔白な人物は、無事に社会へ生還できたのです。しかし、このようなハッピーエンドは、滅多にない出来事と言っても、差し支えないでしょう。

ところで、あらぬ疑いを掛けられた無実の市民がピンチに追い込まれた、というとき、「日本の裁判所は、必ず『真実』を明らかにして、自身を救ってくれる。」として、上は最高裁まで、断固として戦いたい人が少ないのですが、しかし、「有罪率九九パーセント以上」という数字が冷酷に語っているところから判るように、一旦起訴されてしまいますと、無実・潔白な人に有罪判決が下されてしまう危険率は、とても高いのです（そういった悲劇に遭遇した人の数は不明ですが、その数は決して少なくないようです）。その痴漢犯罪の「有罪実績」のことを知った人は（弁護士が、それとなく知らせる場合も、あるようです）、司法当局が押し立てる「有

罪」路線に泣く泣く乗って、被害者に一〇万単位の示談金を渡して、不起訴処分に持ち込んで貰うようにと、細工をしたり、また、法廷で、虚偽の（タテマエだけの）「自白」をして、相当な額の罰金（痴漢行為への罰は、懲役六月以下、罰金五〇万円以下ですが、初犯のケースなら、もっと低額の罰金で、「許して」貰えます）を国家に対して払う罰を受けるなどしたりして、傷ついた心で、比較的早期に、社会復帰を果たす人も、かなり存在するものと、推測されます。ここには、「ホンネ無罪、タテマエ有罪」の構造が、見られますね。人がこのような辛い道を選択するには、訳があります。一般に、最高裁判所まで続く三審制の下で、無罪判決を獲得する確率が、殆んどゼロに近いことを、司法実績が示していますし、何カ月にもわたる身体拘束の間に（もちろん、その間に、保釈されて、暫定的に、外の世界に戻れることも、ありますが）、仕事上の不利益、家族の負担、金銭的な負担、精神的な不安などの、恐ろしいまでのマイナス面が降りかかってくることを顧慮すれば、その人が、自身の本心に反してでも、「金」で、さっさと自力決着を付けてしまうことに、それなりの合理性があるからです。ところで、良心的な刑事裁判官として世に知られていた、元・東京高裁判事の木谷氏（現・弁護士）は、いつものように、明晰な指摘をしています。「勾留されるだけで、人生が変わる。」、「安易な勾留は、身柄拘束を免れるための虚偽自白や、社会的制裁につながりかねない。こうした現実を目を向けよ、との、裁判官全体へのメッセージがここ（最高裁の決定）から読み取れる。」と語ったそうです。いくら最高裁が、このような決定をしたとしても、検察はもちろんのこと、裁判官も、これにすんなりと従うことなど、殆んど望めませんが、それでも、この決定は、冤罪痴漢撲滅への「一里塚」と、なってくれるでしょう。「冤罪痴漢」問題に

長年取り組んできた筆者としては、このことを、強く期待しています。いずれにしましても、無実の人が、タテマエ（法制度）のフィールドで、勝ち目の薄い戦いを、長い時間を費やし、多額のコストを掛けて、やり抜く以外に、「虚偽自白」のかたちで、ホンネのフィールドにおいて、悲劇に、自力で、決着を付ける人が、いるかもしれない、ということを知っておいて頂きたいと、思います。これは、部外者からすれば、「損害を最小限に止める」という「人の知恵」ということにもなりますが、当事者にとっては、言うまでもなく、「痛恨の決断」だったでしょう。「法の、どうしようもない暗部」が、ここに姿を現わしていますね。

（９）一方、刑法のような強行法規とは「格」が違う、任意法規である民法（ここには、強行法規クラスの硬い規定も、含まれていますが）が取り仕切る世界で、私人間の契約が締結され、その展開の中でトラブルが発生したと、いうとき、これは、国家刑法の支配する「公の世界」とは違う「民の世界」での出来事と位置付けられるので、タテマエ（公的規制）の威力は、それほどのものでは、ありません。各種のホンネ（現実的対応）に頼りながら、最悪の事態をいくらかでも食い止める方策も、色々と存在します。試しに、そのケースを、いくつか、取り上げてみましょう。

① 簡易裁判所における、官（簡裁裁判官）と民（民間人である調停委員）の混成チームによって取り行なわれる「民事調停」か、あるいは、民事紛争が裁判所の持ち込まれた後に、担当裁判官の判断で（両事者の意向を考慮されるはずですが）、「訴訟上の和解」のルートで、例えば、契約上のトラブルを、タテマエとしての裁判の場での判決ではなくて、人のホンネ（本心）にも考慮が払われる余地のある「和解」形式の手続で、処理してしまうことが、あります（その他に、全くの私人間でも、いわゆる

「示談」というものを通じて、和解が成り立つことも、あります)。正式の裁判では、金銭賠償でしか責任を償って貰えませんが、この調停の場では、「謝罪」という行為も、して貰える余地が、あります。人というのは、金銭(タテマエ)を目当てに提訴するのではなく、関係者に非を認めさせたい、というホンネを貫きたい場合も、少なくないのです。裁判の場で、関係者に謝って貰えないとしても、責任の所在が「お上」によって確認されるだけでも、少しは気も晴れるものですが、和解の場でなら、謝罪が実現することも、あります。

② 様々な事情によって、支払いきれないほどの債務を負ってしまった人がいた、としましょう。消費者金融(サラ金)を利用した結果、多重債務者となった人が、私たちの身近によくある例です。一生掛けて償いをするのは、人間らしい行ないとして、それはそれで、立派ですが、もう一つ、「自己破産制度」を活用して、支払い責任(タテマエ)を、「ない袖は触れない。」という冷酷な現実(ホンネ)に従って、免れてしまう方法も、あります。これは、言ってみれば、不名誉な対応ぶりですが、その人には社会的不利益が降り掛かってきますので、それで何とかバランスが取れるようにしてあるのでしょう。自己破産者は、その後、自身の経済状況を立て直して、それなりに、経済社会へと復帰することもできますから、ある意味では、この流れは、ヒューマンな扱いにも、なっているのです。これまでのことは、個人の話に関係しますが、一方で、会社の破産の場合ともなりますと、偽装倒産とかの悪どい手口も、紛れこんできますので、話は混み入ってきますね。いずれにしましても、ここでは、「ホンネのフィールドで、タテマエの力を殺ぐ。」ことも、できるのです。

③ 私見では、債務がタテマエ(枠組み)で、責任がホンネ(債務の支

払い)、という位置関係が成り立つのですが、その責任を債務者がちゃんと負わされた状態で、別の人(組織=会社)が、本人に成り代わって、債務を支払ってくれる、というリーズナブルな制度が、現代では、ちゃんと、存在しています。それは、損害保険の制度です。その最先端にあるのは、個人賠償責任保険ですが、人がこれを意識的に掛けている場合もあれば、他のタイプの保険にくっついた状態で、掛けたことになっている場合(そのことを知らないか、忘れたかしている人も 結構多いとか、聞きますが)も、あります。その掛金が年間僅か数千円ですので、軽く見られることもあるのですが、実は、一億円(あるいは、それ以上)までカバーする、凄い力を、これは備えています。さて、ここで、悲惨な事故の話題を御紹介してみましょう。自転車に乗っていた小学生が、路上で高齢者にぶつかり、その人に致命的な傷を負わせてしまいました。その人の命の方は、助かりましたが、その人に、一生介護が必要なほどのダメージを与えています。その医療費は極めて高額のものとなることが予想されますので、裁判所は、訴訟の場で、一億円近くの損害賠償を、保護者である両親に課します。自動車事故の場合なら、強制保険の制度が完備していますので、経済的には、それなりに穏やかに処理がなされるようです。自転車保険とか、さらに上位の個人賠償責任保険とかが、用意されていなければ、加害者の家族は、突如、債務地獄に見舞われます。その結果、その事案では、加害者側で、先の自己破産の道が選び取られました。そうしますと、今度は、被害者の家族は、高額の医療費の負担のために、悲惨な境遇に陥ってしまうでしょう(もし、被害者の側で、運よく傷害保険が掛けられていれば、経済的負担は、いくらかでも、軽減されますが)。そのような、誰の許にでも起こる日常的な事故の悲劇を少しでも軽くするために、「加害者

の責任」というホンネの重圧を、少なくとも金銭面で弱めるために、各種の損害保険制度により、ホンネの「転嫁」が制度化されているのです。これは人間の知恵でしょう。助け合いの精神の表われ、と形容することも、できますね。

(B) 「表」と「裏」、「外」と「内」

(1) 現代日本における「タテマエ」と「ホンネ」の捉え方は、「はじめに」の個所で少し示したように、「表」と「裏」の「二項対比的」表現として、それなりに広く知られていますが、筆者としては、その問題に留まらずに、この組み合わせ全般に絡む様々な問題にスポットを当てて、考えてみたいと思います。これが、本編のタイトルとして示した「日本文化の一側面を観察する」という分析の中身となります。

(2) 私たちが、表に見えている、ある「行動・事物」の背後にあるものを見抜いて動く必要に迫られることが、しばしば、あります。その方が、リスクを少なく抑えることができますし、また、メリットも、見込めるからです。

(3) まず、「表」と「裏」系統に属すると考えられる、日本人の発想のパターンの例を、いくつか、紹介してみましよう。

① 既に御紹介した「京のぶぶ漬け神話」に見られる、「表」の「ほんの口先だけの甘い言葉」と、「裏」の、「冷ややかな本心・内心」との鋭い対比は、誇張に溢れた、特別な情景を描写する類のものですが、それでも、これは、日本人全体にかなり流布している話題かもしれません。もっとも、京都へやってきた日本人が（鋭い観察眼を持つ外国人も）、現実にこのような場面に遭遇することなど、殆んどないように、思えます。そも

そも、「神話」というものは、それが、どれほどいかがわしいものであっても、また、それを信じない人がどれほど多くいても、それはそれとして、インパクトを与え続ける話題には、なりますね。

② 「面従腹背」という四字熟語が、あります。これは、ある人が、他人の面前で（表で＝タテマエ上）、その他人の、強い要望や、指図・指示・命令に従うように見せかけていますが、実は、心の中に（裏で＝ホンネで）、拒絶の姿勢、反抗心・抵抗心を抱いている、という姿を形容したものです。眼の利く人物なら、相手方の、そのような二重性・二面性など、即座に見抜いてしまうでしょうが、それでも、例えば、その相手方が、大勢の人の前で、服従、恭順の姿勢を見せてくれた、という「外向き」の場面で、その人物には、大きなメリットが得られ、「上の人＝主」は、その儀式により、ポイントを、大いに稼げるのです。時代劇映画やテレビ作品で、しばしば、徳川家康が、豊臣秀吉に対して、そのようなへりくだった政治的姿勢を、家臣団の見守る中で示したことが、まことしやかに描写されています。私たち日本人は、このような嘘八百の二面性を、殊のほか、愛好するのですね。

③ 「顔で笑って、心で泣く。」は、「悲しみや苦しみを隠して、表に出さず、笑顔で人に接する仕草」のことです。ここには、外面（タテマエ）と内面（ホンネ）とのギャップが、最大限に現われてきていますが、よくできた人には、こういった所作が、可能なのでしょうか。物のよく判る人士なら、その人物の平静さの中に、逆に、悲しみの深さを読み取ってくれるはずですが。一般に、日本では、典型的には、葬儀の際に、人前で悲しさや悲嘆をストレートに表に出すことは、あまり上品なこととは受けとられていないところが、確かにありますね。因みに、お隣の韓国では、人前で立

派に嘆き悲しむことができる人が、尊敬されるとも、漏れ聞いています。

「所変われば、品変わる。」なのですね。ここでは、公（タテマエ）の場における態度・振舞いと私（ホンネ）の場における態度・振舞いが、合致しているのです。もっとも、本心とは別に、「ここではしっかりと泣かなければならないのだ。」という儀式を意識して、行動する場合も、なくはないでしょう。それは、それでよいのです。

④ 「笑う相続人」という皮肉なイメージを漂わせた表現が、存在します。日本では、あまり世間に流布していないように思われますが、特に、欧米諸国に、このような言い回しが、あるようです。これは、表（タテマエ）では、身近な人（典型的には、家長）の死を悲しみ、泣く姿を見せる人（子）が、裏（ホンネ）では、いずれ、相続が開始して、亡父の遺産が転がり込んでくることを想像して、思わず、笑いが込み上げてくる、といった、表裏のある情景を活写する話です。遺言相続の場合、時には、遺産に殆んどありつけない事態も、生じてきますので、実は、笑ってばかりは居られないのですが。日本の場合のように、遺言など、あまり作成されないことがしばしばであり、法定相続が発生するところでは、誰でも、それなりの相続分をゲットすることができますので、「笑う人＝喜びを顔に出す人」が現われてくるのは、自然の流れとも、言えますね。

⑤ 日本では（他国でも、同じような事情があるかもしれませんが）、首相は、衆議院の解散をするかしないか、について、「嘘」を付いても、一向に構わない、という「政治慣行」が、あります（また、日銀の総裁が、公定歩合の利上げ・利下げをするかどうか、について、「嘘」を付いてもよいとも、聞いています）。二〇一四年の衆院解散の際も、安部首相は、各方面からの、「解散する積りがあるのか」という質問に対して、「解散

はしない。」とか、「解散については、何も考えていない。」とか、「いつ解散するかは、決めていない。」とかの答えを、公式にも、非公式にも、し続けていましたが、およそ政治家という人種は、「嘘」ばかり付いている、と言えなくもない訳ですから、別に私たちが驚く必要もないとも、言えますね。一方、「普通の人々」の場合なら、「嘘つきは大罪」ということに、なってくるでしょう。「解散はしない。」というタテマエに対応するホンネは、首相が、密かに実力者との会談を繰り返している、という「解散準備の、諸々のアクション」という辺りになりますか。いずれにしましても、解散という政治的行事の実行を一瞬にして決断することに、色々とメリットがあるので、そのような慣行に、なっているのでしょうか（動きの激しい、世界の金融事情に合わせて行なわれる、日銀総裁の、先の判断の場合につきましても、秘密主義の運用を巧妙にやり遂げることには、計り知れないほどのメリットが、あるはずです）。

⑥ 「能」という伝統芸能で、重要な役割を果たしている「能面」は、「素面（すめん）」とは、対比関係に立ちます。前者はタテマエ（外の顔）で、後者はホンネ（本当の顔）です。「素面」という言葉は、剣道にもあるのですが、普通は、顔を保護する武具を顔に付けて、勝負が行なわれます。双方とも「面」を付けていれば、相手の目の色や顔色・顔つきがある程度隠されますので、その「面」には、身体を打撃から守る役割の外に、競技者の本心（ホンネ）を隠すためのタテマエ（外形）の役割も、あるかもしれませんね。さて、能で用いられる仮面には、神・男・女・狂・鬼などの種類が存在するとのことですが、それぞれの面は、同じ姿形で、喜怒哀楽を表現する力を備えていることに、なっています。能を観る人がそれぞれに心に抱いている心根が、固定的な表情を持つ能面の顔に投影されて、

その顔が様々なニュアンスを伝えるものとして、観る人に迫ってくるのでしょう。「形」と言うと、いかにも固定的なイメージが抱かれますが、この「能面」というタテマエには、奥が深いところが、あるのですね。タテマエからホンネを読み取ることができるので、両者の境目がフアジーな状態になっているからです。

⑦ 仮面—素面・・・ヨーロッパには、カーニバルの季節に、人々が、趣向を凝らした「仮面」をそれぞれに被って、町を練り歩く風習が根強く残っていますが、裏の顔（素面）を隠して、表に仮面を全く好き勝手に付ける、という仕草には、それなりの伝統(宗教的なものや、また、社会的・政治的なもの)が反映しているのでしょうか。日本にも、「コスプレ」とか称して、若者が様々に変身する年中行事があるのも、それといくらか繋がるどころが、あるのではないのでしょうか。表と裏のギャップを素直に楽しむのも、今や、一つの若者文化の現われなのです。抑圧された社会では、そのような、現実離れのした行動には、「ガス抜きをする」とかの、それなりの意味が、あるのかもしれませんがね。

(4) 外と内

「表」と「裏」は、コインの表裏の場合と同じように、一つの事柄の状態を示す表現ですが、「外」と「内」は、人の物の考え方や行動・振舞いに、「外」系のものと、「内」系のものという、二つのパターンが存在する場合の対比関係です。

① 自身—他人・・・人は、時には、自身の利害関係に関係しないことであれば、他人には、きれいごとばかり言って、タテマエ（社会のルール・マナー）通りの行動をすることを、求めているながら、いざ自身のこととなると、他人のことなど、考えず、ホンネ（自身の願望・意欲）のままに、

実利を求めて、動くことが、あります。つまり、フェアでないのです。因みに、「自他共に」という言葉で示される状態は、「自身」と「他人」が、幸せにマッチした例ですね。

② 法—良心・・・「良心」は、人の「内にある思い・行動基準」です。これに対して、「法」は、人を取り巻いている「外」の「社会規準」です。法はタテマエで、良心はホンネ、ということになってくるでしょう。多くの場合、両者はマッチしますが、そこにギャップが存在しているとき、人は、法の命ずるところに従うか、良心の声に耳を傾けるか、の厳しい選択をしなければなりませんね。

③ サークル内における「性善説」に即した振舞い—サークル外における「性悪説」に即した行動・・・身近な例で申しますと、自分の家の中は、この上もなくきれいに保っておきながら、一歩外へ出ると、とたんに、道や公共施設を平気で汚す輩が、存在します。ここで、「人の本性は、善である。」という発想は、理に適ったものなので、タテマエとしておきましょう。その意味からすれば、「人の本性は、悪である。」という発想は、ホンネということになってくるように、思われます。ところで、外界(サークル外の世界)では、人を必ずしも善人と見ずに、情況いかんでは、悪に走る可能性があるのと、扱っておいて、然るべき事前対策や事後処理の制度を用意しておくやり方が、各所に存在していますが、これは、ホンネに着目した対処法、ということになりますね。。

(C) 「形・形式・型」としての「法」

(1) 次に、「形」、「形式」、「型」、及び、それらの総合体としての「制度」と、その「中身」、「運用形態」、「実態」の間にも、「表」

と「裏」との間に成り立っているような、「タテマエ」と「ホンネ」の位置関係が、存在します。この系統のパターンを網羅して論ずるのは、筆者の力量からして、殆んど不可能なことです。本編では、筆者のような社会科学系の研究者にとってアクセスしやすい「法」分野の問題に絞って、話題を展開するだけに、させていただきます。それは、「法というタテマエ」を想定してみることから、始まります。「法」の理念型は、「抽象化された、知覚しやすい外面形式を伴った存在形態」と、見ておいてよいでしょう。もっとも、眼に見えない「法」も、確かにあります。高級なものとしては、「自然法」が、それから、いくらか俗なものとしては、「慣習法」が、これらの代表です。

(2) ところで、「法」という字は、とてもすっきりとした姿をしていますが（京都の夏の風物詩である「五山の送り火」の一つに、「法」の形があるのを御存じの方も、多いことでしょう）、実は、元々は、この「法」は、字画が恐ろしいほど多い字でしたが、簡略化が重ねられて、ようやく、この形になりました。そこには、三つの字が、それぞれ、元々持っているニュアンスが、埋め込まれていました。中国流の発想では、まず、偏の形を取って、見えている「水」は、「公平な処理」を示します。それから、今では、その痕跡は、「法」の字には見えていないのですが、元来は、罪人ではないかとして当局がマークした人物が触れると、たちどころに罪の有無を知らせる力を備えた「神獣（牛とか羊とか鹿に似た生き物）」を示す字が、そこに存在していたのです。「神判（神が裁きを付けること）」は、古今東西の各社会のあちこちで見られる現象なのですが、これは、有罪を確定する手続を意味するものでしょう。こういったことは、現代的な視点からは、全くナンセンスな仕組みですが、当時としては、これでも、

「適正な手続」と受け取られていたと、思われます。最後に、「去」は、悪を取り去り、善に導くことを、指します。ここは、「法」の目的・機能・役割を示す部分です。このように、「法」の意味には、「私法」ではなくて、「上下構造」の「刑法」のニュアンスが、色濃く滲み出ています。これは、言ってみれば、東洋的な発想の反映ですが、他方、西洋的な発想では、「法」は、「正しさ」のニュアンスを含んだ、「水平構造」のもので、す。ラテン語の< j u s (ユース) > (法) を始めとして、ドイツ語の< R e c h t > , フランス語の< d r o i t > , イタリア語の< d i r i t t o > などは、「正しい」という契機を、それ自体の中にはらんでいます。

(3) 広い意味での「法」には、形のしっかりした「法律(成文法・制定法)」と、無定形で、柔らかな、狭い意味での「法」とが、あります。前者をタテマエと、そして、後者をホンネというように、位置付けておきます。イギリスやアメリカのような英米法系の国々で法の中核となっている「判例法」は、現実の要請に即した、流動的な要素を強く示していますので、ホンネ性が認められるからです。現代の日本は、フランスやドイツなどと共に、大陸法系の国家のグループに属する国ですので、「法」と言えば、普通は、「制定法・成文法」のことを指します。

(4) ところで、「法はたてまえであるか」という問題につきましては、興味深い議論が展開されたことがありますので、これを御紹介しておきましょう。なお、筆者は、これまでの研究過程において、ロマニスト(ローマ法研究者)のアンゲルから、「タテマエ・ホンネ論」に取り組み、その研究の中核に、「タテマエとしての法」の分析作業を据えてきましたので、筆者の手法には、以下の議論とはあまり交錯しないところが、あります。大塚久雄・川島武宜・土居健郎「『甘え』と社会科学」という書物の(三)

のところ（171ページ以下）に、「法は『たてまえ』か」という項目が、あります。これは、「社会経済史」専攻の大塚氏と、「民法・法社会学」専攻の川島氏の求めに応じて、「精神医学・精神分析」専攻の土居氏が、学問的討論に加わった経緯が活字に移されて、出来上がったものです。ですから、筆者としては、書き手の方々に敬意を表して、議論の「要約」などではなくて、「発言の紹介」の形式で、その討論の内容を、少し、お伝えしたいと思います。なお、発言の各パートの発言内容に対して筆者が何らかのコメントを付けていくようなことは、今回は、差し控えさせていただきます。

① まず、この書物の「はじめに」の個所で、川島氏が、「討論」全体を、後になって総括された部分を、紹介しておきます。「私は今までも異なる研究領域の研究者との共同研究や討論を企画したことがあったが、相互の間のコミュニケーションが難しく、基本的な概念ないし理論のわく組が違っているために、『すれちがい』に終始することもないわけではなかった。今回のわれわれの討論においても、時には概念ないし理論のわく組のちがいからコミュニケーションが困難となっ場合がなかったわけではないが、一つには、討論の主題とその基本的な概念ないし理論のわく組が当初からほぼ明確であったこと、もう一つには、われわれ三人が異なる研究領域とのコミュニケーションにとっての問題について予備知識があったこと、のおかげで、そういうコミュニケーションの困難はほぼ克服できたように思われたのである。」（「はじめに」：ivページ）

② 「『母親代位物』としての法」という見出しの後、直ぐに、以下のような川島氏の基本的な捉えたかたが、示されています。「まず第一に、わが国の一般の人々にとって『法』とは、先在的な・厳格な・確固不動の・

『父親的な権威』をもつ・規則ではなく、むしろその反対物であり、言わば母親的な『甘え』の対象である、ということを確認しなければならないだろうと、思うのです。わが国の一般の人々にとっては、法律に規定されていることは、絶対の権威をもった確定不動の原則であるわけではなくて、ただ『一おうそう書いてある』もの、したがって国民も一おう従うべきであるが、従わなかったからとて必ずしも常に罰せられたり責任を負ったりしなければならないというものではなく、また裁判官も絶対に例外なくそれに従わなければならない準則なのではなく、ケース・バイ・ケースにいろいろと具体的な事情に応じて加減することが予定されているものなのです。」（147ページ）

③ 土居氏の発言：「『日本人にとって法とは何か』というシンポジウムがあった時、私いったことなんですが、日本人にとって法は伝家の宝刀、めったに使わないものですね。別の言い方でいえば、『たてまえ』なんです。法は伝家の宝刀または『たてまえ』で実際に使うことは稀だが、しかしやはり『たてまえ』としなくてはならない……。」（168ページ）

④ 土居氏の発言：「……やはり日本人にとっても法はたてまえとしてやはり必要である。なぜならば、たてまえがないと本音も持てない。本音というのはたてまえによってカバーされて初めて可能となるからで?????す。」；川島氏の発言：「どういう意味で……。私は『たてまえ』と『本音』という図式は、或る範囲で結果としてあてはまるでしょうが、それが日本の法の基礎的性格だとは考えない。日本の一般国民のセンスから言うと、現在の法律はあなたの意味での『たてまえ』なのかどうか疑問だと思うんですが……。」（171～172ページ）

⑤ 大塚氏の発言：「……日本人の場合、通常は伝統的慣習にしたが

って事を運んでいるが、法典化を前提とする場合、いざという時は、究極の形式的根拠を法律に求めねばならない。が、それは実質的には、さっき言ったような意味で伝統主義的な権威の裏付けとなるからじゃないでしょうか。そういう文脈で法律がたてまえとなっているとはいえないでしょうか。私は思うんですが、われわれ日本人の場合には根本において、依然として、近代のヨーロッパやアメリカにみられるいわゆる合法的権威とは異なった伝統的権威の下にあるために、実質的な伝統的慣習が大きく物を言う。しかも公式には、外側から形式的な合理的な法律が与えられている。そして、そこに生じてくるギャップがたてまえとほんねという形をとって機能する。そういうふうに考えられませんかね。」 ; 川島氏の発言：「その意味をうかがいたいのです。ヴェーバーのいわゆる K h a d i - j u s t i z においては、裁判の根拠として要求されるのは、道徳的・習俗的・宗教的等々の規準からする実質的に合理的な判断なのですが、そういう裁判には、西洋的な一明細にわたる確定的な一法律は『たてまえ』としても必要ではない。せいぜい『法三章』で足りるのです。だから、『死刑、無期もしくは三年以上の懲役に処す』というような刑法の規定は本音そのものを言いあらわしているのではないのでしょうか。日本人には『たてまえ』が要るから何か一或いは、厳しい一法律の規定があったほうがいいという意味でおっしゃっているのかと思いますが、必ずしも『常に必要』とは言えないのではないか。」 ; 大塚氏の発言：「ヴェーバーのいう K h a d i - j u s t i z の場合の実質的の意味するところは、伝統主義的ということでしょう。伝統が判断の基準になるときは、どうしても恣意の領域が残される。実際の判断は、両者のかねあいとならざるをえません。そういう意味で、伝統が『たてまえ』ではないのでしょうか。」 ; 土居

氏の発言：「たてまえ論が出て話が少し混線しましたが、私が言いたいことはこういうことです。たてまえという概念自体ちょっと外国語で一語ではあらわせないものではありませんか、単なるプリンシプルじゃなくて。ところで西洋人にとって法というものは遍在的な、ある権威の絶対的な表現なのでしょう？」； 川島氏の発言：「『単なるたてまえ』ではない、？・・・。」； 土井氏の発言：「ええ、単なるたてまえじゃないわけですね。ところが日本の場合には法律はもともとたてまえにしか過ぎない、というような考え方が一般的だと思うのです。」； 川島氏の発言：「それは『たてまえ』ということばの意味によるのでしょうか。私がさっき言ったことを『たてまえ』ということばで表現するとおっしゃるならば、それは記号使用の問題になりますが・・・。」； 土井氏の発言：「先生が『日本人の法意識』に書かれているように、大体日本が法律を明治になって制定したのも、近代国家としてのかっこうをつけるためなのでしょう。だから日本では法はたてまえとして立てられている。たてまえとしてしか考えられていないといえるけれども、しかし他方たてまえとしては絶対必要なものであるともいえる。たてまえに対して日本人はいつもアンビヴァレントな態度を示すんですね。ある場合にはこれはたてまえにすぎないといって無視する場合があります。しかしどこまでもたてまえとして通す場合もある。」； 川島氏の発言：「明治の法典制定の歴史的事実は、外国に対する『たてまえ』として法が必要だったという側面をもっています。しかし、当時でも、私有財産制度を認め資本主義経済の発展のためには、法は実質的に一『本音』として一必要だったのです。法をすべて『たてまえ』だと言うのは概括的にすぎるのではないですか。問題は、記号的情報としての法の目的とか機能とかに関するのです。法一般が必要かどうかの

問題ではないのです。言語的情報としての法を機能させるために、その言語的情報の背後にある『法のイメージ』は何なのか、ということが問題になっているのです。そして、今は外国に対する問題で法が必要なのではないのです。」（173ページ～176ページ）

⑥ 川島氏の発言：「・・・私は、法に関する種々の現象について『甘え』という問題を照準点として分析することには大いに興味をもつのですが、あまりに一般化したり、あまりに固定化し（変化を無視し）たりすることは警戒しなければならないと思っています。さっき言ったとおり、日本にはファーザー・イメージは存在しないが、一種の近代的合理主義の考えからくる『法の機能』の考慮はあると思うのです。この点に関連して私には印象的な経験があるのです。戦争中か直後のことでしたが、当時東京の検事正をしておられた馬場義続さんに何かのことでお会いしたとき、こういうことを言われたのです。『米のヤミ取引が今日のように大規模化してどうにも手がつけられなくなったことには、いろいろの事情をあると思うが、われわれの側にも失敗があったと思う。最初の段階でヤミ取引を断乎取締っていたら、こんなにひどくはならなかったと思うのだが、可愛そうだと思って甘くしたのが失敗のもとだった。』 はたしてそういうことが大規模のヤミ取引の原因であったかどうかについては、異論があるかもしれませんが、検察当局者がこういう考えをもっておられたということは、おそらく『法』についてのファーザー・イメージに由来するのではなくて、実務家の『試行錯誤』による合理主義的推論に由来するものにちがいません。要するに、ファーザー・イメージなしに近代的法観念がどうして生長するかという問題がここにあるのです。」 ; 土居氏の発言：「同じ事を何回も繰り返しているようですが、今の話の検事正の反省は、実務

家の試行錯誤による合理主義的推論であったかもしれませんが、もっと単純に、たてまえを通すべきだった、という意味にもとれますね。」；川島氏の発言「『たてまえ』というのはどういうことなんですか。」；土井氏の発言「本音とたてまえと二本立てになっていますね。この二本立てないし二重性は両側から見ることができるのです。たてまえの側に立つ場合にはたてまえのほうがほんとうであって、本音は棚上げされ、本音の側に立つと、たてまえがうそになる。日本人はこういう二重思考をしょっちゅうしていると思うんです。だから片方をとられちゃうといま一つの方もなくなっちゃうわけですね。」；川島氏の発言：「今までおっしゃってきたことは、一般に日本人は、自分のもっている『本音』とはちがう法を『たてまえ』として必要だと考えている、ということだったと思いますが、今おっしゃったのは、『たてまえの側に立つ』場合にはたてまえがほんとうであって、本音は棚上げされる』ということですね。『たてまえの側に立つ』というのは、どういうことなんでしょうか。そうして、法律家は『たてまえの側に立つ』者だとおっしゃるなら、それなりにわかりますが……。ともかく、法律学者も弁護士も、一般には、法律に書いてあることを、あなたの言われる意味での『たてまえ』と考えており、ほかに本音をもってはいない、と思います。」、・・・「一般国民にとっては今日の法律はたてまえ』ですらない。・・・法律に書かれていることは、人々が心の中で思ったことを表面に出さないで書いたもの、そうして、実際にはそれとはちがって心の中で思ったとおりに行動することを前提して書いたもの、ではないんです。」（178ページ～181ページ）；「法律というものについて、日本人は常に『たてまえ』と本音との二元的考えをしているとは、私には考えられないのです。」（185ページ）

以上のような討論では、土居氏と大塚氏が、「法はたてまえである。」との立場に立ち、一方、川島氏が、「法はたてまえではない。」という立場に立つ、という主張が明らかにされたところに、特徴があります。筆者の見たところ、両者の考え方の溝は、埋まりませんでした。それでも、見解の相違が明らかになったのは、討論の重要な成果でしょう。討論の臨場感が、ひしひしと読み手に伝わってきますね。民法系の解釈学者であると同時に、優れた法社会学者でもある川島氏が、法律というものの実態を見極め、その実体を見抜いたことが、建前というものに惑わされずに、「本音を法律の中軸に位置付ける。」という発想の原点にあると、筆者には思われます。失礼ながら、唯の解釈学者であれば、恐らく、そこまで深く踏み入ることは、できなかつたのではないのでしょうか。それはそれとして、筆者は、「法をタテマエと見立てる」ことを前提としながら、できるだけ広角の観察法を用いて、日本社会の実相に迫っていきたいと、考えています。筆者は、遙か遠い国である古代ローマの法の解明に取り組む、一法史学者に過ぎないのですが、現代日本の「歴史的座標軸」をどのポイントに置くのが適切であるかについて、考えて見たいと思っています。

ここで、御参考までに、川崎政司氏の「法律学の基礎技法」（第2版：法学書院）の23ページ以下に見える記述を引用させていただきます。なお、筆者は、この書物から、自身の問題設定に参考となるようなポイントを、いくつか教えて頂きました。厚くお礼申し上げます。

「日本においても多くの法が存在し、それに基づいて国民は行動したり、自己の権利・利益の実現を図ったり、紛争を解決し、あるいは行政活動が行われることが基本とされている。ところが、実際には、それは建前にすぎず、法とは別のところで、官僚の行政指導などを通して事前に調整が行

われることにより、できるだけ紛争を生じないようにし、また、紛争が生じた場合でも、裁判所とは別のところで、黒白をはっきりつけないままあいまいな解決が図られることが多かったといわれる。そして、そこでは日本のムラ社会の伝統が指摘され、日本の法は象徴的な存在、いざというときの伝家の宝刀になっているにすぎず、逆に、行政に裁量を広く認めることとなるなど、法律による行政や法の支配は表面的・形式的なものにとどまってきたとされる。そして、面倒で使い勝手の悪い司法の場に持ち込むのを避けようとする傾向とも相まって、日本では、司法の役割はかなり限定的なものとなり、その機能を十分に果たしてきたとは言い難い面があり、そのことは、『2割司法』などと揶揄されてきた。」

ここには、「実際には、それ（法）は建前にすぎず」、「日本の法は象徴的な存在、いざというときの伝家の宝刀になっているにすぎず」という説明が見えるのですが、これは、先の土居氏の考え方と、パラレルなものと、見ておいてよいでしょう。

（４）形・形式・制度としての「法＝法規」は、以下に列記するような属性を具えています。筆者は、これらの多くの要素が、「法」がその本質の中に持っているタテマエ性を浮き彫りにしているものと、受け取っています。

① 硬い、剛性の高い、論理性と厳密さを示す構造や枠組から成り立っている法は、強固な存在です。タテマエの原義が、建築過程にある家の柱の部分が、しっかりと組み立てられている状態を指すことから、その感じを、知覚的・具体的に汲み取って頂けるのではないかと、思っています。

② その建築枠組が、相当な重量のものをしっかりと支えていく役割を負わされている関係で、可能な限り、広い空間を閉じ込める姿をしている

のと同じように、法には、包括的で、閉鎖的で、しかも、完結した構造が、本来、備わっています。

③ 法は、割り切れないものを、容赦なく切り捨て、すっきりした形状のものに、仕立て上げます。その切り口は、建築建材を整える場合のように、真直ぐです。比喩的に表現すれば、「斜め切り」のようなものは、「作法」違反となるでしょう。このように、法には、もやもやとした雰囲気など、そぐわないのです。世間の人々が、「法は冷酷だ。」とか、「血が通っていない。」とか、の悪評を立てるのも、当然です。そうは言っても、昨今では、法の最前線である司法のトップである最高裁判所が、市民・庶民の批判・不満（ホンネ）にも多少は耳を傾け、法を運用・運営するに当たって、いくらかでもヒューマンな姿勢を示すようになってきているようにも、見受けられますね。これは、言ってみれば、「タテマエの軟化」を意味しますが、もちろん、墮落などではなくて、明治時代以来、一〇〇年以上の歴史を誇る「日本近代法制」が、成熟・熟成してきた成果の一つ、というように、ポジティブに受け止めることが、許されるでしょう。

④ きちんとした工程を経て完成した家が、具体的・視覚的に示しているのと同じように、法は、精密に組み立てられ、外見上、スマートなものに仕上げられています。各個の法規は、それ自体、合理的なものでなければならないのは、もちろんですが、他の法規との整合性を具えていることも、要請されます（端的に言えば、各法規は、最高の法規である憲法に触れては、いけないのです）。

⑤ 法は、広く、均一に、コンスタントに、適用されることを宿命としているために、規格化されていますので、画一性を重んじ、非個性化状態になっています。私たち個人は、法に向き合う際、どうしても「アド・ホ

ック型」の一つまり、自身固有の事情を斟酌した一対応を求めるのですが、それは、まず無理というものです。法には、主観性を統合した客観性が、結実しているのです。

⑥ 日本では、他の大陸法系の国々の場合と同じように、立法府で、きちんとした制定手続に基づき、慎重な審議を経て、手間も時間も掛けて、成立するものだけに、どっしりとした重量感を誇っており、動的というよりも、静的なたたずまいを、漂わせています。国民が、法に対して、親しみをあまり持たず、圧迫感があって、使い勝手のよくない社会装置、というように、肌で感じることが多いのも、やむをえないところですね。英米法系の国々では、判例を積み重ねることによって、法が、随時、変更され、形成されていくようになっていきますから、法は、比較的軽くて、圧迫感を振り撒いたりする度合の低いものとなっていて、なっています。

⑦ 国法は、本来、上から下へと降ろされてくるものだけに（もっとも、「契約は当事者間の法である。」とも言われていますので、話はそれほど簡明ではないのですが）、単に権威的であるだけでなく、強制的な規範として、設定されています。「物判りのよい法」とか、「人に優しい法」というようには、どうしても、なっていないのです。

⑧ 法は、正義や公平・衡平を社会に実現することを目指して設定される、最高級の社会規範ですが、実のところ、これには、それぞれの時代に「体制」側に有利なようにしつらえられている部分も、決して少なくありません。そもそも、時代・場所を超越して、すべての人に対して「正しい」法などというものは、存在不可能でしょう。いつの世でも、法は、深刻な利害対立を抱えながら、変転・変貌していく時代に、必死に対応していくのです。

(5) 一般に、表＝外に現われ出ている形・形式・形態としてのタテマエには、元々ホンネ的なものが組み込まれている場合もありますが、その他に、時の経過とともに、そのタテマエの末端や背後に、ホンネ的なものが自生してきて、自己主張をするケースが、しばしばあることでしょう。このようなとき、新しい事態に即応して、このホンネを加味したニュー・タテマエを新たに設定すれば、結果として、タテマエとホンネの二元制の発生を押しえ込むことができるのですが、しかし、タテマエには、元々粘着性が強くて、これに手直しをすることには、手間が掛ります。何よりも、その際、利害対立が必ず生じて、調整に手間が掛かるからです。そのような訳で、特にわが国の場合には、タテマエとホンネの「分裂現象」が、各所で見られるのですが、それでも、両者の間に形成される、車のハンドルの「遊び」の部分のような緩衝地帯には、ファジーな空気が充満して、結構使い勝手がよいところもあるので、意外にも、このゾーンは、世間の人々の愛用するところとなっているのではないのでしょうか。よい人も、ずるがしこい輩も、また、強い人も、弱い人も、そのゾーンで必死に力を尽くせば、自身にとって程よい解決に辿りつける可能性が、ない訳ではないからです。

(6) 次に、状況に応じて多種多様な意味になり、様々な現われかたをする、タテマエのニュアンスと、それから距離を置く、ホンネのニュアンスとの対比例を、思いつく限り、ピックアップしてみましよう。左側に置かれている言葉は、タテマエ的な性質・品質・クオリティーを持っている形容詞で、そして、右側に置かれている言葉は、ホンネ的な性質・品質・クオリティーを持っている形容詞である、ということとします。人は、誰でも、その本来の性質＝性格それ自体において、それぞれに、複合的な色

合いを持っていますし、また、人は、人生経験を積み重ねる中で、複雑な動きをする能力を身に付ける生き物です。以下の対比例には、色々なジャンルのもものが、混在してしまっていて、「人間」に関わるものだけでなく、「物」に関するものも、含まれていますが、「物と関わりを持つ人間」というように間口を広げてみれば、以下の対比は、私たち人間にも関係のある区分法として、私たちが複雑な状況の本質を見抜くことに、役立つこともあるでしょう。

硬い・固い・剛性の一柔らかい・軟らかい・捉えにくい・融通が利く ;
角張った一丸い・まるやかな ; ドライ・乾いた・味気ない一ウェット・湿った・粘り気のある ; クール・冷たい・冷酷な一ホット・熱い、温かい ; 重い・重苦しい一軽い・軽快な ; 狭い・狭量な・窮屈な・杓子定規な一広い・幅のある ; 浅い・皮相な一深い・奥行きのある ; 遠い一近い ; 密な・緻密な・考え抜かれた・きめ細かな一粗い・粗野な ; 閉じた・閉鎖的な一開いた・開放的な ; 酸っぱい・苦い・辛い一甘い・口当たりのよい・爽やかな ; 清らかな・澄んだ・透明度の高い一濁った・淀んだ・透明度の低い ; 均質な・均一な一ばらつきのある・霜降り状態の ; 画一的な・規格化された・定型的な一弾力的な・個性的な・場当たりの的な・恣意的な・無定形な : 明確な・明晰な一曖昧な・フアジーな ; 整然とした一雑然とした・渾然とした ; 公正な・公平な・衡平な・条理に適った一不公正な・不公平な・不衡平な・不条理な ; 強制的な・強要的な・権力的な・権威的な一圧力を掛けない・穏やかな風合いの : 静かな・静的な一動的な・動きのある・ダイナミックな ; 遠い・手の届かない一近い・身近な・手の届く ; 窮屈な・堅苦しい一リラックスできる ; 高い・高踏的な一低い・低俗な ; 割り切れる・

切れ味のよい—割り切れない・切れ味の鈍い ; 上品な—下品な ; スマートな—泥臭い ; 客観性のある—主観性の強い ; 多数者に向けられた—個人に焦点を合わせた ; 原の位置にある—派生物としての ; 安定した—不安定な ; 眼に見える・可視的な—眼には見えない・不可視的な ; 緩い・ルースな—締まった ; 理屈っぽい—心の通う ; 合理的な—非合理的な ; 小うるさい・小難しい・面倒な—判りやすい・理解の容易な ; 一般的な・全般的な—個別的な・特別な・特殊な・アドホックな ; 安定した・安定的な—不安定な ; 絶対的な—相対的な

(D) 「タテマエ」と「ホンネ」の対比図式

(1) 「法」の周辺

< 1 > 法—政治・・・「法」は、安定性・整合性を重視する、いわば「後ろ向きの」社会装置ですが、政治は、立法を引き出す役割を担っているところも、ありますので、創造・変革を得意とする、いわば「前向きの」力です。法の起源を辿れば、「法」というものは、諸々のホンネ（推進力）としての「政治」によって作り出されたタテマエ（形）です。ここには、前後、上下の関係が、成り立っていますが、逆に、法の方が、政治を規定し、その自由な動きを規制する、という側面も、あります。「立憲主義」、「法治主義」は、その一つの表われです。

< 2 > 法—経済・・・タテマエ（制度）としての「法」は、ホンネとしての「経済」を規制しますが、逆に、この「経済」は、ホンネ（実績）を積み上げて、「法」に変革を促す力を、内に秘めています。

< 3 > 法—行政・・・「行政」は、タテマエ（制度）である「法」

を、生活現場に生起してくる各種の事実に適用しながら、法を運用する任務を帯びています。「法の実働部隊である」という比喩的な表現も、可能でしょう。この意味で、具体性・現実性を特徴とする行政は、ホンネです。また、行政は、時代の動きや要請を法の側に絶えず伝えていくことにより、法の変革・手直しを促す力になることも、あるでしょう。

(2) 「法」の種別

< 1 > 法律一法・・・広義の「法」は、「法律」と「法」から、構成されています。まず、「法律（法令）」は、立法機関を通じて手続的に固められた形（タテマエ）です。これに対して、狭義の「法」は、多種多様なホンネも包摂するかたちで、展開されていくものです。

< 2 > 成文法・制定法（実定法）一不文法・・・「成文法・制定法（実定法）」は、眼に見える制度で、タテマエとしての資格を備えています。これに対して、「不文法」は、特に、慣習（法としての慣習・事実としての慣習）・慣習法の場合には、眼にはあまり見えないものです。広義の「不文法」には、裁判所の裁判例からなる判例法、条理も、含まれますが、これらは、本質的には、ホンネの集合体と、考えられます。

< 3 > 制定法一判例法・・・「制定法」は、法規（タテマエ）の、確固とした集積体ですが、「判例法」は、裁判において、無数の事実（ホンネ）に即して積み上げられた、流動的な規範です。

< 4 > 一般法一特別法・・・「一般法」は、全体をカバーする、包括的な規範であり、法律の原点です。一般法の枠組みの中で、特別なルールとして設定されたものが、特別法です。特別法は、一般法に優先するかたちで、適用されます。「一般」がタテマエの位置にあり、そして、「特

別」がホンネの位置にあると、見ることにします。例えば、民法と商法の間に、このような関係が、成り立っています。

< 5 > 実体法—手続法・・・「実体法」は、法律関係ないしは権利義務関係の実質的な内容を規定する法規範を明示する形（タテマエ）です。「手続法」は、そのような法規範が適用される際の基準になったり、そのトラブルを解決するための基準となったりするもの（ホンネ）です。民法・刑法が実体法で、民事訴訟法・刑事訴訟法が、それぞれに対応する手続法です。

< 6 > 国際法—国内法・・・国際法は、国家間、または、国家と国際機関との間の、文書による合意としての「条約」などからなる、立派なタテマエですが、しかし、このタイプの法は、法にとって生命線とも言えるサンクション＝制裁（ホンネ）を、必ずしも、備えてはいません。ここは、実際の実力（政治力・軍事力）が物を言う世界です。一方、国内法は、民事では、損害賠償を、刑事では、罰を、それぞれ用意して、法にパワーを与えています。なお、ホンネの部分における弱点、という点につきましては、「自然債務」の場合にも、似たような要素が、あります。この手の債務関係では、債権者は、裁判の手段に訴えて、その債権の実現を果たすことはできませんが、債務者が自発的に弁済に応じたときは、それで、債務関係は、本来の働きをしてくれます。

< 7 > 強行法規—任意法規・・・強行法規は、法規としての強制力が強く、その形には、タテマエ性が備っていますが、一方で、任意法規は、関係者が、合意の下に、特に、自力でルールを設定することをしない場合に限って、適用される、言わば「補助的な」法規です。ローマ法の時代から、「合意は法を作る。」という発想がありまして、これは、現代にも、

繋がっているのですが、私人の自由意思（ホンネ）に敬意が払われているところが、注目点です。従って、任意法規には、ホンネ性が、あります。なお、物権法や親族法は、取扱い対象が、社会的に重要な性質のものなので、特に、強行法規性が、付与されています。このように、法規には、「格」付けに、違いも見られます。

< 8 > 行為規範—裁判規範・・・「行為規範」は、一般人に対して、直接的に一定の行為を指図するもので、「～してはならない」とか、「～しなければならない」といったかたちを、取ります。民事系のものとして、例えば、「約束（合意）は守るべきである。」があり、そして、刑事系のものとして、例えば、「他人の物を盗んではならない。」が、あります。これは、ルールとしての法規ですから、タテマエです。一方で、「裁判規範」は、裁判官などに、事案に裁定を下し、あるいは、紛争を解決するための基準を、提供するものです。「契約不履行の際には、損害を賠償せよ。」とか、「他人の財物ヲ窃取シタル者ハ・・・十年以下ノ懲役ニ処ス」（刑法第二三五条）は、裁判の処理の際のルールを定めた法規なので、ホンネということになります。

< 9 > 解釈法学の対象としての法—法社会学の対象として法・・・法規（タテマエ）に忠実に、各種のテクニック（文理解釈・類推解釈・拡張解釈・縮小解釈・反対解釈・勿論解釈など）を駆使して、解釈を施していく法学の営みが、解釈法学ですが、ここでは、法は、静的な存在（タテマエ）です。一方で、法社会学は、法が実社会においてどのように動いているか、という現実面（ホンネ）を探る法学の営みですが、ここでは、法は、動態において捉えられています。解釈学と法社会学が巧く噛み合ってくれば、法の修正・手直しが、スムーズにできるでしょう。

< 1 0 > 正規の法規定—プログラム規定（訓示規定）・・・正規の法規定には、拘束力が備わっており、裁判の際の判断基準とも、なりますが、しかし、「プログラム規定」は、国政の目標ないしは指針を示すだけのものです。正規の法規定には、タテマエ（法規としての資格）と、ホンネ（法的拘束力や裁判規範性）が、備わっていますが、プログラム規定には、そのホンネの部分が、欠落しています。それでも、国家が示す「プログラム」には、それ相応の「権威」が、認められるでしょう。判例では、憲法第二十五条第一項「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」が、このプログラム規定に属するものと、されています。

< 1 1 > 制定法—コモンロー・エクイティー・・・日本の成文法・制定法と判例法との間にも、日本特有のものと思われる微妙な関係が、成り立っていますが、成文法主義を採る大陸法（フランス法・ドイツ法が、その代表です）の場合とは異なって、判例法主義を採るイギリス法では、タテマエに相当する「制定法」の力は、弱く、ホンネに相当する「コモンロー」と「エクイティー」からなる「判例法」が、「法」の中核を形成しています。また、これら二つの法グループ内部の話としては、「コモンロー」を補完する役割を持つ「エクイティー」の方が、一層鋭いホンネ性を示しています。

< 1 2 > 市民法—社会法・・・市民社会に対応する原理には、個人の自由、所有権の不可侵、契約の自由、過失責任の原則などが、ありますが、これらは、市民法の「指導原理」として、タテマエ（中軸）の位置にあります。しかし、資本主義の高度化に伴って、先の原則を堅持することから、様々な弊害が露呈されてきました。その状況を打開するために、段

階的にではありませんが、社会的・経済的な弱者を保護するために、人の実質的な平等を確保することを目指す法律が、ホンネ（派生物）として、編み出されてきます。「社会法」と総称されるものが、それです。労働法、社会保障法、経済法などが、その内容です。

< 1 3 > 個別条項—一般条項・・・「個別条項」は、極く普通の法規定そのもので、堂々たるタテマエです（普通は、「一般」がタテマエで、「個別」がホンネ、といった位置関係になりますが）。これに対して、「一般条項」というのは、「概括条項」、「普遍条項」、「包括条項」、「白紙条項」とも、名付けられるものです。現行法の規定には、一般条項として、「公序良俗」、「公共の福祉」、「信義誠実の原則」、「権利の濫用」、「正当な事由」などの規定が、明記されています。この他に、「正義」とか、「妥当性」とか、「公平・衡平」とかの概念も、そこに取り入れられる可能性は、ありますが、ここまで来ますと、いかにも広げすぎ、の感じがしますね。とりわけ、「正義」には、相対性が強くこびりついていますので、「万人共通の、絶対的な正義」などというものは、現代世界では、殆んど成り立たない性質のものなのです。この「一般条項」を巧く活用すれば、その時々の場合に合わせて、自在に、法の適用を図ることができますので、便利で、リーズナブルに、その場その場で、法を宣明することになります。その措置を、全体として統制して、一般条項にも、一定の枠をはめていくのは、最高裁（最高裁判決）の仕事になるでしょう。ところで、筆者の用語を用いて表現しますと、「一般条項」というのは、形式論からすれば、法規の文言の一部なので、端正な顔立ちを持つタテマエなのですが、しかし、実質的な見方をすれば、これは、流動的な「ホンネ」の集積体である、という一面も、色濃く持っています。ホンネの大好きな日本人

には、具体的に妥当な、個々の、個別的な、法の運用が、この一般条項を媒介にすれば、それなりに可能になってくることを、むしろ美点と見ることでしょう。しかし、よく考えてみれば、そもそも、近代の「法」というものは、その内容を明確に示すことによって、「法的安定性」を確保し、同時に、人々が、自身の社会的行動がどのように法的に評価されるかを、予測できるように、しつらえられた作品ですから、この法には、時の政治権力や「体制」一般が、法を好き勝手に運用するようなこと（あのナチス・ドイツは、この一般条項を武器にして、権力支配を貫徹することに、成功したのです）を阻止するという、重要な役割も、あります。そのような訳で、使い勝手がよく、融通も利いて、時代の変化にも対応する能力を具えた「一般条項」の存在を、あまりに高く評価することには、用心も、必要ですね。

（3）支配関係・力関係

< 1 > 行政指導・・・行政指導 < g y o s e i s i d o > という言葉は、外国でも、日本語の発音で、その意味を示せるほどのインパクトを持ったものです。これが、日本の文化の特徴の一つを担っているものと、受け取られているからです。ついでに言えば、「談合」（入札の際、タテマエとしては、入札希望者を、横一線で競い合わせますが、ホンネでは、裏での話し合いで、落札者を決め、競合いに決着を付ける、という軟らかいシステム）も、それに近い知名度を誇っているのでは、ないでしょうか。これらの、ホンネ丸出しの社会システムは、日本の近代化が進むにつれて、次第に弱まってきていますが、それでも、コスト計算の見地からしますと、とてもリーズナブルなものなので、あるいは、これは不滅のシステムなの

かもしれませんね。さて、日本の中央官庁は、各種の業務に関連して、下級官庁や民間組織に対し、表向きは（タテマエでは）、控えめに、「指導」をするのですが、しかし、実際には（ホンネでは）、指示・指図・命令・強制・強要に類することを、やってのけます。お上の「無言の圧力」に対しては、それらの組織は、「自発的に従う」しか、手はないでしょう。行政指導に素直に従わなければ、後になって、不利益な扱いを密かに受けるのではないかと、巷では囁かれているからです。

< 2 > 官一民・・・「官」は、俗な表現を用いますと、「お上」のことです。日本の歴史では、「お上」の威力は、相当なものでした。その痕跡は、民主主義が発達した現代でも、各所に残っています。この「お上」の押し立てるタテマエと、民（民間）の叡智の塊であるホンネとが、巧く組み合わさることこそが、いわゆる「官民一体」の中味ではないかと、筆者は考えています。「官」と「民」が睨みあうような情景は、不幸の極みではないでしょうか。

< 3 > 公一私・・・「公」は、タテマエの結晶で、「私」はホンネの結晶であると、言えるでしょう。例えば、「公法」が「私法」よりも上位にランクされることから、判るように、「公」と「私」の間には、格段の差が、あります。それは、一つには、「公」は誤まりなど、犯さない、という、国民の信頼感に支えられているからでしょう。しかし、原理的に考えてみれば、「公」は、その時々「体制側」によって作り出されたり、維持されたりするものですから、相対的なものに、過ぎません。「私」が、「公」の動きを監視し、糾弾する傾向は、今後も続いていくことでしょう。世界的レベルで見ても、日本人の「平均的な民度」は、世界で、トップ・クラスのものであるから、「私」の力量が高められることを、筆者は、大い

に期待しています。

< 4 > 公法—私法・・・公法は、「お上」の法体系ですから、タテマエ性が、濃厚です。その一方で、市民相互間の、ヨコの法律関係を規制する私法の大部分は、任意法規（当事者間で特別の定めがないときに適用されるだけの法規）ですから、人のホンネを反映できる法体系です。

< 5 > 刑事法—民事法・・・刑法・刑事訴訟法は、罪刑法定主義や人権尊重の精神を中軸にして、厳しいタテマエとして設定された法規でして、最高度のタテマエ性を、誇っています。「お上」の関心が、ここでは、とても、強いのです。これに対して、民事法では、「私」の関心事が中心でして、「私的自治」が展開される場です。もっとも、商法や物権法の分野では、国家の規制が、強力に行なわれています。

（8）法・規範・ルールへのスタンス

< 1 > 法治—人治・・・「法」による統治である「法治」は、形（制度）に依拠したスタイルで、堂々たるタテマエです。これに対して、「人治」は、国家の指導者・支配者（一人であることが普通ですが、集団指導の方式も、ありえるでしょう）が、その個人的な考え方（ホンネ）に即して、自由に、専権的に統治に携わるスタイルです。純粹型の「人治」は、法が目前に存在していない場合のものですが、大抵は、そうではなくて、目前にちゃんと存在する法を無視したり、軽視したりするかたちで、「人治」が、展開されていきます。ところで、古くは、ギリシアのアテーナイで、「哲人政治」なるものが、唱えられたことが、ありましたが、これは、「デモクラティックな（民衆の意思を汲んだ＝民主的な）」政治とは、全く相容れないものです。しかし、プラトーンという哲学者が、このような

政治スタイルが望ましいと提唱したのには、訳があります。つまり、彼が、前五世紀末期の時代に、残酷・非道な寡頭政治である「三〇人僭主制」の登場と、すぐ後の、その崩壊を目の当たりにし、しかも、彼の哲学の師である「ソクラテース」が、前三九九年に、一種の「政治犯」として、処刑されてしまったことを、間近に見て、哲学者でありながら、「政治」の問題に取り組み、「哲人政治」の理念を説いたのです。それによれば、「真の哲学者が統治するか、あるいは、統治者が真の哲学者になるか、という場合でなければ、人類の災禍は止むことはない。」とされています。それだけではなく、彼は、実践の分野で、「アカデメイア」という組織を創設して、「哲人王」となるべき人材を育成しようとしています。結局のところ、彼の真剣な試みは、アテーナイの衰退を食い止めることは、できませんでした。さて、現代中国の政治にも、伝統的な「人治」の痕跡が残っているかもしれません。「法治」は、硬すぎて、手間が掛かります。その代り、よくも悪くも安定しているところに、メリットがありますね。一方、「人治」の方は、柔らかかで、扱いやすく、効率的ですが、しかし、問題の支配者が、元々立派でなかったり、後に立派でなくなったりしたときには、お手上げになってきます。全くの余談になりますが、超未来社会では、高級なコンピューターの創り出した「人工知能」の類のものが、「人」や「法」の代りを務めて、人間をコントロールするように、なっているかもしれません。

< 2 > 先例踏襲—新しい取り組み・・・「先例」というのは、時間軸を埋め込んだ、立派なタテマエ（形）です。しかし、先例の枠組みの下で、どうしても收拾しきれない事態が発生してきたとき、必要に応じて、新しい取り扱い準則を、現場で構築していかなければなりません。これは、

目前の事案を現場で扱うことですから、ホンネに属します。

< 3 > 文言重視（文理解釈）—真意・意思の重視（意思解釈）・・・

「法」というタテマエを解釈する際の原点は、表に見えている文言を厳密に解釈することです。それでも、時には、文言に捉われることなく、その法規の作り手の真意・意思を忖度しながら、時代の変化に合わせて、法を読み替えていくことも、必要となってきます。法規の見直しをまめにやっていく国では、文言と意思の間には、それほどギャップは生じてはきませんが、日本のように、法の改訂・改正・修正の作業が緩慢な国では、法というタテマエが、ホンネによって食い破られる現象も、稀ではありません。

< 4 > 制度上の構えに忠実に則った処理—現実的な、実情にマッチした運用・・・先の法規の解釈の場合と同じように、日本では、前者のオーソドックスな手法（タテマエ）から、多少とも、原制度と距離を置きながら、目前の問題を、臨機応変に（ホンネ主義で）処理していく手法に、好感が抱かれます。道路交通法の実際的運用の例をお考え頂ければ、この点を理解して頂けるでしょう。この法規は、かつての建築基準法などと同じように、いわゆる「ざる法（多数の人が、法を守っていないために、箆から水が漏れるように、法のエッセンスが流れ出してしまうようになっているもの）」的な側面も持っているのですが、それでも、善良なドライバーによって、ちゃんと遵守されています。私たちの国は、「無法国」などでは、ないのです。これに対して、欧米の法治国では、タテマエ通りにこの交通法規が現場で運用されていることは、かなりよく知られた事実ですね。

< 5 > 制度論—運用論・執行論・・・「制度論」は「タテマエ」を

論ずる場です。しかし、「運用論」は、タテマエの軸に、ホンネを加味しながら、対応を求められることに関する議論です。日本では、「制度論は、硬く、運用論は、柔らかく。」という、微妙で、絶妙なバランスを取りながら、物事に対処していくのが、賢いやり方と受けとられているのではないのでしょうか。

< 6 > 法令—ガイドライン・・・「法令」は、「法規」よりも上位の概念と、お考え頂きたいのですが、いずれにしましても、これは、立派なタテマエです。公的な性格が、備わっているからです。これに対して、「ガイドライン」は、拘束力のない指導を本質とする、緩やかな社会ルールです。「指針」とか、「指導目標」とかが、原義ですが、この日本では、法規の制定に手間が掛かったり、法規で人の行動を縛ることに慎重であったりするなどの理由で、ガイドラインによる、緩やかなリードのスタイルが、好まれているように、見受けられます。最近の事案で、最も興味深いのは、終末期医療の現場で、医師が、どのように振舞えば、「医師による殺人」という重罪を科せられることを回避できるか、といったシヴィアな問題に、とりあえず、答えの一つが出た問題です。つまり、医師は、医療関係の各団体が独自に策定する、精密に起草された各種の「ガイドライン」に則って、終末期医療の現場で動いている（つまり、終末期の患者を死に導く）限り、警察の捜査や、検察の起訴処分を露骨に受けることが、恐らくない、というところまで、現代の医療最前線における事態は、前進しているのです。「正しい医療」と「殺人犯罪」が、紙一重のところにある、などというのは、どう見ても、「健康的」ではないですね。いずれ、適切なルールが、衆知を結集して、出来上がるはずですが、それまでは、手探りの状態が、続くことでしょう。

(5) 対人関係

< 1 > 作法一無作法・・・「作法」というのは、人の社会生活のそれぞれのフィールドで、長い間の積み重ねにより、多くの場合、必要上、自然に編み出されたもので、「タテマエ」の性質を持っています。これに対して、「不作法」の内容としては、その時々の人々のホンネ（個人好みの行動様式）がストレートに噴出して来るものが、多数を占めているでしょう。

< 2 > 智・知一情・・・「智に働けば、角が立つ。情に棹させば、流される。意地を通せば窮屈だ。兎角に人の世は住みにくい。」（夏目漱石「草枕」）という一節が、あります。知的にものを言ったりすると、論理や理屈だらけの、ごつごつしたものになり、また、他人の情（本心）のことまで、深く考えて、深入りしてしまうと、人間関係が難しいものになり、そして、意地を張れば、摩擦が絶えないと、漱石は言いたかったのでしょうか。「柔らかく、しかも、浅く、滑らかに人と付き合うスタイル」というのは、高級な人生遊泳法ですね。この言い回しでは、「智・知と意地」はタテマエに、「情」ホンネに、それぞれ、相当することになってくるのではないのでしょうか。

< 3 > 大義名分一裏事情・・・私たちの身の回りには、各種各様の、格付けのまちまちな「大義名分」が、取り巻いています。これは、口に出して言えるだけの、もっともらしい姿形をしまして、世間で正しいものと認知されていますから、誰にも遠慮する必要のない、タテマエです。しかし、その大義名分の裏には、人にはちょっと言えないような裏事情が隠れ潜んでいまして、実は、こちらの方が、人を現実の行為へと導く要因

となっていることが、しばしば、あります。これが、ホンネです。世慣れた人なら、大義名分を押し立て、抵抗勢力をかわしながら、ちゃっかりと、所期の目的を見事に遂げることでしょう。

< 4 > 公式発言—オフ・レコ発言・・・「公式発言」は、その字面（じずら）通りの、公式の発言で、タテマエと見ておいて、よいでしょう。どこでも、通用しますし、また、逆に、どこでも、非難の槍玉に、挙げられます。それは、仕方のないことです。しかし、「公式発言とするには、差し障りがあって、ちょっと・・・。」という微妙なソーンの談話を、「オフ・レコ発言」のオブラートにくるんで、外部（とりわけ記者団）にやってのける人物も、政治家の中には、ちゃんといえるはず。 「オフ・レコ」ですから、その事実を筆者などが知ることは、できませんが。「オフ・レコ」と申しましても、記者の頭の中には、この発言が叩き込まれていますから、オフ・レコはタテマエ上だけのことで、ホンネでは（現実には）、発言の効果は、問題の談話の趣旨を、別の人格に語らせるなどの手を使って、ほぼ一〇〇パーセント、上げられる訳です。ついでに、関連する話を御紹介しておきましょう。わが国では（他国でも、同じことかもしれませんが、）、「これはここだけの話ですけど。」とか、のたまった上で、「こわい」話題を提供する方が、います。少なくとも、平気で大声でしゃべりまくる人の話は、周りの人には聞こえますし、それどころか、わざわざ、そういう限定を付けて、聞き手の気を引く風情があったりしますから、これは、「曲者」ですね。殆んど人には聞き取れないような発声法をする方も、いらっしやいますが、それは、お上品なお方の仕草です。また、「これは、聞かなかったことにして下さい。」という発言テクニックは、「ホンネとしては存在するものを、タテマエとしては存在していないようにし

てしまう。」ことを本質としているのですが、人は、一旦聞いてしまったものを、聞かなかったことにすることなど、できるはずもありません。せいぜいのところ、こういった話法は、「他言しないで下さい。」の拡大版でしょう。話は、飛びますが、アメリカの陪審裁判の証人尋問などの場面で、裁判長（判事）が、法的に難点のある証言がなされてしまったとき、「証人の今の発言は、なかったことにするように。」という指示を強くすることが、あります。

< 5 > 想定内—想定外・・・「想定内」というのは、「頭の中で組み立てられている、物事の展開や影響の予測枠組みの範囲内」ということです。ですから、これは一種のタテマエと、言えます。しかし、「想定外」という言い方は、予想を超えたことが発生した、という文脈で用いられるものでして、手違いがあったことを反省するどころか、「そこまでは責任が持てない。」などといった、逃げ口上に用いられることも、しばしばあるようです。ここは、タテマエに入りきらない、奥の見えない闇の世界とでも、言えるでしょうか。そのようなホンネを持ち出して、責任逃れをすることは、ビジネス上のモラルからして、許されないはず。企業家は、あらゆる状況に対して、予測をきちんとしておく義務があるからです。地震や津波などの自然災害が発生したときへの備えについても、そのことが、それなりに、当てはまるでしょう。「地震によって発生した津波が、一〇メートルを遥かに超える高さに達することなど、事前には予測できなかった。これは、想定外の出来事である。」という言い訳が通るかどうか、大いに問題とされたことが、ありますね。

（6）人の法

< 1 > 本籍—現住所・・・日本では、人が、最上級の個人情報として、「本籍」を持っていることが、当然のように、受け止められています。世界の他の国々では、人が生活の実体を持っている場所である「現住所」だけが、人の「座標軸」を示すものと、なっているところが、多いように、見受けられます。昨今では、本籍を移すことも、簡単にできるようになりましたので、その重みは薄れてしまいましたが、それでも、本籍と現住所の組み合わせにより、人の素性一般やそのポジションを、確定しておくやり方は、手間が掛かりますが、とても優れたものです。国民個人について、人が、生まれたときから、死ぬまでの親族関係を、公証する公的制度である、戸籍制度というのは、日本人の几帳面さが強く発揮された、制度部門ですね。島国であるために、外国人の流入が容易ではない関係で、対象の数が、固定的であると同時に、絞られている、というお国柄が、プラスに作用しているのでしょう。固定的な色合いを持つ本籍を、タテマエとし、流動的な色合いを持つ現住所を、ホンネと、捉えることにします。

< 2 > 擬制されている成年—本来の成年・・・未成年者が婚姻しますと、私的な分野に関する限り、その人物は、成年に達しているものと、扱われます。これは「擬制」が行なわれた結果、生じたことです。「擬制」とは、ホンネ上存在していないものを、タテマエ上存在するものと扱うことです。なお、選挙権などの、公的分野のことになると、そのような扱いには、なりません。また、「胎児」は、一定の場合に限って、既に生まれたものと、みなされます。

< 3 > 養子—実子・・・自然の血縁関係がない（ホンネでは、現実の子ではない）のに、タテマエとして、実子の扱いにするのが、養子です。これは、縁組を実行する人々の間に成立する合意によって作り出された、

人為的親子関係です。

< 4 > 権利能力—行為能力・・・出生によって「権利能力」（タテマエ）を保有していても、現実には、権利を取得したり、義務を負担したりするような、法律的な行為を実行する能力である「行為能力」（ホンネ）を持っていない人のグループが、あります。未成年者が、その代表です。その、欠けているホンネの部分を補う役割を持つのは、例えば、法定代理人としての後見人です。

< 5 > 法律婚—事実婚・・・婚姻をする場合に、官公庁への届出をすることにより、それが成立する扱いにしているのが、法律婚で、タテマエ性がここに成り立ちます。公示性や客観性が、保障されているからです。一方で、事実婚は、婚姻届を提出していませんが、婚姻意識（タテマエ）の存在や同居（ホンネ）などの要件を満たした婚姻状態にある人々を、夫婦と認めることにする制度です。婚姻の中核とも言える、「婚姻合意の下でなされる共同生活」の歴然とした存在を、届出なしでも、評価することが、社会的な正義に適うことが、認識されているので、そのような事情になっているのでしょう。日本では、昔から、社会的事実としての婚姻が、婚姻の十分な条件でしたから、このような扱いは、ある意味では、当然のこととも、言えますね。世間では、この関係は、「内縁」と呼ばれることがあります。これと、一時的な共同生活に過ぎない、単なる「同居」、「同棲」の間に、きっちりと線引きをするのが、難しい場合も、あるようです。法律婚主義を採用している日本でも、内縁には、それなりの考慮が払われています。ホンネが、少し、タテマエ寄りに引き寄せられているのです。

< 6 > 法人—個人・・・「法人」は、「自然人」以外の権利主体で

して、その内訳としては、社団と財団が、あります。また、別の視点からすれば、「法人」には、「公法人」と「私法人」の区別が、あります。公法人には、国家の側から様々な規制が掛けられますので、公的な性格（タテマエ性）が強いところに、特徴が、あります。他方で、私法人には、千差万別のパターンがありますが、これは、「私的自治」というホンネが結実した、人の組織・団体です。そのトップに位置する株式会社は、その経済的・社会的重要性に着目して、国家サイドから、強行法規（タテマエ性の強い法規）によって厳しくコントロールされる部分がありますので、公法人と、少し近い位置にあるとも、言えるでしょう。これに対して、「個人」というものは、ホンネ（各個人の意思・意欲・願望）だけを頼りにして存立している、小さく、か弱い存在です。それでも、個人は、憲法を始めとする法規に存在する保護規定によって、ちゃんと守られています。

< 7 > 表見代理—無権代理・・・代理権を保有していない人が、代理人として行動した場合には、その行為は、無効でして、これは、ホンネそのものですが、しかし、一定の条件を満たしているときに、成立が認められている「表見代理」は、代理権保有という実態（ホンネ）が欠如しているにもかかわらず、タテマエ上、代理をちゃんと成立させる仕組みに、なっています。これは、取引の安全を確保するものであると共に、「見かけ上、代理人のような人物を、正規の代理人と見誤ってしまうのは、仕方のないことだ。」といった世間の常識にも適ったものでして、合理的なシステムですね。

< 8 > 日本に帰化した外国人—在留外国人（在日外人）・・・日本は、世界的基準で見た場合、日本国籍をあまり与えない、閉鎖的な国のグループに入れられるように思われますが、わが国では、独特の歴史事情が

ありまして、比較的簡単に、在留外国人に国籍が与えられることになって、います。後者は、永住許可を特に受けている人や、戦前に日本国籍を保有していた人など、日本に生活基盤もしっかりと持ちながら、この国において、いわば「アウトサイダー」としての自覚を持ちながら、長年、異国に生き続けている人たちです。その数は、かなりのものに、なります。彼らは、身分上、外国人ですが、社会保障などの面で、日本人とほぼ同じような待遇も、受けています。

< 9 > 血統主義—出生地主義・・・人は、「出生」という事実によって、国籍を取得するのですが、この際の取扱いには、タテマエ的な制度としての「血統主義」と、ホンネ的な制度としての「出生地主義」の二種類が、あります。「血統主義」は、父または母がある国の国民であれば（父の血統だけを基準とする国も、ありますが）、どの国で生まれても、その子が、そのある国の国籍を与えられる、という仕組みです。揺るぎない血＝血統こそが、価値あるタテマエとなっているのです。「親の祖国が、祖国」なのですね。これに対して、父または母が、どこの国の国籍を持っているかを問題とすることはなく、ある国で生まれた者には、その国の国籍が、与えられる、とい仕組みです。「生まれたところが、祖国」なのですね。どこで生まれるかは、そのとき次第で変わりますので、これは、ホンネとしての評価基準でしか、ありません。因みに、日本は、血統主義を採用する国家ですが、とりわけ、アメリカは、大らかに、出生地主義を採用する国家です。アメリカの市民権はなかなか獲得できないものとして有名なのですが、その一方で、生まれてくる子供には、大判振舞い（？）をしてくれているのでしょ。

< 10 > 属人主義—属地主義・・・現代においては、このような分

類は、それほど意味を持っていませんが、古く、ローマでは、ローマ法は、世界のどこに居ようとも、ローマ市民権保持者に適用されます。実態はともかくとして、これは、確固とした取扱い準則ですから、タテマエです。これに対して、ローマ領内に在住する外人（他共同体の市民）に、ローマ法を適用するやり方は、在住という実態に着目したものですから、ホンネです。在住地が変われば、適用法が変わるので、流動的な状態になっているからです。「所変われば、品変わる。」ということわざも、ありますね。

（7）民事法

< 1 > 物権（物権法）—債権（債権法）・・・物権を取り巻くルールは、強行法規性を民法の規定によって保障されていますので、堅固で、安定的で、閉鎖的です。しかも、物権は、万人に対してその存在を主張することができるので、一般性・普遍性・絶対性を備えています。これらの要素に着目して、物権をタテマエと、見ておきましょう。これに対して、債権は、契約関係を取り結んだ人を相手にしてしか、権利を主張できませんので、物権に比べると、格が落ちます。しかも、債権法の殆んどは任意法規でして、当事者間で特別の約束事がちゃんと成り立っているのではないときに、バックアップをしてくれる位置にしか、置かれていませんので、タテマエ的な色彩が弱いことに注目して、ホンネ的な存在と、見ておきます。全般的に、物権は使い勝手はあまりよくないのですが、その代わり、権利の格としては、上位にあります。一方、債権は、開放的で、利用しやすい性格を持っていますので、私たちには、親しみやすいものとなっ
ていますね。

< 2 > 強行法規—任意法規・・・国家が自身の統制下に置き、強行

的に法的規制を掛けるタイプの法が、「強行法規」です。当事者の意思や意欲が、これに対抗することは、不可能です。これには、タテマエ性が濃厚です。一方、「任意法規」というのは、両当事者の意思によって、その適用を排除することのできる、「軟らかい」法規のことです。つまり、任意法規は、当事者間で、具体的ルールを、合意により定めていない場合に限って、登場してくる、補充的な法規です。これをホンネとしましょう。公法は、その性質上、殆んど、強行法規ですが、任意法規は、私法の大部分を占めています。もっとも、身分法や、物権法などには、公的な秩序保持に絡む部分が、ありますので、これらは、強行法規性を帯びています。

< 3 > 所有一占有・・・「所有している状態」には、それが事実上明白である場合の他に、不動産登記制度によって公証される、という場合があります。後者の方には、タテマエ性が、濃厚です。一方で、「占有している状態」は、純粹に事実支配をしていることなので、ホンネそのものです。最終的には、所有は占有に優先しますが、中間的な過程では、とりあえず、リアルな占有は、所有に対して、優位に立てます。しかも、占有は、時効制度によって、所有に格上げされることが、あります。「ホンネのタテマエ化」が、これです。

< 4 > 違法行為一脱法行為・・・「脱法行為」というのは、強行法規に結実している形式論理（タテマエ）によれば、違法ではないということになりますが、しかし、実質的（ホンネ的）には、その手の法規が禁止している類の行為に出るような、ずる賢い性質の行為のことです。例えば、利息制限法に設けられている制限を超過するような高利を得るために、利息以外の名目＝タテマエで（礼金、手数料などとして）、金を取り立てる場合が、それです。法律行為の無効を引き出す脱法行為が存在したかどうか

か、の認定は、最終的には、裁判所の重要な仕事になりますが、そこでの審査では、新手の脱法行為が考案されたりするので、微妙な問題が多く発生しているように、見受けられます。これに対して、「違法行為」は、タテマエ上も、ホンネ上も、違法な行為で、これが、原点の位置に、あります。

< 5 > 脱税—節税・・・「脱税」は、タテマエ上も、ホンネ上も、不法な行為です（この行為は、公法に反するものですが、便宜上、ここで取り上げておきます）。その一方で、「節税」の方は、見かけ上は（タテマエ上は）合法的な行為ですが、実質的には（ホンネ的には）、脱税に十分に相当するような類の行為のことです。節税の手口は、その筋の専門家が懇切丁寧に教えてくれますが、税務署も「さる者」でして、あまりにもやり放題に、脱税すれすれのところで、節税に励んだりした人物は、マークされて、不利益処分を課せられることが、あります。「君子、危うきに近寄らず。」という古来の教えもありますので、ご用心下さい。

< 6 > 体素—心素・・・占有を正式に取得するためには、対象を支配下に取り込むことと、それを自身の物として保有することが、必要です。前者（体素）は、「客観的な」法的要素ですから、タテマエに属し、後者（心素）は、「主観的な」法的要素ですから、ホンネに属します。しかし、微妙な情況が、発生することが、あります。既にローマ法の制度にある、「簡易の引渡し」と「占有改定」では、引渡しの対象である目的物の「移動＝所有者の変動」は、ありません。例えば、賃借人が目的物を買ったとき、あらためて事実的支配関係を変更するのは無意味なので、占有権譲渡の合意があれば、それで足りる、という構造が、前者のケースです。それから、後者は、例えば、本の売り主が、売却後に、引き続いてそれを

賃借するケースです。ここでは、タテマエ(売主が、買主のために、占有する旨の意思を表示すること)が、整いさえすれば、ホンネのことは、問題にしない、という合理的な発想が、ありますね。

< 7 > 裁判のルートによる法的紛争の処理・解決—裁判のルートによらない法的紛争の処理・解決・・・前者では、タテマエ的に処理がなされますが、後者では、ホンネ的な処理の余地があります。後者の「裁判外紛争処理手続」については、後の第四章本論(L)のところに、かなり詳しい記述が、あります。

< 8 > 擬制—推定・・・あることと、それとは性質を異にする他のことが、あるとしましょう。それで、一定の法律関係についてだけですが、あることによって得られる法律効果を、それと性質を異にする他のことにも及ぼす、という取り扱いが、「擬制」です。擬制の有名な例は、民法第七五三条にあります。「未成年者が婚姻をしたときは、これによって成年に達したものとみなす。」が、これです。一方、推定の有名な例は、民法第七七二条第一項に、あります。「妻が婚姻中に懐胎した子は、夫の子と推定する。」さて、擬制が成立しますと、原則として、反証を挙げても、一旦発生した効果が無にすることは、できません。一方、「推定」は、ある事実または法律関係が明確でないときにも、法律(法令)が、通常予想される状態にあるものと、扱っていくことです。しかし、推定がなされている場合でも、人が反証を示すことに成功すれば、その効果を覆すことができます。このような特質を引き比べてみますと、擬制は、強力なタテマエ(絶対的なもの)で、推定は、ホンネにも出番がある、やや弱いタテマエ(相対的なもの)、ということになるでしょう。なお、後の(9)の、< 1 1 >にある「本来の自白—擬制自白」の記述も、御参照下さい。

< 9 > 事前規制（事前調整によるチェック）—事後救済（事後監視による救済）・・・「事前規制」は、法など（タテマエ）によって、細かく取り決められているルールに従って、現場担当の行政当局が、多くの場合、内々に、不透明なかたちで、外部に向かって統制を実行する場合のことです。これを、タテマエと見ておきましょう。これは、見方によっては、効率的で、コストの安いやり方ですが、しかし、規制される側には、これは、古めかしい、「お上」優位の秘密主義の表われであるだけでなく、先例主義に寄りかかっているために、あまりにも閉鎖的であり、また硬直的で、時代の要請に十分には応えられないものと、受け取られてきました。現代では、国家政策上、規制緩和の方向が強まり、事前に規制を掛け、そして、対象を絞り込むよりも、物事を、自由で、自然の展開に委ねて、問題が発生すれば、その都度、解決すればよい、という方向になってきました。これを、ホンネと見ておきましょう。つまり、「入り口」でチェックするのではなくて、「出口」でチェックするやり方が、取られているのです。「事後救済」にあっては、具体的な対応が、裁判などの場で取られません。前者では、各種のトラブルが事前に押さえ込まれ、後者では、そのトラブルが、事後に、ホンネ的に処理される、という流れになりますね。元々、日本では、何事に付けても、「お上」に依存する傾向が強く、「上から目線」の「規制」の方が、泥沼化しやすい「救済」よりも、平和的で、安心できると受けとられていたのでは、ないでしょうか。規制は、万人共通に作用しますが、救済の方は、裁判の手段に訴えることができる人だけに、メリットをもたらすものなので、不公平観が抱かれるのです。従って、先の、タテマエ・スタイルとホンネ・スタイルの絶妙な噛み合わせ方式が、これからは、模索されることでしょう。

< 1 0 > 表示に従った解釈—意思に従った解釈・・・表示されているものは、まず、目に見えるものであり、その形も、整っていますから、タテマエと見ても、よいでしょう。しかし、この世の中には、表示は、見せかけだけのもので、空虚なタテマエに過ぎない場合も、少なくありません。そのとき、表示の中に隠された真意を鋭く見抜く知恵も、必要となりますね。特に、表示者が既に死んでしまっている遺言の場合、表示者の真意を突き止めるのは、並み大抵ではありませんので、タテマエとホンネの勝負は、かなり厳しいものとなってくるでしょう。

< 1 1 > 「事情変更」の原則・・・契約を締結したときに、一般に予想されているような事情（契約成立の際に前提となっている、基礎的な実質関係）が、後になって、大きく変動した結果、契約に規定されている通りの法律効果をそのまま認めることが、社会的に妥当ではないような事態になってくると、当初の契約の法律効果を減らしたり、なくしたりすることが、許される、というルールが、これです。そもそも、契約というのは、一定の事情を大前提として成立する訳ですから、そのような事情が存在している、という前提の下に効力を持つだけである、という考えが、ありまして、これは、ラテン語の、< c l a u s u l a s i c r e b u s s t a n t i b u s > [事情がこのようなものとしてある（あり続ける）限りで（、契約が効力を持つ）という約款] が、契約に黙示的に添えられている、と考えられることとも、これは関係が、あります。しかし、先物取引などの最先端の信用取引などにあっては、その時々々の事情の相当な変化を巧みに利用して、金儲けのビジネスを展開するのが、普通の過程ですし、そこまで極端な場合でなくても、経済というのは「生き物」でして、事情は常に流動的でして、「状況の変化」など日常茶飯事ですから、

実際問題として、先の原則が適用できる機会は、比較的平穏な社会では、それほどないように、思えます。戦争とか、大経済危機とかいった、契約当事者によってとても予見不可能な性質のものであるような異常事態の発生を想定するのが、妥当でしょう。以上は、民法関係の話ですが、国際法の分野でも、同じようなことが、当てはまります。条約を取り巻く政治的な情勢は、経済的なそれよりも、遥かに流動的ですから、この原則の適用されるケースが、比較的多かったでしょう。さて、「タテマエ・ホンネ論」の見地から、この原則の意味するところを考察してみれば、タテマエに当たるのは、*< P a c t a s u n t s e r v a n d a . >* [パクタストセルワンダ] (約束は守られるべきである。)の発想です。これに対するホンネは、「現実を直視して、適切に対処する姿勢」ということになり、なってきますね。どちらにも、それぞれの「理」が立派にありますから、両者のせめぎあいは、しばしば、難しい問題を引き起こすことでしょう。

< 1 2 > 無効—取消・・・「無効」は、最初から、当然に効力のない状態のことで、例えば、意思能力を欠く人の法律行為や、殺人を依頼する契約などの、公序良俗違反の行為や、強行法規である借地・借家法に違反している、貸主に有利な契約などが、これに属します。これら民事のもの他に、行政行為についても、無効が、発生します。無効の主張は、いつでも、誰からでも、誰に対しても、可能です。しかし、「取消」は、当然に効力を生み出させない「無効」の場合とは異なって、特定人から主張があって、初めて、問題となるだけのものです。未成年者などの無能力者の行為が、その例です。取消があるまでは、行為は有効です。取り消しが成り立てば、問題の行為がなされたときにまで遡って、その行為の効果は、否定されます（将来に向かってだけ、効力を生じさせないようにする制度

は、「撤回」です）。取消権の行使には、時効期間による制限が、設けられていますので、取消しの相手方の不安定な状態が、その時効の完成によって、解消されますね。このように、取消には、タテマエ性（絶対的な特質）を持つ「無効」と異なって、ホンネ性（相対的な特質）が、まわりついています。ところで、法上無効な行為であっても、実社会ではちゃんと効力を持っているという現象がない訳では、ありません。無効を大っぴらに主張することが、実は、容易ではない、重大事情も、色々と、裏の方では、あるからです。これは、単なる事実問題ですが。実際のところ、無効な行為の上に、既成事実がうず高く積み上げられ、社会的に存在感を増す現象も、ない訳では、ありません。ここでは、タテマエとしての無効性は、ホンネとしての現実によって、押し潰されてしまっているのです。

< 1 3 > 公信の原則・・・物権（所有権、地上権、抵当権など）は排他的な性質を持っているために、その不動産の権利関係を世間に公示しておくようにさせるやりかたが、リーズナブルであり、便利なので、不動産登記の制度が発達しています。これが、「公示の原則」と名付けられているものです。さて、その登記の、事実と反するような中身を信じて取引をした人に対して、法が保護を与えることにして、真実に権利関係が存在している場合と同様の効果を認めるようにするやり方が、「公信の原則」の適用されるケースです。もしこの原則が確立していなければ、国家の管理する登記制度を信頼して取引を行なっても、取引をした人は、法上、保護して貰えません。所有権などを正式に獲得することは、できないのですが、その性質上備えている「推定力」により、訴訟の場面で、登記上の情報を証拠として提出する際、自力で証明をやり抜く義務は事実上、課せられることがありませんので、訴訟では、現実には、有利な地位に立てま

す。つまり、このホンネは、タテマエに対して、それなりの地位を持っている訳です。

< 1 4 > 債務と責任・・・「債務」というのは、債務者が、債権者に対して、一定の給付をなす、という義務（難しい言葉で表現しますと、「法的当為」です）のことで、タテマエ（抽象的な基本的構造物）です。これに対して、「責任」は、債務者が債務（例えば、金銭の支払い）を履行しない事態になったとき、債権者に問題に債権の満足（問題の金銭の支払い）を可能にする状態ですから、ホンネ（具体的に責任が果たされること）です。普通の過程では、債務と責任という理論的な区分など、必要としないかたちで、債権者は債権の満足（履行）を受けることになりませんが、時には、債務が資力不足のために、どうしても約束ど通りに債務が履行されない事態も、発生します。このような「異常事態」に予め対処しておくために、色々な手法が、歴史上、開発されてきましたが、その中でも、「債務」を負う人物と、「責任」だけを負う人物を、別人にするアイデアを制度化したシステムが、メリハリの利いたものとして、存在します。「物上保証人」が、それです。この人物は、「他人」の債務のために、わざわざ、「自身」の所有する特定の財産の上に、問題の債務にターゲットを絞って、抵当権などを設定してやり、債務者がお手上げになったときに、これで、「責任」の決済を果たしてやるのです。ここでは、本人の「債務」と他人の「責任」は、それぞれ、タテマエとホンネとして、並び立つことになりますね。「形」がタテマエで、「中身」がホンネ、なのです。

（ 8 ） 刑事法

< 1 > 正規の対決による決着—司法取引による決着・・・検察と、

弁護士によって支えられている被告人とは、互いに最大限の主張をぶつけあって、対決をします。これは、タテマエ（原理）通りの行動です。しかし、アメリカの刑事裁判では、裁判官＝判事（法曹一元の制度によって、彼は、弁護士出身の人物です）のリードの下に、攻撃側の検察と、それを受け止める側の弁護人が、いわばビジネス上の交渉を試みるようにして、検事側の、できるだけ早く事案に決着を付けたい、という訴訟経済重視の見地や、被告人側の、罪の数を減らしたり、罰を軽くしたりして貰いたい、という心情がかみ合って、程よいところで、妥協的な決着を図ることが、生ずるのです。ここは、「正義を貫く」といった、神聖な雰囲気など、成り立たない、ドライな世界ですね。これまで、日本では、罪や刑罰までもが取引＝交渉の対象になるなど、全く異様なことと見られ、このようなものに嫌悪感が示されてきましたが、しかし、時代は変わり、間もなく、日本でも、部分的にはありますが、このシステムが導入されることになるでしょう。トータルに見れば、確かに、このやり方には、それなりの合理性も、あるからです。

ここで、最近話題となった事案を、見てみましょう。二〇一五年三月五日に、名古屋地裁は、岐阜県美濃加茂市の浄水プラント導入を巡り（つまり、浄水施設導入に向けて、市側に働きかけるよう依頼を受け、その見返りに）、三〇万円を受け取ったとして、受託収賄（事前収賄）などの罪に問われていた市長・藤井氏（全面否認を続けていました）に対して、逮捕からほぼ一年後に、無罪判決を言い渡しました。二〇一三年、藤井氏が市議員であったときに生じた現金受け取りが、問題になっていたのです。一般に、贈収賄事件では、「物証」はあまり得られず、「供述」が最高の証拠なのですが、判決は、「現金授受に客観的で決定的な証拠はなく、社

長の公判記述の信用性には看過しがたい問題点があり、事実を語ったのかは疑問。・・・市長が現金を受領したと認めるには合理的な疑いが残る。」と、判断しました。しかし、その一方で、贈賄側の会社社長は、公判で起訴事実を認めたために、懲役四年の実刑判決が、問題の無罪判決の少し前に、出され、それで、既に確定してしまして、贈賄側の処分と収賄側の処理とで、判決にねじれが生じているのです（この状態は、検察側の控訴によって、現在は、流動的です）。ところで、判決の要旨には、興味深い指摘があります。つまり、「社長は市長への現金授受を愛知、岐阜両県警に説明した当初、別の融資詐欺等で起訴され、他の事件の強制捜査も受けていた。追起訴による量刑上の不利を予想して軽い処分を望み、捜査機関の関心を他の重大事件に向けるため、捜査機関への迎合を考えた可能性は十分あり得る。社長が、警察署の留置施設で一緒だった男性に、市長への現金供与の話を出せば融資詐欺の捜査が止まる旨の話をしたことから推認されるように、虚偽供述をする理由や動機が存在した可能性がある。一方、融資詐欺の起訴を最小限にとどめる見返りとして立証に協力するという、検察官との闇取引の事実はうかがえない。」というように、そこに記されているからです。この判決は、世間でも流布している「闇取引」といった、強烈な言葉を発している点で、筆者個人には、とても印象的です。自治体首長の汚職を断罪することは、「政治と金」問題が政治課題になっている現代において、検察にとっては、目立った成果を挙げたことになりまので、受託収賄を巡る有罪獲得には、強い関心が、あったことでしょう。元・特捜部検事で、被告の弁護を引き受けた人物が、いわゆる「司法取引」のようなものが行われたのではないかと、弁護の中で指摘していましたが、裁判所は、この「取引問題」について、踏み込んだ判断を示すまでには、

到りませんでした。興味深いのは、同じように元・特捜部検事のある弁護士が、新聞取材の中で、「業者は警察が喜ぶような供述をし、警察は（「検察は」とは、表現されていません）余罪に目をつぶるという『あうんの呼吸』があったのではないか。」と、語っていたことが、伝えられていることです。また、刑事訴訟法を専門とする、ある学者は、「現在、容疑者や被告が他人の犯罪を解明するために捜査に協力すれば、検察は起訴を見送ることなどができる『司法取引』制度が導入されようとしている。判決は具体的な事実に基づき、不正な動機でうその供述をする危険性に警鐘を鳴らした。」と語ったことが、新聞を通じて、伝えられています。ひょっとすると、この日本においても、怪しい雰囲気漂う「闇取引」（ホンネ）から、堂々とした「司法取引」（タテマエ）への発展が、今後見られるかも知れません。

< 2 > 違法性阻却—責任阻却・・・犯罪が成立するには、問題となった行為が、刑法上の所定の構成要件（行為類型）に該当する型の行為であって、違法性があること、行為者が刑事責任を問えるような状態にあることが、前提となります。さて、「違法性阻却」というのは、問題の行為が刑法に規定に触れているとは言えない状況のことで、正当防衛が介在している場合や、対戦相手に傷を負わせることが日常茶飯事である格闘技などの場合（ここには、「許された危険」という発想が、力を持っているのです）において、行為の違法性は問われないことに、なっています。それから、「責任阻却」というのは、行為者の側に、法的非難ができないような事情が存在する点が考慮されて、刑事責任を問わないようにする状況を生み出すものです。前者は、「法」というタテマエに絡む阻却自由で、後者は、行為者の個人的事情（ホンネ）に関わる阻却自由です。なお、構成要

件該当性に関しましては、事実認定が中核になっている関係で、ホンネ性が濃厚です。

(9) 裁判関係

< 1 > 法—裁判・・・「裁判」というのは、「法」が、社会の現場における人の動きに適用されることにより、生き生きと展開する場です。このような位置関係からしますと、法がタテマエで、裁判がホンネ、ということになってきますね。

< 2 > 訴訟—和解・・・本編第四章（L）の記述を御参照下さい。

< 3 > 無罪推定—有罪推定・・・序論（B）（2）⑭の記述を御参照下さい。

< 4 > 刑事裁判—民事裁判・・・刑法では、罪刑法定主義が大前提として置かれているために、刑事裁判は、「罪刑法定」のタテマエに忠実に進められなければなりません。他方で、民事裁判にあっては、民事法規の縛りが、刑事法規の場合ほど、きつくなく、各種の事実関係（ホンネ）を考慮する余地が、残されています。

< 5 > 裁判における事実—「真の」真実・・・刑事裁判と民事裁判とで、「事実」の位置は、かなり異なっています。それでも、専門用語としての「事実」には、タテマエ性があり、他方で、たった一つしかない「真実」は、正にホンネ（本当のこと）です。タテマエ上、三審制の刑事裁判で犯人と確定された被疑者の中にも、自身の許にある、全く明らかな真実が示す通り、自身が無実であることを知っているような人が、います。いわゆる「冤罪被害者」が、それです。例えば、ある人を死刑に追い込んだ、残虐な「裁判上の行為事実（タテマエ）」が、事の真実（ホンネ）に全く

反するものであるときに、その落差は、最大のものとなるでしょう。捜査当局（警察・検察）は、真実を必死になって追い求めますが、人間のすることには、自ずと限界がありまして、彼らが手に入れることができるのは、せいぜい「カッコつきの真実」に過ぎません。それでも、これをベースとしながら、この世は回っているのです。一方、「民」の事柄を扱う民事裁判では、裁判上の「事実」の解明は、刑事裁判の場合ほどは、厳密に行なわれません。ここで、アバウトな言い回しを、便宜上使わせて頂きますと、刑事裁判では、一〇〇パーセントに限りなく近いレベルまで検察が立証し切らなければ、事実認定は完成しません。「灰色有罪」など、ありえないのです（ホンネの話なら、世間では、ときどき、そういう言い方がなされますが）。しかし、民事裁判では、まず、相手側が認めさえすれば、何でも「事実」と扱われます。裁判に欠席した人は、「擬制自白」をしたことで、事案は、「被告有責」の線で、さっさと結審してしまいます（そのようなことは、特別の事情がない限り、生じてきませんが）。それから、両当事者が事実関係を互いに争う、普通の場合では、極論すれば、「証明」を巡る対抗戦において、少しでも押し勝った側が、勝訴します。さすがに、五一对四九の僅差では、勝負は付かないでしょうが、七〇対三〇くらいの差が付けば、答えが出る、ということです。要するに、証明されなければ、「事実」は存在しないものと扱われ、また、「真実」は、あるようで、ないものなのです。

< 6 > 論・論理・理屈—証・証拠・証明・・・世間に流布している言い回しに、「論より証拠。」というものが、あります。刑事裁判と民事裁判では、「証明が果たされた」という結果を生むレベルが、かなり異なっていますが（前者では、極度に厳しく、後者では、程々の厳しさで、

よいのです)、いずれにしても、証明(ホンネ)がなければ、論理(タテマエ)は、空虚なものになってしまいます。先のことわざは、その辺りの状況を示しています。

< 7 > 法律問題—事実問題・・・「事実問題」は、事実認定の作業によって、法的事実を確定する際の問題で、ホンネ性を示しています。これに対して、「法律問題」は、確定した事実(タテマエ)を適用する際の問題ですから、ここには、タテマエ性が、あります。この区別は、例えば、民事訴訟において、テーマとしては、事実問題を取り扱うことができるのは、第一審と控訴審だけで、上告審(最高裁が、その中核です)に入ると、法律問題しか扱われないところに、大きな意味があります。「まだ、最高裁がある!」とは言えない場合も、ある訳ですね。ところで、裁判の場では、事案に関係するような事実すべてを審査する訳ではなく、法規の要件となるだけの事実(要件事実)に絞って、審査がなされることになっている関係で、適用されると考えられるような法規の内容を想定することが、事実上、先決問題となってくる訳です。ここに、事実問題と法律問題との間にフィードバックが生ずる、一つの形が、あります。日本の裁判官は、恐らく、これら二つの問題を、あまり峻別せずに、総合的に、解き明かす努力を、日々しているのでしょう。因みに、アメリカの陪審制度では、事実問題は、陪審員が取扱い、法律問題は、裁判官(判事)が取扱う、という「住み分け」現象が、あります。日本の「裁判員制度」では、裁判員は、裁判官と同じ土俵で、事実問題も、法律問題も、一体として、審理することになっているのですが、一般人に比較的扱いやすい事実問題の場合とは違って、法律問題に関しては、専門的な知識が判定のベースになりますので、判断を形成する際、ご苦労があるのではないのでしょうか。

< 8 > 形式的真実主義—実体的真実主義・・・「実体」がホンネで、「形式」がタテマエである、という位置関係が成り立つ一つの例が、この組み合わせです。一般に、ある形式には、その実質が伴っているものですが、「真実」という重要な概念に関しましては、特別の事情が、あります。まず、刑事裁判は、国家が、自身の保有する刑罰権を行使することを目指し、重大な国家の営みです。捜査当局（警察・検察）は、事案の真相を発見し、犯罪者は処罰を加え、社会の秩序を維持しなければなりません（タテマエ的側面）。被害者の応報感情を満たすことも、必要です（ホンネ的側面）。さて、「実体的な真実」を突き止める作業には、犯人を確定することが主眼となりますが、その一方で、人権保障の見地から、裁判に巻き込まれた無実の人を救い出す、という側面も、あります。刑事手続における「真実」というものは、刑事処罰にストレートに繋がってくるだけに、精度の高いものとなっていることが、要請されますね。真実に到るには、適正な手続がきちんと踏まれなければなりませんので、ここには、タテマエ的な色彩が、強いのです。これに対して、民事裁判では、私人と私人の間の紛争を解決することが目的となっていますから、とにかく紛争が解決すれば、ひとまずそれでよい、と言っても、差し支えないでしょう。裁判所（裁判官）は、ただ一つしかない、観念的な真実像を追い求める必要ではなく、両当事者が持ち出す事実主張のどちらが優位に立っているかの、相対的な優劣関係を明らかにすれば、それでよいのです。「形式としての真実」が、ここにありますね。当事者の一方が、審理に欠席すれば、在席している側の主張が「真実である」ものと、扱われるところに、極端な状況が現われてきます。

< 9 > 判決—執行・・・「判決」がタテマエなら、その「執行」は、

ホンネに相当します。刑事事案では、執行は、きちんとしたルールによって粛々と執り行なわれ、執行に「実」が伴っていますが、しかし、民事事案では、「ない袖は、振れない。」ということで、判決が示した賠償額がきちんと払われない事態も、しばしば生じてきます。つまり、ホンネのところで、欠け目がある場合も、ない訳ではないのです。

< 1 0 > 実刑判決—執行猶予・・・以前に禁固以上の刑に処する確定判決を受けたことのない人が、三年以下の懲役または禁錮などの、比較的軽い刑を宣告された場合において、「情状」によっては、その刑の執行を猶予してやる制度です。その猶予期間が経過すれば、刑の言渡しを受けなかった扱いになりますから、有罪判決を受けた人には、とてもメリットが、ありますね。執行猶予三年が、最も長い期間と、なっています。この制度では、タテマエ上「有罪」ですが、ホンネ上「無罪」のような状況が見られるとも、言えますね。それから、実刑判決は、タテマエとホンネが合一した、完璧な処罰方法です。

< 1 1 > 起訴—不起訴（起訴猶予）・・・先の「猶予」は、ホンネ的な猶予ですが、他に、タテマエ的な猶予の制度も、ちゃんとあります。それが「起訴猶予」です。日本の検察は、起訴権を殆んど完全に保有していますが（例外は、検察審査会の「強制起訴」の方式です）、起訴するかしないかは、検察の裁量に任されています。検察が起訴を猶予してくれるのは、極く例外的なこととして、「犯人の性格、年齢及び境遇、犯罪の軽重及び情状並びに犯罪後の情況」を総合的に判断して、訴追に必要な認めない場合に、これが行なわれます。ホンネでは起訴に値する（いわゆるクロ状態の）ものでありながら、タテマエ上は、起訴されない（シロ）、といった構造のものに、なりますね。

< 1 2 > 無罪—無実・・・「無罪」という判決が裁判所で確定しても、それは、「有罪とまでは、言えない」ことを公知させることで、いわば、タテマエ上の処理を施しているだけのものです。「無実」というホンネ（真実）を指し示すものでは、ありません。「無実」ではなくて、実のところは「有実」であることを知っている人間は、その「無罪」判決に、きっと、ほくそえんでいることでしょう。それは仕方のないことです。もっとも、世間の人々は、大抵の場合、シンプルに、「無罪判決によって被告人の無実が証明された。」と受け取っているのではないのでしょうか。

< 1 3 > 本来の自白—擬制自白・・・民事訴訟における、本来の自白は、自身に不利益な事実を認めることです。自白という行為がホンネで、自白の効果がタテマエということにもなりますが、このような区分に意味やメリットがあるのは、ホンネ（事実）としての自白は行なっていないのに、タテマエとしての、自白の効果が発生してしまうケースを説明するのに、便利な点があることです。最も目立つのは、当事者が裁判所から呼び出しを受けているにもかかわらず、口頭弁論に欠席してしまったときに、争いの対象となっている事実を自白したものと、見なされてしまう場合です。普通は、当事者が、裁判所での口頭弁論または準備手続において、相手方の主張した事実を明らかに争わないなどの対応をした結果、自白が擬制される、という手順になります。民事訴訟では、「弁論主義」が採用されている関係で、裁判所は、当事者間に争いのある事実だけを証拠により認定すればよいことになって、いるのです。法廷への不出頭を敢えてする人には、特別の事情が、あるのでしょうか。裁判を軽視する意図も、そこに隠されているかもしれません。かつて、有力な政治家が、そのような、目立った振舞いをしたことが、報道されたことが、あります。なお、このよ

うな「不出廷によって引き起こされる擬制自白」を、擬制自白のケースの含ませるかどうかについて、以前には、明文の規定がなかったために、問題も生じましたが、後に、法改正により、この点は、解決されました。

< 14 > 事情判決・・・「事情判決」という言葉は、恐らく日本独特の、ファジーな決着を付けるときに用いられるテクニックです。国政選挙が、一票の格差（少し前の選挙の例では、最大四・七七倍の「一票の格差」が、露呈されています）が歴然としている状況の下で、執り行なわれていることが、「違憲・無効」であるとして、市民団体が提訴して、原告勝訴の結果が出たときに、この手の判決が、出現します。最近の動きを振り返ってみますと、まず、憲法違反問題における原審に当たる高等裁判所において、ばらばらの内容の判決が出まして、その後、終審の最高裁判所が、全体としては、以下に示すように、微妙な判断を下しました。これからも、市民団体の追及が続くことは必至ですから、さらに鋭い、最高裁の判断が出ることでしょう。ところで、平成二六年の衆議員選挙を巡っても、二つの弁護士グループが、一四の高裁・高裁支部に、いつものように、「選挙無効」の提訴をしましたが、その内で、二〇二七年三月以降に、「合憲」の判断と「違憲・違憲状態」との、対立した判断が、出されています。いずれ、近い時期に、高裁の、まちまちな判断が出揃った時点で、最高裁は、統一判断を示すでしょう。

さて、平成二五年七月二一日に施行された参議院選挙の有効性を巡って、日本各地で提訴が行なわれ、それを受けて、広島高裁岡山支部は、「違憲・無効」の判断を、そして、大阪高裁と東京高裁は、「違憲・違法」の判断を、また、その他の高裁は、「違憲状態」の判断を、それぞれ、示します。そして、それを受けて、平成二六年十一月二六日に、最高裁は、「憲法違

反の問題が生ずる程度の著しい不平等状態にあった」と判断した上で、「選挙までに議員定数配分の規定が改正されなかったことが、国会の裁量権を超えるものとは言えない」として、抑制的に、「違憲」の一步手前を意味する「違憲状態」と、認定します。これで、選挙の無効（選挙のやり直し）の請求は、退けられた訳です。この判決で、最高裁は、衆参両院の選挙が、平成八年と二四年の最高裁判決の場合に続いて、三件目の「違憲状態」と判断を下したことになります。もっとも、最高裁の各裁判官の意見が公開される仕組みになっているお陰で、その中味が、明らかになります。一名の裁判官が、先の「多数意見(違憲状態説)」を構成し、「反対意見」を構成する四名の裁判官が、堂々と「違憲」の判断を下し、その内の三名が、「違憲・違法（もっとも、「事情判決」の法理を用いて、無効の結果までは、引き出すことは、しません）」の組み合わせのスタイルを、そして、一名が、「違憲・無効（一部無効）」の組合せのスタイルを、それぞれ、採っています。現状では、最高裁は、「具体的な選挙の基礎となっている選挙制度が違憲状態である（「違憲」とは決め付けては、おりません）ことを認めておきながら（タテマエ）、問題の選挙区での選挙を無効なものとはしない（ホンネ）」というように、タテマエとホンネを巧みに使い分けるのです。もちろん、それには、訳があります。無効扱いにすれば、当然に、その選挙区の国政選挙をやり直させることを命ずることになってきます。司法としては、日本の選挙制度政治的な大混乱が生ずることを回避したいからですが、ここには、政治的配慮が滲み出ていますね。

この「事情判決」の制度は、元々は、大規模な公共事業（例えば、都市計画に基づく土地収用）の中で、違法な行為（行政処分や裁決）が行なわれたときの処理方法として、開発されたものなのです。行政事件において、

取消訴訟の形で争われている、お上の処分や裁決が、違法なものと裁判所で判断されれば、これは取り消されるのが筋なのですが、しかし、このような取り消しをさせることが公益（公共の福祉など）に著しい障害を生じさせると認められるときには（これは、原告の受ける損害の程度や、その損害の賠償・防止の程度及び方法その他一切の事情を、考慮した上での、判断です）、裁判所には、請求を棄却してしまうことが、許されています（行政事件訴訟法第三一条）。これが、問題の「事情判決」というものです。もっとも、事情判決の主文には、処分または裁決が違法である旨を宣言することになっています。タテマエでは、原告に有利な判断が獲得されたのですが、ここには実質（ホンネ）が欠如していますね。さて、「違憲の定数配分規定に基づいて施行された選挙を、違法なものとしながら、その結果を無効なものとはしない。つまり、選挙は有効である。」とする手法は、先の行政事件訴訟についての特別規定の法理・趣旨・主旨を参考にして、「一票の格差に関する違憲問題」の処理のために、最高裁によって、巧妙に案出されたものです。通俗的な表現を用いさせて頂くならば、最高裁（司法）は、「苦肉の策」として、「奥の手」を使ったのでしょうか。「政治よ、ちゃんとやってくれよ。」という声が、どこからか、聞こえてくるようですね。

< 15 > 大岡越前の知恵一必殺仕事人のお仕置き・・・江戸の町奉行であった大岡越前守は、その職業的義務から、タテマエ（法規の構え）を表に立てながらも、水面下では、この世の諸々のホンネ（例えば、人情）に目を向け、それに沿った判決を下して、世間の喝采を浴びた名奉行として、歴史上、世に名高い人物ですが、そこで活用されたテクニックは、日本人好みの「タテマエ・ホンネ融合型」が展開されたものと、なっていま

す。

これに対して、かつてテレビの人気番組であった「必殺仕事人」の舞台で、毎週、入れ替わり立ち代り執行される、裏の「御仕置き」は、「悪人は、手段を問わず、抹殺しなければならない。」というホンネ（情念）そのものが、突出してくる、単純・明快な世界です。余談ですが、「必殺」シリーズには、いくつものバージョンがありますけれども、初期のものほど、出演者の個性が強くて、面白いものですね（関西エリアでは、現在でも、それが放映されていますから、根強い人気があるのでしょう）。昼のタテマエ世界では、ダメ夫、奉行所のダメ役人である「藤田まこと」氏が、夜のホンネ世界では、処刑人チームの、凄腕の親玉に変身する、というプロットが、何とも面白いのです。ここには、「タテマエ・ホンネ断絶型」が、見事に展開されていますね。因みに、ジュリストとしての筆者には、彼ら仕事人の抛りどころとなっている「正義」というものが、「私的」処刑の際、どのようにして担保（保証）されているのかが、とても気になっているのですが、昔に観たシーンでは、仕事人集団のボス（あるときには、それは、女性でした）が、不幸な依頼人の恨みを晴らしてやることが、条理＝正義に適っているかについて、それなりの集団評定を行なって、決断したようですから、それでよい、ということにしておきます。いずれにしましても、不正義な輩が、殺人を依頼してきても、それを受け付けないのです。ここでは、条理に適った、常識的な手順が、踏まれる仕組みになっているのです。

< 16 > 損害賠償—慰謝料・・・人の生命・身体・名誉・貞操などを侵害する不法行為が発生した場合、財産的・経済的な損害が発生しますので、これへの賠償が問題になってきますが、その他に、その不法行為に

よって精神的な苦痛を蒙ったことへの賠償も、必要になることが、あります。時には、精神的な被害の方が、財産的な被害よりも、遥かに大きいケースも、あります。性的犯罪のことをお考え頂ければ、御理解が容易になってくるでしょう。この手の犯罪の場合、「非を潔く認めて、謝罪すれば、それで許して貰える。」などというのは、滅多にないことでして、殆んどの場合、金銭の支払いで、何とか決着が付くだけです。因みに、ローマでは、もっとシンプルな扱いになっていまして、損害額の四倍とか三倍とかの額の中に、懲罰的なニュアンスが込められています。日本でも、慰謝料の額は、昔に比べて、かなり高くなっていますが（法先進国であるアメリカでは、日常的に比較的良好に生ずるタイプの非行についても、何と二億円もの慰謝料の支払いが請求された事例がある、とのことですが）、しかし、「損害の填補」の色彩が濃くて、「罰」のニュアンスは、薄いのです。しかも、保険制度の発達によって、慰謝料の額に、「相場」のようなものさえも、生み出されてきています。とりわけ、自動車事故をカバーする強制保険や任意保険の運用の際、「判決相場」や保険会社の「査定相場」が、実務において力を持つようになっていましてね。筆者は、物に対する、比較的算定の容易な補償をタテマエとし、心に対する算定の難しい補償をホンネ、というように考えて、両者の位置関係を設定することにしております。

< 17 > 公訴時効一刑の時効・・・これらは、共に、犯人が処罰を免れることを可能にする制度です。「公訴時効」は、ある犯罪について、犯行後に、一定の期間が経過したときは、公訴の提起（起訴）を当局に許さない、という制度です。タテマエとして、犯罪も刑罰も、成立しない、という構造になっています。従来は、死刑に当たる罪についても、時効期間が設けられていましたが、二〇一二年になって、これに関する時効が撤

廃されました。なぜそのような「公訴時効」の取扱いが、制度化されているかと申しますと、時間の経過によって、社会の抱く応報感情が消滅すること（遺族につきましては、恐らく、そうではないでしょうが）、証拠が得にくく、真実の発見が困難になること、捜査のために人員を割き続けることが、当局に思い負担となること、などの事情が、その背景にあるからです。これに対して、刑の時効は、タテマエとして犯罪の成立が確定され、そして、刑罰がきちんと言渡されていたにもかかわらず、それへの対応（ホンネ）としての、刑の執行が具体化されないままに、一定期間が経過してしまったときに、執行が免除されることになって、いるのです。最長期間は、死刑事案についての三〇年です。理論的には（タテマエ論としては）、死刑囚として監獄に三〇年以上も拘置されている人がいても、この状態では、時効は進行しませんので、時の経過には特別の意味は、認められません。いつでも執行が可能なのです。しかし、常識論（ホンネ論）としては、それほど長い間、死がいつ訪れるか判らない不安な状態に置かれていた人に対して、この、時の経過のメリット（つまり、釈放）を死刑囚に与えるのも、ある意味では条理や理に適った措置である、とする立場も、ありえるでしょう。法務省当局が、死刑執行を引き伸ばすには、それなりの理由（例えば、死刑の確定判決にまつわる何らかの疑問の存在）があるとも、囁かれている関係で、そういった声が、挙がるのかもしれませんが。

< 1 8 > 主観的訴訟（主観訴訟）—客観的訴訟（客観訴訟）・・・
前者は、個人の不利益を回避・回復するために、直接の被害者によって、実行される訴訟のタイプです。従って、これは私益に関わるものですから、ここには、ホンネ性が、あります。これに対して、後者は、法の適用の適正さを確保することを公に訴えて、社会全体の不利益を回避・回復するた

めに、国民の誰かによって実行される訴訟のタイプです。これは、公益に関わるものですから、ここには、タテマエ性が、あります。民衆訴訟の一つである「選挙無効」訴訟が、主観的訴訟の好例の一つです。

< 19 > 証拠能力—証拠力・・・証拠には、重要な、二つの側面が、あります。一つは、そもそも、法的な見地から考えてみますと、あるものが、証拠として認められるか、という「形・形式」の側面と、それから、正式の証拠として受け入れられたものが、どれほど、証拠として、力を持てるか、という「中味・実質」の側面が、あるからです。前者は、タテマエ系のものであり、後者はホンネ系のものであります。極端な例で考えて見ますと、拷問によってもぎ取られた証拠が真実を示すものであった場合（拷問の苦しさから逃れるために、とりあえず、嘘のことを口走る人物も、いるかもしれませんが）、その自白は真実を明らかにするものとして、決定的な証拠となるでしょう。つまり、「証拠力」は、十分にあるのです。昔は、拷問など、日常茶飯事でしたから、事案は、これで、決着ですね。しかし、人権尊重の現代では、拷問（そのレベルは、色々ですが）は、最高度に「違法な」証拠物と扱われています。従って、これには、「証拠能力」が、欠如している、と扱われます。堂々たるホンネがあると、思われるのに、タテマエの飾りが、ないのです。さて、「証拠能力」というのは、人や物が、証拠方法として、証拠調べの対象にして貰える資格（証拠適格）のことで、証拠の「法的＝形式的」価値を、指します。後述の「証拠力」が、証拠の「実質的」価値を指すのとは、違います。ところで、「証明に到った＝証明に成功した」という状態にまで漕ぎ付けるには、刑事と民事で、事情が大きく異なります。刑事では、人権尊重の見地などから、「厳格な証明」が果たされることが要請されるのに対して、民事では、通俗的

な表現を用いますと、「普通の・常識的な」証明で、まずは、足りません。刑事裁判で、不任意の自白と伝聞証拠については、証拠能力の制限が掛けられているのは、そのせいです。次に「証拠力」というのは、正式の証拠資格を付与されている証拠資料が、自由な心証形成を許されている裁判官の心・頭に訴えかける力のことです。「証拠価値」、「実質的な証明力」、「信憑力」、「信用力」などと、言い換えても差し支えないでしょう。裁判官は、証人の信用性、鑑定人の学識の程度、被証物の同一性、文書の真正さ、その内容の真偽などについて、慎重な判断を下します。以上の話は、理論上の問題に関するものですが、もう一つ、実務上の、興味深い話題があります。裁判官が、証拠として提出された物が証拠能力をちゃんと具えているかについて、きちんと審査し、いわば裁判の「入り口」のところで、怪しいものを食い止めることに熱心に行なうのか、それとも、少し怪しいくらいのものであれば、「入り口」はパスさせて、「確かに証拠能力はあるが、証拠力には問題がある（その証拠の中身は信用できない）」という判断をして、決着を図る方法を取るのか、という点について、筆者が漏れ聞いている話が、あります。「タテマエ問題」と密接に係わり合いのある「証拠能力」にクレームを付けるよりも、「ホンネ」の世界において、いわば「ブラック・ボックス」の中で、裁判官が、「証拠力」の有無を、全くの自由裁量で、判断してしまう方が、「波風も、角も、立たず」（そうではなくて、証拠能力論のフィールドで証拠の受け入れを拒否された検察は、面子もあってか、反撃して、上級審の判断を求める策を採ることでしょう）、また、「気持ちにゆとりも持てる」と、意識したりするのかもしれませんが、もっとも、法の素人の方々が参画されている「裁判員裁判」では、「証拠問題」については、シンプルとも言える「タテマエ論＝証拠能力論」で、裁判員

を説得する方が、何かとリーズナブルな成り行きなのかもしれませんね。

< 20 > 法的安定性—具体的妥当性・・・法律によって、社会のルールが明確に定められれば、人々には、なすことが許されている事柄と、なすことが許されていない事柄の区別ができ、また、ある行為に伴う法律効果を知ることが、できます。将来の予測が、これによって可能になる訳ですね。このとき、結果として、「法的安定性」が、生み出されます。裁判所は、その法的安定性を下支えする国家機構の中軸を形成していると考えられます。法律の生命線とも言える、この法的安定性は、確固としたタテマエ（中核構造）なのですが、時代が動き、社会が変化していく過程で、その安定性は、その時々、正義・衡平からの要請を素直に反映する「具体的妥当性」によって、少しずつ、掘り崩されていきます。これはホンネの力・パワーが、安定よりも、変化を、上位に置いた結果として、生じてきたものでしょう。国民の側から、具体的妥当性を考慮してほしい、という期待を籠めて、訴えが提起されてくるのですが、裁判所がこれを受け止めることによって、少しずつ、変化が、生じてきます。この新参者のホンネも、やがて、安定した地位を獲得するようになり、ニュータイプの法的安定性の一部に、組み込まれます。この「ホンネのタテマエ化」で、一つのサイクルが、完成するのです。ホンネの「リサイクル」を巧みにやり遂げる能力に長けた国家は、「法治国家」のメリットを、永続的に享受するに違いありません。

(10) 経済

< 1 > 紙幣・手形・小切手—金（金貨）・銀（銀貨）・・・紙幣などは、極論すれば、「ただの紙」ですが、そこには、経済社会の約束によ

り、金銭価値が埋め込まれています（紙幣は偽造もされますし、また、一定金額の支払を、ワン・クッションを置いて、実行することを約束する、私的な書類である、「手形」や「小切手」が、資金不足などのせいで、全く立たなくなることも、ありますが）。これに対して、金・銀は、「現物」なので、相場の変動によって、価値が変動しますが、それでも、正真正銘の価値（ホンネ）です。

< 2 > 信用取引—現金取引・・・例えば、「石油の先物買い」では、現物はまだなく、また、代金の支払いもないままに、いわば抽象的・観念的に、コンピューター上で、売り買いが実行されます。これはタテマエに依拠した取引形態です。その一方で、現金取引は、単純明快で、リアルな取引の形態でして、ホンネそのものです。それから、私たちにとって身近な、同パターンのもものに、売買契約と現実売買が、あります。後者では、「売ります。買います。」という構造（タテマエ）は、その場で、買主が、代金と引き換えに売買目的物を手に入れること（ホンネ）によって、完結します。しかし、法律行為としての売買契約（タテマエ）にあっては、時間を置いて、債務の履行がなされます（ホンネ）。

< 3 > 社会主義経済の論理—資本主義(自由主義)経済の論理・・・社会主義国家では、社会主義の政治理論（タテマエ）がストレートに反映したかたちで、社会全体が動いていきます。経済についても、事情は、同じでしょう。昨今では、その色調は相当薄められるようになってきましたが、それでも、社会主義国での経済取引に、社会主義体制の外側にいる人が関係を持つときには、リスクが高いのです。「どんでん返し」とか、「一方的キャンセル」とか、話題には、事欠きません。これらに対して金銭的賠償でもあれば、それなりに合理的な事後処理になりますが、かなりの場

合、被害者の「泣き寝入り」となってしまおうでしょう。一方で、資本主義(自由主義)経済の論理は、人のホンネに最大限の自由を保障することを、原点としています。もちろん、資本主義経済は、負の契機(労働者の搾取、強者の一人勝ちなど)を数多くはらんでいますので、タテマエとしての法が、絶えず介入していく仕組みが発達してきていますが、その本質は変わらないものと見て、差し支えないでしょう。

< 4 > 資本の論理一人の論理・・・資本というものは、経済法則・経済倫理というタテマエに即して機能していますが、人の論理は、各種のホンネによって支配されるところが多いのでは、ないでしょうか。なお、「資本」はタテマエで、「人」はホンネである、とも規定できますね。

< 5 > トップ・ダウンーボトム・アップ・・・企業の各部門のトップが、様々なタイプの改革・改良をやり遂げようとするとき、上部組織から下部組織へ降ろしていくかたちで、その新たな行動枠組みをタテマエとして設定するのが、通常の様子なのです。しかし、そのコースとは逆に、下部組織(現場)から、改革・改良のアイデアを、順次、上部組織へと上げていくやり方も、あります。企業の現場は、会社のトップの場合とはまた違った意味において、外の世界と連結している関係で、ホンネ(実質的な関心)と触れ合うこともありますから、この現場主義(ホンネ)が、上へと上がっていく(ボトム・アップ)ようにする方が、効率的なところを持っています。また、こういった「トップ・ダウン」現象は、政治の世界でも、生ずることが、ありますね。強力なリーダーシップを持っている首相は、首相官邸という、配下の優秀な組織を大いに利用して、上から目線で、政策を降ろしていくことも、少なくないからです。もちろん、政治家集団には、上下の支配関係はあまり成り立たず、政治家が横一線に並ぶ要

素が、原点にありますから、事情は、かなり違ってきますが。なお、官庁（具体的には、官僚）は、ホンネ的には、政策実行担当者の立場において、官邸への抵抗勢力となることも、あります。

（ 1 1 ） 政治

< 1 > 体制側の論理—反体制側の論理・・・時の権力が築き上げている「体制」の側は、自身にとって有利な論理を、タテマエ（指導原理）として押し立ててきますが、これに対して、「反体制側」は、ホンネ（本心）を色々と組み合わせて、抵抗の理屈を、様々に構築してきます。もちろん、反体制側にも、立派なタテマエ（思想）がありますが、タテマエ同士の勝負となりますと、「お上」は、公認された「実力行使」を行なって、それを押し潰してしまいます。革命の成功は、その珍しい例外に相当しますね。

< 2 > 入り口論—出口論・・・「入口論・出口論」は、政治家がよく口にするフレーズですが、「入り口論は、もちろん、大切だが、出口論も、きちっとやっておかなければならない。」とか、「入り口だけが立派でも、出口が手抜き工事なら、意味がない。」とか、「制度論が入り口論なら、運用論は出口論だ。」とか、色々な言い回しが、ありえるのではないのでしょうか。

さて、この際、試しに、入り口論をタテマエ論と、出口論をホンネ論と、見立てることにしましょう。入り口規制は、機械的・技術的・形式的・一般的に行なわれることが多いので、タテマエ性を想定しているのです。その一方で、出口では、少しルーズな扱いに流れることが、少なくないので、ホンネ性の表われを、そこに見ておくことに致します。

ここで、ついでに、政治問題から離れて、話題を展開させて頂きましよう。交通機関には、当然、入り口と出口があります。日本では、入り口規制と出口規制が、全く同じレベルの丁寧さで、実行されています（もっとも、地方などへ行きますと、無人駅があったりして、その例外が、あるのですが）。世界の他の国にも、そういうところがあるのかもしれませんが、筆者は、情報を持ち合わせていませんので、この両面規制方式が「日本独自のスタイルである」とまでは、言い切れないと、思っています。さて、筆者が、数次のヨーロッパ研究旅行の際に発見したのは、そこでは、人が、自発的に、利用相当分の運賃を支払うべきである、というタテマエが、社会全般で力を持っており、その支払いの有無を、入口のところで誰かにチェックされるような仕組みには、なっていないようなのです。そして、殆んどの場合、出口は、フリー・パスです。もちろん、車内検札の制度も、あることはありますが、それほど頻繁には行なわれてはいないでしょう。日本の新幹線の、車内での、念入りな「乗車券チェック」の例に見られるような几帳面さなど、どこにもないように、思います。この「ノー・チェック」システムが成り立っている背景の一つに、「人間性善説」（一種のタテマエ＝きれいごと）がある、という見方が成り立ちますが、他方、そういった高尚な話ではなくて、通常運賃も、定期運賃も、日本の場合よりも、うんと安くて、利用者がわざわざズルをするほどのこともない、といった、経済的説明も、付けられるかもしれません。その意味からすると、日本の、手の込んだ料金徴収システムは、手抜きをやったりすると、必ず不心得者が現われる、という考えを背景に持つ「人間性悪説」（一種のホンネ＝現実直視）に依っている、とも言えますね。もっとも、そのようにうがった見方をする必要もなく、「日本人は、何事に付けても、几帳面

で、精密な対応をすることを、自身の美学として、大切にしているのだ。」と明快に論ずる向きも、あるかもしれませんね。

< 3 > 権力による支配—権威による支配・・・権力は強固なタテマエですが、権威は、支配されている側が、自発的に、自由な判断で、服従することですから、ホンネ、ということに、なります。なぜか、日本人は、殊のほか、権威を重んずる傾向のある人種のようなので、この国では、権威というものの、事実上の力や影響力には、無視できないところが、ありますね。

< 4 > 法的措置—超法規的措置・・・法的措置は、法（タテマエ）に依拠した措置です。しかし、超法規的措置というのは、特別の情況の許で、極めて例外的に、国家が、自ら定めた法を真正面から無視するかたちで、措置を取っていくことです。ここに、ホンネ性を認めることにしましょう。「超法規的な」という形容詞が、マスコミに登場してきて、人々に知られるようになったのは、最近のことです。もっとも、その「法の構えを超えるスタイル」というのは、私たち日本人にとって、「違法」とか、「不法」とかいったマイナス・イメージのものでなくて、「条理に適った」とか、「物の道理を弁えた」とかいった、プラス・イメージのものとも、なっているように、見受けられます。

さて、日本で「超法規的措置」が最初に正式に取られたのは、一九七五年の「クアラルンプール事件」の場合です。いわゆる「日本赤軍」に属する七名は、マレーシアの首都・クアラルンプールで、アメリカ大使館とスウェーデン大使館を占拠し、外交官を、五〇人以上、人質に取って、日本で拘留されている、日本赤軍のメンバーなど、七名の釈放と、日航機の派遣を、日本政府に要求してきました。要求に応じない場合は、人質を射殺する、

という脅しを掛けてです（二〇一四年頃から、いわゆる「イスラム国」が採った「人質作戦」と同質のものが、既にここに存在しているのですね）。三木首相は、ワシントンに居たため、福田・副総理が現場指揮を取り、釈放に踏み切る政府決定を、行ないました。身柄の安全を国際法で保障されている、他国の「外交官」が、人質になっていることや、日米首脳会談を間近に控えていたことが、高度の政治的判断を導いた理由とも、されています。検察当局は、言うまでもなく、「釈放する根拠（タテマエ）も、意思（ホンネ）も、ない。」として、強硬に抵抗しますが、上司に当たる稲葉・法務大臣（彼は、法律家です）に、押し切られます。もっとも、彼は、この措置が、いわゆる「指揮権発動」が行使されて、生じたのではなくて、「超法規的な」ものであるというように、説明を加えています。これで、検察の顔も立てたのではないのでしょうか。それで、日本人の新たな人質四名と、日本赤軍のゲリラ五名と、五名の釈放犯が乗った日航機は、リビアのトリポリ空港に着陸しました。

それから二年後の、一九七七年に、インド上空で、日本赤軍により、日航機がハイジャックされ、バングラデシュのダッカ空港に強制着陸させられました。それで、日本国内に拘束されている、九名の、いわゆる「政治犯」の釈放と、一五億円の身代金の支払いを、日本政府に要求します。福田・首相は、「人命は地球よりも、重い。」という「名文句」を発して、その要求を受け入れ、乗客、乗員一五六名の生命を第一に考える「超実定法的措置」を取った、と説明しました。日航機は、アルジェリアのダル・エル・ベイダ空港に、着陸しました。

そこで、「超法規的措置」と「超実定法的措置」との関係についてですが、これらが、共に、「正規の措置（実定法秩序に則った措置）」に反す

るものである点では、違いはありませんが、しかし、政府の説明によりますと、以下のような論理が、用いられています。クアラルンプール事件の場合のものは、政治のトップが、ある目的のために、法の目的・精神を踏み越えて、国家緊急の場合に取る措置であり、一方で、ダッカ事件の場合のものは、明文の法規には根拠を持たないが、法律の精神から生まれてくる「超実定法的な措置」であって、刑法第三七条に規定されている「緊急避難」の立法の趣旨に基づいて、人命尊重のために取られた非常措置である、となっています。これら二つの措置は、タテマエと位置付けられる「正規の措置」に対しては、ホンネの位置に入ってきますが、それでも、細かく分析してみれば、「超法規的措置」の方には、ホンネ的な性格があり、「超実定法的措置」には、タテマエ的な性格がある、という要素も、見えてくるのではないのでしょうか。

< 5 > 行政的救済・司法的救済—政治的救済・・・行政は、法（タテマエ）を執行する立場にありまして、その枠組みを踏み越えることは、できません。また、司法は、救済を求める側からの提訴によって、救済の可否について判断しますが、これは、法規の定めるところに従って判決を下すのが、普通です。もっとも、最高裁は、法規が憲法に反することを指摘して、法規の効果を、全面的に、あるいは、部分的に、奪うことができます。これら二つの救済スタイルは、実定的な法によって取り仕切られている関係で、タテマエに則った、オーソドックスな救済方法ですね。これに対して、政治的救済は、極く例外的に生ずることなのですが、国民の強い要請や願い（ホンネ）を敏感に受け止めて、「お上」が、諸々の法の縛りから自由に動いた結果、生ずるものです。

ここで、「ハンセン病問題」というものを、回顧してみましよう。これ

は、患者であった多数の人々からの提訴によって、法的救済が求められ、第一審の原告側の勝訴によって、法的救済の第一歩が踏み出された事案なのですが、救済が完結するには、その勝訴が確定する（もちろん、敗訴の危険も、あります）までの、何年もの時間の経過を、待たなければなりません。その間に、高齢者となっている元・患者は、毎年、数百人も、命を失っていきます。ですから、法的救済の第一歩を足掛かりにして、政府当局が、様々な意味における政治的救済を敢行していかなければ、物事の道理に適った解決には、到りません。結論を先取りして総括すれば、「ハンセン病問題」については、政治的救済が行なわれたお陰で、解決への道筋が、はっきりと付けられました。

さて、私たち昭和世代のかなりの層は、太古の昔から、「不治の病」として、世界中で恐れられていた「らい病」のことを、多少とも見聞きしていましたが、その病気こそが、「ハンセン病」です。これは感染症なのですが、その感染力は、とても弱く、感染しても、発症しないことも、あります。遺伝性のものでは、ありません。現在、新しく患者となる人は、年間一〇人程度ですから、将来的には、それ程問題になる病気では、ないでしょう。しかも、今では、医学・薬学の発達によって、薬により、短期間で、完治する病気です。しかし、歴史を振り返ってみますと、一三の国立療養所、二つの私立療養所で暮らしながら、長い年月の間、この業病と闘ってきた人が、数千人規模で、存在していました。その人たちが、立ち上がって、訴えのアクションを起こしたことが、いわゆる「ハンセン病問題」の始まりです。

法律専門誌「法律のひろば」二〇〇一年八月号の「訟務情報」の欄に、以下のように簡潔な解説が、あります。

「熊本地裁、元ハンセン病患者等が、国の誤った強制隔離政策により人権侵害を受けたとして、国に対して損害賠償を求めた事件で、請求を一部認容」という見出しに続いて、訴えの経緯が、かなり詳しく、記されています。

「国立ハンセン病療養所に入所している元ハンセン病患者等が、ハンセン病は感染力及び発病力が弱いことが判明し、また、薬の開発や治療法の確立により、仮に発病しても適切な治療により治癒する病気になっていたにもかかわらず、昭和六年制定の『らい予防法（旧法）』及び昭和二八年制定の『らい予防法（新法）』（最近の平成八年になって、廃止されました）等に基づいて誤った強制隔離政策を国が継続・放置したため人権侵害を受けたとして、旧厚生省については前記各法の廃止及び患者の人権回復のための法案策定並びにその国会への提出義務を怠り、平成八年まで強制隔離政策を継続したこと等の違法が、国会については前記各法を廃止しないまま放置していた立法の不作為等の違法が、それぞれあることを理由に、国に対して、原告一人につき一億円と弁護士費用一五〇〇万円の合計一億一五〇〇万円（総額一四六億五〇〇万円）の損害賠償を求めた事件」という記述が、これです。

一九九八年七月に、熊本と鹿児島元患者たち一三人（その人々の平均年齢は七一歳です）が、熊本地方裁判所へ、初めて、国家賠償法（国賠法）に基づき、国を相手方として、損害の賠償と謝罪を求めて、提訴しました。その後、提訴のうねりは、全国に広がります。第一次提訴から一三年を経た後の最終段階では、和解の手段によって救済を受けた原告の総数は、実に四三九一人にも、達しました。壮絶な歴史が、ここに刻み込まれたのです。

二〇〇一年月一日に、熊本地裁で、第一次から第四次までの計一二七人から提訴を受けてから、僅か三年足らずの間に、異例のスピードで、判決が出ます。杉山裁判長は、新法の早期見直しを怠った旧厚生省と、国会議員の責任を、全面的に認めて、国に対して、一八億二三八〇万円の賠償を命じました（原告一人当たり、平均約一四〇〇万円と、なっています）三権分立の枠組みを超えるかたちで、「立法の不作為」という構造的な不法・違法をはっきりと指摘した判決は、正に、画期的なものでした。国側は、当然のように、本件判決を不服として、控訴する方針を固めていました。事案を最高裁まで持ち込むことも、織込み済みだったでしょう。しかし、二〇〇〇一年五月二三日、小泉首相は、「患者・元患者が高齢で、早期の解決が必要である。」などとして、有責判決に対して、控訴しないことを、内部的に決定し、その後、元患者団と面会して、そこで、事実上の謝罪をし、そして、上級審に控訴しないことを、政府方針のかたちで、公表します。二五日には、内閣総理大臣談話と「政府声明」が出されるのですが、そこには、今回の行動において、法的な措置ではなくて、政治的な措置が取られたことを窺わせる表現が、見て取れます。

「政府は、平成一三年五月一日の熊本地方裁判所ハンセン病国家賠償請求訴訟判決に対しては、控訴断念という極めて異例の判断をしましたが、この際、本判決には、次のような国家賠償法、民法の解釈の根幹にかかわる法律上の問題点があることを当事者である政府の立場として明らかにするものです。

1 立法行為については、国会議員は国民全体に対する政治的責任を負うにとどまり、国会議員が個別の国民の権利に対応した関係での法的責任を負うのは、『立法の内容が憲法の一義的な文言に違反しているにもかか

わらず国会があえて立法を行うというごとき、容易に想定し難いような例外的な場合』（最高裁判所昭和六〇年十一月二一日第一小法廷判決），すなわち故意に憲法に違反し国民の権利を侵害する場合には限られます。これに対して、本判決は、故意がない国会議員の不作为に対して、法的責任を広く認めております。このような判断は、司法が法令の違憲審査権を超えて国会議員の活動を過度に制約することとなり、前記判例に反しますので、国家賠償法の解釈として到底認めることができません。

2 民法第七二四条後段は、損害賠償請求権は二〇年を経過することにより消滅する旨規定していますが、本判決では、結果的に四〇年間にわたる損害の賠償を認めるものとなっております。この点については、本件の患者・元患者の苦しみを十分汲み取って考えなければならないものではありますが、そのような結論を認めれば、民法の規定に反し、国民の権利・義務関係への影響があまりにも大きく、法律論としてはこれをゆるがせにすることはできません。」

この声明は、「法律上の問題点を抱えている本判決の是非について、最高裁まで争うことはできるけれども、敢えて、争わないことにするのだ。」と言って、政府の面子（タテマエ）を、立てようとしたものでしょう。

二〇〇一年六月には、ハンセン病問題に関する決議が、衆参両院で採択され、そこで、反省・謝罪の意が、表明されました。その後、間もなく、「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」が、公布されます。その前文には、謝罪の言葉が、ありました。司法の一判決が、立法・行政に、これほど素早く、これほど強烈に、インパクトを与えた例は、恐らく、前例のないものでしょう。

この法律の制定後、熊本地裁以外の裁判所に係属した国賠訴訟（東日本

訴訟・瀬戸内訴訟・西日本訴訟)は、和解によって、解決に到ります。引き続き、救済を受けられる元・患者の範囲が、広げられ、和解方式での解決が果たされます。これで、ひとまず、全面的な解決となりましたが、ここには、小泉首相の政治決断の早さと適切さが、光っています。彼以外の総理大臣なら、ここまで思い切った措置を取るなど、できなかつたでしょう。これは、「国民（さらに言えば、人間）の側を向く政治家」ならではの「快挙」と、筆者は位置付けることにします。なお、歴史に残るような「杉山判決」は、筆者の読みによりますと、ホンネがタテマエを押さえ込んだ事例となっているのですが、その辺りの問題については、拙著「タテマエの法 ホンネの法」（二〇〇二年初版・日本評論社）の第四章1の記述を参照して頂ければ、幸いです。

< 6 > 間接民主制—直接民主制・・・国民が国政に参加する際、代表者を通じてではなくて、自らが、直接的に、国政の各部門に参加する形態の民主制が、直接民主制です。歴史的には、これが、間接民主制に先行して存在していたと、見てよいでしょう。その一方で、間接民主制は、国民が、代表者を通して、間接的に、国政の各部門に参加していくスタイルです。民主主義の下では、「国民が国家の主人公である。」という理念が制度の中核に位置しているのですが、直接民主制は、その理念の主旨・趣旨をストレートに制度化したものですから、ホンネ的な（実質的な）ものです。これに対して、間接民主制は、「代表・代理」というテクニックを用いて、主権者である各国民の意思を吸い上げるシステムですから、タテマエ的な（形式的な）ものです。そこには、選挙制度に付きものの問題点が、しばしば露呈されます。例えば、「小選挙区制における死票の発生」や、「議員定数のアンバランスな配分」が、それです。

< 7 > アテーナイの民主政—ローマの共和政・・・結論を先取りして言えば、ローマの大先輩であったギリシアの「アテーナイ」において展開された「民主政」（前六世紀初から、前四世紀末までの政体）は、「市民が主権者である」というタテマエ（発想・思想・理念・構想）を頑固に守り続けた政治システムです。これは、時代が変わり、政治情勢に激変が生ずる過程で生み出されてくる、様々なタイプのホンネ（現実）に合わせて、タテマエを修正しながら、「主権在民制」を頑固に守り続けてきました。その苦労は、並大抵のものではなかったでしょう。ここでは、タテマエとホンネの間の亀裂＝溝は、政治努力によって埋められ、「ニュー・タテマエ」が登場する仕組みに、なっていたのです。これに対して、前六世紀初めから、前一世紀まで続いた、ローマの「共和政」は、先の「民主政」の場合とは異なって、厳密な意味での「主権在民制」をベースにしたものではなく、ありません。「共和政は有力貴族による寡頭政である。」という表現は、実態（ホンネ）に着目したもので、それなりに正しいものとも言えますが、筆者個人は、「市民が政治に直接参与できるシステム」が、少なくともタテマエの上で、国政の中核にしっかりと存在していた点に注目して、アテーナイと初期ローマとが、ほぼ同じ政治構造を持ち合っていたと、理解することにしています。ローマ共和政の国制（タテマエ）とその実像（ホンネ）につきましては、筆者の電磁的作品である「ロマホペディア」（本編）の[G]部門の第二章に置かれている解説を御参照頂ければ、幸いです。それで、本題の「タテマエ・ホンネ論」の視角から、ローマ共和政の本質を分析してみれば、ここでは、共和国制というタテマエが、ローマの国力伸張につれて、崩れ、破綻する傾向を示したにもかかわらず、ホンネ（即席の、現実的対応）のレベルで、細やかに、タテマエへの対応

を絶えず行なっていたことが、判明します。つまり、結果的には、タテマエとホンネのギャップは、とても大きいものになってしまったのです。これは、「ローマ人の知恵」でも、「悪知恵」でも、ありますが、いずれにしても、ローマは、この手法で、政治問題の処理を巧みに行ない、後代の大帝国成立への基礎を構築しました。以下に、やや詳しくなりますが、アテーナイの民主的国制の一端を、見てみることに致します。

テーマの立てかたは、「一人のアテーナイ市民は、どのようなかたちで、国政に関わったのか」というスタイルのものと、しましょう。結論を先に申し上げれば、一市民は、民会に出席し、評議会のメンバーになり、民衆裁判所の裁判員になり、役人として執務に参加します。佐賀県と同じほどの面積の、都市国家の領域に生きている、三万人から四万人の男子市民は、一生の中で、何回かは、公の任務に付いていたことでしょう。これは、本当に凄いことですね。

「民会」の最大定足数は、六〇〇〇で、これは、年四〇回以上も、開かれます。現実の問題として、全人口の五分の二の数になる都市住民が、主としてこれに出席していたことでしょう。民会は、立法、軍事、外交、内政に関する決定を、行ないます。その中で、国家の指導的立場にある人物を追放してしまう「陶片追放（オストラキスマス）制」に、最もインパクトが、ありますね。なお、民会出席者や当番評議員には、日当などが、支給されます。

「評議会」は、五〇〇人編成のもので、アテーナイの政治色の強い団体としては、最も重要なものです。一〇の部族から、その下部組織である区（デーモス：英語の「デモクラシー」と関係のある言葉です）の構成員の数に応じて、三五歳以上の成人男子が、計五〇名づつ、代表として、選出

されます。任期は一年です。一生の中で、二回しか、その職に就けません。その任務は、民会の先議機関として、そこに提出される動議を用意することの他に、行政、私法、立法、軍事、外交、財政など、幅広い管轄を持っています。その任務をリードするのは、一カ月程度の任期で、執行役となる当番評議員団でした。

「民衆裁判所」は、三〇才以上の男子で、裁判員の任務に就きたいと考える人の中から、各部族毎に、抽選で、六〇〇名ずつ、選任されます。任期一年制ですが、なり手が少ないためもあって、同一人物が、セミプロ級の裁判員として、幅を利かすことも、あったことでしょう。この裁判所の管轄は、殆んどすべての刑事事案と、一定額以上の民事事案です。それから、民衆裁判所の欠陥の一部は、よく整備された「仲裁（私的仲裁と公的仲裁）」制度を通じて、補正されることになっています。法廷を指揮するポストには、元々、高級役人が就いていたと思われ（もちろん、職業的な裁判官など、存在しません）。後には、民主化が進行して、これは、抽選により、市民の誰でも就任できる、格下のポストと、なりました。なお、裁判の審理は、予審を経て、一日で終了します。そして、これが、最終審です。

「役人」は、期限を辿れば、王政のようなものが打倒された後を受けて、その地位を分け合った高級官吏に行き着くのですが、民主政の進展と共に、そのステイタスは、決定的に下落してしまいます。抽選によって、一年任期で、同僚制のかたちで、選任される数百人が、軍事、行政、司法の各分野の任務を、別々に引き受けるようになったからです。そのような人たちは、国政全般をリードすることができない、ということで、アテーナイ人は、政治的指導者として、「将軍」というポストを案出します。これは、

元々は、一〇ある部族の部隊長として、その選出方法は、挙手による選挙です。そこで、一〇名が、選ばれます（ギリシア人が、神聖な方式である、として愛用した「抽選」の方式が、用いられたのでは、ありません）。重要なのは、重任が、可能なことです。民主政の完成者として歴史に名高いペリクレスは、実に、一四年もの間、その職にあつて、国政を牛耳り続けました。一般に、将軍の行動は、民会によって監視されていましたし、九名の同僚も、ちゃんという訳ですが、有力な将軍は、軍事問題だけでなく、国政全般に対して、大きな、個人的影響力を行使できたことでしょう。その後、軍事問題が最大の政治問題であった時代が終わると、今度は、財政に強い人物が、政治の中心に位置するように、なります。誰でもなれる役人から、プロフェッショナルとして的高级官僚へと変化していく、この過程は、伝統的なアテナイ国制には異質の出来事ですが、これはホンネ（政治的必要性）の流れに属するものと、見てよいかもかもしれません。・

（12） 自然科学

< 1 > 正式の薬—擬薬・・・「擬薬」という専門用語は、面白いことに、< p l a c e b o > [プラケーボー]の訳として、「プラシーボ」というように、英語読みで言われることも、あります。これは、「私(薬)はあなたに気に入られることでしょう。」という意味の、未来形の一人称単数の本動詞です。薬が、擬人化されて、主人公のようになっているのは、愉快ですね。医師から、「これはよく効く薬です。」とか称して、薬効のあまりない（もちろん、厳密には、毒などではない）薬を処方されて、患者に渡されたとき、これは、時と場合によっては、本来処方されるはずの「正規の薬」に負けないくらいの効用がある、とのこと。擬薬は、タ

タテマエ上は（科学的には）、正式の薬とはなっていないのですが、「効けば、それが薬なのである。」という、ホンネ丸出しのものなのです。「病は気から。」と申しますが、患者の心情には、奥深いころがあるのですね。

< 2 > 脳死一心停止・・・筆者の個人的な解釈によれば、脳は、人間をコントロールする、身体の中核部分ですから、これをタテマエと規定することが、できます。これに対して、心臓は、脳から発せられる命令に従って作動する、身体的第一線に位置する器官です。人工心肺装置を装着すれば、脳からの指令がなくても、心臓は一定期間作動してくれますので、これは高級装置の側面も、持っていますね。脳と違いまして、これには、それなりの代替性があるので、これを物的な存在（ホンネ）と見て、ある意味において精神的な存在である脳（タテマエ）と、対比することは、できないでしょうか。従来は、脳死（タテマエ）と心停止（ホンネ）の要件が満たされた時点で、死亡を認定することになっていましたが、しかし、近年になって、通俗的な言い回しを用いますと、「心臓はちゃんと動いているのに、脳が動かなくなって、元へは戻らない状況になっている人」について、脳死の段階で死亡の認定をして、「死者」から、「生きている」他の臓器を摘出して、それを、臓器移植を心待ちにしている患者に素早く移植することが、法制上可能になりました。余談ですが、筆者のような、リアリスト風の「ホンネ型人間」には、「生きている（!）」死体から、正に生きている（正確には、「生かされている」）臓器を、他の人が生きていくのに助けとなるように、摘出する、という「現代の臓器移植」の「影」の部分に眼が行って、しかたがありません。筆者の頭の中では、「死者が新しい生を得た」ことは、タテマエ（理屈）として、よく理解されているのですが。

< 3 > バーチャル（仮想的な）ーリアル（現実の）・・・・バーチャル（ヴァーチャル）は、コンピューター用語ですが、今ではよく使われる日常語にまで、昇格を果たしています。コンピューター上では、バーチャルな世界で人が死んでも、ボタンを押すだけで、ちゃんと生まれ変わる装置が用意されていますので、この世界というのは、気軽で、心や気持ちに負担の掛からない、便利なところなのです。タテマエ（空想・想像）だけで成り立っているこの世界に、どっぷりと浸かっている現代の若者たちは、リアルな現実世界と、このコンピューター上の仮想世界とを、時には、混同してしまうのではないのでしょうか。その世界では、現状を元に戻すなど、至って簡単なことなのですが、それに慣れてしまますと、現実世界でも、物事に取り汲む姿勢が、ルースな流れになりがち傾向が、見られるのではないのでしょうか。

< 4 > 地動説ー天動説・・・・地動説は、科学的根拠に基づく、宇宙構造の捉え方です。科学的真理は、堂々たるタテマエとしての資格を持っていると思われませんが、その一方で、天動説は、地球、さらにはこの地球上にいる自身を中心に置いて、宇宙を構想する発想でして、私たち人間は、視覚的に（ホンネ的に）、天というものが、頭上で、一定の周期で回っているのだと、信じてきました。これは、実のところ、とても安心できる感じ方ですね。大地が動く、などというのは、とても気持ちが悪いからです。過去の長い時代には、この地球が回っていることを見抜いた賢者も、きっと存在していたはずですが、しかし、地球を固定した位置に据えておいた方が、何かと、落ち着きがよく、簡明なところもありますので、天動説が、口当たりのよい発想として、世間に受け入れられたところも、あるでしょう。ひょっとすると、この見方が、カトリックの宗教観・世界観にマッチ

していたせいかもしれません。話は飛びますが、「地球が丸い」ということは、海上航海者には、昔から、感覚的に、知られていたことなのですが（遙か彼方の海面より、船が、そのマストから順番に見えてくる現象や、水平線が、丸みを帯びていることなどが、その根拠になっていたと、考えられます）、この知識は、地動説という見方を支えるものと、なっていたかもしれません。因みに、現在では、私たちは、宇宙衛星のカメラを通して、丸い地球の隅々まで観察することができます。

< 5 > 説明合意—納得合意・・・現代では、医師が、患者に対して、手術などを執り行なおうとする際、手術それ自体の、生命への危険性や、予後に生ずる症状や問題に関して、「インフォームド・コンセント（説明合意＝説明を受けた上での合意）」が、求められています。この際、担当医師団が、その「同意」を患者側から得る、といった情景が、極く普通に見られます（ここに到るまでには、治療全般に関連する「セカンド・オピニオン」を別の医師に求める手続が、ちゃんと踏まれているケースも、あることでしょう）。従来は、医師団が通り一遍の説明をするだけで、患者側は、ただそれを聞くしかなかったのですが、時には、「そのような手術がなされることには、同意していない。」などといったクレームが患者側から提起されて、法的トラブルにまで到る事態が、よく発生していましたので、現在の医療現場では、時間を争う、厳しい医療の現場でも、「合意の成立」を互いに確認する手順が、制度化されるようになりました。それは、確かに、一つ進歩なのですが、医師側から、「これでよろしいのですね。」と、「上から目線」で、念を押されますと、患者側は、その流れで、「ちゃんと同意した。」ことになってしまっているのでは、ないでしょうか。筆者は、タテマエ倒れにもなりかねない、通り一遍の「説明合意」か

ら、一歩先へ進んで、「患者側に十分に納得がいった上での、真の合意（ホンネ）＝納得づくの合意＝納得合意」が成り立つようにして貰いたい、と考えています。これは、自身の患者体験に基づいて得られた考え方です。

（13） 論理的な言い回し

<1> 原則－例外・・・「原則」は、よく考え抜かれた、しっかりとした、中軸の形（タテマエ）すが、「例外」は、様々な形を取ったホンネとして、原則の周辺に、したたかに、立ち現われてくるものです。時に、「原則は破られるためにある。」とかいった、鋭い指摘もなされます。人は、例外を「マイナス性」を帯びたもの（引き算型のもの）ではなく、「プラス方向」のもの（足し算型のもの）と受けとることも、あったのでしょう。ところで、例外は、肥大化しますと、「本家」の原則の位置に入ってくるのが、あります。タテマエとホンネの関係は、ここでは、相対的なのですね。これに対して、「正統」と「異端」の関係は、簡単には、引っくり返りません。異端は、どこまで行っても、異端のままであるという、硬い意識が、確かに存在します。正統性というのは、硬い構造物なのですね。

<2> 抽象・抽象的－具象・具体的・・・「抽象」は、純化されて、一般性を帯びた、鋭く、明晰なもので、タテマエです。これに対して、「具象」は、生のままの、混然とした、個性的なもので、ホンネです。

<3> 整合性を重視する立場－整合性を無視して、その場限りの、具体的に妥当な結果を重視する立場・・・何らかの事柄の処理に臨む際に、形や物事の整合性やバランスを見極め、安定性を確保していく立場が、タテマエです。これに対して、物事の妥当性や適切性をとにかく現場で確保

していきながら、一点集中的に、処理を試みるやり方は、ホンネです。これは、物事の安定性を乱す、というデメリットがありますが、全般的に見れば、事態を変革するエネルギーを秘めています。

< 4 > 合理性—非合理性・・・「合理性」は、理屈・理論によって支えられた性質でして、その性質上、形が整えられていて、明快なたたずまいを、誇っています。これは、タテマエということに、なるでしょう。それに反して、「非合理性」は、「合理性」によって取り込めなかったものや、雑然としたものなどが、示している性質です。そこには、人のホンネが、いくつも盛り込まれていることでしょう。しかし、「非合理性」は、個性的な、各種の要素も多く抱えていますので、時には、ここには、未来志向型の動きの先駆けとなるものも、含まれているかもしれません。この世には、「合理的な美」の他に、「非合理的な美」も、あるようですから、「合理性」をプラスと、「非合理性」をマイナス、というように単純化してしまうことには、問題もありますね。

< 5 > 絶対的—相対的・・・タテマエは、その本性に従って、絶対的で、強硬な力を持って迫ってきますが、しかし、ホンネは、相対的であり、軟らかいかたちで、浮上してきます。

< 6 > 面—点・・・面は、広がりを実質としていますので、全方位的（タテマエ的）です。一方、点は、一点集中的（ホンネ的）で、突出する性質を持っています。なお、「線」と「点」の間にも、タテマエとホンネの関係が、成り立つかもしれません。線は、連続的であるのに対して、点は、孤立的であるからです。もっとも、「線は点の集合体に過ぎない。」といった見解も、あることでしょう。

< 7 > 原—派生・・・根源に位置するものは、タテマエで、そこか

ら様々な方向へと派生していくものは、ホンネです。派生物は、格下のものとも言えますが、そこには、便利なものも、多く含まれています。派生物が元物を圧倒する現象など、どこにでも、見られますね。因みに、あのノーベル賞の受賞者については、原理を新たに解明することに成功した人物と、それを製品化・商品化するのに成功した人物が、一つのグループとして受賞するケースが、時には見られます。ここにも、タテマエとホンネの関係が、成り立ちますね。

< 8 > 本一末・・・「本末転倒」という四字熟語で、これらの言葉はよく知られていますが、先の「原対派生」の関係の場合と、平行なものが、ここに認められるように、思います。「本」はタテマエで、「末」はホンネです。

< 9 > 字面（じづら）一行間・・・文章の字面は、表に現われてきている形（タテマエ）ですから、比較的明快に、その内容を指し示してくれているものですが、しかし、時には、文章の各行の間の空白部分に、表には出ないようにして、そっと埋め込まれているものから、読み手は、書き手の本心（ホンネ）を、感じ取っていかねばなりません。文学者や作家を始めとする、いわゆる「大家」の筆使いには、そういったところが、あるのです。ここで、正直に告白させて頂きますと、筆者は、本来なら行間に埋め込まれるべきニュアンスを、字面にあからさまに見せてしまう、ホンネ型の単純人間です。

< 10 > 公式—非公式・・・公式なものは、タテマエ性を持ち、非公式なものは、ホンネ性を持つことが、しばしばです。例の「オフレコ発言」というのは、非公式なものの、最たるスタイルですね。

< 11 > 他人事（ひとごと）—自身のこと・・・人は、多くの場合、

他人に対しては、物事の道理（タテマエ）を援用して、論陣を張りますが、しかし、自身のこととなりますと、とたんに、他を省みない、実利的な態度（ホンネ）に走る人が、少なくありません。

< 1 2 > 他律—自律・・・他者からの、社会的な束縛（タテマエ）に服しながら、行動するかたちが、他律で、自身の理性・意思（ホンネ）に忠実に従って、行動するるかたちが、自律です。

< 1 3 > 間接—直接・・・ある事柄に到達しようとする場合に、人が各種の手続を経由しなければならないときは、彼は、各種のタテマエ（所定の形＝手順）を、踏まなければなりません。これが、間接的なスタイルです。これに対して、ストレートに物事にアプローチしても構わないときには、彼は、その場限りの、一発勝負に出ることも、できます。後者では、ホンネ性が表に現われますが、前者では、ホンネ性は、タテマエに埋没させられた動きに、なってくるでしょう。

< 1 4 > 平面的—立体的・・・二次元の世界として構築されている平面を、タテマエと見るとすれば、三次元の世界として生み出されてくる立体は、ホンネに当たることに、なるのではないのでしょうか。人間は三次元の世界に住んでいますので、ここでは、ホンネに馴染みやすい環境が、成り立つのです。比喩的に申しますと、紙の上に書かれた四角形が作り出している世界は、限定的で、底が浅く、冷たいものですが、しかし、その四角形の上に築かれる立方体の容量は、自由に増やすことが可能なので、その世界には柔軟性があり、しかも、それはホットで、奥が深いところも、持っているのです。

< 1 5 > 均一化—個別化・・・「均一な」状態は、個性を奪われたかたちですから、これを目指す「均一化」の動きには、タテマエ性が、あ

ります。しかし、「個性的な状態」は、各種の個性を示すものですから、「個別化」の動きには、ホンネ性が、あります。

< 1 6 > 多数者をターゲットとする、全方位的システム—少数者に目配り・気配りをする、一点集中的システム・・・人は、本性上、すべて、個性的な存在ですが、これを「多数」という視点で括りますと、どうしても、没個性的な集団となります。これを、タテマエとしましょう。その「多数」から弾き出されている「少数」を受け止めるためには、各種のホンネを、こちんと評価していかなければなりません。

< 1 7 > 社会—個人・・・「社会」は「個人」によって構成されていますが、個人は個性によって様々に彩られていますので、個人の持つホンネを昇華したかたちで、社会というタテマエを、構築していかなければなりません。各社会は、それぞれに個性的ですが、個別的な社会には、それぞれのタテマエとホンネが、並存しています。そこでは、当然のことながら、緊張関係が発生してきます。社会（端的には、社会を操る体制側）が、ホンネのほとぼしりを押し込め、制圧するのですが、時には、個人のホンネが、社会のタテマエを圧倒することも、あります。これは、タテマエとしての「法」に対して、ホンネと位置付けられる、「政治」の力が、顕在化した「革命」なのです。

< 1 8 > 正しさ—有用さ・・・正しさは、理論的な精査を慎重にやっていたら、比較的中正なかたちで、掴み取ることが出来ます。これをタテマエとしましょう。しかし、有用性ということになりますと、人様々で、主観性を免れることはできず、一般化には馴染まないところもあるので、これをホンネとしておきましょう。それでも、「有用なもの・役立つものこそが、正しいものである。」という、ホンネ優位の、理解しやすい

発想も、陰では、有力ですね。余談になりますが、聞くところによりますと、アメリカ人の許では、「裁判で勝利を得た側が、正義を体現していることになるのだ。」とか、「力こそ、正義である。」とかいった、シンプルで、ストレートなスローガンが、力を持っています。こういうのは、奥床しい日本人には、とても受け入れられない境地ですね。

< 19 > 長期的—短期的・・・時間の幅を持って一つまり長期的に一物事を設定しようとするすると、その枠組みを抽象的・一般的・合理的なものに仕立て上げておかなければなりません。将来、何が起こるかが判らないところも、あるからです。ここには、タテマエ性が、濃厚です。これに反して、その時々が必要に対応しながら、目の前の事案や比較的近い時期の問題を想定して、制度などを編み上げるようなときには、短期的な発想で、比較的ルースに、具体的な事案にマッチするような対応を行なうようにすることが、可能です。ここは、ホンネが展開する世界です。

< 20 > 縁—契約・・・縁（えにし）は、大抵は自然に出来上がっている、人と人の絆です。これは、固定的で、安定的ですから、タテマエ的な装いを持っています。他方で、契約は、必要に応じて、人が人と繋がり合う、人工的な拘束関係ですから、そこには、ホンネがを幅を利かす余地が、あります。

< 21 > ウソ—マコト・・・人は、対内的には（ウチでは）、あまりウソを付かないものですが、対外的には（ソト向けには）、自身の身を守るために、様々なタイプ・レベルのウソを、発言の中に埋め込むことが、あります。この時、ウソはタテマエに相当し、マコトはホンネに相当します。

< 22 > 言—動・・・「言動」という表現から、「まず言うこと」

がタテマエとして立ち、それに、「行動」がホンネとして寄り添うという、時の流れを組み込んだ意味を読み取ることも、できます。そう読めば、ここには、「主と従」の関係が成り立ちますね。「言行一致」や「有言実行」という成り行きになれば、タテマエ（言葉）とホンネ（行動）がマッチした完璧な形が、生み出されます。

< 2 3 > 筋（スジ）を通した生き方—現実に流される生きかた……物事を筋立てて考え、それに忠実に従って生きる、などというのは、現代にあっては、とても困難になっています。筋は、タテマエそのものです。後者は、ホンネ流の処世術です、

< 2 4 > 洋—和……近代日本に関する限り、結論的には、「洋」がタテマエで、日本古来の伝統によって支えられた「和」がホンネ、という位置関係になりますが、これは、欧米の文化が先進的で、日本の文化が後進的である、という事情が、背景になっています。明治時代に、日本は、ヨーロッパの先進的な文物を、お手本（タテマエ）として、全面的に受け入れ、日本固有の文物（文化・文明）を押し潰す政策を採っていきました。第二次世界大戦における敗戦の後には、アメリカの文物が、明治時代の場合よりも強い圧力を持って、押し被さってきましたが、それでも、筆者の見るところでは、諸々のホンネによって彩られてきた、純日本風の、古来の文物（タテマエ）は、したたかに、生き延びてきています。それどころか、現代では、「日本的なもの」が、次第に復権しつつあるのではないのでしょうか。色々な領域で、「和の発見・再評価」の動きが、これからも加速することになるでしょう。なお、この「洋和」の絡み合いといくらかパラレルな動きは、「漢和」の絡み合いの場面にも、認められます。ここでは、「漢（中国的なもの）」が、「洋」の位置に入ってきます。

< 25 > 保一革・・・「保守」は、その本性上、タテマエの堅塁です。これに対して「革新」は、各種のホンネから、成り立っています。

< 26 > 閉一開・・・タテマエというものは、本質的に「閉じた」状態にあります。これに対して、ホンネは、これを「こじ開ける」かたちの動きをします。

< 27 > 守一攻・・・タテマエは、大抵は、「守りの姿勢」にあります。これに対して、ホンネは、多くの場合、「攻める姿勢」にあります。

< 28 > なすべきである・なす義務がある—したい・・・例えば、ドイツ語では、< s o l l e n >が、前者の意味に相当し、そして、< w o l l e n >が、後者に意味に相当します。私見によれば、前者がタテマエで、後者がホンネです。

< 29 > 杓子定規な取扱い—融通を利かせた取扱い・・・正規の取扱い（タテマエ）には、その性質上、杓子定規な取扱いに流れることが普通に見られるのですが、しかし、現場の実情に合わせて（とりわけ、関係者の要望を汲んで）、融通を利かせるのは、ホンネ的な取扱いです。「融通を利かせる」と言うと、一見、合理的な処理の感じが確かにしますが、しかし、取扱いのルールがルースになることを意味してしまして、安定性が欠け、不公平感を生み出すことが、あります。総合的に見れば、前者のスタイルを遵守していく方に、メリットが多くあることでしょう。

< 30 > 正統性—正当性・・・「正統性を備えている法」は、多くの場合、「正当性を備えた法」であるでしょう。しかし、近代以降の歴史の中で突出した存在の一つであった、あの「ナチス」が、正式の立法機関を通して（もっとも、その裏では、汚い手を使ったことが、知られていますが）、人道に反するような（つまり、正当ではない）法律を生み出して、

合法的に、ユダヤ人を抹殺したことから推察されるように、両者の関係には、ズレや歪みが生じてくることも、あります。この辺りの両者の関係を、筆者なりに整理してみますと、正統性は、手続上の合法性をベースにして成り立つことが多いので（「血統」面での正統性重視の場合は、その重要な例外です）、タテマエ（形式的存在）となり、一方で、正当性は、物事の中身・中味を、具体的・個別的に精査した上で、判定されますので、ホンネ（実質的存在）となります。前者には、絶対的な色合いがあり、後者には、相対的な色合いが、ありますね。

< 3 1 > 集団主義—個人主義・・・集団を取り仕切る論理には、個人を抽象化することによって得られるところが、ありますので、「集団主義」は、タテマエによって動くのが、普通です。一方、個人は、それぞれのホンネによって生きていますので、「個人主義」は、ホンネが前面に出てくる行動スタイルです。

< 3 2 > 富者・強者の拠りどころ—貧者・弱者の支え・頼り・・・タテマエを援用して行動できるのは、極論すれば、色々な意味において「ゆとり」のある人だけです。彼ら、富者や強者は、タテマエのメリットを享受することが、できるのです。しかし、貧者・弱者は、タテマエの取り仕切る世界にまで、辿り着けないことも多くて、ホンネを外に向かって訴え続けるしか、手立てがないことも、あります。本来の仕組みからすれば、タテマエは、富者や強者を抑え、貧者・弱者を支援するものでなければならぬように思われるのですが、現実には、それほど甘くないようですね。

< 3 3 > 狭い—広い・・・タテマエは、適用対象を、できる限り絞り込もうとする習性を、持っています。その方が、効率がいいからでしょう。しかし、ホンネは、対象が無限定になりがちなので、本性的に、外へ

外へと広がる傾向を、示します。

< 3 4 > 客観的・客観性—主観的・主観性・・・タテマエは、諸々の主観を束ねる形で生み出された、客観的な産物です。そのために、中正な趣が、具わっています。これに対して、ホンネは、いわば「生の」、主観からなる存在です。私たちの世界は、「主観的なもの」と「客観的なもの」とが、程よく入り混じったかたちで、動いているのではないのでしょうか。それら二つのものの中には、相互浸透的な関係が、成り立っています。

< 3 5 > 理論・法理—感情・感性・・・人は、タテマエとしての理論＝論理を意識しながら、同時に、ホンネとしての感情・心情を大切にしながら、生きています。両者のバランスを巧く取れば、そつのない生き方が、できることでしょう。

< 3 6 > 理論・原理—実践・実用化・・・よく考えてみれば、理論と実践の間には、相互浸透的な要素があって、「頭で考えて、手を動かす。」といった「一方通行モデル」だけでは説明できないところも、確かにあるのですが、一応のところ、「理論」をタテマエと、「実践」をホンネという位置関係に置くことにします。ところで、旧来の大学の学部編成方式では、理学部（タテマエ＝理論・原理追求型の学部）と工学部（ホンネ＝実用性・技術追求型の学部）は、別物でしたが、実際のところ、学問内容の点では、両者間の壁は、今や、それほど高いものではありません。

（ 1 4 ） 通俗的な言い回し

< 1 > 適正手続重視—「結果オーライ」・・・ある行為が適正な手続（デュー・プロセス）を踏んでなされていない限り、その行為の効果を発生させないようにするやりかたは、正規の扱い（タテマエ）でして、こ

こには、「手続こそ命。」という発想があります。その一方で、結果さえよければ、手続の瑕疵＝傷など、それほど考慮しなくても構わない、という「結果オーライ」という発想が、この日本には、今でも、根強いように思われます。これは、ホンネに相当するでしょう。

< 2 > 花一団子・・・「花より団子」ということわざが、あります。「花」は、ただ見るだけの上品な対象ですから、タテマエに相当するものと、しましょう。これに対して、「団子」は、手に取って賞味するものですから、ホンネに相当するものと、しましょう。人の五感にとって心地よい気持ちには、色々なパターンがあるでしょうが、私見によれば、「食べる」というのは、恐らく、最高位に位する、ホンネの営みですね。そのような理屈からしますと、「きれい」と「おいしい」の両要素をクリアした、日本の「懐石料理」は、タテマエとホンネの合体した、最高の作品、ということになってくるでしょう。

< 3 > 化粧—すっぴん・・・男の筆者は、テレビで、世の女性が顔のお手入れによって見事に変身するある様子を、驚嘆の眼で、いつも眺めています。が、「化粧顔」は、本当に素晴らしいタテマエ（表）ですね。これとの関係で、「すっぴん」（裏）は、正しくホンネに相当します。因みに、「美容整形」というのは、「ホンネのタテマエ化」を生み出す方法、ということに、なってくるでしょう。

< 4 > マチの論理—イナカの理屈・・・マチは、よそ行きの、各種のタテマエによって動いているところですが、イナカは、人が、自然のままに（古めかしい言い回しを使わせて貰いますと、牧歌的に）生活を営むことができる場所です。マチでは、田舎風の、主観性の強い、泥臭い理屈（ホンネ）に頼るだけでは、世間の納得も好感も得ることは難しく、

客観性を帯びた、それなりに立派な、見栄えのよい論理（タテマエ）を押し立てていくことが、どうしても、必要になります。なお、この系列に属すると思われる二項対比の例として、「中央の論理」に対するものとしての、「地方の論理」が、あります。同じ「論理」でも、タテマエ一点張りの論理（前者の場合）と、ホンネ色の強い論理（後者の場合）とが、あるからです。「中央集権」の発想と「地方分権」の発想との綱引きは、これから、一層、シヴィアになっていくでしょう。筆者としては、「地方の時代」が到来することを、強く望みます。各地方の、それぞれのホンネにマッチした政治・行政にも、それなりのポジションが与えられれば、地方の活性化が、推進されるはずです。

< 5 > 会議の論理—宴席の論理・・・表舞台の、正式の会議では、メンバーは、タテマエ色の濃い論理を振りかざしますが、しかし、裏舞台の宴席では、アルコールのせいにして、ホンネ（本心）をぶちまけるチャンスが、あります。そこで発せられた言葉は、聞き流して貰えるかもしれません。もっとも、今時の宴席では、何を言っても咎められない「無礼講」などといった極端な流れには、なつてこないと思いますが。余談ですが、筆者は、アルコールを嗜みませんので、宴席では、場違いなところにいるような気がして、気まずい思いをすることが、あります。しらふの人間は、アルコールが入って、言いたい放題になっている人とは、同じ「土俵」にいることなど、できないからです。

< 6 > 大人の発想・論理・行動—子供の発想・論理・行動・・・大人は、大抵は、「社会人」ですから、言ってみれば、自身のホンネをオブラートに包みながら、タテマエの世界を泳いでいる人物であり、同時に、「家庭人」として、家内では、それなりの「理想論」めいた発言をしてい

かなければならないのです。人は、殆んどの場合、その成長過程で、「ホンネから発して、タテマエに到る。」のではないのでしょうか。

< 7 > 父一母・・・昔ほどではありませんが、現代でも、男性というのは、「タテマエの人」であり、女性というのは「ホンネの人」である、という図式が成り立つように、思えます。これは、父がタテマエの世界である「外」で働き、母がホンネの牙城とも言える「内（家庭）」で、父を支える、という古来の伝統を反映しているものです。同じようなことは、「男」と「女」の間にも、いくらか、当てはまりますね。しかし、このような分析は、現代では、あまり適切なものとは、言えません。父と母、また、男と女の間での役割分担の姿が、自在に変わるとともに、それぞれの経済力が接近してきたからです。

< 8 > 聖一俗・・・「聖なるもの」の中核に宗教がありますが、これは、この世の諸々のタテマエの中でも、トップ・クラスのものでしょう。一方、「俗なるもの」は、言ってみれば、ホンネの集合体です。現代世界には、「聖なるもの」が人の生活を強く規制していて、広い意味での「宗教生活」が日常化している国も、多くありますが、平均的日本人は、「俗生活」の合間に、「宗教生活」が少し顔を出すような生き方をしている、と言えるのではないのでしょうか。

< 9 > ハレーケ・・・「ハレ（晴れ）」と「ケ」の対比関係は、どの社会でも見られるものですが、わが京都では、この区別が、かなり明瞭に付けられています。晴れがましい「ハレ」は、表向きの、いわば「公式行為」（タテマエ）が取り行なわれる場ですが、「ケ」は、つつましい日常で、ホンネの世界です。実のところ、京都は、あまり豊かな町ではありませんので、普段は「始末」して生活し、いざ何かの行事があるときには、

盛大に催しに取り組むといった、メリハリの利いた生き方が、どこでも見られます。

< 1 0 > たかが映画—されど映画・・・「映画」を鑑賞することは、一般人の楽しみ全般（タテマエ）の中では、それほど高位置にランクされることは、ありません。「映画ファン」は、「音楽好き」に比べると、何やら、格が落ちますね。私事ですが、「たかが映画だ、と言って、人から軽く見られても、やっぱり映画だ！」という気持ち（ホンネ）は、映画好きの筆者には、よく判ります。ついでに言えば、「たかが野球、されど野球」という表現も、あります。私見では、こちらの方には、映画の場合とは比較にならないほど、人の人生と深く関わるものが、色々と埋め込まれていますね。「たかが」はタテマエ的表現で、「されど」ホンネ的表現、と言うようにさせていただきます。

< 1 1 > 敬遠の四球—本来のフォアボール・・・本来のフォアボールは、ピッチャーが、やむを得ず、四つのボール球を投げてしまったときの「罰」です。しかし、「敬遠の四球」は、強打者を打席に迎えたときとか、たまたま一塁などが空いているときとかに、点を与えないようにするために、ピッチャーの採る「策」です。敬遠するのなら、別に四つも球を投げさせる必要もないのですが、適当な間を取る意味で、このようになっているのでしょう。ピッチャーが、四つの球を順次投げているつもりなのに、たまたま、投げ損ないの、打ちやすいボール球を投げてしまったとき、それを引っぱたいてホームランを打つ人も、過去にいました。巨人の長島選手です。他の人なら、監督にお灸を据えられたでしょうが、「花のある」彼なら、それもちゃんと絵になったのですね。そのような訳で、意図的にフォアボールの「制度」を活用する前者のスタイルが、「タテマエ」風の

ものであるのに対して、泣く泣くフォアボールを出す成り行きが、正しく「ホンネ」、ということに、なります。もっとも、ストライク・ゾーンを意識的に少し外した、「くさい」ボールばかり投げ、誘って、ボール球を打たせて、バッターを料理する高級技術も、あります。これは、敬遠のフォアボールになることを読み込んで使う技ですから、「タテマエ・ホンネ混合型」ということに、なってくるでしょう。

< 1 2 > 忠一考・・・「忠義」というのは、一見しますと、固定的な社会関係のように映るかもしれませんが、実は、そうでもないのです。極論すれば、忠義は、ボスと子分の間で、緩やかな意味における「契約関係」の類のものとして、成り立っているものです。ですから、これは単なるタテマエに過ぎません。タテマエですから、これを解消してしまうことも、別に、不可能なことでは、ないのです。しかし、「親孝行」という表現に見える「考」は、人にはどうしようもない人間関係から導き出されるもので、ホンネ（実体）そのものです。

< 1 3 > 名一実・・・「名」と「実」は、「名実共に」という成句で、世によく知られている言葉の、二つの部分です。「名」は、外向きのタテマエに相当し、「実」は、内向きのホンネに相当します。ところで、古い時代の格言に、「命惜しむな、名を惜しめ。」というものが、あります。ここには、「名」はタテマエで、「命」はホンネ、という位置関係が、成り立つでしょう。昔の日本人には、このように、タテマエに殉ずることを自身の使命と受け止めるところが、あるのですね。

< 1 4 > 入れ物—中身・・・懐石料理で出される、高級な「幕の内弁当」の箱は、世のお弁当の中で、最高度のタテマエ性を誇っているものでしょう。美的なだけでなく、適度の大きさもあって、使い勝手も、よ

いのです。一般に、タテマエには、見たところ、単純・簡明な美があるものですね。それに対する「中身」には、季節に応じて、また、用途に対応して、それに、制限金額の範囲内で、しかるべきものを、自在に盛り込むことができます。このホンネの部分こそは、料理人の腕の見せ所なのです。

< 1 5 > 鬼手一仏心・・・医師が難しい手術をするとき、その彼がいかにむごい姿に見えることは、しばしば生じるのですが、しかし、その彼の心は、「仏」の心のようなものである、というニュアンスの、古めかしい言い回しが、これです。見かけ(タテマエ)と本質(ホンネ)のコントラストが、見事に発揮されているので、このような表現が、人々に好まれたのでしょう。もっとも、今では、この奥深い言い回しは、殆んど「死語」となっているように、思えますが。

< 1 6 > 骨一肉・・・「骨肉の争い」という言い方は、諸々の争いの中で、最悪のパターンを示すものとされているようですが、筆者の個人的な受け取り方によりますと、これは、「互いに親しい関係に立つ、タテマエとホンネが、合い争う、不幸なかたち」ですね。つまり、「骨」は「骨格」で、人体の中核ですから、家の柱のようなタテマエでして、「肉」は「身体の中身」ですから、ホンネなのです。また、「肉を斬らせて、骨を斬る。」という凄いバトルも、ありますね。骨を斬るには、肉も斬っている訳ですから、これは「骨肉」を奪うといった、「タテマエとホンネ」合体型の、完璧な行為です。余談ですが、「勝負に勝って、試合に負ける。」という、微妙な決着の付けかたも、生じてきます。前者が、ホンネで、後者が、タテマエですね。私事ですが、筆者は、テニスの大きな大会で、「勝負に負けて、決勝の試合に勝った」貴重な経験を、いくつか、持っている人間です。「肉」はずたずたに切り裂かれましたが、肝心の「骨」を打ち

砕くことには、成功した、という言い方になりますか。

< 1 7 > 標準語—方言・・・世界的規模で見た場合、日本の「標準語」は、素晴らしいものです。言葉そのものの美しさという点では、恐らくフランス語が、世界ナンバー・ワンでしょうが（余計なことですが、この点で、英語のランクは、ずっと下にあるでしょう）、日本語も、なかなかのものですね。そのことにプラスして申しますと、日本語が、この広い日本の国の隅々にまで、行き渡っていることも、長所と言わなければなりません。大阪人は、東京へ行っても、大阪弁を守り続けているように、筆者個人には見えますが、これは、おそらく、大例外でして、「郷に入れば、郷に従え。」ということで、人は、大抵、どこへ行っても、学校教育やテレビ番組の場などで、十分にマスターしている標準語を、それなりに駆使することができ、また、駆使しているのです。このようにして、日本の標準語は、「共通語」としてのメリットを、最大限に磨いてきました。そのような訳で、標準語は「タテマエ語」で、方言は「ホンネ語」、ということになりますね。

< 1 8 > 戦争—テロ・・・厳密な意味における「戦争」は、タテマエとしての国際法に則って、実行されますので、どれほど凄惨なものであっても、堂々たるタテマエです。一方、テロ（テロリズム）は、どのような意味においても（つまり、たとえ「聖戦」であっても）、ホンネの発露でしか、ありません。ところで、テロと同類のものとして、レジスタンスがありますが、こちらの方は、どちらかと言うと、過去の存在でしょう（古い映画では、レジスタンスの闘士の活躍するシーンが、よく見られたものですが）。それから、戦争に関して言えば、「戦争」はタテマエで、「戦闘」はホンネ、という二項対比も、可能なのではないのでしょうか。その昔、

あのアレクサンダー大帝の再来と言われる武将として、共和政下のローマを相手に、対岸のギリシアから、大軍を率いて、イタリア半島南部に攻め込んできた「エピルス王・ピュッロス」は、ローマとの大会戦（戦闘）に見事に勝利を収めました。が、長期的にはローマに勝てないことを覚悟して、結局、軍を引き、戦争に敗れた格好に、なりました。ホンネ（戦闘）は、タテマエ（戦争）の堅塁を突き崩すことは、できなかったのです。

< 19 > 勝てば官軍・・・「賊軍」でも、その時々「正規軍」を相手にして、戦闘で勝利を収めれば、「官軍（お上の軍隊）」に突然に変身することが、可能なのです。これは、明治維新前夜の、特別の出来事です。筆者の命名によれば、官軍は「タテマエ軍」で、賊軍は「ホンネ軍」です。独特の面白さは、「タテマエとホンネの、一瞬の大逆転」ということにあります。

< 20 > 木を見て、森を見ず・・・一本の「木・樹」は、個別的な存在（ホンネ）で、「森」は、集合的な存在（タテマエ）です。物事の本質を把握するためには、できれば、高いところから、あるいは、それができなくても、離れたところから、それを遠望することによって、その全体像を捉えることが、必要です。もちろん、個々のものにも、全体の一部が組み込まれていますが、全体の中で、その個が、どのような位置を占めているかを知っておくために、「木を見て、森を見る。」とか、「森を見て、木を見る。」とかの、フィードバックのような作業を、やってみることも、時には、必要なのでは、ないでしょうか。

< 21 > ミッション・ドライブ方式—AT方式・・・その昔、車を転がす際、一速（一段）から三速（三段）くらいまでの切り替えを、ドライバーが、順次、小まめにやるのが、当り前の操作でしたが、しかし、

昨今では、オートマチックにギア・シフトが変わってくれるように、なりました。前者の方式では、ドライバーが、細かいクラッチ操作をきちんとやって、その都度、命令を下していかなければ、車はスムーズな動きを、してくれません。その反面、ドライバーのホンネ（気分）によって、多少とも不規則な動きをやって、一向に構わないのです（実際、筆者は、その昔、一速から三速へとか、二速発進とかの、クラッチに負担の掛かる走りをやるのが、趣味でした）。これに対して、後者の方式では、機械任せの「タテマエ方式」のようなものに、なっています。この方が、燃費が少なくてすみ、乗り心地もよいのですが、クラッチ操作で走りにメリハリを付けるのが好きな人には、不満が残るのではないのでしょうか。因みに、走りのテクニックを競う、レース用のスポーツカーには、オートマチック方式は、採用されていないはずです。

< 2 2 > 巨人一阪神・・・プロ野球の試合で勝利を手に入れることは、至って当然の目標（タテマエ）です。勝つために、試合をしているのですから。タテマエの都市である東京に本拠を持つ「巨人（軍）」は、「常勝軍団」とか称して、「勝って当たり前。負けたら恥。」に近いような感覚で、チームを運営しているようです。これに対して、「阪神」を筆頭とする他の球団は、ホンネを直視して、「勝負には、勝ちも負けもある。」と、達観していますね。筆者は、阪神ファンなので、主観的な受け止め方をお許し頂きたいのですが、「巨人にだけは勝つ。」とかいった、屈折した（？）「勝の美学」に共感を覚えています。また、「ペナントレースで負ける結果になっても、そこに到るまでのプロセスこそが、大切なのだ。」という「負の美学（？）」にも、心から敬意を表したいと、常々、思っています。「関が原」の合戦以来、「西」方は、「東」方に、ずっと後れを

取っているのですが、阪神フアンの心根は、広い意味における「関西コンプレックス」の現われとも、受け取れますね。

< 2 3 > 光一影・・・「光」というのは、五感でしっかりと受け止められるものであり、この宇宙の論理の表われでもありますから、揺るぎない、堂々たる「タテマエ」とも、言えるのではないのでしょうか。この光が生み出す「影・陰」は、いわば「抽象的な」光と引き比べれば、「具体的な」存在に相当するでしょう。ここに、陰のホンネ性が、あります。「陽と陰」や「プラスとマイナス」と同じように「光と影」は、人一般が好む二元的世界観の母胎となっているように、感じられます。余談ですが、日本の戦国時代には、「影武者」が、政治の世界で重要な役割を果たしていました。その人物〈必ずしも一人ではなかったようです〉は、「タテマエだけの本人」という位置付けに、なってきますね。

(1 5) 外来語系の対比例

< 1 > ポッシブル・プロバブル・・・前者は、簡単に言えば、「やろうと思えば、やれる」・「実行可能な」ということを意味する、観念的な言葉でして、「可能性」を指しますが、これは、私見によれば、タテマエに相当します。一方、後者は、「現実の問題として、やることありえる」・「やれるから、やるかもしれないし、また、やれるけれども、やらないかもしれない」ということを意味する、具体的・現実的な言葉でして、「蓋然性」を意味します。これは、私見によれば、ホンネに相当します。あるいは、このような読み込みは、間違っているかもしれません。因みに、英語には、< I t i s p o s s i b l e , i f n o t p r o b a b l e . > (実際にはそうならないかもしれないが、可能性としては

あり得る。) という、気の利いた言い回しも、ありますが、筆者は、この場合のニュアンスとは違ったかたちで、上記のような理論構成をしています。

< 2 > トータル—アド・ホック・・・後者は、殆んど日本語化している、身近な表現でして、「このことに向けた・これ専用の・個別対応型の・対症型の」といった辺りのニュアンスを、指し示しています。これは、「個」に焦点を合わせたホンネですね。これに対して、前者は、「全体に目配り・気配りをしている」ことを示す言葉で、「全体」をターゲットに据えているタテマエです。

< 3 > グローバル—ローカル・・・大きさに言えば、地球全体や、世界全体を視野内に捉えて物事を考えていくスタイルの発想・行動が、これで、タテマエに相当します。一方、ローカルは、特定の地域に特化したスタイルの発想・行動です。ここは、ホンネ大いに幅を利かせるところです。

< 4 > ヴァーチャル（仮想的な）—リアル（現実的な）

< 5 > プロトタイプ（原型）—ヴァリエーション（変型）

< 6 > ヘッド（頭）—ハート（心）

< 7 > アイディアリスト（観念論者・理想主義者）—リアリスト（現実主義者）

< 8 > シヴィリアン（文民・文官）—ミリタリー（武官・軍人）

< 9 > ドライ（乾燥した）—ウェット（湿った）

< 10 > ホット（熱い）—クール（冷たい）

< 11 > ルール（規範）—マナー（作法）

< 12 > スロー（遅い）—スピーディー（速い）

<

< 1 3 > プロセス（手順）ーリザルト（結果）

< 1 4 > ハードウェアーソフトウェア

第四章 「隣人訴訟」を巡る「タテマエ」と「ホンネ」一事例分析

序論

(A) 「隣人訴訟」の概念

(B) 「タテマエ・ホンネ論」の効用

本論 三重県津市における「隣人訴訟」について

(A) はじめに

(B) 判決の分析

(C) 両当事者の主張

(D) 個別テーマを巡る問題点

(E) 「わたしの言い分」

(F) 法と付き合う法

(G) 法の文法

(H) 判決の余波

(I) 注目してほしいポイント

(J) 一つの見方

(K) 総括ー「タテマエ」と「ホンネ」の絡み合い

(L) 未来への指針

あとがき

序論

(A) 「隣人訴訟」の概念

(a) 「隣人」というのは、文字通り、「隣に、ないしは、極く近接し

た場所・環境に、居住している生活人」のことでありますが、こういった典型的な「隣人」の他に、「隣同士で生活している訳ではないが、色々な深い事情から、時々極く近い関係に入ってくる人」も、あります。「隣人訴訟」という訴訟の特質は、親しい人や、良好な人間関係が成り立っている人の間で生じたトラブルが、不幸にも、「訴訟沙汰」にまで発展したところに、あります。従って、「家が隣り合わせである」という物理的契機にこだわる必要は、必ずしもないと思われまますので、本編では、後述の、いわゆる「雇い主子守訴訟」も、射程に入れて、それと、本来の「隣人訴訟」との接点を、後の部分で、探っていくことに致します。

さて、「隣人間の揉め事・トラブル」は、殆んど無数と表現してもよいほど、日常生活の中で発生してきます。例を、いくつか、挙げておきましょう。いずれの場合にも、隣人間の争訟に対しましては、裁判所は、これを、純粹の法律問題というように、素直に受け止めて、通常のやり方で、肅々と、処理してきました。つまり、「隣人訴訟」という、訴訟のジャンルは、特別に構えて取り組むほどのものでも、なかったのです。

ところで、以下の記述に付きましては、小島武司＝C・アティアス＝山口達之「隣人訴訟の研究」（日本評論社）の一六ページ以下の記述を参照しています。「隣人訴訟」を巡る、各界の識者の見解は、無数に存在しますが、この書物は、この事件・事案の全体像を詳細に解き明かす、貴重な作品となっています。本編全体の記述にも、それを参考にして、展開されているところが、多くあります。

① ビジネス用のためでしょうか、多数の洋犬を別宅において飼っている人物が、居ました。その隣家の住人が、その別宅で、昼夜を問わず吠える犬の声に耐えかねて、その人物を相手どって、提訴した事案が、ありま

す。同様のことは、他の地域においても、あったようです。

② ある人の名誉を、近隣に住む主婦三名が、立ち話しや、嫌がらせ電話や、手紙などにより、傷つけた、として、標的になったその人から、名誉毀損の訴えが、提起されました。

③ 隣人として親しく付き合ってきた二軒の家の間で、生じた事案です。ちょっとしたトラブルが発生しました。ある老人が、日頃付き合いのある家に行き、そこで、その家の孫によって蹴られて、傷を負ったことから、事案は、「訴訟沙汰」にまで、行き着きました。その事件の事後処理の過程で、深刻なトラブルが、発生してしまったからです。

以上のような「隣人訴訟」は、「和」を重んずることに気を配っている私たち日本人には、いくらか異例の展開ですが、それでも、今後は、裁判の手段を通じて、キッパリと決着を付けるスタイルの方が、力を得てくるかもしれません。これらのトラブルに付きましては、被害を受けている側の「泣き寝入り」で、うやむやになったり、対立関係を保ったまま、双方が硬化した状態が続いたり（わが京都では、それが世代を超えて引き継がれることもあると、聞いています）、また、被害者が、「トラブル」というほどのものにまで形（タテマエ）を整えることはせずに（あるいは、できずに）、気持の上で（ホンネのレベルで）、一方的に不満を抱き続けることになったり、します。余談ですが、欧米の国々を筆頭として、アジア諸国やその他の地域の国々では、日本型の、このような「ぬるい」対処法は、それほどの勢力を持っていないように、思われますが、いかがでしょう。 「和を尊ぶ・和を大切にする」の美名の下に、ファジーなものや、いかがわしいものや、不合理なものや、不条理なものが、色々と、巧みに、埋め込まれているこの日本の場合とは、違った風景が、これらの国々にあ

るのではと、筆者は推測しているのですが。

(b) 雇い主子守訴訟

① 大阪地裁が一九七五年に判決した事案

(1) ある母親の雇い主、ないしは、そのような地位にある人物が、その母親の子を「預かった」過程で、その子の死亡（水死）事故が発生したことを受けて、その母親から損害賠償訴訟が打たれ、原告が勝訴した、という事例が、二つ、存在します。一般的に言えば、雇い主と、雇われ人の間には、隣人関係など、成り立ちませんが、このケースでは、異例にも、それと似た人間関係が、出来上がっていましたので、この訴訟には、「隣人訴訟」の匂いも、する訳です。

(2) 死亡したのは、一歳そこそこの男の子（A）です。その母・Bは、バーの経営者・Cの許で、勤務していました。Bは、Cの世話で、職場に近いところに住むように、なります。Bは、必要に応じて、その子・Aを、Cの許へ預けたり、親子でその家に遊びに行ったりすることが、ありました。Cは、Aを預かる際に、その自身の子・Dが子守をすることが、ありました。つまり、両家はとても親しい関係にあったのです。

事件は、一九七二年に、起こります。母親・Bは、買い物に行くために、子供・Aを、雇い主・Cの家に預かって貰おうとします。来客と対応をしていたCは、中学生である娘・Dに預かりを頼むよう、Bに告げます。そこで、Bは、Dを呼んで、Aをそこに残して、買い物に出ました。ところが、Aは、CにもDにも気付かれぬままに、戸の開いていた縁側から、庭へ出て、深さ三〇センチもある、小さな池に落ちて、死亡してしまいます。

これを受けて、愛児を失なった母親Bらは、子・Aの逸失利益、子・A

への慰謝料、母親Bらの固有の慰謝料、葬儀費用など、計七一二万九八六八円（被害者の逸失利益・三九七万九八五三円、被害者の慰謝料・一〇〇万円、親の慰謝料・各一〇〇万円、葬儀費用・一五万円）の支払いを求めて、Cを訴えます。判決は、種々の事情を考慮して、計五五二万九六三二円について、原告側の請求を認容しました。そういった、請求金額の大幅な減額の背景には、互いに親しい間柄のある人々の許にある、ルースで、曖昧な「預け・預かり」の際によく見られる事情が、いくつも、見えています。後述の「津・隣人訴訟」を巡る問題の場合と関係するような事情も、いくつか存在するようなので、その辺りについて、少し、見てみましょう。

判決は、雇い主・Cが、母・Bの依頼を受けて、子供・Aを「預かる」ことを認容していること（『従前の経過、事故当日の状況、事故後の供述内容等を総合して判断すると、被告は、原告花子の依頼を受けて一郎を預かることを容認したものと認められるのである。』）、縁側のガラス戸を開けたままにしていたこと、Aの動静については無関心であったこと、Aが一人で庭に下りていったことに気が付かず、池が幼児にとっては危険なままにしておいたこと、などの点を考慮して、Cが、Aを、常に眼の届くところに置いて、監視し、Aが、一人で庭に出て、池に落ち入ることを未然に防止する義務に反したことなどを、認定します。ここには、「不法行為」があったことを、有責判決の前提としています。もっとも、「預け主」の母・Bの側にも、落度があるとして、「過失相殺」の手法を採用して、賠償額の評価の際、原告側の、五割分にもなる過失を、計算に入れます。原告の請求額から、大きく減額されたのは、主として、そのせいです。その「落度（過失）」というのは、① 一歳少々の子供の平素の挙動についてよく知っているはずの母親が、子を一人で遊ばせるのはとても危険であ

ることを知っておかなければならないこと、② Cの家には、子供には危険な池があること、③ 当時、来客と対応しているCに対して、子供から眼を離さないようにしてくれることを求めた訳でもないこと、④ 中学生のDに、傍でAを監視することを、自ら、特に、依頼してはいないこと、⑤ 縁側のガラス戸が開いているかどうか、確認していないこと、⑥ 買い物に行くために、子供を置いていく、といった軽率な行為をしたこと、などです。

② 神戸地裁が一九七六年に判決した事案

(1) Aは、ある人物が経営する喫茶店で、一九七三年三月から、その店員として、働いていました。二歳八月の子供(C)と共に、その喫茶店のママであるBの家(その喫茶店の二階)に同居していたり、互いに世話をし合ったりする人間関係が、彼らの間に成り立っていました。その後、Aは、そのBの家から離れて生活するようになりましたが、事故の前夜、経営者とBが、A自身の家に泊まります。その彼がそこから退出する際、Aは、外へ出掛ける経営者である彼に同行することになりましたが、その当時、自身の子供が風邪を引きかけていたので、その子供をBに預けたまま、外出します。その際、Aは、Bに対して、子供の世話を依頼する気持ちを、言葉には出さなかったのですが、従来からの親密な関係により、Bは、その子供の世話をすることを、了承していました。子供を預かった被告・Bは、Aの子供・Cが粗相をしたために、自宅の浴室の浴槽(そこには、四五センチにもなる深さの水が、張られていました)内にCを立たせたまま、洗ってやっていたのですが、そのとき、居間に寝かせてあった、預かり手・Bの子供(当時、生後二カ月の乳児です)が泣き出したので、Cを浴槽内に放置したまま、乳児にミルクを調合して授乳していましたが、

その間に、Cは、うつぶせ状態で、溺死してしまいます。

本件では、監護委託の有無について争いがあったのですが（被告は、原告が子供を「勝手に置いていった」と、主張しています）、判決は、『被告は原告から、黙示に拓哉（C）の世話を依頼されて、これを引きうけその面倒を見ていたのであるから、原告との間に好意的な協定関係があつたものということができる。』とした後で、『その協定（依頼）の趣旨に添うべき義務、すなわち原告主張の通り、幼児の生命、身体に危険を避けるための注意義務があるものといわねばならない。』、とし、『被告は、これを怠り本件事故を惹起した以上、過失責任（これは、不法行為による責任というように、理論構成されています）は免れない。』として、損害に対して、七八〇万八〇〇〇円（逸失利益・六五〇万八〇〇〇円、慰謝料・一〇〇万円、葬儀費用・三〇万円）の支払いを、命じます。ここでは、先の事案の場合に、五割もの過失相殺が認められたのとは異なって、過失相殺は、行なわれていません。

（c）これら二件の有責判決のベースには、確かに、無償の行為であっても、そこには、特別で、特殊な、人間関係が成り立っていることが、前提となっています。近所の子供がたまたま遊びに来ている、という状況の下で、遊びに来られた側の親たちに、重い注意義務が課せられるのとは、本質的に違う側面が、あるのです。この二件の場合でも、日頃世話になっている人を法廷で糾弾するなどという振舞いには、不協和音も、巷では生まれてきたでしょうが、何と云っても、「家の中で事故が発生してしまった」ということで、やはり、責任のないままで済まされる、という訳にはいかないのではないか、という雰囲気も、きっと、背後にあったことでしょう。

(B) 「タテマエ・ホンネ論」の効用

(1) もし、私たちが、社会体験を積む中で、「タテマエの眼」と「ホンネの眼」を身に具えるようになり、「複眼的な思考」の技術を磨いて、物事に接していけば、その物事の本質や側面がよく見えてきて、その結果、物事への対応がリーズナブルなものになるのではと、筆者個人は、楽観的に、考えています。「今、一体、どこに問題があるのか」、さらに、端的に言えば、「相手方はどの点に、こだわっているのか」、また、「それは表(タテマエ)だけのことか、実は内心=裏(ホンネ)が、別にあるのか」、そして、「後になって、どのような事態が生じてくるのか」などのような、難しい人間関係の現場で生起してくる問題に対して、賢く、有利に振舞うことが、可能になってくるからです。外国では、隣人関係が悪化したりしますと、人がさっさと引っ越してしまうとも、伝えられています。日本では、住み慣れた土地への愛着がとても強いので、隣人関係を何とかして保ち続ける努力が、必要なのです。こういう細やかな神経を働かせるやり方は、いわゆる「リーガル・マインド」を磨く、という、一般の方々にとっても、有益な営みへも、結果的には、繋がってくるでしょう。ここで取り上げる「隣人訴訟」は、私たち普通の市民の「日常」と深く関わっているテーマを、いくつか、はらんでいるタイプのものです。筆者個人の眼には、この「事件・事案・事例」には、「タテマエ」と「ホンネ」の「物指し」で計ってみれば、巧く説明が付く部分が、いくつも存在しているように、映ります。その「物指し」の使い方をマスターしていけば、その「物指し」は、他の局面においても、それなりに、利用できるかもしれません。そのとき、「タテマエ・ホンネ」の「二項対比論」には、「効用」があることに、なりますね。

(2) これまでの、筆者の記述部分において、「刑事裁判は、タテマエで、民事裁判は、ホンネである、という位置付けになる。」ことを、簡単に指摘しておきましたが、以下に、両タイプの訴訟が交錯した場面を持っている事例を、本題の「隣人訴訟問題」の解析に先駆けて、試みてみましょう。このような交錯は、いくらでも、ありますが、民事裁判の判決が出たことに関するニュースは、マスコミ上には、あまり流れてきませんので、私たちの眼に触れないだけです。以下に扱う、有名な「ボランティア訴訟（子供会の行事中に発生した水死事故を巡る訴訟）」が、その交錯の一つの例なのですが、実のところ、これと、本題の「隣人訴訟」との間の、最も重要な接点は、「善意・無償」という、崇高な人の営み（サービス）が、子供の水死事故の発生により、不幸にも、法の舞台上、問責の対象とされた、という点です。なお、それ以外にも、興味深い関連性が、いくつか、あります。一旦裁判が始まった後になって、その正規のルートの外側で、「和解」の道を探るルートが、両事件について、併せて模索される、という内々の事情もあったらしいことが、漏れ聞こえてきた点が、それです。とても珍しいことに属すると思われませんが、近接した時期に、津地方裁判所の管轄内で発生した「子供の水死事故」に関する、二件の訴訟について、その民事訴訟の担当裁判官と、原告と被告をそれぞれ弁護する担当弁護人とが、同一の人物であり、いわば同じ「チーム」が、偶然にも、別々の、二つの、同種の事案の処理に携わっているのです。「ボランティアによる預かり＝引率」が明確であり、そのために「民事責任」が問われるのが必至であった、この「ボランティア訴訟」の場合では、裁判の焦点は、突き詰めて言えば、過失の度合いをどこまでにするか、また、損害賠償の額をどう評価するか、という問題にありましたから、金額面において、

両当事者間で「折れ合い」が付きやすかった、という「技術的な側面（タテマエ）」があったことの他に、引率者が被害者の遺族にきちんと「謝罪する」行動までも、「和解」の儀式の中に埋め込める、という「精神的な側面（ホンネ）」の存在が、裁判長のイニシヤティヴを中心にして行なわれる「訴訟上の和解」の成立に有利な雰囲気醸成を醸しだしていたからでしょう。しかし、後述するように「和解に馴染みにくい」要素を色濃く持っていた「隣人訴訟」では、原理的に難しい要素が、和解に妨げとなっていました。結局のところ、裁判官のリードによって実現する「訴訟上の和解」は、どちらの事案についても、実を結びませんでした。この点については、後述しましょう。

一方、二つの事件＝事案の背景や経過には、以下のような、重大な違いがあります。

① 三重県津市の「ボランティア訴訟」を巡っては、民事訴訟と刑事訴訟が、セットになって、別系統で展開される経過に、なりました。前者は、「民」の世界で、私人（被害者側）のイニシヤティヴにより生まれたもので、結果的に、損害賠償の支払いが、命じられました。第一審（津地裁）で、確定します（賠償金は、恐らく、全国レベルで展開された「支払い金カンパ」のお陰で、ちゃんと、支払われています）。それから、後者は、「官」の世界で、検察のイニシヤティヴにより生まれたもので、結果的に、刑罰（この事案では、罰金です）が、科せられました。これは、第一審（津簡裁）における「有罪」判決によるものです。しかし、第二審（名古屋高裁）では、「逆転無罪」（それで、確定となりました）の結果が、引き出されます。公の処罰システム（タテマエ）が作動して、ひとまず成果を挙げたにもかかわらず、最終的には、不可罰となりました。深読みしますと、

検察は、第一審での有罪判決を通じて、「ボランティアであっても、場合によっては、刑事責任を問われることがある。」というタテマエ（法的対応＝一種のルール）を世間に明示した点で、大きな成果を挙げたことに、満足していることでしょう。五万円の罰金だけの刑罰というのは、人が一人死んでいる事件にしては、軽いものですね。「タテマエだけの刑罰」という雰囲気も、ここにはあります。この有罪判決を契機として、全国レヴェルの「ボランティア保険」が、ちゃんと、制度化されています。賠償金を支払わされる各ボランティア・メンバー（加害者側の人）は、タテマエ上、賠償金支払いの義務を負うことになりますが、それを保険会社が肩代わりしてくれる仕組みが、これで、出来上がったのです。ホンネでは、金銭的な負担をしなくて済む訳ですね。確かに、滅多に無罪判決に見舞われない検察にとって、「逆転無罪」という結果は、不名誉なことなのですが、しかし、この場合、彼らにとっては、それは、それほど問題視するほどのことではなかったかも、しれませんね。刑法の目的は、「後ろ向き」のものとして、過去の悪行を懲らしめる点にあります。その一方で、「前向きの」ものとして、将来への、有益な警告を行なう点も、あります。この後者の点で、検察は成果を上げたからです。前者は、リアルな対応ですから、ホンネで、そして、後者は、未来を見据えているところがあるので、タテマエ、ということにならないでしょうか。

さて、本題の「隣人訴訟」では、原告（被害者側）は、タテマエとしては勝訴したのですが、ホンネとしては、「訴訟の取り下げ」をしまったので、ある意味では、敗訴したのと同じ結果になってしまいました。このように、「民」の営みである「民事訴訟」は、個人の心次第で、始めることも、止めることも、自在にできるのです。これは、ホンネ優位の営みとい

うことに、なってきますね。それとの対比で言えば、「官」の営みである「刑事訴訟」には、タテマエ性が、とても濃く現われています。検察当局は、一旦、処罰に向かって舵を切りますと、行けるところまで、行かなければならないのです。それは、彼らの宿命とも、言えるでしょう。

② 三重県津市の「隣人訴訟」は、民事訴訟だけです。警察を、検察も、この事案を刑事的な問題にすることは、しませんでした。いくらなんでも、このようなところ（後で詳しく御説明しましょう）へ、警察や検察が手を突っ込むことは、道理に反することになるでしょう。

(3) それでは、「隣人訴訟」の背景となった水死事故よりも少し前の一九七六年に発生した水死事故を巡る「四つ葉子ども会」の「ボランティア訴訟事件（民事問題）」の経緯を、見てみましょう。水死事故で死亡した児童の両親が、子ども会の引率者一名と、三重県、津市を相手取って、総額五〇〇〇万円の損害賠償を求めた民事訴訟では、引率者三名だけに、五二六万円余りの損害賠償を原告側に支払うよう命ずる原告勝訴（一部認容）の判決が出て、控訴はなく、そのまま確定しています。なお、そこでは、損害賠償額の算定の際に、「過失相殺」が行なわれて、被告側には、僅か二割分の責任しか、認められませんでした。「隣人訴訟」の場合とは違って、ここでは、「他人の子供を預かった」ということが、はっきりしていますので、世間では、民事裁判上の判決としては、それほど大きな話題になることは、なかったようです。それでも、無報酬で、社会的に有用な「ボランティア」活動上の事故に対して、法的責任を問うのには、問題があるのでは、という声も、あったと、伝えられています。

(a) 一九七六年八月一日に、三重県津市のある小学校の児童らで構成される「四つ葉子ども会」所属の児童ら三六名が、父母らで構成される「育

成会」の会員一一名に引率されて、安濃川溪谷にハイキングに行きます。その際、児童一名が、川遊び中に、川に転落して、死亡してしまいました。この事故について、引率者の内の一名が、「過失致死罪」の廉で、起訴されます。これに対して、弁護人は、被告人が、いわゆる「ボランティア」として、児童らを引率したものであるため、善意・無償の奉仕活動、というその行為の有する社会的価値に鑑みて、刑事責任を問うべきではないなどと、主張します。こういった論法は、日本の「社会常識」のようなものにも支えられた、ホンネ性の強いものですね（世界の各国々には、その国独特の社会常識が、あるはずですが）。民事裁判の場でなら、あるいは、この理屈にそれなりの配慮も示されるかもしれませんが、タテマエ性の強い刑事裁判では、そうはいかないでしょう。

第一審（津簡裁）は、問題の被告人を、ハイキング引率の最高責任者と認定し、さらに、被告人には、児童らに川遊び（必ずしも、水泳ではなかったでしょう）をさせるに当って、安全な場所を選定した上、児童らに危険箇所を周知徹底させ、他の引率者らに適切な監視を依頼し、また、自らも十分監視すべき注意義務があるにもかかわらず、これを怠った過失があるとして、有罪（罰金五万円）の判決を言渡します。これは、水死事故から三年以上経った、一九七九年の出来事でした。因みに、民事の方の訴訟は、水死事故から七年も経った後の一九八三年に、原告勝訴のかたちで、決着しています。

第二審（名古屋高裁）は、引率者がボランティアであるからと言って、直ぐに、全く注意義務がないとも言えないし、また、育成会の役員など役付の引率者であるから、どのような場合にも、全責任があるとも言えず、結局のところ、ハイキング引率者の地位や役割を、実質的、総合的に、観

察、把握して、各引率者の注意義務の有無、内容、範囲を決めなければならない、という、比較的穏当な考え方を、採ります。そして、いわば「タテマエ（資格論）」面では、この事案のハイキング引率者の一人である被告人個人については、児童らを保護監督する最高の責任者ではなく、むしろ、育成会会長らに次ぐ地位にあったと位置付け、さらに、いわば「ホンネ（事実論）」面では、被告人がその地位に相応の注意義務を尽くさなかったものとは、断定はできない、として、原判決を破棄すると共に、自ら、無罪を言い渡します。検察は、これで引下りましたので、無罪は確定しました。なお、同一の事案に関する民事訴訟では、児童の両親は損害賠償を求めていましたが、原告勝訴の判決が、確定しています。その結果、判決の命じた賠償金支払いが、なされることになったのです。これは、一九八三年の出来事ですが、その一年後の一九八四年に、問題の名古屋高裁の無罪判断が出たこととなります。この二年の間に、民事と刑事の裁判事案が、ようやく確定したのです。

本論 三重県津市における「隣人訴訟」について

（A） はじめに

それでは、本章のテーマとなっている、三重県津市の「隣人訴訟」の分析を、以下に展開して見ましょう。ところで、分析のスタイルには、色々なものが、ありますが、既に述べたように、ここでは、「タテマエ」と「ホンネ」の両視角から観察すると理解が容易となるようなテーマに、重点を置くかたちの分析方法を取ることに、致します。

（a） さて、私たちが「事実」を知るに到る、というとき、いくつかの問題点を認識しておく必要が、あります。まず、「事実」と「真実」とは、

かなりの場合、同一ではない可能性がある、という点についてです。確かに、ビデオカメラのような電子機器が高性能化したこと（自動車の前面に特に取り付けられている、万一の事故の状況を記録しておくためのビデオカメラの存在が、とりわけ、印象的です）や、宇宙からの情報収集までも、可能になったことなどにより、事の「真実」が記録され、「真実」に迫る道筋が、しっかりと、付けられるようになりましたが、それは、もちろん、万能では、ありません。色々なニュアンスにおける「誤差」の存在が、真実発見を妨げているからです。

私たちの日常生活の場では、「それは真実だ。」とか、「本当のこと（真実）を言いなさい。」とか、言われることがありまして、真実は手の届くところにあるような感じが持たれることが、ありますね。それは、ルーズなホンネ世界でのこととして、大目に見られるのですが、しかし、刑罰や損害賠償を結果として引き出す装置（タテマエ）である裁判の場では、「真実」についてはもちろんのこと、それより低いレベルの「事実」についても、厳密な検討が、加えられます（刑事事件の場合のものと、民事事件の場合のものとで、事情は少し異なりますが）。裁判の典型的な例では、検察官・原告側と、被告人・被告側とが、それぞれ、互いに対立する「事実関係」を持ち出して、対抗戦を繰り広げます。そして、中立的で、公正な地位にある裁判官は、証拠に基づいて、それぞれの「職能」に応じて、過激に（検察の場合、特に、このことが当てはまります）展開されたそれらの主張をベースとしながら、「事実」を搾り出すかたちで、判断を形成し、それに基づいて、法律的な問題の処理に、取り組むのです。この辺りの状況を、試しに、図式化してみれば、検察官などと、被告人などは、共に、「主観的な（時には、あまりにも主観的過ぎる）」発想によって動き、裁

判官は、「客観的」な色合いのある発想によって、それぞれの役柄を果たすことに、なりますね。もっとも、裁判構造全体から見れば、三審制の各段階の裁判官相互の間で、「事実」判断が大きく割れる事態も、決して珍しくありませんし、それに、三名以上の裁判官団の内部で、見解が割れて、多数決で決着するしかないケースも、あるでしょうから、「客観的判断」と申しましても、留保付きのものでしか、ありません。そうは言っても、私たち外部の人間は、事件担当の裁判官が、証拠調を丁寧に行なった結果得られたところを「事実」として摘示したものを、分析のベースとしながら、事件の意味するところを咀嚼していくしか、方法は、ありません。「津・隣人訴訟」では、実際には、原告及び被告の「訴えの取り下げ」によって、上級審の新たな「事実」判断が、第一審のそれとどのように違うか、については、遂に、知ることはできなかつたのですが、筆者の個人的推測によれば、まず第一の関門である、「事実」の認定が同一のものになる確率は、かなり低いものだったでしょう。もちろん、その「事実」に当てはめられていく法的な考え方にも、違いが出てきたはずですが、いすれにしても、この世の裁判というものは、とりあえずの「真実＝事実」を判断材料にした、とりあえずの「判断＝判決」を私たちに提供するもの、ということになってきますね。「真実は、我にあり！」と考えている人は、国家の執り行なう裁判には、冷ややかな眼差しを投げかけることでしょう。それでは、判決が、「次の事実を認めることができる。」として、記している「事実」を、以下に、観察してみましよう。

(b) その前に、この「判決」のデータや、本編の記述方式などについて、記しておかなければなりません。「判例タイムズ」四九五号（一九八三・七・一）の「判決特報」において、「幼児水死隣人訴訟判決」という

見出しの下に、「好意で預かった近所の幼児が溜池に落ちて水死した事故につき、右幼児を預かった近所の夫婦の監護に過失があったとして損害賠償責任が認められた事例」（一九八三年二月二五日の判決）と総括してある事件が、いわゆる「隣人訴訟」の事件です。つまり、これは、加害者とされた側の家族と、日常的に、極く近い関係にある、被害者の両親から提起された、死亡事故を巡る損害賠償請求訴訟のことです。なお、その「判例タイムズ」の総括部分には、「預かった」という表現が二個所で登場していますが、死亡事故に関わりを持った人の行動が、それほど簡単に断定されてしまうことは、問題ではないかと、筆者個人は、考えています。裁判官は、「預かった」などとは、断言していないからです。これでは、巷の新聞（とりわけ、朝日新聞）の見出しなどと同程度の、精度の低い表現と、言わなければなりません。法律雑誌中の文章の書き手なら、プロらしく、もっと厳密に言い表わして頂きたいものですね。無用の先入観を読者に与えるのは、どうかと思います。本当に、他家の子供を「預かった」のなら、現代の民法の規定では、預かり主に、厳しい責任が課せられます。正確には、「預かったどうか争われた事案」と表現されなければ、なりませんね。ところで、その判決のデータは、「津地裁昭五二（ワ）第一九〇号、同五四（ワ）第一四七号、損害賠償請求事件、昭五八年二月二五日判決、一部認容、訴え取下げ。」です。訴えられたのは、隣人夫妻及び鈴鹿市（昭和五二年分）と、国・三重県・建設会社（昭和五四年分）で、これらは、最終的には、併合された訴えとなりました。

（B）「判決」の分析

以下に、判決の「要点」を、筆者なりに、記しておきましょう。スペース節約のために、先の「判決特報」に掲載された、生の文章をすべてその

まま取り入れていくことは、断念しました。

()内の文章に示されたものには、判決文(正確に言えば、「判例タイムズ」誌の「判決特報」に記載されているだけのもの)と、筆者の、単なる「解説文」との区別が、あります。その内、口語体で記されているものが、後者です。

先の「判決特報」の記述では、まず、判決の冒頭に「主文」が、置かれています。『一 被告近藤和夫、被告近藤和子は各原告らに対し、各自二六三万二九六一円を・・・支払え。二 右被告兩名に対するその余の請求並びに被告鈴鹿市、同国、同三重県及び同有限会社南部建設に対する請求はいずれもこれを棄却する。』

『理由』(この「理由」のところは、先の「主文」、後に示す「事実」に続いて登場してくる部分でして、判決の中核となっています。)

第一 被告和夫、同幸子に対する請求について

一 請求原因1項の事実は当事者間に争いがなく、右争いのない事実の<証拠>を総合すると次の事実を認めることができる。

1 原告及び被告一家は、いずれも昭和四九年七月ころ、農業用溜池である本件池の南部に隣接して民間業者により造成された池の下団地(鈴鹿市内にあります)に転居してきたものであり・・・そして、両家は翌五〇年に入り、当初は町内会の隣組役員の関係から交際をはじめその後は、康之と被告らの三男厚が遊び友達となり、昭和五四年四月からは二児共に道伯幼稚園に通園するようになったことから交際を深め、両児も共に遊ぶことが多かつた。

2 事故当日、被告ら方では大掃除をしていたが、午後二時すぎ厚と康之は幼児用自転車に乗るなどして被告ら方前の団地内の道路を通り、・・・

甲地（被告の家から二軒分離れたところにある空地のことです。：「本件池との間に柵が設置されている。」）や乙地（その甲地の北隣にある空地のことです。：「本件池との間に柵は設置されていない。」）付近で遊んでおり、二時半すぎころ二人は被告ら方へ戻り、被告幸子から氷菓子（アイス・ボーン）をもらって玄関口や門前付近でこれを食べたりして遊んでいた。そのころ、買物に出かける途中の原告菊代が被告ら方を訪れ、康之を連れてゆこうとしたが、同児がこれを拒んだことから、被告和夫の口ぞえもあり、原告菊代は康之をそのまま厚と遊ばせておくこととし、被告幸子に、使いにゆくからよろしく頼む旨を告げ、同被告も、子供達が二人で遊んでいるから大丈夫でしょうといつてこれをうけた（「うけた」という言葉は、微妙なニュアンスをはらむ表現ですが、「応じた・対応した・応答した」辺りの意味のものでしょう）。

3 原告菊代がその場を去った後、一〇分ないし十五分位の間は、被告幸子は両児が団地内道路や前記乙地で前同様自転車を乗りまわして遊んでいるのを仕事の合い間合い間に視認していたが、その後屋内へ入り七、八分後、次の仕事にとりかかろうしているところへ厚が戻ってきて、康之が泳ぐといつて池にもぐり帰ってこない旨告げた（ちなみに、当日は五月にしては気温が高く汗ばむ位の陽気であつた）。これを聞いた被告らは、厚を連れ、本件池へかけつけたところ、厚は・・・A点（乙地にあります）付近をさし示したので、被告和夫はじめ、かけつけた近隣の人達も池中に入り探索した結果、近隣に住む安田貞治が水際から約五ないし六メートル沖の水深三ないし四メートルのところに沈んでいる康之を発見しこれを引き上げ、救急車で病院（福井外科）へ運んだが、既に死亡していた。なお、死亡原因は溺死と診断され、死亡時刻は同日午後三時三〇分ころと推定さ

れている（その池は、農業用の溜池でして、近隣の子供たちには格好の遊び場になっており、当時、岸辺から中央部へ、僅か、約一・二メートルのところで、急に、水深二・五メートルに達するほどの急勾配の個所もありましたが、周囲には、防護柵などの設備は、あまりなく、水難の危険の大きいまま、放置されていました）。

4 本件事故現場は前記A点付近とみられ、被告ら方からは直線で約四〇ないし五〇メートル離れた地点であるが、康之は、前記乙地から事故現場へ至ったものと推認される。しかして、乙地から池に至るまでは平坦部であり、次に斜めに民家の階段を降りる程度の段差となつて水際に至っているが、当日は、水際から五ないし六メートルがほぼ平坦な遠浅状態のあと大人のひざ位の水深部分があり、ついで三ないし四メートルの深さになっているが、右の深い部分は前年一〇月一日から十一月三日の間に被告会社が、野村町水利組合長で同町自治会長でもある樋口増二の依頼により農業用水確保のため土砂を掘削し、湛水したことにより生じたものである。

5 ちなみに、当時の康之の身長は約一メートル五センチであつた。以上の事実が認められる。（以上が、判決の示した「事実」です。その後、「二」の個所で、「責任の有無」が、「三」の個所で、「責任の範囲」が、「四」の個所で、「損害」が、それぞれ、論じられています。）

二 そこで被告らの責任の有無について検討する。

1 前認定の事実関係からすれば、原告菊代と被告らとの応答は従前から近隣者として、また同一幼稚園へ通い遊び友達である子供の親として交際を重ねていた関係上、時間的にも短時間であることが予想されるどころでもあり、現に子供らが遊びを共にしていることを配慮し、近隣のよしみ

近隣者としての好意から出たものとみるのが相当であり、原告らが康之に対する監護一切を委ね、被告らがこれを全て引受ける趣旨の契約関係を結ぶという効果意思に基づくものであつたとは認められないから、準委任契約の成立を前提とする原告らの債務不履行の主張は、その余の点につき判断するまでもなく失当である。（判決では、「預かり行為に基づく契約責任がある」という線で、被告への「有責判断」を導き出すことは、しなかつたのです。そして、後述の「不法行為責任」が、認定されました。）

2 しかしながら、前認定のように、被告幸子は、原告菊代が去つた後、子供らが乙地で自転車に乗つて遊んでいるのを認識していたのに加え、＜証拠＞によれば、乙地と本件池との間には柵などの設備がなく、水際までは前認定のような形状であり、子供らが自由に往来できる状況にあつたこと、掘削により水深の深い部分が生じていること、康之が比較的行動の活撥な子であること、本件池への立入りをきびしく禁じていた厚の場合と異なり、康之は渇水期には原告康彦と共に水の引いた池中に入り、中央部の水辺までいつていたことなどを被告らは知つていたものと認められ、かつまた、前認定のように当日は汗ばむような気候であつたのであるから、乙地で遊んでいる子供ら、ことに康之が勢いのおもむくまま乙地から水際に至り、水遊びを興ずることがあるかもしれないこと、したがつてまた深みの部分に入りこむおそれがあることは、被告らにとつて予見可能なことであつたというべく、そうだとすれば、幼児を監護する親一般の立場からしても、かかる事態の発生せぬよう両児が乙地で遊んでいることを認めた時点で水際付近へ子供らだけで立至らぬように適宜の措置をとるべき注意義務があつたものといわなければならないから、かかる措置をとることなく、両児が乙地で遊んでいるのをそのまま認容していた以上、これによつて生

じた結果につき、被告らは民法七〇九条、七一九条に基づく責任（これは、「不法行為責任」のことを、指します）を負うべきものといわなければならない。（「幼児を監護する親一般の立場」という表現の意味するところは、抽象的・一般的・観念的な「親」ではなくて、たまたま、他家の子供を自身のテリトリー内に抱え込んでいる、という具体的状況下の「親たち」のことでしょう。水死事故のあった地点に偶然に居た、子連れの「親」のことは、裁判官の念頭にには、ないはずで、ところで、「不法行為」というものが成立するには、「故意（わざとする行動）または過失（不注意）」、「権利侵害」、「損害の発生」、「因果関係（侵害から損害に到る過程に、原因と結果という緊密な関係が成り立つこと）」といった要件が満たされていることが、必要です。この隣人訴訟問題においては、積極的な行動によってではなくて、必要な手を打たなかった、という状況下の「不作為（行動しないこと）＝懈怠（怠けること）」によって、子供の生命が侵害されたことが、法的非難の対象となるのです。もちろん、「注意する義務があるにもかかわらず、それを怠った、つまり、『不注意』があった」という状況のあることが大前提になります。「不作為による不法行為」という概念は、世間の方々には、ちょっと、とっつきにくいものでしょう。）

三　そこで、責任の範囲について検討する。

1　前認定のところからすれば、当日被告ら方は大掃除をしており、被告らも平素に比し多忙であったこと、被告らへの応答は諸般の事情から近隣者としての好意に出たものであることは、原告菊代においてもこれを認識していた（少なくとも認識しうべきものであった）と認められる以上、康之に対する監護のあり方は、現に厚と二人で遊んでいるのを仕事の合い間合い間に看守すること以上には期待できない（たとえば屋内に二人を入

れて面倒をみるなど) 事情にあることを知りながら被告らの好意に期待し康之を残していったものというべく、そうすると、たとえば有償で監護保育を委託するとき場合と監護のあり方について全く事情を異にするものであることは自明の前提というべきであるから、かかる場合に、よつて生じた結果につき、有償の委託の場合などと同様の責任を被告らに負担させることは、公平の観念に反し許されない(いうなれば有償の委託の場合などに比し、義務違反の違法性は著しく低い)ものというべきである。

2 また本件のごとく既存の溜池に近接して造成された土地に居住する以上、不慮の事故のないよう子供に対し、平素から池に対する接し方をきびしく仕付けておくことは親の子に対する監護のあり方として当然なすべき筋合いのものであるところ、同様の年代にある二人でありながら、康之のみが、泳ぐといつて水際から遠浅のところを五ないし六メートルも池の中央部へ進んで深みに入るという行動に出たことは、被告らに比し、原告らの右の点に関する平素からの康之に対する仕付けのあり方に至らぬところがあつたこともその背景をなしているものと推認できるから、過失相殺の法意を類推し、この点もまた被告らの責任の範囲を考えるにつき斟酌すべき理由の一つとなすべきである。

3 以上の次第で、右の二点を総合考慮し、損害の公平な分担を考えると本件事故により生じた損害の分担割合は、原告ら七に対し被告らを三とするのが相当である(筆者の個人的感想を、率直に申し上げますと、ちょうど、男子の髪を「七三に分けておく」のが、何やら落ち着きのよいものと、一般に考えられているように、原告側と被告側が、七対三の比で責任を分かち合う、という解決策は、比較的穏当な線を打ち出すものです。双方の主張にそれなりの理があつて、「一刀両断」とまでは、行かないと

き、「七三比」は、「気に入らないけれども、何とか、辛抱できる」ギリギリのラインでは、ないでしょうか。「八二比」では、「四対一」になりますから、勝負が付き過ぎていますし、「六四比」では、「三対二」ですから、「両者痛み分け」の匂いもしてくるのですが、「七三比」となると、「七」側は、「勝った」と受け取り、「三」側は、「決定的に負けることがなくて、よかった。」というように受けとることも、あるかもしれません）。

四　そこで進んで損害の点について検討するに、統計資料等に基づく、康之の逸失利益九五五万三〇七五円の請求は、経験則上これを正当として肯認できるものであるところ、前記分担割合によれば、被告らの分担すべき分は、二八六万五九二二円（円未満切すて）となる（「逸失利益」については、文語的な表現である「得べかりし利益＝得られたはずの利益」の方が、具象的で、判りやすいのですが、これは、本来なら、手に入れることができたはずの利益のことです。一生涯で得られたはずの賃金などが、その利益計算の際の資料の中核となります）。

また慰謝料については、叙上認定の諸事情その他記録にあらわれた一切の事情を斟酌すると、康之について一〇〇万円原告らについては各五〇万円とするのが相当であり、弁護士費用については、認容額、訴訟の難易度、日本弁護士連合会の報酬等基準規程等を併せ考えると、本件事故と相当因果関係のある損害とみうる部分は四〇万円（原告ら各二〇万円）とするのが相当であるが、葬儀費用三〇万円についてはこれを認めるに足りる証拠がない。

五　前記のところによれば、原告らがそれぞれ填補をうくべき損害は、康之の逸失利益分二八六万五九二二円と慰謝料一〇〇万円合計三八六万五

九二二円についての各二分の一の相続分一九三万二九六一円と固有の慰謝料五〇万円、弁護士費用二〇万の合計二六三万二九六一円となる。』（被告夫妻が負担するのは、合わせて五二六万五九二二円ですが、この額は、実際にこれを支払う当事者（とりわけ、責任など全くない、と考えている人）にとっては、とんでもないものかもしれませんが、裁判世界の常識（露骨な表現によりますと、「判決相場」）からすれば、決して法外なものではありません。もっとも、これは、物価水準が比較的低い当時の算定額ですから、現代の経済感覚からすれば、この額は、間違いなく、一〇〇〇万円は超えますね。）

以上が、被告ら（隣人）に対する「有責判断」ですが、原告らは、鈴鹿市、国、三重県及び会社についても、責任を問う行動をしていますから、判決は、さらに、この点について判断を下しています。

『第二 被告市に対する請求について』

「事実関係」の認定に関しては、判決は、多くの説明を加えていますが、この部分は省略します。以下の第三及び第四についても、同様です。

『三 そこで被告市（鈴鹿市のことです）の設置管理上の瑕疵の有無について検討する。

営造物責任における瑕疵の有無は、いうまでもなくその構造、用途、場所的環境及び利用状況等諸般の事情を考慮すべきものであるところ、前記第一の一で認定したとおり、本件池は従前から農業用溜池として利用されてきたものであるところ、昭和四九年に至り民間業者により池の下団地が造成されるなどして周辺に人家が並ぶようになってきたものであるが、本件当時もとより水泳場或いは釣漁場等として一般に開放されていたものではなく、ことに本件事故現場付近の状況は、前記第一の一・４のとおりであっ

て、造成民有地から本件池へ直接転落するといった危険性を有するものではなく、水際付近も遠浅の状態にあつたもので五ないし六メートル以上も池の中心部にむかつて進まない限り何等事故発生の危険性を有しないものであったと認められるから、かかる場合に親その他監護者の保護をはなれた幼児らが右のような所為に出て事故発生に至ることを予見してこれを防止するため防護柵等の設備を設けるべき法的義務が当然に管理者にあるものとは認め難く、設置管理に瑕疵ありとする原告らの主張は採用の限りでない。

四 したがって、被告市に対する原告らの請求は、その余の点について判断するまでもなく結局理由なきに帰するものである。

第三 被告国及び被告県に対する請求について

所有権の帰属については前認定のとうりであり、かつ、本件全証拠によつても被告国及び被告県が本件池を管理していたとの事実を認めることができないから、前記法条基づく原告らの請求はいずれにしても失当というほかなく、また条理に基づくとする主張も原告ら独自の見解に依拠するものであり採用の限りでなく、両被告らに対する請求はいずれも理由がない。

第四 被告会社に対する請求について

請求原因4項・(五)の事実のうち、被告会社が本件池の土砂を搬削し一〇トン車で一〇〇台分を搬出したことは当事者間に争いがなく、<証拠>を総合すると、右工事は野村地区の水田水不足対策として同町自治会長、樋口増二の依頼により実施され、本件事故現場付近も昭和五一年一〇月一日から一一月一三日までの間に、水際から七ないし一〇メートル程度はなれれて一ないし一・五メートル程度の深さを目途として土砂を掘削採取したものであるところ、掘削終了後間もなく水がはられ満水状態となつた

ものと認められる。しかしながら、右の掘削の目的、掘削状況、先に認定した事故現場付近の状況からすれば、法律上右掘削に際し、満水後掘削現場跡付近まで進入し、深みに入る幼児等のあることまで予見し、これを防止するため、ゆるやかなスロープをつけて掘削するまでの注意義務が被告会社にあつたとすることはできず、したがって被告会社に対する原告らの請求もその前提を欠き、理由なきに帰するものといわなければならない。

第五 結論 以上の次第であるから、同被告らに対するその余の精求並びに被告市、被告国、被告県及び被告会社に対する請求はいずれも理由がなく棄却を免れない。』

(C) 両当事者の主張

以上は、裁判所の、判決に示された判断ですが、ここで、問題の訴訟のイニシヤティブを取った原告側、及び、受け手の、四つの法人被告側の主張の「骨子」を、まず、示しておきましょう（「主文」に続く「事実」の部門には、『第一 当事者の求めた裁判』の項目があり、次いで、『第二当事者の主張』などが、記されています）。

原告（夫妻）は、被告（隣人夫妻・鈴鹿市・国・三重県・会社）に対して、計二八八五万円余りの損害賠償の支払いを求めて、提訴に及びました。これが、訴訟の原点＝基礎です。この攻撃を突き崩すことによって、防御を果たすのが、被告側の仕事と、なります。刑事裁判では、いわば「上（捜査当局）からの」攻撃の場ということになりますが、この民事裁判では、いわば「同一平面における」攻撃の場、ということになりますので、ここでは、プレッシャーも、ストレスも、いくらか少ないはずです。

(a) 原告側の主張

① 被告・近藤夫妻に対しては、彼らが、隣人（原告）の子供である康

之の保護監督を内容とする「準委任契約」の本旨に従った、「善良なる管理者」の注意義務を懈怠したか、または、康之の監護について、「条理」上あるいは「信義則」上要求される注意義務を怠ったものであると、原告によって、主張されます。

② 被告・鈴鹿市に対しては、水死事件の舞台となった溜池の所有者として、水辺に柵を設置する等の危険防止義務を怠ったものであると、原告によって、主張されます。

③ 被告・国に対しては、仮にその溜池が無主の不動産であったとしても、「条理」上、国がその管理義務を負うべきものであるから、その義務を懈怠した責任があると、原告によって、主張されます。

④ 被告・三重県に対しては、その溜池が、地域住民の生活と密接な関係を持っているので、地方公共団体が、その本来の義務として、それを管理する義務を負うべきであり、この義務を懈怠した責任があると、原告によって、主張されます。

⑤ その溜池から土砂を採取した被告・会社に対しては、採取後に池の底の地面を整理することもなく、危険な状況のまま、漫然と放置した責任があると、原告によって、主張されます。

(b) 被告側の反論—被告・近藤夫妻の場合—

① 被告・近藤夫妻は、自身が康之の監督を原告から依頼されて、康之を預かった訳ではないので、「準委任契約」が成立しないこと、他人の子供を一時預かるというのは、近隣者間の儀礼的行為であり、権利義務の社会関係と認められないことから見て、自身の所為には、社会的非難に値するところはないこと、空地で遊んでいた子供が溜池に落ちて水死する、というようなことは「予見不可能」であるから、自身に過失があるとして、

「不法行為」の責任が生じてくる余地はなく、康之の死亡は不慮の事故と言う他ないこと、仮に何らかの責任があるとしても、以上の諸事情が斟酌されるべきであることを、原告の主張への反論としています。

(D) 個別テーマを巡る問題点

① 事実関係についての争い

判決の認定した事実は、既に紹介しましたが、原告の立場は、微妙に、それと食い違っています。これを、被告の立場と併せて、紹介すると共に、必要に応じて、筆者個人のコメントを（ ）内に、付けてみます。

「判決」の『事実』の部門の『第一 当事者の主張』の『一 請求の原因』（原告側のものです）の2・・・『本件池は、農業用水として利用されており、例年六月から十一月までの期間は中心部に直径一〇メートル程の面積の水が溜まる程度であるが（筆者にも、幼少時に、経験があるのですが、田舎なら、恐らく、どこでも、小学生位までの子供たちは、こういった狭いスペースに、魚が、うようよいるのが、普通なので、ここは、格好の遊び場だったのです。子供が池への警戒心をあまり持たないことへの理由がここにあると、言っても、許されるかもしれませんが）、その余の期間はほぼ満水となっており（事故が発生したのは五月ですから、これは、農家が米栽培のために水を抜くより少し前の時期の出来事です）、事故当時もほぼ満水状態で岸辺から中央へ一・五メートルのところで水深二・五メートルに達する急勾配の状態であるにもかかわらず（判決では、それほど水際から近い所に、水難の危険が潜んでいる、との認定までは、されていません。原告は、よくあることでしょうが、自身の側に好都合となるように、少し誇張をしているのかもしれませんが）、防護柵などの設備もなく水難の危険の大きい状況のまま放置されていた。なお右の水深及び勾配の

関係は被告有限会社南部建設が後記のとおりなした掘削工事により生じたものである。」

3・・・当日午後三時ころ康之は被告近藤和夫、同幸子ら夫妻の三男厚（当時四歳）と近藤方庭先で遊んでいた。原告山中菊代は夕食の買物に出かけるため、同所へ赴き康之を呼んだところ、厚も同行したいと言い出したことから、被告和夫に意向を尋ねたところ、被告和夫は、妻もいるし自分も見ているから康之をおいていつたらよい旨の返事であり、更に被告幸子に対して康之を連れてゆく旨告げたところ、被告幸子も、短時間のことであり自分も見ているからと被告和夫と同様の返事であったので、（被告の家の辺りにいた原告の子供が、「被告の子供に同行したい」と言った点と、被告側の夫が、「妻もいるし自分（夫）も見ているから」、及び、「自分も見ているから」と言った点につきましては、判決は、その発言の存在を認定してはいません。「見ている」というのは、「監護を引き受ける」ことに繋がりますので、原告の論理＝論証にとっては、ここは、重要なポイントになっているはずです）、原告菊代は被告らに康之の監護を依頼し、買物に出かけた。しかるに約三〇分後帰宅すると、前記のとおり康之は溺死していた。

二 請求の原因に対する認否及び被告らの反論（被告和夫、同子）」

2 原告ら主張のごとく厚と康之が遊んでいたこと康之が溺死したことは認める。被告らが康之の監護を依頼され、これを受諾したとの点は否認、契約関係の成立は争う（被告となった夫妻は、それぞれ、自身と、原告である妻との間に交わされた会話の内容が、原告の申し立てているようなものと同じであったとは、決して思っていないでしょう。人は、誰でも、空中へと消えていった言葉のニュアンスを、訴訟という対決の場では、自身

に都合のよいように、解釈するものです。防衛本能が働きますので、これは、極く自然なことですね。時には、さらに進んで、相手が言っていないことを、意識的に、あるいは無意識に、「言った」と、言い立てる場合さえも、あります。また、相手が言ったことを、聞かなかったことにして、それを握り潰してしまったりされることも、ない訳では、ないでしょう)。

3 原告ら主張のごとき応答があつたとしても、それは近隣のよしみによる儀礼的な挨拶であり、法的効果意思を伴うものではない。仮に、外形上準委任に該るとしても、無償行為である以上、民法五五一条一項、同法六五九条が類推適用されるべきである。ちなみに被告らは自己の子と同一状況で康之を看守していた。また、社会的意識水準、近隣者間の儀礼的行為であり、権利義務の社会関係と認められないことからみて被告らの所為に社会的非難に値するところはなく、更に行為の状況も各自宅前及び空地で遊んでいたものでありその地理関係から危険を感じることはなかつたことなどから見て、自転車遊びから水遊び、ことに入水といったことは予見可能性の範囲をこえるものであるというべく、被告らに過失ありとして不法行為としての責任が生ずる余地はなく、仮に何らかの責任があるとしても前記の諸事情が斟酌さるべきである。」

② 法的責任についての争い

『4 各被告らの責任原因は次のとおりである。(一) 被告和夫、同幸子について

(イ) 「原告らは、・・・被告らにたいして、本件事故当日の午後三時ころ、康之のためにする趣旨で同人についての保護監督を委託し、同被告らはこれを承諾しここに右趣旨の準委任契約が成立した。よつて、同被告らは委任の本旨に従い善良なる管理者の注意を以って保護監督の事務を処

理する義務を負う。すなわち、原告らと被告らはかねて親密な交際関係にあり、被告らは保護監督の委託を受けた康之が三年四月の幼児であり、しかも活撥な子であること、本件池の事故現場付近は急勾配に水深が深まり、防護柵もなく危険な状況であったことを熟知していたものであり、また原告幸代が去った後本件池の事故現場近くの空地で康之と厚が自転車に乗って遊んでいるのを被告幸子は目撃していたのであるから、かかる場合、事故現場に子供らが自転車に乗ったまま転落するか、あるいは自転車から降りて遊んでいるうち事故現場に落ち入る危険性があることは容易に予見し得、かつ被告らはいとも容易に康之を呼び戻す或いは子供らの側で見守るなどして右の結果発生を回避することができたものであるにもかかわらず漫然これを放置していたため康之の死の結果を招くに至ったものである。よつて、被告らは、委任の本旨に従い善良な管理者の注意をもって保護監督の事務を処理する義務を懈怠したものである（もし、原告の主張するように、関係者の意思の合致によって生み出される「準委任」の契約が、ここに成立していたとすれば、この立論は、妥当なものとなります）。

（ロ）仮に右の契約関係が認められないとしても、右の事実関係からすれば、被告らには康之の監護につき、条理上或いは信義則上の注意義務があったと云わなければならないところ、被告らは、これを怠つたものであるから、民法七〇九条、七一九条による不法行為の責任は免れないものである（先の「契約成立論」が裁判所によって認められなかった場合に備えて、補助的に、「不法行為成立論」を打ち出しておくやり方は、原告サイドの定石的な手法で、理にも適っています。この辺りを筆者の用語で説明してみますと、硬い皮を持つ、定型的な「契約」は、「タテマエ」で、比較的軟らかい皮によって覆われた、やや不定型な「不法行為」は、「ホン

ネ」です。「タテマエ・ライン」で勝てなければ、「ホンネ・ライン」の方で、勝利を収める、という硬軟両用の、弁護士の作戦は、裁判官を自身の陣営へ引き込むための常套手段と言って、差し支えないでしょう）。

『二 請求の原因に対する認否及び被告らの反論（被告和夫、同幸子）

2 原告ら主張のごとく厚と康之が遊んでいたこと康之が溺死したことは認める。被告らが康之の監護を依頼され、これを受諾したとの点は否認、契約関係の成立は争う。

3 原告らの主張のごとき応答があつたとしても、それは近隣のよしみによる儀礼的な挨拶であり、法的効果意思を伴うものではない。仮に外形上準委任に該るとしても、無償行使である以上、民法五五一条一項、同法六五九条が類推適用されるべきである（「仮に」以下の文言は、契約の成立が認定されてしまい、望ましくない方向へ進んだ際に生ずるマイナス点を軽減しようとする試みを示しています）。ちなみに、被告らは自己の子と同一状況で康之を看守していた（「善良な管理者」に求められるような高度のレベルの注意義務は果たしていないが、しかし、それ相応の注意義務はちゃんと果たしている、というように、アッピールしているのです。これなら、「無責任な対応」とまでは、言われなくてもいいでしょう）。また、社会的意識水準、近隣者間の儀礼的行為であり、権利義務の社会関係と認められないことから見て被告らの所為に社会的非難に値するところはなく、更に行為の状況も各自宅前及び空地で遊んでいたものでありその地理的關係から危険を感じることはなかつたことなどから見て、自転車遊びから水遊び、ことに入水といったことは予見可能性に範囲をこえるものであるというべく、被告らに過失ありとして不法行為としての責任が生ずる余地はなく、本件は不慮の事故というほかないものであり、仮に何らかの責任が

あるとしても前記の諸事情が斟酌さるべきである（これは、「責任は確かにあるけれども、諸事情を考慮してほしい。」といった弱気の表現とは、本質的に違っています。強気でありながら、それなりに用心をしているのですが、これも防御の定石に属するでしょう）。』

被告夫妻が有責であるという請求の「主張」と、それに対する被告夫妻側からの「反論」については、以上の通り、御紹介しましたが、既に示したように、原告夫妻は、鈴鹿市、国、三重県、会社の四者を、隣人夫妻に加えて、被告としています。本編は「隣人訴訟」を扱うものですから、隣人の「周辺部」に相当する、これら四者と原告たちの間の「攻防」の詳細につきましても、省略することにさせていただきます。『判決』の『理由』の『第二 被告市に対する請求について』と、『被告国及び被告県に対する請求について』と、『被告会社に対する請求について』の個所に、詳細な、裁判官の判断が示されていますので、これらから、問題の攻防の一端をうかがい知ることができるはずです。因みに、この事案が第一審の判決の段階にまで到達するのに、何と、六年近くの年月が必要でしたが、そのような裁判の長期化の原因の一つに、被告を多数にする手法が採られたことが、挙げられるでしょう。そうは言っても、「人が子供を死に至らせた」という側面の他に、「池が子供を死に誘いこんだ」という側面も、無視する訳にはいかなかった事情も、理解できる場所ですね。さらに、もっと原理的な観察をしてみますと、一般に、裁判というものには、生じた損害を責任を負う者に賠償させる、という「後ろ向きの」契機の外に、例えば、「子供の水死事故のような、不幸な出来事を少しでも減らすためには、どうすればいいのか、という問題を、世間や行政に考えさせるきっかけを作る」という、将来に向けた「前向きの」契機も、あります。漏れ聞くとともに

よりもすと、原告側は、その提訴によって、行政の責任（つまり、危険な池に事故防止用の柵を設置してこなかったこと）を問いたかった、ということ（その辺りの「真相」は、筆者のような外部の人間には、掴めないことですが、ひょっとすると、これは、必ずしも、「本心＝ホンネ」そのものでは、なかったかもしれません。過激な表現で申し訳ありませんが、「人（ホンネ）への非難（憎しみ）の感情」の方が、「池（タテマエ）への憎しみの感情」よりも、前面に強く出ていたのでは、とも思われます）。全くの仮定の話ですが、この日本に何万（？）もあると思われる「柵なし溜池」での水死事故に責任が問われる判決が続出すれば、池の管理者は、防護措置を取っておかなければ、水死者からの莫大な額の損害賠償に晒されることを、覚悟しておかなければならないでしょう。それに対応して、「水死保険」という新手の損害保険が、開発されるかもしれません。

『第二 当事者の主張

一 請求の原因

『5 本件事故により康之及び原告らが受けた損害は次のとおりである。

（一）逸失利益 金九五五万三〇七五円（「逸失利益」は、死亡の時点に合わせて、特殊な計算式によって、算出されてきますので、裁判所は、原告の計算した額を、そのまま、採用しています）。よつて、原告らはその二分の一を各相続した。

（二）慰謝料 金五〇〇万円

康之は生れ出でて三年余で洋々たる人生を閉じるその精神的苦痛は決して金銭では償い得ないものであるが、その一端を慰謝するとすれば金五〇〇万円を下らない（裁判所は、この金額を、僅か一〇〇万円にまで、切り

下げています)。 よって、原告らはその二分の一を各相続した。

(三) 葬儀費用 金三〇〇万円

原告康彦は本件事故により康之が死亡したため葬儀費用として金三〇万円の支出を余儀なくされその損害を受けた(裁判所は、この費用の支払いを全く認めていません)。

(四) 原告らの慰謝料 金一〇〇〇万円

原告らが最愛の長男に僅か三歳にして先立たれたことによりうけた精神的苦痛は到底筆舌に尽し難く、決して金銭では償い得ないものであるが、その一端を金銭で慰謝するとすれば各金五〇〇万円を下らない(裁判所は、この金額を、僅か五〇万円にまで、切り下げています)。

(五) 弁護士費用 金四〇〇万円

原告らは、本件訴訟を提起するに際し、代理人らと訴訟委任契約を結び、その着手金及び報酬として日弁連報酬規定に基づき各金二〇〇万円を支払う旨約束し、右相当額の損害を受けた(裁判所は、被告側が原告側弁護士に支払うよう命じているのは、四〇万円だけです)。

6 以上の次第で原告らは被告各自に対し、原告康彦は金一四五七万六五三七円、同菊代は金一四二七万六五三七円・・・の支払いを求める(原告側の一方的な計算によりますと、被告側は、計二八八五万三〇七四円を支払え、と言われていることに、なります。あのような、ファジーな受け答えのせいで、また、とんでもない成り行きで、人様の子供の水死に関わりあうことになって、大金の支払い責任を突きつけられた被告夫妻は、この世の「不条理」に、きっと絶望したことでしょう。気の利いた弁護士なら、結果的には、必ずしもそれほどの額にはならないことを教えてくれるかもしれませんが、被告側の弁護士は、ひょっとすると、本心から、

敗訴するはずはないと、高をくくっていたのかもしれませんが、負けた場合のことなど、コメントしようもなかったかも、しれませんね。もし、訴えられた人が、特定の弁護士に正式に弁護を依頼する前に、一時間一万円以下の「相談料」を用意して、世間をよく知っていそうな、老練の弁護士先生に、中立の判断や見通しを教えて貰ってれば、ひょっとすると別の対応も取れて、このような「悲劇」には、到らならなかったかもしれません。昔と違って、昨今では、無料の法律相談をしてくれる組織もありますし、大都会なら、いくつかの大学の法学部の法律相談所が、色々と有益な情報を、提供してくれます。筆者は、京都大学法学部の学生によって構成されている「法律相談部」の出身ですから、そのように言えるのです。さて、裁判所が、被告側が、原告側の各人に、損害を填補するものとして、支払うよう命じているのは、具体的に、一〇分の三の責任分担比分会によって弾き出された金額である「逸失利益」分である二八六万円五九二二円と、水死した子供本人への慰謝料一〇〇万円を合計した金額についての、夫婦各人二分の二の相続分である一九三万二九六一円と夫婦固有の慰謝料五〇万円と、弁護士費用二〇万円の合計二六三万二九六一円と、なります。その結果、被告夫妻が、賠償額として支払う義務を課せられている金額は、五二六万五九二二円となりました。筆者個人の感想では、裁判官は、被告のことを一生懸命考えて、やっとのことで、この金額にまで、レベルを落としてくれたのです。学者の中には、これも、広い意味における「大岡裁き」である、というように、至って比喩的に、表現する人さえも、居るくらいです。しかし、それでも、五〇〇万円もの金額は、当時の物価水準では、普通の家庭では、支えようもない大金ですね。それに、筆者の推測によりますと、五年以上も続いた「裁判戦」をやり抜くために掛かった費

用は、相当な金額になっていたでしょう) 』

ここで、「タテマエ・ホンネ論」の見地から、興味深い論法のこと、触れることにします。被告・鈴鹿市は、原告から、問題の池の所有権を保有していることを前提として、水死事故への損害賠償請求を受ける対象の一つにされたのですが、まず、被告適格という「資格問題（タテマエ）」について、『本件池は無主の不動産であり、国の所有に属する。』、『本件池が鈴鹿市内にあるとの理由で被告市に本件池の管理責任があるとする原告らの主張は失当である。』と、反論します。次に、『仮に被告市に一般的抽象的な管理権限（管理責任）があるとしても、本件事故は被告会社の掘削工事に起因すると見られるところ、前記のとおり、被告市は右事実そのものを知らなかつたのであるから、原告らのいうごとき注意義務の懈怠はない。』と、反論します。前段の主張の後に見える、『仮に』という表現で導かれる主張は、「タテマエ的には、あるいは責任を追及される可能性があるかもしれないが、ホンネ（事実）的には、責任の追求を受ける立場にない。」ということに、なります。

ところで、同じような論法は、被告・国の側からも、展開されます。『本件池は鈴鹿市に帰属していたと言う他ない。』とされ（タテマエ論）、『仮に』で始まる、後段の主張（ホンネ論）で、以下のように論じられます。

『7 仮に本件池が法定外公共物であり仮に被告国が本件池の管理者であつたとしても、以下に述べるとおりその管理には瑕疵はなかつた。すなわち、本件事故は水辺から五、六メートル位中にある深みに康之が入つて溺死した事故であるが水辺から五、六メートルは安全な遠浅になつていたのであるから、康之らが水辺で遊ぶだけならば危険は全くなかつたものであるところ、幼児とはいえ、五月に水辺から五、六メートルも池の中に入つて

いくことは、通常予測できないことであり、本件事故はこのように被害者の異常な行動によつて発生したものであるから、仮に被告国に本件池を管理する義務があつたとしても、その管理に瑕疵はなかつたものと言わなければならない。』

また、被告とされた三重県は、まず、前段で、『本件池が国有地であること、被告県が被告国から委託を受けてこれを管理していること、被告会社に掘削工事等許可を与え、これに立会つたことは否認する。』という「タテマエ論」を打ち出した後に、以下のような「ホンネ論」を詳細に展開します。『仮に本件池について、被告県が管理すべき立場にあつたとしても被告県に管理瑕疵の責任はない。すなわち、原告らが住んでいた池の下団地から本件池へは、団地内道路に接する民有空地を経て本件池に達するものであるところ、右空地と本件池の境付近は段差になつて傾斜しながら水際に達し、その先、五ないし六メートルが遠浅（大人のひざ位の水深）の状態になつており、本件池は民有地との境から急に深くなつていたものではないから、農業用溜池としての効用はともかく、危険な状況であつたといふことはできないし、当時の康之の身長は一・一メートルであるから、水際で水遊びをする程度であれば、右の池の状況からすれば、全く危険性のなかつたものであるところ、康之は五ないし六メートルも中心部に進んだため（泳ぐ目的で進んだ可能性が大きい）、溺死したものであるから、かかる結果についてまで被告が管理責任を問われるいわれはない。ちなみに、原告らは、昭和四九年七月七日に右団地に引越してきたのであり、死亡した康之は昭和四九年一月一〇日生で引越当時生後六ヶ月であつて、以後、本件事故発生により死亡するまでの間、当地で生活して来たのであるからその成長過程において本件池を含むあらゆる周辺の地勢・地形を徐々

にはあるが認識し得たはずであり、また、原告ら親としてもこれら池を含む周辺の状況及びそれに対する対応について十分子供に教え諭すべきであった。したがって、本件事故は、原告側の一方的な過失により発生したものであり、遠方からたまたま当地を訪れ、事故に遭遇した場合と同一に論ぜられるべきではなく、仮に管理瑕疵が問題となる余地があるとしても、本件事故との間に因果関係はない。』

この際、少し付言させて頂くならば、全面对決の場に立っている、原告側も、被告側も、このような、「七対三」の責任度を中軸とする、微妙で、ファジーな色合いのある、両当事者の「顔」も立てた判決（違った角度から見れば、これは、「味のある、穏当な、目配りの利いたた判決」ということにも、なるかもしれません）を受けて、名古屋高裁で、再度、判断（判決）を下して貰いたい気持ちが、強かったので（少なくとも、両弁護士は、恐らく、自身のプライドも賭けるようにして、再対決を望んでいたことでしょう）、普通の成り行きでは、まず、間違いなく、第二幕の裁判劇が展開されたはずですが。そこでは、三名の、かなりの経験を積んだ、多くの場合、優秀な裁判官が、合議の上で（多数決方式で、一つの見解へとまとまることになっています）、判決が下されるのですが、筆者個人の推測するところでは、恐らく、実質的に、第一審の場合の主張・反論とあまり変わらないような、両当事者の言い分をベースにして、高裁裁判官たちは、結論においても、また、論理の運びにおいても、第一審の裁判官とは一味違った、あるいは、根本的に違った判決を書く、ということになってくるはずです。「事実問題（ホンネ問題）」においても、「法律問題（タテマエ問題）」においても、微妙な要素＝契機をはらむこの事案について、上級審の判断が出ていれば、「法は、現代日本社会において、具体的にどのような

な役割を負うのか」という原理的な問題への取り組みを筆頭にして、議論は遥かに深められることになっていただいでしょう。

(E) ①「わたしの言い分」—原告側代理人（弁護士）の場合

とても珍しいことなのですが、朝日新聞は、両サイドの弁護士に、インタビューを試み、それを、紙上に掲載してくれています。なお、（ ）や [] の中の記述は、筆者個人の表現です。

—原告側からの訴えの取り下げについて、[原告側] 代理人だったあなたのお気持ちから聞かせてください。

『残念、の一語につきます。一審判決は、水死した幼児が、ため池の深みに入りこむ恐れのあることは予見できた、として被告夫妻の過失責任を認めている。そして、ため池の所有権は池が所在する鈴鹿市にあり、管理も鈴鹿市がしていた、と認定した。幼児は、柵のないところから池へ入って死んだのです。被告夫妻に危険が予見できたのなら、所有、管理者の鈴鹿市にも、予見可能であったはずです。論理として、そうなる。ところが、判決は、水ぎわから深みまで五、六メートルもあった。幼児が監護者の目から離れて、そんな所へ行くことまで予見して防護措置とる義務はない、と。それで、市も、池の底を掘って深みを作った建設会社も免責してしまった。結果的に、幼児を預かった被告夫妻だけの過失とされたわけです。もっとも、わたしは、被告夫妻の過失度が三割（原告夫妻の過失度は、七割も、認定されています）という認定は軽すぎる、とっていますが。とにかく、これらの問題点の判断を、きちんと高裁で求めたかった。しかし、判決後、原告へのいやがらせが、あまりにもひどかった。夫は、発注元に「明日から来なくていい」と仕事を断られ、強欲者、死ね、人非人、などと、電話でののしられ、匿名の手紙でやられた。小学生の女の子にまで「五

〇〇万円、何に使うの」と……。親類の商売にまで影響が出始めたために、原告夫妻は力つきてしまったんです。』

——匿名の手紙を、私もたくさん原告に見せてもらいました。確かに非人間的な、ひどい内容のものが多い。あなたにとっても、これは予想を超えたものでしたか。

『正直に言って、原告への反発や嫌がらせがあらわに出ようとは、全く予想しませんでした。マスコミの判決報道は、こぞって、「善意の」、そして「無償の行為」が、近所付き合いが、アダになった、というパターンだった、と思います。いわば、恩をアダで返す式の。これが、激しい反発を生んだのではないか、という気がします。しかし、冷静に考えてください。よそさまの幼い子を見ることになったら、むしろ、わが子以上に気づかうのが、普通の人情じゃ、ないでしょうか。わたしもある体育組織のボランティアをしてまして、子どもたちをよくスキーや海水浴などに連れて行きます。そのときには、見張りの分担を決め、保険をかけ、そりゃもう、大変な心づかいをします。わたしの家内だって、何度もご近所の子を預かったし、預かってもらったりして来ました。預かったときの気配りは、明らかにいつもと違います。そういった注意が払われてこそ、好意も善意も成り立ち得るのです。それのない、無償の行為は「無責任」の別の形態でしかない（動機がいくら好意や善意に溢れたものであっても、人様の子供を預かる、という以上、十分な注意を払う義務を負うのは、責任のある態度であって、「無償イコール無責任」などというようには、ならない、従って、この場合、民事責任を問われるのは、当然である、と強く主張されているのです）。』

——論理的には、おっしゃる通りでしょう。しかし、日常の近所付き合い

いは、ごく簡単に頼んだり頼まれたりして成り立っている面も、現実にはある。その場合、結果については、ある程度免責し合うことが、お互い、暗黙の了解になっていませんか。それが、否定され、開き直られたという驚き。ニュース報道の背景には、その点があった、とわたしは思います。（どの社会にも、「暗黙の了解」といったものが、ありますが、わが日本では、恐らく世界の他の国の場合とはかなり異なって、特にきちんと言うこともないままに、お互いに了解しあっている部分が、多く存在するのでは、ないでしょうか。）

『近所付き合いの、その側面は、わたしも原告も、決して否定していません。通常は、ご近所の法的責任などは、問いません。しかし、こんどの例は、ごく簡単な注意（このケースに当てはめれば、他家の子供に、「池に入ったりしては、いけませんよ。」と、予め注意しておくことを、指しているのでしょうか）で、防げた。そして結果が、あまりにも重大だった。責任は動機よりも、むしろ経過、結果にこそ、大きくかかわるものなのです。車の「好意同乗者責任」というものをご存知でしょう。好意から、無償で他人を車に乗せる。で、事故を起こして死傷させてしまった。その場合、乗せた方が、七、八割の責任を負って賠償を払わされる、というのが、判例でほぼ定着しています（もっとも、車両事故に関する限り、損害保険の制度が発達しているので、損害をカバーすることが容易である、という特殊事情＝ホンネが背景にあって、そのような流れになっているのでは、ないでしょうか）。動機は善意です。しかし結果責任は問われる。裁判でなく、話し合いで解決すべきだった、という指摘があります。これほど無内容な、したり顔の意見はない。いま裁判に訴えたら、解決までには、まず三年以上の期間と一〇〇万円以上の経費がかかる。いきなり裁判を望む

人はない、とっていい。こんどの例でも、被告側に、事故後、話し合いに行っても拒否されたから、と原告夫妻はいつてます。とにかく、話し合いがどうしてもつかないから、匿名の電話や手紙で原告を「鬼畜」などとののしったり、子供をいびったりして、正当な原告の権利行使を妨害した人たちは、許せません。愛児を失ない、裁判をあきらめさせられ、日夜ののしられる。あまりにひどいとは思いませんか。ただ、わずかな救いは、今回の裁判を通じて、世間の人に、責任ある近所付き合いとは何か、を多少とも、考えてもらえたのではないか、ということです。ただ、それだけです。』（新聞に掲載された、この弁護士のプロフィール紹介の欄には、「革新系弁護士の少ない地域での活動を志し」とありますが、提訴への支援を通じて、社会に一石を投ずると共に、時代に警鐘を鳴らすことを生き甲斐とする弁護士の「一般像」の表われを、この談話の中から、読み取れるのではないかと、筆者は思っています。世間一般の捉え方からすれば、この弁護士は、強い信念を持った「人権派」の人物、ということに、なるでしょう。）

②「わたしの言い分」一被告側代理人（弁護士）の場合

——被告側代理人だったあなたにも、[被告側の損害賠償に関する] 訴えの取下げに同意されたお気持ちを、まず、おうかがいしたいと思います。

『[池の管理者などの責任は一切不問にして、] 被告夫妻[だけ]の三分の過失責任を認めたあの判決だけは、控訴審（名古屋高裁）で否定してもらわなければならない、とと思ってました。が、原告側が訴えを取下げた以降は、被告夫妻にも無言電話や、かみそりの刃を同封して、「死ぬ」と書いた脅しの手紙が来たりしましてね。数は、励ましの方がずっと多かったのですが。で、被告夫妻が参ってしまった（それで、取り下げに渋々

応じてしまったのです) 』

——原告へのおどし同様、許しがたいことですね。

『そうです。わたしは、本当に高裁で争いたかった。あんな提訴、判決を認めたら、近隣関係、ひいては人倫がこわされてしまう。被告夫妻が、大丈夫でしょうよ、といったのは、隣人としての普通のあいさつにすぎません。ああ言わなければ、けんかになります。近隣関係も成り立たないのです。いいですか。日本には何の資源もない。あるのは人間だけです。その人間関係をこわして、あいさつもできないような社会をつくって、日本がなりたちますか。原告に提訴する権利があるのは、認めます。が、権利はあっても、人倫に反する訴訟は、してはならない、とわたしは思うのです。(「権利はあっても、訴訟はしてはならない。」などという主張は、学問的にも、常識的にも、かなり突出したものでしょう。)

——おことばですが、何が人倫に反するか、は人により、時代によって、かなり判断が違う面がありはしませんか。法律という、明確に、客観的に確立された基準で保障された権利を、人倫という広い概念と対立的にとらえるのは、いかがなものでしょうか。

『もちろん、法と人倫は、重なり合うのが、理想です。しかし、本来、両者は別のもので、ときに背反するのは、事実です。人倫とは、人が生きて行くための基本的なルールです。今回の訴訟は、近隣という、日常生活で最もたいせつな人間関係をこわす、という意味で、このルールにそむく、と信じます。』(先に紹介した、刑事裁判としての「ボランティア裁判」において、被告人の弁護人となったこの弁護士が、弁護弁論において展開した論法と、民事裁判であるこの事案における弁論と併せて考えて見ますと、この人物は、相当に「筋金入り」の方であるように、見受けられます。)

——そのご意見については、異論もある、と思います。が、それはどうか、あの水死事故の、責任の所在については、どのようにお考えですか。

『被告夫妻に、責任は全くなかった、と思います。大丈夫でしょうよ、といったのは、子供の安全についての被告の推論を、儀礼的に述べたにすぎません。原告も、その推論に同意したからこそ、子供を置いて買い物に行ったはずです。推論を述べて、あいさつを述べて、どうして責任を問われるのですか。しかも被告夫妻は〔特別に忙しい家事の間に〕できるだけ注意は、していた。判決は、水死の危険は予想できた、といい、幼児を監護する親一般の立場からしても注意義務はあった、と認定して、（不法行為絡みで）被告夫妻に過失責任を負わせました。こんな誤った判断は、ありません。自転車遊びをしていた原告の子供が、いつの間にか池に入った。ほんの五秒か一〇秒のかの間のできごとのはずです。しかも、池の水は濁って、底は見えなかった。たとえ、そばに大人がついていたって、防げたかどうか。五秒か一〇秒の間も、子供から眼を離さない、なんてことは、買い物に出る前の、原告すらやっていなかった。自分がやりもしないことを、隣人に求める。これが人倫にそうごとと、あなたは思われませんか。』

——判決にも述べられていない、その時間関係について、わたし（記者）に、どんな意見が述べられましょう。

『もともと、近隣同士の頼みごとというものは、やってもらえばよし、やってもらえなくても仕方がない、といった性質のものです。近隣交際はそういった〔暗黙の〕了解のもとに成り立っているのでは、ありませんか。やってもらえなかったからといって訴訟する、などというのは、人間のすることじゃない。』（「人間のすることではない。」という決め付けは、

法理の面からしますと、最大級の極論になるのではと、筆者個人には思えてなりません。)

——そうでしょうか。わたしは、一〇〇%の実行までは無理としても、頼めばまあまあやってもらえる、と期待し合う。そのかわり、結果責任などは、よほどでなければ問わない。近隣の信頼関係は、そういったものだ、と考えているのですが。

『わたしは、そうは思いませんね。でないと、声をかけ合うたびに、一つ間違えば賠償何千万円の覚悟が、お互いに要る。そんな近隣関係は、成り立ちませんよ。訴訟以前に、[被告側が、原告側と、円満な解決を目指して]話し合いをしたか、とおっしゃるのですか？ 被告夫妻の方から話し合いを求めてはいないはずですよ（原告側の言葉によりますと、「話し合いに行っても、拒否された。」とのことですから、被告夫妻の側は、能動的にも、受動的にも、「話し合いなど、しない。」態度を取っていた、という理解に立っているのでしょうか。それから、事案が裁判に持ち込まれた後の段階で、あまりはっきりしないのですが、裁判官が「訴訟上の和解」に導くような動きを見せた際、原告側が、和解を断ったのに対して、被告側は、和解の提案に乗るような気持ちを持っていたような事情も、あったようです。）。原告の状態から考えて、話し合ってもプラスはない、と判断したのでしょうかね。わたしだって、話し合うかどうかは、相手によって判断するでしょう。』

——好意で他人を車に乗せても、事故で死傷させたら賠償責任を負う、という判例については、どうお考えですか。

『どう考えても、あれは不当だ、と思います。判例では定着したかたちですが、わたしは支持しません。それに、本来危険が伴い、業務遂行に免

許が必要な行為をする場合の責任と、近所として望ましい行為をする場合の責任とを、同じに考えることはできないでしょう。』

③ このように、訴える側と訴えられる側、という両サイドにおいて、代理人として立っている人物たちの「言い分」を聞きますと、筆者には、第三の、最も重要な人物である裁判官の「わたしの言い分」や、訴え主である原告夫妻と、裁判の場に引き立てられた被告夫妻の、それぞれの、リアルな「言い分」を、ぜひ、聞かせて頂きたいと思います。昔は、「裁判官は弁明せず。」という気風が、「美風」として、持てはやされていたたようなのですが、最近では、口のお堅い裁判官も、退職後でなら、ポロリとホンネ（隠された本心）を、漏らしてくれることもありますので（二〇一五年に、あのオウム事件の中心人物を裁いた裁判官で、今は弁護士となっているある人物が、裁判の現場（法廷）の様子を、マスコミ取材に応じて、色々と語った事例が、ありました）、筆者の望みも、決して夢物語ではない、と信じています。

ここで、原告側代理人（弁護士）によって、被害者の両親が、比較的早い段階で、提訴に踏み切った事情を、新聞取材の際に語られている内容に関する記事（東京新聞・一九八三年三月二六日）をご紹介します。「子供を失ったXさん一家はショックで心中まで考えたほどです。四十九日を過ぎて（被告側は、お通夜と告別式には、列席していたということです：筆者註）、Yさんのところへ水死事故の模様を聞きに行ったところドアにカギをかけて会ってくれない。そういうことが三回続いたうえ、Yさん夫婦が『もう終わったことで、私の方には責任はない』『Xさん夫婦は若いのだかから、また生めばいい』と近所で話しているのが人づてに耳にはいり、腹にすえかねて訴訟を決意したわけです。」 この記事に接した読者

は、世間の噂話の恐ろしさを、きっと、感じ取られることでしょう。筆者は、隣人夫妻は、そんなに酷いことまでは、言っていないように思うのですが。いずれにしましても、一般に、加害者と名指しされている人は、被害者と対面することを、極度に避けようとし、また、隣人間の揉め事は、近隣の世界では、格好の話題になりますので、伝えられているような経過は、どこにでも生じてくる類のものです。隣人訴訟の恐ろしさは、そういうところにも、潜んでいますね。

ところで、話は変わりますが、二人の弁護士の言い分それ自体は、彼らの職業倫理の観点からして、とても立派であると、筆者には思われるのですけれども、しかし、その一方で、本来の訴え主である原告夫妻の声（これは、状況の移り変わりにつれて、微妙に変化していくでしょうが）と、裁判の場に引き立てられた被告夫妻の声（これも、同様に、流動的です）が、それぞれに、「声高な」弁護士の主張の前に、殆んど掻き消されていたのではないかと、感じています。もしそうなら、この成り行きには、何やら不条理なものも、まとわりついているのでは、ないでしょうか。「代理人である弁護士は、本人と一体である。」というタテマエは、もちろん、筆者も、受け入れますが、それでも、「金など、欲しくない」とか、「もう、この辺で止めてしまいたい。」とか、「別のかたちで、相手方の気持ちにいくらかでも添うような振舞いをしたい。」とかいった心情が、もし彼ら当事者の許にあったり、後で生まれてきたりすれば（これは、筆者の単なる推測に過ぎませんが）、それが、両陣営の弁護人によって、ちゃんと受け止められたのか、とても気になっています。

さて、私見では、「タテマエ」と「ホンネ」という、「二重のスタンダード」を駆使することができれば、タテマエの牙城として、私たちの前・

上・後ろに立ちはだかっている「法」の使い勝手をいくらかでもよくすることを通じて、法から利益を引き出すことも、可能になってくるのですが、しかし、「法」というタテマエの周りに絡み付いている諸々のホンネを引き剥がし、タテマエの正体をしっかりと見極める作業が、先にきちんと行なわれていなければなりません。「法」というタテマエは、大きく、重く、硬く、がっちりとした根を持っていますから、私たちは、よほど、しっかりとした、ホンネ面の技術を磨いていかなければ、タテマエに圧倒されてしまいますね。私たち日本人は、タテマエに馴染みやすい几帳面さを生まれつき具えているのですが、その一方で、臨機応変で、器用なところも、ありますので、「ソフト」面での、「ホンネ術」の開発能力には大いに期待できます。

それでは、以下に、具体的な事案に絡めて、「日本の法の実相・実態・正体」を探る試みを、してみましよう。「タテマエ」論は、一般人には理解に苦しむものを、多くはらんでいる部門で、どうしても、そこでは、専門的な話題が、中心になってきます。一方、「ホンネ論」は、常識人であれば、誰にでも親しめるものでしょう。そういう訳で、「タテマエ論」へのアプローチが、まず必要になりますが、これは、広い意味での、いわゆる「法学概論」を、ここで、少しだけ、展開させて頂くことに、なってきますね。その第一部は、「法と付き合う法（方法・作法）」で、それから、第二部は、「法の文法」です。後者は、「隣人訴訟」の判決に即して、展開されることになっています。

(F) 「法と付き合う法」

(a) その昔、古代ギリシアの哲人ソークラテースや、中国の賢人たちのように、一生の間、裁判に関わらずにいられたことを、誇らしげに語っ

た人士も居たようですが、そのような牧歌的な時代は、最早、過去のこととなりました。現代は、世界のどこでも、程度の差はあれ、法が、私たちを取り巻き、しかも、取り囲んでいますので、この法の存在を常に意識して行動していかなければなりません。実力が支配する政治の世界でも、国際法などが、規制を掛けていますし、国内に眼を転じれば、最も身近なところでは、行政法が日常生活の最前線まで、張り出してきています。刑法に触れる行為さえしなければ、この恐ろしい法とは無縁でいられるのですがそれでも、私たち一般市民が、「冤罪痴漢」に巻き込まれてしまうことも、ない訳ではないのです。それから、民事法の分野では、私たちは、一生の間に、大抵の人が、法と真正面から対峙する羽目に陥ります。読者の方々もよく御存じのことでしょうが、そのような状況を列記してみましよう。

① 隣人とのトラブルは、無数に生起します。その中には、「訴訟沙汰」になるケースも、次第に増えてきました。この手のトラブルは、近隣関係のことですから、どうしてもしこりが残ってしまうので、とても厄介です。

② 自転車を含めたクルマ関係の事故から、多種多様のトラブルが、発生します。法規制が現実にとっても追い付かない状況ですが、加害者も、被害者も、共に、法に真剣に向き合わなければなりません。

③ 身分法・家族法の分野では、「DNA鑑定」による親子関係成立の判断問題などを筆頭として、離婚裁判や相続争いなど、次第に問題が先鋭化する傾向に、あります。

④ 財産法の分野では、借金返済の問題、貸借契約絡みの問題、高齢者を狙った詐欺から発生する民事的な問題、などを巡るトラブルが、今や、日常茶飯事です。

そのような訳で、私たちは、もし、法と交錯したり、触れ合ったりする

情況になれば、法を毛嫌いしたり、法は難しすぎて手に負えないと、言っ
て、そこから逃げたりせずに、覚悟を決めて、法と向き合っていかなけれ
ば、不利益やダメージを蒙ってしまいます。法の何たるかを教えてくれる
現場組織のトップは、弁護士ですが、最近の司法制度改革によって、巷に
弁護士が溢れる状況になってきましたので、これまでとは様変わりして、
とりあえずのところは、無料で法律相談に乗ってくれる、先進的な弁護士
も、各地に現われてきたようですから、「プロに聞く。」作法が当たり前
の時代の前兆も、見えてきているようですね。世界の法先進国の中には、
弁護士を依頼しても、着手料を取らない（その代わり、成功報酬を多い目
に取る）システムを採っている国も、ありますし、さらに、弁護士保険の
制度がよく発達していて、それなりの額の年間保険料を予め支払っておけ
ば、日常的に、気軽に弁護士のアドバイスを受けることができるようになって
いる国も、あります。この手の保険制度は、これからも、ますます木
目細かになってくるでしょうから、後者の「知恵」は、日本にも、導入さ
れるかもしれません。実のところ、学生時代に、大学の「法律相談部」の
「法律相談」で、市民各位と接した経験のある筆者は、「法知識のオープ
ン化」には、特別の関心があります。

（b）「法」と言うと、特に、日本の人々の眼には、堂々たる社会機構
であって、揺るぎない存在であるように、映ることでしょう。しかし、法
の歴史の研究者である筆者には、「法」というのは、ある時代の、ある国
の、特定の歴史的状況の下で、その時々「体制」側によって作り出され
た

、特定の歴史的産物に過ぎない、ということになります。それから、以
下の点を、この機会に、指摘させて頂きたいと、思います。法は、当たり

前のことですが、血の通った人間が作り、人間が運用し、人間が動かしているものだ、という冷ややかな目線も、必要です。法をあまり神格化することは、危険なのです。法は、客観的な姿を取っていますが、その本質は、極めて主観的な産物です。このような法と付き合う際には、私たち人間が、主体的なポジションを、取ればよいのです。このように言うのは、あまり現実的ではないのですが、要は、気の持ちようなのでは、ないでしょうか。少なくとも、法が主人公で、私たちがそれに仕える身である、などということはない訳です。最後に、古代ローマのある法学者の命題をご紹介します。おきましょう。「法は、すべて、人のために定められたものである。」が、これです。

(c) 基本的・原理的に言えば、法というのは、必ずしも、常に、「善・正」という訳ではなく、「悪・不正」でもあって、その顔は一つではないのですが（表の顔と裏の顔とで、大きな違いがあるとも、言えますね）、人類は、長い間の経験によって、法を、それぞれの環境において、いわばアド・ホック（に）、「善くて、正しいもの」へと、磨き上げる努力をしてきました。例えば、現代について言えば、「人権尊重」の精神を、法規の中に、きっちりと反映させる、という実績は、世界共通の成果とまでは、なっていませんが、それでも、「方向の正しさ」の認識は、すべての人によって共有される方向で、広がっていますので、未来に希望が持てますね。

以上のようなタテマエ論から離れて、現実論（ホンネ論）の場に眼を移しますと、法は、私たちの、強力な味方になってくれることもあれば、恐ろしい敵になってしまうことも、あるのです。そこで、この法を味方に付けるには、どうすればよいのか、また、その反対に、法を自身に敵対するものに仕立て上げてしまわないようにするには、どうすればよいのかを、

その場その場で、よく考えてみなければなりません。「敵を知れ！」というスローガンは、正に、後者の場合に、関係してきますね。法は、その役割上、「成文法・制定法」システムを持つ国でも、「不文法・判例法」システムを持つ国でも、独特の論理構造を、具えています。これらのシステムは、それぞれの国の国情に応じて、時間を掛けて、形成されてきた一大成果ですから、その国の人々の「物の考え方」や「行動原理」に即応したものであり、国民の意識・論理との間に親和性が、成り立っているのです。彼ら国民は、「法がしっかりしていなければ、国は成り立たない」ことを、知っていたのでしょう。しかし、わが日本では、なぜか、伝統的に、「法」という社会規範を、独立のものにまで磨き上げる営みをやっていくことには、冷淡なところがありまして、慣習・慣行・習俗・習慣・道徳・モラル・矩・世間体・良識・常識・コモンセンスなどなどの、諸々の社会規範を巧みに駆使して、「ハードな」法ルート（タテマエ・ルート）ではなく、このような「ソフトな」法外ルート（ホンネ・ルート）を取りながら、アド・ホック（に）対応してきた歴史の実績が、あります。「話せば、判る。」という表現は、さすがに、今では、通用しなくなりましたが、それでも、こういう言い回しに郷愁を覚える向きも、あるのではないのでしょうか。「膝を突き合わせて語り合えば、トラブルを、多少なりとも、押さえ込むことができる。」という美風を、この厳しい御時世にあっても、守り育てていきたいものですね。これは、古風な「京都人」でもある筆者の願いでも、あります。御存じのように、日本は、明治期に、フランス法・ドイツ法を、そして、第二次世界大戦後に、アメリカ法を、それぞれ、ドラスティックなかたちで、導入した、かなり独特の国なのですが、以上に摘記したような、「法のようなものには、頼りたくない。」という原日本的な「規範意

識」は、色々と浮き沈みはありますが、今でも、完全に死に絶えた訳では、ありません。例えば、後に御紹介するような「和解」系の紛争解決手段は、これまでは、「前近代的な」手法として、冷たくあしらわれてきましたが、昨今では、世界も注目する、「理に適った紛争解決手段」として、再評価されるように、なってきています。そのような訳で、私たちは、これからも、タテマエとしての「法的な」トラブル解決手段と、ホンネとしての「法外の」それを、情勢に応じて、使い分けながら、ケース・バイ・ケースで、リーズナブルな道を探っていくやり方を、取っていくでしょう。何と云っても、後者の方は、ストレスが少なく済みますし、経費も掛からず、折り合いも付きやすいからです。「法」ルートを選択するにしても、回避するにしても、私たちは、一私人としても、「法の論理構造」一筆者の言う「法の文法」一を理解して、それなりに把握しておけば、色々とプラスになりますね。

(d) 「法」というのは、「権力・権威」の「家元」のような「お上」の構造物ですから、これとお付き合いさせて頂くには、「時」と「場所」と「状況」（いわゆる「TPO」）を、心得ておかなければなりません。私たち自身が、ある「法」に生活現場で向かい合い、それに対応していく際には、その法がどういうジャンル・タイプのものかを、見極めた上で、行動に出なければ、ミスマッチが発生してしまい、所期の成果には、到達することはできません。大まかに言えば、「法」には、以下のような区分があります。公法（典型的には、国家に関係する法）と私法（任意法規が中心の、やや緩やかな法）、実体法（例えば、民法）と手続法（例えば、民法に対応する民事訴訟法）、国内法（例えば、日本の私法）と国際法（例えば、国際私法）、「実定法（成文法・制定法）」と「非実定的な法（自

然法)などが、それです。

ところで、一般の人には、色々なかたちで立ち現われてくる法の正体について、知識を持って頂くのは、大変な難題ですが、以下に、状況は込み入っていますが、比較的親しみやすい例に即して、少しだけ、ポイントを示しておきましょう。

例えば、電車内で、自身が全く潔白なのに、痴漢行為を働いた廉により、迷惑防止条例違反で、現行犯逮捕された人物は、刑法犯でして、警察に挙げられ、検察によって起訴され、裁判所で有罪判決を受ける訳ですが、これは、「刑事」の話です。しかし、もし、犯人（加害者）とされた人が、被害者と巧く連絡が取れて（警察は、犯人側が、被害者に対して、不当な圧力を掛けたりすることがないようにするために、被害者の連絡先など、教えないのが、通例ですが）、被害者に「お詫び」をするとともに、何十万単位の「示談金」をお払いして（「示談を成立させること」は、「民事」の話です）、その代り、刑事告訴をしないように、あるいは、それを取り下げてくれるように、して貰えば、それで、ひとまず、「一件落着」となります。ここでは、「刑事」と「民事」が、微妙に交錯します。もう一つの「民刑交錯」のシチュエーションは、被害者が、痴漢行為で有罪判決を受けた人物を相手取り、精神的苦痛を受けたことを根拠にして、民事で高額の損害賠償を求める行動に出る場合です。興味深いのは、その人物が、「刑事」で有罪でも、「民事」で責任を問われることはない、といった、ちぐはぐな現象も、生ずることです。このところは、「裁判官が代われれば、判決も変わる。」というように、軽く説明しておきます（本当は、話は、そんなに簡単では、ないのですが）。逆に、「刑事」で無罪になったことに力を得て、真実では犯人などではない自身を酷い目に合わせた人物

（被害者をかたる輩が、典型的な人物でしょう）を相手方として、謂れない犯人扱いにより、精神的・経済的な損害を蒙った、として、「民事」で、問題の「被害者」に対して、損害賠償訴訟を提起した人物に、担当裁判官が、「原告である、あなたが、問題の痴漢の犯人である。」という、反対方向の判断をベースにして、敗訴の判決を下してしまうことも、あります（これは、現実にならった話です）。また、「刑事」事件としては、公訴時効が完成しているために、犯人追及の道は、既に断たれてしまっていますが、「民事」事件としては、損害賠償請求が、まだ可能なケースも、あります。「罪を償う」というのは、言ってみれば、「国家」に対するものと、被害者に対するものとの、二本立てになっているので、そういった経過のものに、なる訳です。次に、ある、現実には話題が投げ掛けられた事案を、紹介しましょう。ここにも、「民刑交錯」の実例が、ありますね。四人の少年が一人の少年に暴行し、彼を殺害します。「有罪」に相当する判決が出て、彼らは、少年院に送られるなどの処分を、受けました。これは、世間一般の常識からすれば、軽いものでした。少年事件ですから、それで、仕方ありません。被害者の母は、主犯格の元・少年を相手取って、一億円の損害賠償を求める民事裁判を起こし、勝訴します。しかし、その人物は、出所後に、姿をくらましてしまいましたので、その判決は、ただの「紙切れ」となります（最近のデータによりますと、このように、加害少年に対する民事訴訟で勝訴した、原告である、死亡した子供の親などの中で、現実には賠償金を手にすることができた人の比率は、僅か三〇パーセントにしか、なりません）。それでも、その、原告である母は、「お金が目的に裁判した訳では、ありません。息子が無残に殺害し人物に、なぜそんな酷いことが生じたのかを、本人の口から直接に聞きたい、また、本心

からしっかりと謝ってほしいと、思ったから、訴えたのです。巨額の賠償金を支払う義務があるほど、自身が大罪を引き起こしたことを、しっかりと認識して貰いたいと、考えました。」というような趣旨のことを、インタビューで語っています。いずれにしましても、「刑事罰」の他に、「民事罰」もどきのものがある、という訳です。

(e) 「事実」というのは、法的に物事を考えていく際に、大前提になるものなのですが、「事実は、その存在がきちんと証明されるまでは、存在しない。」といった、厳しい扱いになることを、ぜひ知っておいて頂きたいと、思います。法学の教科書や、一般向けの「ハウツー」ものの本は、事件＝事案に関係する、重要な「事実」が存在することが、当然の前提として、記述が展開されていますが、実は、そういった「法律問題」の精査と同じように重要なものとして、「仮にあなたのおっしゃる事実なるものが存在しているとしても、あなたは、訴訟などにおける相手方との対抗関係のさなかに、その人のクレームを圧倒するようにして、問題の事実の存在をちゃんと証明できますか」という類の「事実問題」が、あります。もしここで躓くと、先の展望は、ありません。世間のトラブルの多くは、この「事実問題」を巡るものですから、「法と付き合う法」よりも前に、「事実と付き合う法」を知ることが、お勧めです。それでも、こちらの方は、社会の現場で、「事実の有無」問題で苦しまれた、苦い経験をお持ちの方なら、少しの注意をプラスするだけで、苦もなくマスターされるのでは、ないでしょうか。

(f) 「法」というものは、例えて言えば、あまり性能のよくない、初期型のコンピューターのような側面も、持っているように、思えます（話は未来論に飛びますが、近未来では、スーパー・コンピューターが、裁判

官の代わりをしてくれるかも、しれません)。そこで用いられる「ソフト」は、とても人間臭くて、主観性の色合いを持ち過ぎているものばかりですが、それは、コンピューターが処理の対象とする事件関係者が、血の通った人間なので、やむをえないことですね。

(g) 「法」と真剣に取り組むためには、人は、いくつかの「コスト」を支払っていかなければなりません。この点についての予備知識が、法と付き合っていくには、どうしても、必要です。その取り組みの最たるものは、裁判の中で法と関わりを持つ事態になる場合のことです。民事裁判と刑事裁判では、事情はかなり違ってきますが、そのことをあまり強く意識せずに、考えてみましょう。

① 三審制を採る日本では(世界の他の国々では、必ずしも、そのようになっていないところも、あります)、裁判が終結するまでには、殆んどの場合、数年は、掛かります。

② 普通の事件であれば、弁護士が付きますが、その費用は、数十万円から数百万円も、掛かってきます。

③ 裁判を闘っていく際には、心理的な負担が、大きく掛かってきます。

④ それに、裁判に勝てるかどうかは、「常に不明」と言っても、過言では、ありません。しかも、勝訴が、次の段階で、逆転敗訴になったり、その逆の現象も、あつたりしますから、安心は、できませんね。

日本人にとっては、裁判を起こしたり、それに巻き込まれたりするのは、飛び切りの「異常事態」と、受け取られていますから、「勝てるかどうか、負けないで済むか」、「決着まで、どれくらい時間が掛かるか」、「どれくらいの経費を見込めばよいのか」、「神経＝精神がどこまで耐えられるか」、「裁判以外に、何か道はないか」などのポイントを総合的に勘案し

ながら、冷静に動くことは、容易ではないでしょう。このようにして、裁判の世界に足を踏み入れた人は、「どこで手を引くか」の点も含めて、「よい結果、ないしは、ほどほどの結果」の獲得を目指して、常に、トータルなかたちで、熟慮して頂かなければ、なりません。

(G) 法の文法

次に、この「津市・隣人訴訟」の判決に即して、「法の文法」のようなものエッセンスを、示しておきます。先の「法と付き合う法」の部門が、「総論」なら、ここは、「各論」の部門に相当することに、なってくるでしょう。

(a) 「判決というものは、オフィシャルな、司法機関の見解である。」・・・そこには、メリハリの利いた、鋭い形（タテマエ）しか、盛り込まれません。判決の背後に潜む、裁判官の本心（ホンネ）のようなものは、判決文の言葉の端々から、推測していくしか、手はありませんね。昔は、判決文は、冷たい感じに満ち溢れていましたが、昨今では、裁判官も、その人個人の人間性を、それとなく見せてくれるような言葉を、発するようになったと、筆者個人には、思えます。判決を言い渡した後、非公式もどきに、当事者に様々な内容の「声」を掛ける、「気の利いた」裁判官も、時には、見かけますね。司法記者たちは、その言葉をちゃんと私たちに伝えてくれますから、この辺りについては、御存じの方も、多いことでしょう。

(b) 「判決は、相対的なものに過ぎない。」・・・今回の判決は、下級審である地方裁判所の判断です。ですから、これは、名古屋高裁での控訴審で、根本的に覆えさたり、修正を受けたりする余地のある、ペンディングなものです（そういうことを認識していれば、原告夫妻が、現実

に、五二六万円もの大金を手に入れた、として、人々が原告側に対して厭味を言ったりするのは、筋違いの行ないであることが、お判りになるでしょう)。従って、私たちが判決に接するときには、訴訟関係者であっても、また、全くの部外者であっても、疑いの眼を持って、これを批判的に検討することは許されるし、また、その方が、望ましいのです。ところで、世間では、この判決が、世間の付き合い方というもののあり方に関して、司法に一石を投じた、というところを遥かに超えて、ルールを設定したものであると、大げさに受け止める向きも、あります。最高裁の判決なら、それくらいの発信力や権威があるでしょうが、いくら「お上」の判決といっても、やたらに、権威をこの津・地裁の一判決に認めるのはどうかと、思います。筆者の推測では、優秀な裁判官として評判の高い、その担当裁判官でも、論理構成や結論のところ、上級審で修正を受ける覚悟は、ちゃんと、できていたでしょう。それほど、この事案は難件に属するものでした。

ところで、私たちが、問題の判決文に接して、これを批判的に分析してみようとする際、二つのポイントについて、分けて考えていく必要が、あります。まず、ホンネの部分に当たる「事実問題」についてです。この事件では、母親が子供を置いていく状況を巡って、置いていく人の側と、置いていかれた人の側との間の会話の内容には、微妙な点があり、本当の事実を探り当てるのに、困難があります。「生活人」である世間の人で捉えられるものと、「司法人」である裁判官の眼で捉えられるものとの間には、食い違いも、出てくることでしょう。何と云っても、裁判官は、法廷において、関係者の証言を、直に聞いている訳ですから、部外者の私たちには、事実問題の分野で、判決に示された事実判断にクレームを付ける

ことは、容易ではありません。これに反して、認定された前提事実に対して、法規を適用していく論理の運びに関しては、私たちは、部外者なりに、批判の眼を向けることが、できます。これが、「法律問題」のフィールドにおける、私たちの態度表明です。この「隣人訴訟」の判決では、「契約の存在は認めないが、不作為の不法行為の存在は認める。」という論理構成になっているのですが、前者の点はともかくとして、後者の点については、あまりにも、責任が厳しすぎる、という、世間の人々の受けとめ方（「社会常識に反するのではないか」というのが、最も強烈なものでしょう）も、きっとあるでしょう。結論として、およそ、判決というものは、世・不正、適切・不適切、是・非などの観点からすれば、常に「相対的な」価値しか持ち得ないのです。この際、もう少し深読みしてみましよう。最高裁が以前に確定させた判決でさえも、後になって、その大法廷で、判例変更をすることも、ありますし、刑事「再審」では、堂々たる確定判決が、完全に引っくり返されることもあることが、判ります。また、下級審で、三名の裁判官の間で判断が違ふことがあっても、その最終判断は、多数決方式を用いて、一本化され、外へは見えてこないのですが、しかし、最高裁では、反対意見は公表される仕組みになっていますので、時には、実に「三対二」の僅差で、小法廷で、ようやく決着が付けられたことが、判明します。最近では、極めて重大な事案について、僅差の判定が出るケースが、少なくありません。別の小法廷が裁けば、正反対の判決が出てくる可能性は、少なくないのです（一五人編成の大法廷では、その心配は、ありませんが）。このように、判決というものは、その本質上、確固とした、絶対的な存在とは、なれないのです。

（c）「判決は判決でない。」・・・既に指摘したように、原告側は、

訴訟を取り下げてしまいましたので、私たちが、貴重な、高裁の判断に接することは、叶いませんでした。しかも、問題の、津・地裁の判決は、正規の第一審判決としての「資格」を与えられません。しかし、後世の裁判官たちは、恐らく、この「歴史的判決」を、事ある毎に、非公式に参照することでしょう。これは、「タテマエでは判決ではないが、ホンネでは立派な判決である。」ということになりますか。

(d) 「大岡裁きは、期待できない。」・・・早速、余談になってしまいますが、古代ローマの話から、始めましょう。古代ローマ法の展開を実質的に支えた「ローマ法学者」は、元々は、単なる一私人として、裁判の外に立って、法的なアドバイスを、公人私人を問わず、各方面の人々に、日々、無償で与えていたのですが（筆者の言葉で表現すれば、彼ら法学者は、法生活全般の「コンサルタント」だったのです）、彼らは、自身の下した判断に到る道筋・手順や論拠などについて、口をつぐむのが慣わしでした。「結果を見て下さい。」という訳です。多忙であるとか、手の内を曝け出すと、自身の権威が下落するとか、誤まりを指摘される危険があるとかの、色々な状況が、そのような態度を彼らに取らせた原因と考えられるのですが、恐らく、それ以上に、具体的なケースに即応した解決策というものが、一種のインスピレーションとか、直感・直覚とかによって、一瞬の内に、答として、頭に浮かんでくるものであることを、彼らが、経験的に知っていたことが作用して、そのような具合に、なったのでしょう。もちろん、このようなことは、法廷を指揮し、判決を起草する、現代日本の裁判官に当てはまるはずもないのですが、漏れ聞くとところによりますと、日本の裁判官は、どのような帰結に持っていけば、争い合う両当事者に、そこそこの満足を与えることができるか、一もっと率直に表現すると一ど

うすれば、上級審に事件を持ち込ませないようにすることができるか、などの点について、リアルに考えを巡らせ、そこで出てきた程よい考えに合わせるかたちで、判決を、論理的に理論構成していく、とかです。これは、例えて言えば、迷路パズルの出口から中に入り、入り口を目指す、逆向きのやり方のようなものかも、しれませんね。もちろん、現代日本の法学者たちは、机上の論理の使い手である場合が多いので、裁判官の論理構成それ自体の方に関心があり、その辺りの点について、具体的な判決に批判を激しく加えるのが慣わしなのですが、目前にあるトラブルを、円満に、しかも、スピーディーに判決の形で解決することを任務とする実務家・裁判官には、一法学者の判例批評ほど、それほどこたえないのかもしれない。彼らが気に掛けているのは、明治以後、既に何十年もの実績によって積み上げられれている、膨大な量の判例・判決の流れをしっかりと汲み取ることによって、担当事案にマッチした判決を生み出していくことでしょう。言うまでもなく、彼らは、本能的に、上級審で引っくり返されないような「無難な」判決を書き上げることを、目指しています（もちろん、自己主張の強い判決も、時には、現れてきますが）。ですから、彼ら裁判官の出す判決というものは、彼らの「ギルド」内部の「掟」のようなものに、忠実に従っており、それが、世間の常識や良識とはかけ離れたものになることが、決して少なくないのです。

そういう観点から、この判決を見てみましょう。そうすると、これは、それなりに「味のある」判決ではないか、という気が、しないでもないのですが、その辺りのことにつきましては、後で触れることに、なるでしょう。以上の点をまとめますと、判決というものは、具体的事案を対象にしている関係で、結果としての具体的妥当性を目指している営みです。その

「妥当性」ということになりますと、現代日本の法制度が、判決の形成に極めて厳しい制約を掛けていますから、「世間受けする判決」とか、「物分りのよい判決」とかを、彼ら裁判官に、私たちが求めるのは、無理というものです。どうしてもそういう解決を求めるのであれば、裁判とはまた違った解決ルートを、探り当てなければなりませんね。

(e) 「法廷は、プロの手によって運営される。」・・・民事訴訟では、本人訴訟も、できなくはないのですが、普通は、検察と、それに対する者としての、弁護士によってバックアップを受けている被告人（刑事訴訟の場合）と、弁護士によってバックアップを受けている原告及び被告（民事訴訟の場合）、というように、プロ対プロの戦いが、繰り広げられます。とりわけ、公の機関である検察は、私人である弁護士に比べますと、そのプロ性の点で、圧倒的なパワーを、誇っています。しかも、検察は「検察一体の原則」に則って、組織として動きますから、個人プレーをやり抜くしかない弁護士とは、格に違いが、ありますね。

「攻める側」と「守る側」が最も火花を散らすのは、刑事裁判の場においてです。「私」と「私」のぶつかり合いである民事裁判の場では、いわば「武器は対等」なので、いくらか穏やかなところも、あるのですが、それでも、世間で展開されるような、理屈＝論理のぶつかり合いとは、レベルの違う対抗戦が、法廷では、繰り広げられます。ここでは、世間における、「争う際の、ある種の作法」（つまり、自身の側にも、多少の落ち度があるかもしれないといった、控えめな、隠された心中の思いも、時には抱きながら、対決に臨むのも、勧められる場合があること）など、そっちのけで、プロにリードされた、「相手側が、すべて、悪い。」という「全面对決型」の脚本に忠実に則った「闘争劇」が見られることが、多いので

す。現代日本の裁判システムは、日本風の構造物ではなくて、遠く古代アテナイから、古代ローマを経て、後代にまで伝えられてきている「レトリック（弁論の技術）」が発揮される、あちら風の場合でありまして、硬度の高い「法の文法」のようなものが、力を発揮するところなのです。ここで、裁判の風景を、比喩的に描写してみましよう。訴えられた側は、時には、その内部で、責任を擦り付け合うようなことまでやりながら、必死に追及・追求を逃れようと、弁解を幾重にも重ね、これに対して、訴える側は、何とか敵を捕捉し、「お仕置き」をしようとしています。両サイドとも、使える武器は、何でも、持ち出してきました。中立の裁判官は、両陣営の綱引きを少し高いところから、真剣に観戦し、場合によっては、参戦もしながら、どのように勝負に決着を付けるかを、時間を掛けて、考えていき、判決のかたちで、その最終判断を提示するのです。多くの場合、両者もしくは敗訴側に、不満が残り、上級審へと事案が送られ、「再戦」となりません。現代の世界の各国の裁判制度には、一定の条件下ではありますが、「再戦」など認めず、「勝負は一回限り。」とする場合も、ありますが、普通は、「人間のすることには、誤りもありえる。」といった「ホンネ的配慮」や、「裁判における各判断を、司法全体で統一することができるような仕組みを確保しておきたい」といった、司法サイドの政策的配慮（タテマエ）などから、再審制度を筆頭とする「再戦」の制度が、設けられています。

（H）判決の余波

（a）一般に、刑事事件の場合とは異なって、民事事件では、その判決がマスコミで紹介されることは、あまりないのですが、しかし、本件の場合、その判決は、ジャーナリズムの最前線にいる司法記者たちに、強烈なインパクトを与えました。そこから、判決の余波が、大きなうねりのよう

になって、日本全体に広がっていきます。その第一波は、新聞・テレビを中軸とするマス・メディアのところに、そして、第二波は、そこから流れ出る、無数の情報に接した市民の許に、生じます。いずれも、予想外に過激な反応をしたと、総括しても、誤まりではないでしょう。そして、しばらく時間を置いて、法学者を始めとする「ジュリスト（法律関係者）」たちも、専門的な議論をそれぞれに試みて、大げさに言えば、学界は騒然となります。批判の矛先は、まず、このような事案を法廷に持ち込んだ原告側（被害者側）に向かい、その後、被告側にも向かいまして、結果的には、損害賠償請求の訴えそのものの「取り下げ」に到りました。これで、ゼロ地点に戻った訳です。このような成り行きについて、法務省は、異例のスピードで、「見解」を発表して、これで、ひとまず、事態は収められました。以下に、その点を、もう少し詳しく見てみましょう。

（b）一九八三年二月二五日の「原告一部勝訴（認容）」の判決は、すぐさま、大きな見出しの下に、全国各地の新聞で紹介されます。「無償の善意にも賠償責任」、「好意で預かっても責任」、「隣人の好意に辛い裁き」、「近所の善意に厳しい判決」、「近所付き合いに冷水」、「善意があだに」などが、その見出しです。これらがワン・パターンなのは、直ぐに判りますが、記者やデスクが、個人的な感情を丸出しにしながら、読み手側の思いを意識して、見出しを付ければ、どうしても、このようになってしまうのかもしれない。

（c）活字、音声、映像などのマスコミの動きを通じて、その判決の概要を知った世間の人々は、直ちに、恐るべきリアクションを示します。そのデータは、かなり詳細に知るここができます。勝訴した原告の家には、殆んど匿名での非難の電話が、何と、五〇〇本、手紙が、三〇通も、来て、

そして、被告の家には、激励の電話が、一〇〇本、手紙が、四〇通も、来ました。各新聞の投書欄には、判決への賛否両様の意見が、繰り返し、多数寄せられます。それらの経過と直接に関係するかどうかは、不明ですが、敗訴した被告側は、判決から一週間後に、名古屋高裁へ控訴します。他方で、一部勝訴の状態ですから、原告側も、同じように控訴するのが普通の成り行きですが、しかし、被告の控訴から一〇日後に、原告は、控訴をしないどころか、根本にある訴えそのものも、取り下げる処置に出ました。推測されるところによれば、誰とも判らない人からの攻撃に原告側が耐えきれなくなったこと、夫が、仕事の上で、冷たい仕打ちを受けただけでなく、親戚の商売にまで悪影響が出始めたこと、被害者（水死者）の姉が、学校でいじめにあったこと、などが、作用したようです。それで、その取り下げが報道されますと、今度は、被告側の方にも、電話や手紙によって圧力が掛かり、その結果、彼らも、自らの言い分を控訴審で訴え続けることを断念し、訴えを取り下げます。それから、国、三重県、鈴鹿市、会社も、取り下げに同意しました。法務省は、多数の侮辱的ないし脅迫的な内容の投書や電話によって、憲法第三二条に保障された、当事者双方の裁判を受ける権利が侵害されたものと判断し、判決後の世間の反応を、「人権擁護の観点からきわめて遺憾なことというほかはない。」と断定し、以下のように、異例の呼びかけを、国民向けに、します。「本件を契機として、国民一人一人が、法治国家体制のもとでの裁判を受ける権利の重要性を再確認し、再びこのような遺憾な事態を招くことのないよう慎重に行動されることを強く訴える。」

これくらいのごことは、良識ある人なら、誰にでも、判っていることなのですが、それなのに、一体、何が、人々を、あのような、恐ろしい「お節

介」の所業へと駆り立てたのでしょうか。きれいごとばかりのタテマエ論では、最早どうにもならないものが、人々の心を汚染してしまったのでしょうか。その後、似たような構造も見られる隣人訴訟も、確かにあるにはありましたが、報道する側に自制も見られ、幸い、反響は、それほどのものには、なりませんでした。人々は、悲しみに満ち溢れた事案を巡る訴訟素材を教訓として、法との「付き合い方」の難しさを、また一つ、学んだのかもしれない。

(I) 注目してほしいポイント

この事件には、水死事故から始まって、判決を経て、訴えの取り下げに到るまでの、五年余りの間、通例の裁判事件の場合とは比較にならないほどの厚みを持った経過が、埋め込まれています。法律家たちが、いつものような判例批評や判例評釈をこの判決に施すだけ済む、という訳にはいかないところに、特異な点が、存在します。実際のところ、この事案の成り行きにつきましても、市民の誰もが、しっかりとした「批判者」になる資格を具えています。人は、子供を預けたり、預かったりしながら、日々、育児を行なうという社会経験を、十分に積んでいるからです。次に、筆者なりに、問題が潜んでいそうな点を、探し出し、コメントを、いくらか、試みてみます。

(a) 「水死事故を巡る紛争（トラブル）を解決する方策として、裁判（訴訟）の形式が選び取られたこと」・・・世間で発生する各種のトラブルの中で、「法的なもの」に関わりを持つ、と予想されるタイプのものについて、考えてみましょう。現代日本の法システムにおいては、紛争解決の手段の中で、最も正統的なものとしての「裁判」ルートの他に、「和解」（世間で言う「示談」のようなもの）、「調停」、「仲裁」のルート

が、あり、その中間に、「訴訟上の和解」が、あります。これらについては、後の（L）の個所の記述を、御参照下さい。全く特殊な例とお考え頂きたいのですが、交通事故の場合なら、法的トラブルの決着が訴訟にまで持ち越される事案が、一パーセント程度にしかならないことが、示唆しているように、私たち日本人は、世界の他の国の人々とは、恐らく、異なっており、「黒か白かの決着」を、多少は無理でも、とにかく付けてしまうことをその本質としている裁判というルートを選び取ることには、かなり慎重な姿勢を取りがちです。現代日本に、今も、なお、はびこっている「裁判嫌い」の心情も、このことと、関連してくるでしょう。従って、本件の場合、近隣関係の中での紛争事案でありながら、お互いの間で、あるいは、代理人を立てるかたちで、相談や折衝がなされることもなく、比較的ストレートに裁判へと事態が移行してしまった訳ですが、そこには、何か普通でないことも、きっとあったに違いありません。

（b）「『預ける・預かる』といった、人の、極く日常的な営みに関して判決が認定した『事実』の姿が、かなり曖昧になっていること」……言うまでもなく、事件及び提訴の原点は、この事実関係にあるのですが、新聞などでは、意識的にか、あるいは、無意識にか、については、よく判りませんが、とにかく、「預かった」という行為を前提にしながら、報道が展開されているところも、ありますので、読者などの、情報の受け手は、その前提の上に、印象や感触を、積み上げているのです。「預かったようでもあり、預かっていないようでもある」といった判決の理論構成は、担当裁判官の苦心の作と見てよいでしょうが、しかし、これは、法の専門家たちにとっても、判りにくいものでした。一般の人なら、尚更、タテマエ（理論構成）のところはさておき、ホンネ（フィーリング）のところ、

「預かった」ものと、判断してしまうでしょう。それには、仕方がないところも、ありますね。もちろん、法廷では、被告側は、「全く預かっていない。」と強くクレームを付け、原告側は、「ちゃんと預かって貰った」と主張する訳ですから、重大な食い違いを抱えたまま、終局の判決に到ったのですが、これに、部外者である、マスコミ＝世論の連合軍が、悪く言えば、野次馬的な集団、よく言えば、強い関心を抱く層、として加わりましたので、話がとても複雑になってきています。そもそも、親しい人々の間での子供の預け合いは、昔ほどではないにしても、日常的に、どこでも見られる現象でありまして、全国に、無数にいる子預け経験者は、自身の身に振り替えて、この事件の成り行きを鋭く受け止めたので、判決へのリアクションが、強烈なものとなりました。それも、また、致し方のないことですね。

(c) 「善意で無償の行為が介在していること」・・・古代ローマ法以来の、古い伝統に従って、日本の現行法においても、「無償行為」が予定されています。「委任・準委任」が、その代表的な制度です。「準委任」に属する行為には、医師に治療を受けたり、弁護士に弁護を引き受けて貰ったりする、社会的に重要な行為が、含まれています（報酬は、別途、約束して、支払われる仕組みになっています）。ところで、法の設けているシステム（タテマエ）と、現実との間には、かなりのギャップが、あるようです。つまり、日本人の標準的な考え方によりますと、「善意で」、「無償の」行為については、極端に言えば、法規の構えとは関係なく、そういうところから生じてきた損害や望ましくない結果に対して、人々が、それに関わった人に向かって、責任を追及することを、どうしても、ためらいがちになるのです。それを強行する人は、余程の事情が介在しない限りは、

世間の人々の非難めいた眼差しに、晒されます。多額の金（例えば、賠償金）がそういった追及に結びついてくるときには（大抵は、そうなります）、事態は、一層、深刻となります。

（d）「金銭賠償判決が出ざるを得なかったこと」・・・世間の人々は、ああいう状況の下で、ともかく、五二六万円もの大金が動くことにショックを受けたに違いないのですが、現行法において（世界の他の国々の法においても）、民事訴訟というのは、結局は、金銭を巡る争いに、帰着します。これは、「法の文法」の命ずるところです。「慰霊碑を立ててほしい。」とか、「金など要らないから、心から、責任を感じて、謝ってほしい。」とかの、人の心の中に迫っていくような要求は、素直な気持ちとしては、よく判るのですが、しかし、このようなものは、法の側では、容易なことでは受け入れられません。発生した損害を、金銭の支払いでもって、償わせる、という「金銭判決の原則」は、古代ローマ以来の、長い伝統の産物として、メリット（例えば、他人でも責任を肩代わりできる、という合理性）も、持っていますので、今日まで、維持されてきています。大陸法（フランス法・ドイツ法など）とは別系統の英米法の世界では、とにかく、過失責任の存在（タテマエ）を公認して貫くことを主眼として、僅かの、名目的な金銭（ホンネ）での賠償を求める（つまり、金目当ての裁判など、やらない）、という「ウルトラC」的な手法もありますが、これは、大陸法の系統に属する日本法には、馴染まないスタイルでしょう。

（e）「国、三重県、鈴鹿市、建設会社の責任が、一切認められなかったことで、一個人である、隣人の被告たちの責任だけが、クローズアップされてしまったこと」・・・判決は、かなり細かく審理して、このような判断に到達した訳ですが、よく考えてみれば、何やらひっかかる所も、

ない訳ではありません。「準委任」という契約関係の枠内で責任を問うやり方を判決が採っていたのなら、預かり手の個人しか、責任追及の相手方にはできないのですが、判決の言うように、「子供が池の深みに入っていくおそれがある」ということで、「予見可能性」を設定し、その線で責任を問う、という論法を採るとするなら、これらの法人のどれかの責任も、浮上してくるはずでしょう。昨今の日本人は、国を始めとする公共団体が説教区的に責任を取っていくことに関して、あまり気にしないところがあるようなのですが、そこには、国民が、全体として、被害賠償を分担し合うことが望ましい、といった発想もあるように、思われます。いわば「助け合い」の精神が、ここに浮き出てくるのですね。もし、これらの法人のどれかに落ち度があったとして、それが損害賠償責任を一部引き受けてくれるようになっていけば（幸いにも、最終的にそのようになるには、間違いなく、最高裁判決までの長い道のりが、必要となるでしょう）、隣人に責任が被せられても、世間の反応は、これほどのものにはならなかったように、思われてなりません。

（f）「判決内容に関する、正確な理解が、世間では、得られなかったこと」・・・この事件＝事案は、まず、新聞報道を通じて、一挙に全国に知れ渡ったのですが、そこでの解説記事それ自体においても、また、その記事に接した読者の許においても、不親切な（極論すれば、あまり正確でない）受け止め方がなされ、それによって批判の声が大きくなった、という事情があるように、筆者個人には、思われてなりません。少なくとも、初期の報道において、十分な法的解説がなされていれば、人々の心にショックを与える度合は、減っていたでしょう。厳しい言い方になるかもしれませんが、ジャーナリズムの責任が問われても、仕方がないのでは、ない

でしょうか。そういった、重要なポイントについて、少し見てみます。

① 原告夫妻の請求額は、二八八五万円余りですが、判決は、五二六万円余りの支払いを被告側に命じただけです。これは、バリバリの「原告勝訴判決」なのでしょうか。タテマエとしては、そのようになるでしょうが、ホンネとしては、「原告の実質的な敗訴」の色合いも、「なきにしもあらず」ですね。実際のところ、被害者（子供）の水死事故について、被告側には、僅か「三割」の責任しかなく、訴え出た原告側には、何と、「七割」もの責任がある、と判断されたところは、重大な問題を含んでいます。なぜならば、「手の汚れた人が、それほど手の汚れていない人を断罪する（民事問題で、こういった過激な表現を取るのは、不穏当ですが）」などというのは、不謹慎で、不条理ではないかと、受け止められる余地も、あるからです、現に、物事のバランスを大切にす、英米法の発想では、こういった受け止めかたは、いわゆる「クリーン・ハンドの法理」にまで、高められていました。そこでは、「寄与過失」の構造に注目して、理論が組み立てられているのです。つまり、過失に基づく人身傷害事件において、被害者の側に、少しでも過失が存在すれば（つまり、「手が汚れていれば＝クリーンでなければ」）、加害者に対する損害賠償請求は、拒否されるという、物の見方が、支配的であったのです。現在では、その「寄与過失の法理」は、殆んど、克服されて、「過失相殺の法理（加害者側の過失と被害者側の過失を引き比べて、その比率に基づいて、賠償額を算定するやり方）」が、世界の損害賠償法の大勢を占めています。いずれにしても、よく、「物事を右から眺めるのと、左から眺めるのとで、見える像が違って来る。」と、言われますが、捉え方一つで、受け止め方も違って来る例の一つが、この「勝訴判決」問題なのでしょう。新聞の見出しにあるよう

に、「隣人につらい裁き」だけではなくて、「訴え出た人にもつらい裁き」といった副見出しを添えておく新聞が、あってもよかったのではないでしょうか。少なくとも、解説の部分では、その辺りの解説は、十分にできたはずですが。もっとも、この日本では、マスコミの論調は、常に横一線に並ぶことになっていますので、筆者の注文は、元々無理な話なのかもしれません。

② 被害者の両親が原告として登場してきているのには、「被害者に成り代わって」という資格に基づく部分が、別に、あります。つまり、原告側（両親）は、「僅か三歳の長男を失ったことによる精神的苦痛の一端を慰謝するものとして」、「各五〇〇万円、計一〇〇〇万円」を請求しているのですが、これは、「あの世」にいる被害者本人の「逸失利益」に相当する九五五万円余り、及び、「被害者本人のための慰謝料である五〇〇万円」とについての、被害者（死者）の、本来の「請求分」を、原告側（両親）が、制度上、肩代わりしているだけの請求とは、性質上は、別のものです。数字で見ると、ここでの、原告側の、その固有の請求額と、この肩代わり分の請求額の総計の間には、決定的な開きは、ありませんが、しかし、その一方で、現実の判決において示された数字である、本来なら被害者が貰うはずの、その「逸失利益」に相当する九五五万円余りなどの系列に属する賠償額である二八六万五九二二円と、被害者固有の慰謝料一〇〇万円とを合算した金額と、原告側（両親）に固有の慰謝料である一〇〇万円との間の開きは、とても大きくなっています。つまり、判決は、結果的には、死亡した子供への「賠償」に重点を置いた判断を下しているのです。判りにくい構造が、ここにある訳ですね。俗な表現をお許し頂くことにしますと、表には見えにくいところで、原告側は、裁判官によって、「とんでも

なく熱いお灸を据えられている。」のです。

ここには、年上の両親が年下の子供を相続する（水死した子供の両親は、「直系尊属」として、子供の損害賠償請求権を、相続します）という、世にも悲しい「逆相続」が、生じているのですが（特に、子供が、事故で親よりも先に死んでしまう、という不条理な状況を、「逆縁」という言葉で言い表わすことが、ありますが、この「逆相続」は、その「逆縁」の法的な効果の一つなのです）。ここで、比喩的な状況設定をして、問題の本質を、少しでも、炙り出してみることを、試みてみましょう。人間が、死んで、あの世（冥界）に入っていく、というとき、閻魔大王（筆者の生まれたところには、遠く奈良時代に創建された古いお寺がありまして、その、薄暗い「閻魔堂」の中には、「閻魔大王」の像が、凄惨な形相で、こちらを睨みつけていました）が、死者の生前の行ない・振舞いについて、審査＝裁きをして、然るべきところ（例えば、地獄）へ、振り分けていくとかいう、言い伝えが、ありました。これは一種の「人格裁判」ですね。さて、この世の「裁き手」である裁判官は、隣人を訴えた、子供の両親の側に、何と、七割方責任がある、と裁定したのですが、この閻魔大王の前では、彼らは、現世の裁判でのような原告ではなくて、今度は、子供の死に関わった「被告」として、水死した子供に対する責任を、問われることになってきます。現世の「隣人訴訟」の結果、敗訴した被告側から受け取った五二六万円余りにプラスして、自らの懐から、七割分相当のお金などを、損害賠償金として、冥界に先に行っている子供に、差し出さなければなりません。水死した子供の母親の方は、ちょっとした心の隙（大掃除をしている隣人の家に、そこで遊んでいた自身の子を、預けっ放しにしておいたこと）があったために、そして、父親の方は、仕付けに落ち度（湯水期の、

問題の池の中央部にできた水溜りのところまで、子供を連れて行ってやった、という「よろしくない前歴」)があったために、両親は、子供に、心から、謝らなければ、事は収まらないのです。現世の民事裁判では、「訴えなければ、訴訟なし。」という「法の文法」が、厳然と控えていますから、本来なら、「訴え手」となるはずの子供の地位＝資格は、その子供を相続した両親に「相続」されている格好になっていますから、訴える側と訴えられる側が、同一の人の許で、合一してしまい、訴えなど、できません。ですから、「脛に傷を持つ」両親は、安泰なのです。全くいい加減な言い方をお許し頂くなら、世間は、その閻魔大王の「化身」として、原告たちを「裁いた」ということにも、なってきますね。現に、新聞の投書欄には、書き手の怖い顔が、行間から浮き出ているようなニュアンスの論調も、いくつか、ありました。私的な、匿名の手紙には、更に過激ことが、書かれていたと、漏れ聞いています。もし問題の隣人訴訟について「勝ち負け」をどうしても明確にしておきたければ、「死んでしまった子供が、裁判官の手で、訴えられた被告側に勝訴する判決を下して貰った。」という説明の仕方になってくるでしょう。ですから、見方によっては、「両親の勝訴」などとは、簡単には言えないのです。

③ 判決は、五二六万円余りの賠償金を、被告が原告に支払うよう、命じていますが、これは、有責判決が確定したときに、初めて、具体的に問題になる金額です（その額が、上級審で修正される場合も、あります）。時には、第一審で決着が付く場合が、ありますが、本件のように全面对決の様相を呈している事案なら、両者とも、とことん争うでしょう（もっとも、後述するように、最近では御馴染みになった「個人賠償責任保険」が、被告の家の側に用意されていれば、幸いにも、金銭問題はこれで決着とな

る可能性も、大いにあるはずです)。

さて、この事案の結末について、批判的な印象や考えを抱いている人々が問題にしているようなポイントは、実に多様です。そのために、論点が巧く噛み合ってきません。その点を、筆者が問い掛けをするかたちで、整理してみます。

「そもそも、訴え＝裁判の手段に訴えたことが、広い意味における『ルール違反』ないしは『掟破り』なのですか?」、 「『世間の常識に反する所業である』と断定＝断罪されるとき、その『常識』の中味は一体何ですか? また、その常識というものは、一体、誰によって決められるのですか?」、 「『担当裁判官の処置及び判決内容に、問題がある。』と言うのですか?」、 「『現代日本の法システム（例えば、金銭判決しか、用意されていないこと）そのものに、問題がある。』とされるのですか?」、 「提訴や応訴に関わった弁護士の対応に問題があるのですか?」、 「ジャーナリズム一般の姿勢・資質や、それが負う責任について、問題視しているのですか?」などなどです。

実際のところ、「もし、あなたが、ああいった状況の許で水死してしまった子供の親であるとすれば、あなたは、一体、どういう対応をしますか?」という問い掛けを人からされたとき、それに対して、きちんと、確信を持って答え切れる人など、日本人の中には殆んど居ないように、筆者個人には思えるのですが、いかがでしょうか。今更ながら、この、「隣人訴訟」という「事件」が、私たち日本人に突きつけた問題＝課題の、奥行き、深さ、重さ、複雑さ、悩ましさを、私たちは、思い知らされるのです。

(J) 一つの見方

訴え出ることが、極く日常的な行為であった、古代ローマ社会の風景で

あることを、思い浮かべながら、日本の「隣人訴訟」の経過から、読み取れるものを探してきた筆者も、本編の終わりに当たって、個人的な感慨を述べさせて頂かなければなりません。この事案は、決して、「ひとごと（他人事）」ではないからです。それでは、ここで、あるいはお節介なこともかもしれませんが、ひよっとすると存在していたかもしれない、被告の気持ちと、原告の気持ちを、勝手に推測してみましょう。

まず、被告側につきましては、① 「親しい間柄のせいとはいえ、他家の子供の面倒を見るような格好になっていなければ・・・」、② 「水死事故の後、愛児をを亡くした人の側に、少しでも立って、謝るなどの気持ちを表わすなどして、その人たちの悲しみに、一緒になって、向き合っていたら・・・」、③ 「近所や地区の世話役に、こういう不幸があったとき、どうすればよいかを、少しでも、相談できていたら・・・」、④ 「事故後、相手方に会うのを避けたりせずに、それなりの対応を、粘り強く、していたら・・・」、⑤ 「事故と関わることになった、という現実には真正面から向き合って、どんなに気まずく、辛くても、思い切って、腹を割って、話し合うことが、できていたなら・・・」、⑥ 「訴訟で全面对決する道を選んだ弁護士以外の、もう少し柔らかい対応もしてくれるような弁護士に出会えていたら・・・」などの思いが、ひよっとすると、あったかもしれません。

それから、提訴のアクションを起こした原告につきましては、① あのととき、市場への買い物に連れていかれるのを嫌がっていたわが子を、無理にでも、連れて行っておけば・・・」、② 「あのととき、ちゃんと、わが子の面倒を見て貰うよう、その隣人にきっちり頼んでおいていたら・・・」、③ 「事故の後、相手方を問い詰めたりせずに、互いに話ができる人間関係

を、かすかでも、持ち続けることが、できていれば・・・」、④「裁判の手段に訴えるのとは違った方法で、自身の本当の気持ちを表わすことができていたら・・・」、⑤「提訴に踏み込む前に、地域の有力者や知り合いの人に、それでよいのかについて、相談することができていれば・・・」、⑥「弁護士に仕事を依頼する前に、敗訴してしまうことまでも含めて、事の成り行きの可能性についての情報をその人から、得られていれば・・・」、⑦「攻撃型の弁護士ではなく、もう少し、広い視野を持つ弁護士に出会えていれば・・・」、⑧「誰に対して訴えをぶつけるかについて、また、訴えの本当の意図を自身で確認することについて、初めによく考えておいたら・・・」、⑨「裁判の途中であっても、もっと別の道を探るよう努力していたら・・・」、⑩「新聞沙汰にならなかつたら・・・」などの思いが、ひよっとすると、あったかもしれません。このように、人は、誰でも、もはや取戻しの利かない過去を振り返って、自身のいくらかの不明と、運命の多くのいたずらを、嘆かなければなりません。今にして思えば、事件の展開の中には、いくつかの岐れ道もあって、その一つを取れば、社会通念にもマッチするような、それなりに穏便な結末に辿りつく機会も、あるいはあったのではないかと、筆者には思えてならないのです。いずれにしましても、原告夫妻は、まっしぐらに、一つの「正道」を、歩きました。それは、皮肉にも、「法の道」なのです。ところで、遠く最高裁まで通じている、三審制の裁判制度の下で、とことんまで闘い抜く気力を持って、相手方の非を徹底的に暴き、現実失なっただけのものについてはもちろんのこと、悲しみまで、金銭へと転化して、「損害」として評価し、判決によって公定された賠償金を、国家の強制力を用いて、被告側から、奪い取る（時には、復讐のために、そういった要素が、強まってくることさえ、あります）という営みは、時と場合

によっては、狂気の沙汰とも、見られてしまうことも、ない訳では、ないでしょう。しかし、被害を受けた人が、すべて、裁判沙汰を好んでいる訳では、ありません。それでも、被害者側が、公の力を借り、裁判の手段に訴えて、不幸な事故に到る経緯・プロセスをきちんと知るようにならなければ、心の膠着状態が打開できず、自身が虚空の中に閉じ込められているような気分させられることも、きっと、あるでしょう。このように、いくらか文学的な情緒に浸ってしましますと、原告夫妻以外の、裁判劇の登場人物たちも、皆、それぞれに、自身の置かれた局面の中で、もがき苦しみ、人間として、精一杯の努力をしてきているように、筆者個人には、思われてなりません。

裁判官としては、ああいった状況下の事故であるからには、誰にも責任がなく、不可抗力による事故であるとか、子供を預かった格好にもなっている親たちだけが悪いとか、被害者自身の方に全責任があるとか、池そのものに全責任があるとかの、極端な理屈で事案を処理する訳には、いかないでしょう。事態は、人間の「業」のようなものの積み重ねである以上、極めて複雑な様相を呈しており、判断する際には、「バランス感覚のみが頼り」というところも、確かにあるのです。裁判官は、原告の訴えに対応する、という堅い枠組みの中で、とにかく、裁きにおいて、「イエス」か「ノー」かで、一区切りを付けなければなりません。もし彼が、「訴訟上の和解」を成立させるよう努力していれば、「イエス」でも、「ノー」でもない、ファジーな色合いもある解決策を見出すチャンスも、あるいは、あったはずですが、彼は、理由は判りませんが、その手を使うことは、しませんでした。正統派の裁判官のように見受けられる担当裁判官は、この事案が、和解に馴染みにくい契機をはらんでいたと、見抜いていたのかも

しれません。そもそも、彼は、自身の書いた判決が、これほどのリアクションに見舞われるなどとは、思っていなかったはずですから、普通なら、それで一向に差し支えないのですが。

筆者と致しましては、結論に到るまでの、判決の論理構成の仕方については、大筋において、妥当であると、受け止めています。それでも、責任の度合いのところを、被告夫妻については、最大限引き下げる（一对九の比率が、最大値でしょう）と共に、単に名目的なかたちでも結構ですから、溜池の管理の面で、どこかの法人に、何らかの手落ちを認定して、敗訴に回る側を複数にしておくくらいの配慮があってもよかったと、考えています。ここまできると、あの「大岡裁き」の流れのようなものに接近してくるかもしれませんね。しかし、これでも、世間の批判をいくらか少なくするぐらいの手段にしか、過ぎません。日本的な正義・衡平感覚をストレートに押し出すような、強烈な意思の力が働いて、提訴行為も、判決も、一気に押し潰してしまう方向へと圧力が高まれば、判決での少々の工夫など、弾き飛ばされてしまうでしょうが、それでも、時と場合次第では、それで、ひとまず、批判の流れが堰きとめられることも、あるでしょう。

最後に、優れた「民法学者」であり、同時に「ローマ法学者」である河上正二氏のご見解を紹介しておきましょう。名著『民法学入門』（日本評論社・二〇一四年・第二版増補版）の二三ページ以下に、次のような記述が、あります。「私見では、当事者間に子の預託に関する『無名契約』が成立したと認めたいうえで、過失相殺を施し、損害の1割程度の賠償責任を認めるといったところが適当ではなかったかと考えるが、確信はない。」結局のところ、河上氏は、「不法行為責任」ではなくて、「契約責任」を、損害賠償のベースに据えておられるのです（そうではなくて、「不法行為

責任説」の方を採る法学者も、存在します)。ところで、その「無名契約」というのは、民法の中の、一三種ある「典型契約＝有名契約(名前が付けられている契約類型)」との対比において、それ以外の「非典型契約」と言われているもののことです。前者には、タテマエ性があり、後者には、いくらかホンネ性がある、というように形容できるかもしれませんね。ところで、この河上氏の分析と、筆者の所感との「共通点」は、可能な限り、被告夫妻の金銭的責任の額を低く抑えることなのですが、ひょっとすると、この点は、共に「ローマ法」に関わりをもつ研究者であることと、関係があるかもしれません。古代ローマ法学者の中にも、こういった発想が見られるかもしれないからです。余談になりますが、先の「確信はない」という、河上氏の学問的心情の吐露の中に、筆者は、学者としての「謙虚さ」や「良心」のようなものの表われを、見えています。確信を持って理論を説く学者・知識人が多い中で、ここまで率直に語る人は、珍しいのではないのでしょうか。「確信もなく」、「タテマエ・ホンネ論」を掲げる筆者には、このお言葉は、本当に、心に響きます。

なお、「津市・隣人訴訟」を巡る複雑な法律問題などにつきましては、富田仁氏の作品である「隣人訴訟—津地裁昭和58年2月25日判決から30年を契機として」(三重法経・一四二号・二五ページ以下)の中に、詳細な分析と整理が、あります。

(K) 総括—「タテマエ」と「ホンネ」の絡み合い

「法」、及び、その現場展開の一局面である「裁判」は、タテマエの取り仕切る領域です。それでも、多くのパーソナリティーが絡み合う裁判は、人のホンネ(意欲・欲望・思い)が自己をアピールする場でも、あります。従って、どのような裁判においても、諸々のタテマエとホンネが、裁

判過程やその経過の各所に、姿を現わしてきます。その中でも、本編で取り上げた「津・隣人訴訟」は、その「タテマエ・ホンネ論」に関係する性質の複雑性において、第一級のものをはらんでいます。以下に、これまでの分析の結果を、総括しておきましょう。

(a) ① 原告の提訴から始まり、判決で終わるプロセスは、通常のものですが、勝訴した原告は、訴えを取り下げてしまいます。判決は、タテマエ（形式）としては、判決ではないのです。しかし、ホンネ（事実）としては、それは、記録に留められます。担当裁判官によって生み出された、「判決」という成果は、後代の裁判官によって、それなりに、受け継がれていくことでしょう。隣人を訴訟沙汰に捲き込む「隣人訴訟」は、人付き合いが先鋭化していく未来において、これまで以上に、登場してくるでしょうから、それに裁きを付ける際の、判決の「論理」がしっかりとしたものになることが、期待されるからです。

② 隣人の子供についての「預かり行為」が存在する、という前提に立てば、ここに、契約関係が、設定され、被告側は、その「預かり」が、善意の行為であって、しかも、無償（タダ）の行為であっても、正規の預かりをする組織（例えば、保育所）で事故が発生したときと同じレベルの責任か、問われることになるでしょう。しかし、ある人が、ある人に、たまたま、不法行為を行なったときに発生する責任（不法行為責任）の問い方のレベルは、理論上は（タテマエ論からは）ともかくとして、現実論（ホンネ論）としては、先の「契約責任」を問題にする場合よりも、どうしても、低い目になるように、思われます。そのような意味で、裁判官は、被告側の責任をできるだけ軽くするように、との配慮から、法のタテマエに縛られた「契約責任」の線で、責任関係を判断する道を取ることはなく、

諸々のホンネにも、出番がある「不法行為責任」の線で、彼なりの「軟着陸」を目指したのではないのでしょうか。これは、筆者の、至って個人的な観測です。

(b) 裁判＝訴訟は、法規（実体法及び手続法）という、最高級のタテマエが、取り仕切っている領域です。もっとも、そのタテマエの内部において、ホンネに相当するようなものが、いくつかの局面において、顔を出してきますが、そこでは、そのホンネには、あまり期待は掛けられませんね。これに対して、後述する「裁判外紛争処理手続」と総称される手続ルートを取ることができれば、ホンネには、正規の「市民権」のようなものが、与えられると、比喩的に表現することも、できるでしょう。しかし、問題の隣人間のトラブルでは、最終的には、正規の訴訟手続を通じて、被害者側の追求・追及が、目指されました。何らかの「裁判外紛争処理手続」を模索する動きは、当初はなくて、一気に、事態は、タテマエ世界である訴訟の場での決着の委ねられましたが、その訴訟の経過の中でも、後述するような「訴訟上の和解」が試みられれば、「世間の常識」といったものを多少でも加味する「ホンネ的な解決策」にも、出番があったことでしょう。そうなれば、タテマエとホンネの交錯は、有用な結果を導き出していたはずなのですが。

(c) 原告側は、隣人夫妻の外に、鈴鹿市、国、三重県、会社を、被告の座に据えたのですが、それらの組織が、『請求の原因に対する認否及び被告らの反論』の中で展開した論理の中にも、弁護士業界で一般的に援用される手順が見られますが、そこには、「タテマエ・ホンネ論」で説明が付く部分が、あります。ここで、「国」が防御の論法として展開した論理を、特に取り上げてみます（「三重県」の場合のものも、殆んど同様の表

現に、なっています)。

『仮に、本件池が被告国の所有に属し、かつ公共の用に供されている所謂法定外公共物であつたとしても、その管理主体は地方自治法二条二項、三項にてらし、被告国ではなく地元市町村であることは明らかであるから、原告らの被告国に管理の瑕疵責任があるとの主張は理由がない。・・・本件の場合、法定外公有物であり仮に被告国が本件池の管理者であつたとしても、以下に述べるとおりその管理に瑕疵はなかつた。すなわち、本件事故は水辺から五、六メートル位中にある深みに康之が入つて水死した事故であるが水辺から五、六メートルは安全な浅瀬になつていたのであるから、康之らが水辺で遊ぶだけならば危険はまったくなかつたものであるところ、幼児とはいへ、五月に水辺から五、六メートルも池の中に入つて行くことは、通常予測できないことであり、本件事故はこのように被害者の異常な行動によつて発生したものであるから、仮に被告国に本件池を管理する義務があつたとしても、その管理に瑕疵がなかつたものといわなければならない。』

まず、国は、タテマエとして、「池の管理主体は、被告国ではなくて、地元市町村である。」といった「資格論」を大上段に振りかざしておいた後、ホンネ論（事実論）として、『本件事故はこのように被害者の異常な行動によつて発生したものであるから、仮に被告国に本件池を管理する義務があつたとしても、その管理に瑕疵はなかつたものと言わなければならない。』というように、二段構えの防御陣を張る訳です。

余談ですが、あの田中角栄・元・総理大臣が、一九七七年一月二七日に初公判があつた、あの有名な「ロッキード事件」を巡って、起訴されたとき、被告人側には、問題となつた「贈収賄」に関して、同じ否認をしてい

くにも、全面否認（「現金を受け取ってもいないし、「請託」もない」）の策と、部分否認（「確かに現金は受け取ったが、それは、「賄賂」でなくて、単なる「政治献金」に過ぎない」）との、両様の対応策がありえませんでした。しかし、被告人側（その弁護団には、元・最高裁判事から、数名の元・高検検事長など、多数の大物弁護人が、勢ぞろいしていました）は、筆者の分析によれば、まず、ホンネ論（事実論）として、「五億円」もの大金の授受がなかったとして、検察の論告に対抗し、それから、もしその金銭を受領していたことが認定される事態に立ち到ったとしても、ロッキード社の飛行機の機種選定に関して、総理大臣は権限を保有していないので、「受託収賄」の罪は、適用されない。」といった趣旨の、タテマエ論（法律論）を押し立てて、完全抵抗の姿勢を示します。その甲斐もなく、彼は、第一審及び第二審の場で有罪判決を受けてしまいます。彼は、引き続き、上告をして、最高裁の最終判断を待ちながら、審理継続中に、死亡しました。被告人の弁護団が押し立てた防御の論法は、「ホンネ陣」が突破されても、「タテマエ陣」で、再度、抵抗するという、二段構えのものになっていましたが、そのような「弁護のプロ」好みの、ある意味では常套的な作戦は、新聞の投書欄などで、「汚い手を使う」とか言われて、批判された経緯も、あります。「防御用に使える武器なら、何でも、使って差し支えない。」という、「法の文法」で認められた手法を駆使した田中弁護団の法廷作戦は、世間には、不評でした。

（d）判決では、勝訴の結果が、導き出されたのですが、それは、全面勝訴という訳では、ありません。訴えに及んだ原告側に「七割」もの責任があり、訴えの場に引き出された被告側には、「三割」の責任しかない、との計算で、水死した子供の「逸失利益（いわば、「命」に代わるもの）

が、弾き出され、その三割分についてだけ、被告側に賠償の支払いが、命じられたのです。法構造上、原告の役割を演じることになっている側の、先の「責任」は、不問に付されました。この点に注目してみますと、タテマエ上は（法の見地からは）、「原告勝訴」ですが、ホンネ上は（死に到る過程を直視すれば）、「原告敗訴」の雰囲気も、漂ってきますね。つまり、「より悪いのは、両親の方だ！」という断罪（この表現は、いかにもどぎつ過ぎますが）が、見えてくるのです。

（e）死亡した子供は、もちろん、原告などにはなれませんが、その人の持つ損害賠償請求権は、子供の親たちに、「相続」を介して、引き継がれます。これが、タテマエ（法規）上の構造です。しかし、本当の（ホンネ上の）「訴え主」は、最早この世に居ない子供です。ここで、比喩的な表現を取らせて頂きますと、敗訴した被告側が支払う賠償金の殆んどは、その子供の「お墓」に供えられるべきものなのです。一方、勝訴した両親は、お墓の前で、自身の子供に対して、心から、「お詫び」をしなければなりませんね。

（f）「津・隣人訴訟」の一連の経過を観察してみますと、裁判所の一判決という具体的な存在を巡る問題性（ホンネ）と、その判決を契機として、主としてマスコミ全般が、一致して、その独特の鋭敏な意識を働かせて、社会全体を巻き込み、法の本質やその機能・役割のあるべき姿を巡る問題を提起した、という問題性（タテマエ）との、二面構造が、見えてきます。問題の判決は、従来からの、同ジャンルの裁判例において下された判決の流れに沿って構想されたものでして、それほどの特異性は、認められません。その意味では、これは、「おとなしい」ものです。一民事判決についての、マスコミの取り上げ方が、通例のように、軽いものであれば

(刑事判決の場合には、しっかりした報道も、なされますので、事情は違いますが)、この判決は、人からあまり注目されずに、流れていったことでしょう。「ホンネ」とは、そういうものです。しかし、後者の問題は、想像できないくらいの広がりや深みを持って、日本全体を巻き込みました。

「一億総評論家」現象が、ここに現出したと、規定しても、差し支えないでしょう。「タテマエ論」は、時と場合によっては、重いものとなることですが、あるのです。普通は、リアルなホンネの方に存在感が感じられるのですが、今回の場合、理論的・観念的・抽象的なタテマエの方が、重量感を持って、私たちに迫ってきました。この事案の経過が私たちに突き付けた問題性は、これからも、様々なかたちで、受け継がれていくことでしょう。

「タテマエ論」には、それだけのパワーが、秘められているのです。

(g) 本題の「津・隣人訴訟」関連の「タテマエ・ホンネ論」から離れて言えば、民事事案である「津・ボランティア訴訟」と並んで、「ボランティアの過失犯罪」を迫及した刑事裁判の経緯の中にも、興味深い現象があります。第一審では、有罪判決が出ました。その刑罰は、五万円の罰金だけです。執行猶予が付く類の刑罰では、なかったのです。タテマエ上は、「有罪」ですが、罰金の支払いで済みますから、ホンネでは、有罪性は、薄められますね。この他に、第二審で、有罪判決は覆され、無罪判決が下されて、それで確定となり、被告人の刑事責任が、問われなくなった点が、注目点となるでしょう。なお、民事責任の方は、被告が控訴しなかったので、それで、確定です(損害賠償は、きちんと、支払われました)。検察は、「たとえ、無償の奉仕活動をするボランティアであっても、刑事責任を問われる場合がある」という大原則を世間に向かって発信することで、彼らなりの「正義感」を示したのです。これは、「タテマエ的な行動」と

ということにも、なってくるでしょう。ここから後は、筆者の至って個人的な見方ですが、第一審の有罪判決が世に出たことを重く見た上で、控訴審（第二審）は、第一審の論理とは少し違うかたちの論理を駆使して、無罪判決を導き出しました。この点については、検察に不満もあったでしょうが、検察は、これで矛を収めました。無罪判決により、検察の「権威」は、少し傷つけられましたが、第一審の有罪宣告で、得られるところもあったのでは、ないでしょうか。過去の犯罪に裁きを付けるというのは、いわば「ホンネ（具体的対応）」ですが、将来に向かって、「ボランティアの刑事訴追の可能性」を高く掲げる、というのは、いわば「タテマエ（一種のルールの宣明）」とも、考えられるからです。

（L）未来への指針

（a）「幻の」の「津・隣人訴訟」のベースとなっているような「事実関係」つまり、「預かったのか、預かっていないのか」が微妙な、人の付き合い関係の中で、起きてしまったた事故を巡る事情—は、これからも、私たちに身近なところで、色々と形を変えて、発生してくるでしょう。試しに、他家の子供が、勝手に、あるいは、その母に連れられて、自身の家にやってきて、自身の子供と、自身の家で遊んでいて、その他家の子供が、自身の家から、勝手に道路に飛び出して、重大な交通事故に遭遇した状況のことをお考え頂ければ、大体のところは、お察しが付くと、思います。そういったとき、他家の子供を受け入れた家の側が、どのようにその子供の人身事故に対応していけば、マイナス面を、最小限に抑えられるか、という点について、少し考えてみましょう。その一つは、事故に遭った子供を家に受け入れていた側が、相当な額の「お見舞金」を、自身の懐から、差し出すか、あるいは、形式（タテマエ）の上では、何らかの過失を認め

るようにして、自身の掛けている「個人賠償責任保険」（後で、説明します）で、その金を賄っていくか、という、比較的「穏便な」対応が、ありえるでしょう。しかし、時には、事態は、厄介な「訴訟沙汰」にまで、発展します。その時、法的責任を追及されている側は、被害者の親側から提起される訴訟に対応する（つまり、多くの場合、自身＝被告側に預かりの責任などないと、反論していく）ことに、自然となっていくことでしょう。

次に、「紛争を解決するのに、正規の裁判の手段に訴える他に、どのような手法があるか」という問題と、「有責の結果が出た際、法的責任（損害賠償責任）をどのようにして果たしていくか」という問題について、少し、考えてみることにします。前者は、結局のところは、法律問題であり、「タテマエ世界の話」で、一方、後者は、金銭問題であり、「ホンネ世界の話」ということになりますね。民事事案に関する限り、責任は、最終的には、金銭化されますので、後者の金銭問題は、私たちにとって、最重要の関心事になってきます。

（b）裁判以外のルート（裁判外紛争処理手続）による、紛争の解決

（1）識者（法学者・法実務家、及び、一般知識人）の様々な公けの発言や、経験豊富な市井の人々の日常の言葉から知られるように、この隣人訴訟事件では、裁判という、究極的で、オーソドックスな解決策に訴えるよりも前に、私的ないしは公的なトラブル解決策が、別に見出せたのではないか、という点が、強く問題とされました。前出（E）に示した、両弁護士「わたしの言い分」の個所で、紹介したところから判明するように、彼らは、なぜ、トラブルの当事者たちが、裁判という「正道」へと、突き進んでいったのかについて、明言してくれていますので、ここに、一つの答えが出ているのですが、それでも、それは、弁護士という役柄に即した、

専門的な発言でありまして、誰にでも納得できる性質のものでは、ないでしょう。以下に、裁判の方法以外に、日常的な紛争・トラブルを解決するための方策として、どういうものがあるかを、見てみましょう。

(2) 何かある事故が発生したと、します。その「事故」には、色々なタイプのものが、あります。それを示してみます。

① まず、その内容についてですが、最大のものは、死亡事故で、最小のものは、様々な意味で、軽度の事故です。

② 次に、別の区分によれば、事故には、人の故意が絡んで、引き起こされたものである場合と、単なる過失で引き起こされたものである場合とが、生まれてきます。

③ それから、全くの私人によって事故が引き起こされた場合と、会社や公共団体それ自体、ないしは、その組織に所属している人物個人によって引き起こされた場合との区別が、あります。

④ さらに、視点を変えてみると、刑事事件として、警察（検察）が介入してくるような、重大な事故と、当局が関心を示さないような、軽度の事故との区別が、あります。

⑤ そして、最も大切な点として、問題の事故に対して、加害者と名指しされている人が、自身の責任を少しでも認めているのか、それとも、「あれは、まったく私には関わりないことで、単なる不慮の事故であり、お気の毒に思っている。」といった、よそよそしい態度をとっているのか、の区別が、ありますね。これにつきましては、時間の契機が、絡んでくることも、あります。初めの段階では、人が、自ら責任を感じているような口ぶりであっても（善良な日本人は、外国人一般の場合とは、恐らく異なって、まず、「すみません。」という言葉をお口にすることが、多いのです）、

膝詰めの談判になり、加害者と被害者の間に険悪な雰囲気が出来てきたりしますと、前言を翻して、加害者側が、「責任など、ない。」と言い張るように変わってくることも、ない訳では、ないのです。

⑥ 最後に、事故処理のプロセスにおいて、最も基本的なポイントは、事故を巡る事実関係が明確であるかどうか、という点です。もっと突き詰めて表現しますと、被害者側が申し立てている事実関係を、加害者と名指しされている人が、大筋において認めているのか、それとも、重要な部分において異議を唱えているか、という点です。

⑦ 以上の話は、いわゆる「人災」のことを念頭において展開されているのですが、現実の問題としては、不可抗力による「天災」と「人災」とが組み合わさったような複合型のものも、存在しますので、ここには、取扱いに難しいところも、あります。

⑧ 他方で、問題の事故への金銭的な手当て（賠償）が、損害保険によってカバーされている性質のものであるかどうか、という経済問題も、重要でしょう。その手の損害保険としては、後述する「個人賠償責任保険」や、「自転車保険」や、「テニス保険」や、「こくみん共済」など、色々なものが、ありますが、本格的なものとしては、「製造物責任保険」が、あります。現行の法システムでは、損害というものは、結局のところ、金銭の支払いで解決されることになっていきますので、その金を、肩代わりして払ってくれる保険の制度は、とても役立つものなのです。

⑨ 事故によって何らかの損害が発生しても、それが軽微なものであったり、また、被害者側が、自力で、傷害保険を掛けて自己防衛をしてくれていたりするときには、他人への責任追及の勢いは、結果的に、弱められる可能性も、あることでしょう。

(3) さて、ある種の事故があったとして、そこから発生したトラブルを解決する目的で、関係者双方が、裁判に突入していくより前の段階で、何らかの柔らかいアプローチを取ることが可能であれば、それは、とてもよいことなのですが、そのためには、一定の状況の存在が、どうしても、必要です。つまり、被害者と、被害者側から加害者と思われている人物とが、互いに折衝を持つ場が、設定されなければなりません。

① 当事者同士が、会って話しができる雰囲気がある、というのがベストなのですが、そういう状況になつてこない場合も、多いのです。会えば、一層話がこじれる危険も、あるからです。何しろ、被害者側は、事故の発生により、心が乱れるのが通例なので、冷静に話し合う機会など、滅多に作れないでしょう。せいぜいのところ、冷却期間を置いて、よい方向へと事態が変わっていくことを、ただ、待つしかありません。

② そのような訳で、人は、当事者同士の差しの話し合いは、諦めて、第三者に、色々と相談して、仲介の労を取って貰う手も、考えてみますが、人それぞれに、他人に聞かれないところを持っていますので、両者が納得することができるような人物を探し当てることは、容易なことでは、ありません。その昔、地区の古老や有力者が、地区内のトラブルを、内々で解決する仕事を引き受けてくれていましたが、今では、コミュニティーの多くは、解体していますので、身の回りで気の利いた第三者を見付けるのは、とても難しくなっています。それで、親しい人を仲介者として求めるようなことは、諦めて、弁護士のような、中立のプロに頼る、といったアイデアも、浮上してきますが、巷に弁護士が溢れるような時代が来れば（近い将来には、きっと、そうなるでしょう）、弁護士へのアクセスも、容易になってくるかもしれませんね。結局のところ、利害の対立する関係

者たちが、プライベートに交渉の席について、できることなら、腹を割って、お互いの間で、よりよい、平和的な解決策を探る、というのは、きれいな図式なのですが、殆んどの場合、利害の対立が先鋭化するために、この手の試みは、挫折してしまうのではないのでしょうか。因みに、保険の制度を利用することによって、金銭問題を解決しようとするとき、保険会社のプロや、その会社の顧問弁護士などが、交渉の場に立ち会ってくれるかもしれませんが。しかし、彼らは、業界の「相場」（例えば、失なわれた命に代わるものとしての「金銭」の「相場」）を押し付けてきますから、彼らが、常に被害者の頼もしい味方である、という訳には、参りません。

③ 当事者だけで、あるいは、当事者が中心となって、二当事者による、二極構造の「相対交渉」を通じて、私的に、事態を「軟着陸」させることができないときは（両当事者に、それぞれ、弁護士が付いているような場合には、彼ら弁護士が、「第三者的な」視点も、当事者たちに、それなりに、提供すること、ありますので、ここは、純粹の「二極構造」には、なってきません）、交渉・折衝は、成功せず、「和解（以下に説明します）」には、到らなくなります。その次の方策は、もっと大掛かりな、中立の第三者に頼る解決法です。それは、最近になって注目され始めた＜ADR（Alternative Dispute Resolution）＞です。訳語としては、「代替的紛争解決手続」とか、「裁判外紛争処理手続」とかの表現が、これに当てられています。ここの「代替的」という形容詞は、何やら、「代わりの」、「補充的な」、「少し安っぽい」、「例外的な」、「ルースな」といったマイナス・イメージを醸し出す言い回しですが、「安くて」、「手軽で」、「早くて」、「融通も利く」この制度は、日本人の体質にもマッチしているところも、ない訳ではありませんので、今後、利

用の度合いが、高まってくるのでは、ないでしょうか。それでは、以下に、その制度のあらましを、御紹介しましょう。

[1] 調停

当事者双方が利用する気になりさえすれば、比較的利用しやすいのは、中立の第三者が、関与してくれる「調停」です（もちろん、これと併行して、また、その結論を土台にして、「相対交渉」が行なわれるケースも、あるようです）。これには、家事調停と民事調停が、ありますが、前者には、やや特殊なところも、ありますので、今回の説明から、これを外すにさせていただきます。辞書である「広辞苑」中の説明には、「① 当事者双方の間に第三者が介入して争いをやめさせること。仲裁。② [法] 裁判所その他の公の機関が中に立って、当事者の互譲により紛争を円満に和解させること。仲裁と異なり、解決は当事者の承諾をまっけて効力を生ずる。」と、あります。前者の説明は、世間一般の意味にマッチしたものであり、そこでは、調停と仲裁の区別は、付きにくいのですが、しかし、後者の法的意味の方は、もう少し厳密になっていて、仲裁との違いが、明確になっていますね。私的な調停というものも、ない訳ではありませんが、調停と言えば、公的機関である簡易裁判所（全国に、四三八も、あります）において、原則として、一人の裁判官と、二人の調停委員からなる「調停委員会」で、普通は、当事者が顔を合わせることもないまま、互いの譲歩を引き出しながら、調停委員会が、解決案のようなものを模索する、というシステムが、これです。そこで、両当事者の合意により、最終的に取り決められたことは、裁判の確定判決と同じ効力を持っているので、使い勝手が、とてもよいのです。費用も、余り掛からず（弁護士を付けたりしますと、一〇万円程度は掛かりますが）、一カ月に一回程度で、期日が設けら

れ、数回で決着が付くことが、普通です。そこにおいては、大枠では、法規に則って判断が下されますが、もっと広く、条理に適った解決も得られるところに、大きなメリットが、ありますが、その反面において、解決策がいくらか不透明なものとなるケースも、あります。もし、両当事者の間で、事実関係の認識において決定的な対立があったり、当事者の一方に、譲歩する気持が殆んどないようなときには、調停委員会は、それ以上、踏み込めないで、調停は、不成立となってしまいます。実際問題として、当事者双方が、何とか丸く収まるようにしてほしい、という気持になってきているときには、調停が成立する率は、高くなりますね。最近になってよく見られる現象なのですが、弁護士が調停の場に付き添っている場合には、専門家のアドバイスが裏で効きますので、巧くまとまることが、多いようです。調停というのは、公的な裁判所・裁判官という組織と、私人である調停委員というパーソナリティーとの組み合わせが見られる、ということで、「公」と「私」のミックスされた、絶妙な「日本的」制度と、評価することができるでしょう。

最後に、調停制度の特徴をまとめておきましょう。① 当事者の申し立てから、調停手続は、スタートします。② 相手方が応じてくれなければ、調停の場は、設定できません。③ 調停が執り行われるところは、主として、簡易裁判所です（つまり、調停は、「お上」のテリトリーの中で行なわれるのです）。④ 調停委員会は、中立の立場に立ちます。⑤ 担当調停委員は、当事者の意向と無関係に、決定されていきます。⑥ 筆者の調停委員の経験からしますと、調停の手順をどういったものにするか、最終合意をどのように成立させるか、どこまで事実関係を調べるか、調停が成立しなかったときのマイナス面を予め指摘しておくようなことがよいかと

うかなど、色々な問題がありまして、争い合う当事者（普通は、彼らは、調停室で、顔を会わせることはありませんが）の気持ちを和解の方向へと誘導していくには、苦労が、あります。⑦ 実定的な法規ではなくて、条理のようなものが、主役を演じ、それに則って、社会の実情に合わせた解決策を探ることも、しばしば試みられ、しかも、その際、当事者の心情や感情が、十分に考慮されます。⑧ 両当事者が互譲をすることが、必要です。⑨ 調停委員会が両当事者に示す解決策は、双方によって受け入れられたときに、初めて、効力を持ちます。⑩ その効力は、正式の訴訟における判決の効力と同じで、強制執行を、可能にします。⑪ 訴訟の場合に比べますと、調停は、費用が、あまり掛からず、比較的早く解決でき、機能性があり、多少とも気楽なところがあり、色々と融通が利くものです。⑫ 「斡旋」、「仲介」は、調停とよく似た性格の制度です。⑬ 調停が成立した数は、訴訟のルートで判決が成立した場合の数に比べると、遥かに少数です。⑭ 訴訟に突入する前に、相手方の出方を見てみたり、準備をしたりするために、調停の制度を活用する、という高級な手も、あります。⑮ 調停は、別に日本特有の仕組みとまでは、言えませんが、緩やかな意味において、伝統的な仕組みと考えても、よいでしょう。従って、これは、現代の日本人にも、多少の親しみが持てるシステムです。

[b] 仲裁

「広辞苑」の説明には、「争いの間に入り、双方を和解させること。仲直りの取持ち。法的には、当事者を直ちに拘束する点が、当事者の承諾をまって拘束する調停と異なる」とあります。前半の、世間一般の意味からは、後半のテクニカルタームとしての意義は、察せられないでしょう。もっとも、仲裁の場に入ってきた人物が、「この事案についての解決を自身

に一任しますか？」と、両当事者に尋ね、彼らが「よろしく申し上げます。」
と言えば、法的な意味における仲裁に接近する形に、なってきますね。昔
は、こういった仲裁の形式が、結構、あちこちに存在していたかもしれま
せん。先の調停委員会が公式・非公式に出してくる調停の案を、当事者が
飲むか、あるいは、飲まないのかは、まったく自由であるのに対して（つ
まり、当事者側の方が、優位に立っている訳です）、こちらの仲裁におい
ては、一旦、仲裁というシステムに、トラブルの解決を預けてしまいませ
と、そこで出される結果を、必ず受け入れなければならない、という特徴
が、あるのです。私たち日本人は、誰か他人（私人）に最終判断を下して
貰い、それに絶対に従わなければならない、という構造には、馴染めない
ところを持っているのではないのでしょうか。裁判は、何と云っても「お上」
の仕事でして、その判断には、人は、一種の諦めの気持もあって、従うこ
ともあったり、また、上級審へ控訴して、再判断を求める道も残されたり、
しているのですが、しかし、唯の私人による一回的な裁定であることを特
徴とする、この仲裁というものの働きは、仲裁人の能力にすべてが掛かっ
ている以上、仲裁の依頼者の不安を決定的に取り除くことは困難でしょう。
もちろん、そのような難点をよく承知している組織も、あります。第二東
京弁護士会が設けている「仲裁センター」では、まず、「民間調停」のよ
うなものを行なって、依頼者の信頼を得た後、機が熟せば、仲裁へと移行
させる、というように、二段構えにしたり、優れた仲裁人の選定に最大級
の努力をして、仲裁の任に当たる仲裁人への信頼性を高めようとして
しています。ところで、調停委員は、依頼者の希望で決まる訳ではありま
せんが、仲裁人の選定には、依頼人の意思が反映される余地が、あります。
自身の意思で、「裁定をしてくれる人物」を決められる、というポイント

を重視する人も、当然、あるでしょう。ここで、両制度の特質を一言で表現しますと、調停が、「公」と「私」の合体したシステムであるのに対して、仲裁は、「私」単独のシステムです。

それでは、仲裁の特徴などを、まとめておきましょう。① 当事者の申し立てから、仲裁は、スタートします。② 相手方が仲裁に応じてくれなければ、仲裁の場は、設定できません。③ 仲裁人は、両当事者の合意によって、選任されます。裁判官はもちろんのこと、調停委員も、当事者の手の届かないところで、決まってしまうのとは、決定的に違います。④ 「広辞苑」の説明には、「一名または数名の仲裁人を選定して私法上の法律関係についての現在または将来の争いの仲裁をさせ、これに服することを目的とする当事者間の契約」という説明が、「仲裁契約」に付けられていますが、これが、まず、両当事者の間で、締結されなければなりません。仲裁人の裁定（仲裁判断）にお互いが服する、という内容の合意（仲裁合意）が、ここで得られます。⑤ 仲裁人は、中立の第三者の立場に立ちますが、その仲裁判断は両当事者を拘束しますので、彼は、いわば「私設の裁判官」のような位置にも、あります（調停を「タテ型」のシステムとすれば、仲裁は「ヨコ型」のシステムであると、見ることも、できるでしょう）。⑥ 仲裁判断の効力は、訴訟における判決の効力と同じでして、強制執行への道が、開かれています。⑦ 訴訟をする場合に比べると、いくらか安くて、比較的早く、色々と融通が利くところは、よいのですが、その反面で、仲裁判断が果たしてどのようなものになるかが、事前には判りませんので、関係者は、かなり不安な状態に置かれますね（そのために、仲裁のルートを選び取る前には、色々と調べておかなければならないことも、多いので、手間も掛かります）。⑧ 仲裁で解決に到った事案の数は、それほど多く

はありません。会社の場合とは異なって、一個人には、それを利用するのは、難しいかもしれません。⑨ 「仲裁」とよく似た制度として、「裁定」が、あります。

[c] 訴訟上の和解

< 1 > これは、裁判が既に始まっている段階で、その経過の中で行なわれることがあるものです。その意味で、これは、「公」単独の紛争解決と、位置付けられます。昔は、「和解判事になる勿れ！」とかいった戒めが、裁判官仲間で有力だったとも、漏れ聞いていますが（ここには、裁判官が紛争解決の全権を握っているという、「お上」優位の思想の発想や自負が、現われているとも、言えるでしょう）、昨今では、事情は全く様変わりしまして、判決により、法的紛争の決着が付くよりも、この手の和解によって決着が得られるケースの方が、数の上で優位に立つようになりました。和解に導いて、争いを手早く処理する裁判官には、高い評価が、勤務評定（？）において、与えられるのでは、ないでしょうか。さて、この「訴訟上の和解」にイニシヤティヴを取り、それをリードしていくのは、事件を担当してきた裁判官であるところが、先の「ADR制度」の主力である「調停」や「仲裁」の場合と、決定的に、異なっています。しかし、その手の和解手続の場で、裁判官が取る行動には、裁判外の、各種の和解的な制度において見られるような、柔らかさや、融通性が、あります。裁判においては、「上から目線」で、高いところからものを言うような感じのする裁判官も、この和解手続では、両当事者と同じ土俵に立ってくれるのではないのでしょうか（もちろん、裁判官の性格・個性によって、ばらつきは、あるでしょうが）。裁判官は、自身の訴訟指揮の下で審理を進めていく過程において、原告に有利な状況や、不利な状況を引き比べながら、

様々な心証を得ていくのですが、訴訟という装置が、その性質上、「オール・オア・ナッシング」の原理に従って、切れ味の鋭い答えを出すものなので、多くの場合、原告側にも、被告側にも、満たされない思いが、残ることでしょう。最大限の、攻撃と防御を繰り返してきた、両当事者に対して、互いに譲り合うようにさせながら、程よい、中庸の、解決策を提示して、解決へと誘うのが、このタイプの「和解」なのです。ひょっとすると、日本人にお馴染みの「喧嘩両成敗」とか、「三方一両損」とか、「足して二で割る」とかの、物事の決着の付け方の流れに属するような発想が、ここに浮き出てくる場合も、あるかもしれませんね。何事についても、「バランス感覚」を大切にする、私たち日本人には、「お上」が、柔らかい姿勢で、「この辺りで、どうでしょうか」という線を出してくれば、両陣営の主張にそれなりに目配りをしてきているような、その提案に乗ることも、少なくないでしょう。既に、時間と経費と心理的負担を十分に掛けてきた人にとっては、得るものが、望んでいたものよりも、少なくなる結果になっても、それで辛抱するのは、それなりにビジネスライクな行動です。アラビアのことわざに「木の上の一〇羽の雀よりも、手の中の一羽の雀。」という言い回しがあります。また、ドイツ製の「屋根の上の燕よりも、手の中の雀。」というものも、あります。誰でも、そういった計算をするのですね。なお、裁判官の、折角の和解案を受け入れたくない当事者は、それをお断りして、訴訟のルートで、「対抗戦」を再開することも、許されています。

< 2 > ところで、「和解」というものには、いくつかのパターンがあります。「広辞苑」の説明には、「① 相互の意思がやわらいで、とけあうこと。なかなかおり。② [法] 争いをしている当事者が互いに譲歩し

あって、その間の争いを止めることを約する契約」とありますが、後者の説明は、「裁判外の和解（これには、裁判前の段階における和解と、一旦裁判に事案が持ち込まれた後、和解に到達するものとの、二種が、あります）に関係するもので、私法上の和解である「和解契約」のことを念頭に置いて、なされたものです。一方で、「裁判上の和解」には、先の「訴訟上の和解」の他に、「起訴前和解（即決和解）」がありますが、これは、先の「広辞苑」の説明とは、巧くマッチしません。

< 3 > それから、「調停」「や「仲裁」といったテクニカルタームよりも、もっとポピュラーな言葉として、「示談」というものが、あります（「示談屋」という、怪しげな人物のことは、「知る人ぞ知る。」ですね）。「広辞苑」の「じだん」の項目には、「民事上の紛争を、裁判外において当事者間で解決すること。和解・仲裁による場合が多い。純然たる私法上の行為」と、あります。ところで、民事的にちゃんと償いをする、というを約束したり、また、現実に金銭的な償いを果たしたり、しておけば、警察・検察が、実害がなくなったものとして、不起訴にしてくれる場合も、あります（もちろん、これは親告罪に場合だけの、取扱いですが）。こういった事情と関連して、「民事の示談が成立すれば、罪を免れられるかもしれない。」とか、「示談が成立したので、どうか御配慮を。」とかいった言い回しが、現われてきます。ここの示談は、刑事事件絡みのものですが、一般に、示談というものは、民事の和解とよく似たものと、一応考えて頂ければ、よろしいでしょう。もっとも、「当事者双方の互譲（譲り合い）」を和解の中核概念と見れば、示談には、一方的な譲歩のケースも、十分にありえるので、これは、和解とは、原理的に違った面があることになり、なります。他方で、和解の中核概念を、「合意による法律関係の確定」と

いうところに置いてみれば、互譲というファクターは必須のものではなく、なってくるので、示談と和解は、大して異ならないことに、なりますね。全般的に言えば、示談というのは、その性質上、利害関係の激しく対立する当事者間の「差しの話し合い」なので、容易なことでは成立しないでしょう。

< 4 > 最後に、「裁判外紛争処理手続」の対抗馬としての「訴訟（裁判）」の構造を、まとめておきましょう。これは、民事的な紛争の、最終的で、最も徹底的な解決方法として、際立った、メリハリの利いた特徴を備えています。つまり、話し合いによって紛争を解決をしていく、という柔らかいスタイルではなくて、原告が、訴えの提起によって、一方的にイニシヤティブを取ると、相手側の意向はお構いなしに、国家権力が乗り出してきて、オープンな（公開の）法廷において、中立の第三者である裁判官が、予め用意してある実体法と手続法の規定をフルに活用して、公人として、強制的に紛争に決着を付けてしまう、というハードなスタイルのものと、なっています。つまり、訴訟は、極めて権力的な紛争解決手続なのです。先の「裁判外紛争処理手続」が「軟着陸」スタイルのものであるとすれば、訴訟は、「ハード・ランディング」ということに、なってきました。このように表現してみますと、民事訴訟は、とんでもなく恐ろしい仕組みに見えてくるかもしれませんが、しかし、以下のように、市民（国民）の側にも、イニシヤティブや自由が、保障されています。このところは、刑事裁判の場合と、決定的に違う要素ですね。

① 訴えがなければ、訴訟は始まりません。② 当事者主義が、採られています。訴訟において判断材料となるものは、当事者が提出したものに、限られ、裁判官が自主的に事情を調査してくれるようなことは、ありませ

ん。日本の昔の民事訴訟では、ひょっとすると、先に示したような「弁論主義（当事者主導主義）」とは正反対の位置にある「職権探知主義」（お上がイニシヤティヴを取るかたちで、証拠などを集める方式）が、それなりに役割を果たす局面も、あったのではないのでしょうか。③ 訴えを訴訟の途中で取り下げたり、和解を道を選んだり、請求を放棄したり、認諾をしたりするのに、何らの制限も、ありません。

< 5 > 次に、このような状況と絡めて、問題の「隣人訴訟」の展開について見てみます。訴えが提起される前の段階においては、相反する利害関係（端的に言えば、「預けた」という人と、「預かっていない」という人との間の基本的な対立関係）にある両当事者の間で、相互間の直接交渉をする、などということは、巷でしばしば見られる「水掛け論」の類の論争をする場でのことのようなものでして、物別れになるのが、むしろ自然です。また、そういった状況の下では、第三者を交えての話し合いや調停の試みは、実を結ばないことも、多いでしょう。これらの手続においては、交渉の場に当事者が出てこなければ、何も、始まらないからです。相手方を引っ張り出すには、裁判の手段に訴えるしか、方法がなかったのでしょうか。さらに、裁判になれば、法廷で、被害者である子供の母親と、被害者が遊びに行っていた家の子供の両親との「会話」の実態が明らかになり、水死事故に到る過程についても、知ることができますから、原告側には、訴訟に持ち込んで、公の場で、事の真相をどうしても知っておきたい、という気持が強くあることは、部外者である筆者にも、それなりに、理解できます。もし、弁護士が、提訴に踏み切る前の段階で付いていてくれれば、彼が、提訴という切り札を使わずに、被害者側の気持を汲んで、何らかの話し合いの場を作るように動いてくれる可能性も、ほんの少しでしょうが、

あるでしょう。弁護士は、普通は、原告や被告の代理人でして、その人の、訴訟における勝利に向かって、最大限の努力をする使命を帯びていますが、その一方で、「法コンサルタント」として、争いを穏便に収めることも、できるのではないのでしょうか。筆者の考え方は、間違っているかもしれませんが、学生時代に、大学教授の指導の下で、市民各位からの「法律相談」に少しでも携わった経験のある筆者は、このように考えています。筆者が、二〇〇〇年の定年の後、大阪簡裁と京都簡裁で調停委員をお引き受けしたのは、法実務の経験を積みたいと、考えたせいですが、その他に、筆者には、できることなら、「法コンサルタントとして活動したい」という、問題意識の下に、「古代ローマ法研究者」には全く似つかないかたちで、現代日本の法事情についての「観察録」を、単行本として、いくつか、公にした経験もあります。実を言えば、この「ロマホペディア」シリーズも、そのような仕事の流れの中に、位置しています。

「隣人訴訟事案」では、提訴以前に、何とか、「和解」系統の「裁判外紛争処理手続」の手法に活路を見出すことには、各種の困難がありました。しかし、裁判に突入した後に、「訴訟上の和解」の方法を取り入れることは、全く不可能、という訳でも、なかったでしょう。審理を重ねて、事案の中味や本質を探り当てるまでになった、担当裁判官は、一方が圧勝し、他方が完敗する、といったメリハリの利いた判決が出せる訳がない、と考えていたでしょうから、和解の道筋を探ることは、できたのではないかと、筆者には、思えます。さらに、もっと深読みすれば、現実の判決の内容は、もし彼が和解案を両当事者に提示した場合の内容と、あまり変わらない内容のものであったかもしれないとさえ、思えます。それなら、無理をして、和解の成立を目指すまでもないと、彼は考えたのかもしれない

せんね。彼は、結果的には、「訴訟上の和解」を試みることはせずに、判決によって、正式に、第一審裁判官としての、最終判断を、判決で、示しました。

(c) 個人賠償責任保険

(1) 全く仮定の問題設定をするのですが、もし、この隣人訴訟において、運悪く、近所の人の子供の水死事故に関わりを持ってしまった隣人夫妻が、「個人賠償責任保険」というものに、ちゃんと、加入していたとすれば、事態はどのように推移していたのでしょうか。彼らは、預かり行為に基づく「契約責任」など、認めたくなかったでしょうし、また、「不法行為責任」を負うことなど、思いも及ばなかったでしょうから、自身が敗訴する判決が出てくるまで、保険絡みの有効な手を打つことなど、できる訳が、なかったはずです。しかし、事態が「訴訟沙汰」となって、その結果、被告側が、五二六万円余りを原告に支払うよう、「お上」から命じられる段階に到れば、その賠償分は、恐らく、殆んど問題なく、保険会社の方から、被告側に支払われる手はずになっていたでしょう。もちろん、マスコミは、賠償額の支払いに損害保険のバックアップがあることなど、直ぐには報道してくれませんので、当初は、原告側が被告側から多額の金銭を貰うことになった、という点について、世間が原告側に投げ付ける非難は、同じようなものであったと、思われますが、それでも、被告側が、少なくとも、この保険のお陰で、控訴したりせずに、賠償金を支払う意向を素早く示していれば（この決意を、マスコミなどが、報道してくれなければ、巧くいきませんが）、「騒動」は、かなり鎮静化に向かっていったはずで、これで、悲劇は、一冷酷な表現になってしましますが、水死事故一つで、済んだわけでは、なく、もっとも、恐らく、他人の水死事故には、全

く責任がない、という姿勢を強く持っており、お気の毒な「不慮の事故」のレベルの感覚しかない被告側が、自身への有責案決に対して控訴の手を打たないという、「不作為」の行為によって、判決の正しさを受け入れてしまうかたちになるのは、どうしても、首尾一貫しない動きに、なってきますね。それでも、そのようなタテマエ的な発想よりも、賠償金を実質的に負担しなくてもよい、というホンネ面に寄りかかって、事態を何とか収めることは、それなりに落ち着きのよい対処法になるのかもしれませんが。

(2) この「個人賠償責任保険」というタイプの保険は、近年、それが大々的に開発された結果として、現代では、マスコミ報道によって、かなり世間に知られるようになったシステムです。個人ないしは家族の代表者が、本人及び同居の家族（犬などのペットも、ここに含まれてきます！）が、過失により（故意による場合は、除外されます）、他人に与えてしまった損害をカバーしてくれるところに、制度のポイントが、あります。自動車事故につきましては、強制保険の制度が既に普及していますので、この保険は適用されないことに、なっています。これまでは、このタイプの保険は、「学生共済保険」、「マンション保険」、「自動車事故に関する任意保険」、「シニア向けの傷害保険」、「こくみん共済」とかに、プラスするかたちで掛けられていましたが、この保険を掛けている、といった意識が、保険契約者の許には余りない関係で（この手の保険のことは、隅っこに、小さい字で、そっと書かれるのが、通例です）、それほど目立たず、忘れられてしまい、折角の手当ても、いざというときに、利用されないままになっていましたが、近年になり、その価値・効用が、世間でも認められるようになってきましたので、かなりポピュラーな制度へと、変身してきています。「個人賠償保険」を、単独で、付ける人も、出てきて

いるのでは、ないでしょうか。現在の、標準的な水準では、年間数千円の保険料で、一億円の賠償金が、カバーされます。やがて、賠償金が、一斉に、「無制限」へと切り上げられる時期も、くるかもしれません（あまり知られていないことなのですが、自動車事故向け任意保険で、対人補償の枠を無制限に設定してあれば、そこに付けられている個人賠償責任保険に関しても、一億を超える賠償額も、カバーされます）。そうなれば、この保険は制度的に完成しますね。

個人が、極く日常的な生活の中で発生した加害行為について、一体、いくら賠償責任を負うのか、という点につきましては、各判決の中にその額がはっきりと表示されている場合を除いては、実態を掴むことは、容易ではないのですが、被害者の側に全く過失がなく、加害者の方に全面的に過失がある状況の下で、人の命が失なわれてしまった場合に、有責判決が示す額が、四〇〇〇万円を切ることはないのではと、推測されます（もちろん、年収額がとても多い被害者の場合には、その額は、大きく跳ね上がってきますが）。保険会社が入ってきますと、彼らの業界の「相場」で、賠償金額が弾き出されてしまいますが、それでも、これは、判決の「相場」と、連動しているところも、ない訳ではありませんので、その時代時代の基準で、それぞれ、程よいところで、リーズナブルに、額が決まってくるのでしょうか。判決によって多額の賠償金の支払いを命じられた被告は、一生掛けてそれを支払っていくか、家などの資産を金に換えて、その場を切り抜けるか、あるいは、「自己破産」の荒業を用いることにするか、偽装離婚をすることにより、妻に財産分与を多くしておいて、それで、少しでも、家族を守るとか、色々な対応が、あるでしょう。読者の方々には、そのように恐ろしいことなど、一生の間、生じないと、お考えでしょうが、

実は、私たちの身の回りには、危険が一杯なのです。その例を挙げてみましょう。自宅で飼っている猛犬が、通行人の顔に噛み付いて、その人に大怪我をさせてしまったとき、自転車で歩行者にぶつかって、その人に、致命的な傷害を与えてしまったとき、洗濯機の水を出しっ放しにして、階下の住人の所蔵する貴重な美術品を台無しにしてしまったとき、などは、その加害行為が、殺人とか強盗とかの、悪性度の高いものでなくても、被害額は相当なものになることが、しばしばあります。最も、目立つのは、被害を受けた人物の年収が、たまたま高いときに、計算上、休業補償を含む賠償額も、それにつれて上がるケースです。このような不測の事態に備えて、個人賠償責任保険をぜひ掛けておいて頂くことを、お勧めします。まず、御自分の、すべての「保険加入証」のチェックをしてみて、契約書の下のところ、余り目立たないかたちで記されている「個人賠償責任保険（「個賠」というのが、その略称です）」に関する記載を見付けられましたら、念のために、損保会社に確認の電話を入れ、制度の内容（とりわけ保険金支払いの限度額）を承知しておいて頂ければ、と思います。

以上は、システム（タテマエ）についての話なのですが、実際のところは（ホンネでは）、現実の問題として、保険会社に賠償金の肩代わりをして貰う際には、微妙な問題点も、色々と、生じてきます。「ホンネ論者」である筆者としては、この際、どうしても、この辺りの問題に触れておかなければなりません。国内系の保険会社のケースと外国系の保険会社のケースとで、一長一短はありますが、総じて、保険会社というのは、いざ支払、という段になりますと、色々と理由を付けて、支払額を値切ったり、支払いを遅らせたりする手を、よく使うのですが（これは、善意に解せば、保険金詐取を狙う輩が少なくない実情を、考慮してのことでしょうが）、

個人賠償責任保険のケースにおいても、故意に限りなく近いような重過失が、実は介在しているのではないかとか、過失を装った、故意の事故なのではないかとか、また、タテマエとしての、正規の「判決額」ではなくて、例えば示談で、ホンネとして、いわば「ルースに」取り決められた「示談金」の肩代わりが求められているときとか（保険会社は、示談の内容について、事前の相談をするよう、求めることが多いのですが）、末端の代理店と本社の間で話が巧く通じないとか、などの事情によって、支払いがスムーズに流れないこともあるように、漏れ聞いています。そういうときには、少し費用が掛かりますが、弁護士に助力を求められる方が、結局のところ、リーズナブルでしょう。それから、「保険マニア」であった筆者の経験からお話しする訳ですが、生命保険の場合も、傷害保険の場合も、できるだけ同じ代理店の同じ社員に、まとめて管理して貰うシステムにしていければ、諸々の保険金受領を巡るトラブルの発生が、抑えられます。それどころか、有能な社員であれば、どのタイプの保険金の問題の場合に活用できるか、について、親身な助言を、してくれることでしょう。このことは、「個人賠償責任保険」の際、特に当てはまる事柄では、ないでしょうか。

あとがき

（１）実を申しますと、筆者は、いわば「古代ローマ人」と同じように、「タテマエ」と「ホンネ」というものを、局面に応じて、随時使い分けながら、しかも、「ホンネ寄り」のゾーンで、物事に対処していくタイプの人間なのですが（いわば「古代ギリシア人」のように、かなり「タテマエ寄り」のゾーンで物事に対処していく、几帳面なタイプの人間とは、違います）、筆者の周りには、生粋の「京都人（聞くところによりますと、

三代以上にわたって京都に住み続けた家の出でなければ、「京都人」の御仲間には、入れて貰えないそうです)の多くは、筆者の見るところでは、日常的に、タテマエとホンネが微妙に交錯するゾーンに身を置きながら、自然体で、「ゆらゆらと」動いていくことを、美点と見ることでしょう。その方が、この都(みやこ)で生きていく上で、メリットが色々あることを、彼らが本能的に知っているからです。こういった「身のこなし=処世術」は、大げさ言い方をしますと、京の都の歴史から学び継がれてきた知恵なのです。何しろ、一〇〇〇年を超える、長い歴史の中で、京には、いつの世でも、朝廷を筆頭とする、各種の権力者が都人を支配してきましたので、京の都人は、世間で目立たないよう、また、周りの人にあまり刺激を与えないよう、身を潜めて生きていくしか、安全な道は、なかったのでしょうか。ここでは、「内向きのホンネも大切であるが、外向きのタテマエにも、大いに気を遣っていく。」という生活スタイルが、とても大切なのです。

ところで、現代の日本人全体を見渡してみますと、筆者が存在を想定している「タテマエとホンネの狭間」など、感ずることも、意識することもなく、結果として、筆者の言う「タテマエ」に重きを置いて動く人と、「ホンネ」に重きを置いて動く人とが、混在しているように、見受けられます。理念型としての「東京人」と、理念型としての「大阪人」とが、それぞれの陣営の代表者なのではないでしょうか。

日本は、明治期以降、僅か一〇〇年程で、堂々たる近代国家に華麗に変身を遂げたのですが、それでも、一度も途切れることはなかった、一五〇〇年以上の、独立国家としての歴史を誇る日本は、今でも、なお、いかにも日本的な伝統を、引きずっています。そのためもあって、極めて複雑

な姿をしている、私たちの現代社会に展開する物事に、私たちが社会的に対処していく際には、物事のタテマエ的側面の姿と、伝来的な文化も反映するものとしての、ホンネ的側面の姿を区別して、そのギャップを、しっかりと意識しておかれる方が、生きていく上で、無駄な摩擦の発生を抑えると共に、有利で、リーズナブルな道を見出すことに、役立つことになるのでは、ないでしょうか。人というものは、「社会的生物」である以上、ホンネ（本心・本来の気持・願望・内面）だけを頼りに、生きていくようなことは、殆んど不可能です。また、タテマエ（形・型・外面）ばかり振りかざして、物事に立ち向かおうとするなら、ぎすぎすした人間関係しか成り立たず、摩擦だらけの生き方に、なってくるでしょう。タテマエ同士の擦り合わせには、火花が散るのが、常だからです。そのような、二様の「シンプル・ライフ」を、それぞれに生きていくことよりも、自身にとって大切なタテマエ（大げさに表現すれば、広い意味での「人生哲学」）を中軸にしっかりと据えておいた上で、その周りに、ホンネ（様々な状況を踏まえて、現場で素早く取られる、各種の具体的対応）を、うずたかく積み上げておく、という、硬軟両様のスタイルを、人生経験に基づいて、確立していくことの方が、リーズナブルなのでは、ないでしょうか。筆者の「タテマエ・ホンネ論」の試みが、あるいは、そういった生き方への示唆ないしは指針の一つにでも、なってくれば、この上もない喜びであり、幸せです。

さて、何かにつけて異文化的な肌合いを持つ外国人との付き合いや、外国人相手のビジネスなどの場では、日本人の「タテマエ」と「ホンネ」と、外国人（これには、ある「国家」の市民に特徴的な面＝タテマエを、前面に押し出してくるタイプの人と、ある「民族」に特徴的な面＝ホンネを、

前面に押し出してくるタイプの人との、類別も、成り立つでしょう)のそれらとの違い・ギャップが実質的に存在することを、認識しておいて頂かなければ、なりません。例えば、日本の場合とは違って、今なお、「宗教」という、大きなタテマエが覆い被さっている世界の多くの国々では、タテマエ的なものの磁力・魔力は、侮れないのです。宗教にそれほど強力なタテマエ性を認めていないように見える私たち日本人には、諸外国で繰り広げられる事象の「宗教的な」意味合いを見誤まることも、あるのではないのでしょうか。

(2) 筆者は、これまでの研究歴の中で、極めて個人的な感覚・発想に基づいて、「タテマエ」と「ホンネ」の分別を試みると共に、そこに存在する、「フィードバック」にも似た現象に着目するなどして、日本の文化の、一つの側面を明らかにすることを目指してきましたが、この手法を用いてキャッチできるものには、確かに、限界があるように、思えます。以上のような、筆者の至って個人的で、ユニークな(?)アプローチを、一つの「読み」として、ひとまず、受け入れて頂ければ、幸いです。

(3) 一般に、「対比型」の言い回しに私たちが出会った際、「タテマエ・ホンネ論」の枠内で、それを捉えるやり方の他に、その対比それ自体を素直に受け止めてみる、というシンプルな姿勢も、あります。順不同で、その手の「対比例」の素材を示しておきましょう。

大小、多少、是非、優劣、勝敗、強弱、善悪、出入、黒白、前後、左右、異同、単複、凹凸、聖俗、和戦、加除、古今、東西、漢和、天地、心技、長短、有無、陰陽、順逆、虚実、明暗、祭政、新旧、東西、南北、男女、父母などが、これです。

(4) 筆者は、二〇一三年七月一日から、二〇一四年一〇月一七日まで

の、一年少々の間に、「ロマホペディア（ローマ法便覧）」の「本編」から始まり、その「第二部」と「第三部」とにおいて、古代ローマ法、及び、日本法文化の分析の成果を、京都大学の「データベース」の一種である「紅（くれない）」に、電磁的情報のかたちで、収録して頂きました（その総量は、一〇〇〇字組み相当の書物分として換算しますと、約四〇〇〇ページ分に相当します）。

今回の「第四部」は、前三者とは別系の仕事のデータです（これは、一〇〇〇字組み相当の書物分として換算しますと、二四〇ページほどの、小品です）。これらの各データの中身には、新たに書き下ろした部門や部分もありますが、その中心は、何十年もの学びの成果を盛り込んだものです。

さて、間もなく八〇歳に近づく、超高齢の筆者には、「新論文」の製作に一から取り組む知力も気力も、最早、備わっていませんが、それでも、過去の、一〇点ほどの書籍作品の中から、現在の筆者個人の学問的な好みにマッチするような部分を、そのまま、電磁的データに取り込んで頂くらいのことなら、ひょっとすると、実現するかもしれません。自身の過去の仕事を振り返ってみるといふ、この手の作業に取り組む機会が、いつか、与えられることを、晩年の「夢」とさせて下さいますよう。人生において、考えること・学ぶこと・研究すること・教え語ることが、日常生活の不可欠部分を占めていた、筆者のような人間には、何も考えず、何も語らず、何も書き記さない生活など、想像できないからです。勉強とテニスに明け暮れた、「単細胞」系の人間である筆者には、本当の老境というものは、誠に恐しい世界になるのでは、と肌で感じ取っています。有難いことに、専門雑誌である『時の法令』には、各種のシリーズのかたちで、小品を、三〇年近くも、殆んど途切れることなしに、掲載して頂いているのですが、

今後は、これが、筆者と社会を繋ぐ、唯一のパイプとなってくれること
でしょう。筆者としては、それを心から、望んでいます。

本編を、五三年にもわたる夫婦人生のパートナーであ
り、学びの仲間・同志であった、妻・信子に捧げます。

二〇一五年四月一日

京都・下鴨の寓居にて

「日本法の語り部」であることを新たに志す者として

柴 田 光 蔵